

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年4月30日

【計算期間】 第5期（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

【ファンド名】 ノムラ・ケイマン・トラスト
- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）
- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）
（Nomura Cayman Trust
- PIMCO Income Strategy Fund (USD)
- PIMCO Income Strategy Fund (AUD)）

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
（Global Funds Trust Company）

【代表者の役職氏名】 取締役 フランソワ・ジョン
（Francois John, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
（PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝149.67円および1豪ドル＝93.23円によります。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1計算期間とは、2019年11月18日から2020年10月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律の下で2019年9月13日付基本信託証券（以下「基本信託証券」といいます。）に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

ノムラ・ケイマン・トラスト - PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）（以下「米ドルファンド」という場合があります。）およびノムラ・ケイマン・トラスト - PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）（以下「豪ドルファンド」という場合があります、米ドルファンドと豪ドルファンドを個別にまたは併せて「ファンド」といいます。）は、それぞれ2019年9月13日付信託証券補遺（以下「信託証券補遺」といい、「基本信託証券」と併せて「信託証券」と総称します。）に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

各ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

ファンドは、投資対象ファンド（以下に定義されます。）およびマスター・ファンド（以下に定義されます。）を通じて、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、投資対象ファンド（以下に定義されます。）およびマスター・ファンド（以下に定義されます。）を通じて、主に世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とします。

ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。

2025年4月30日現在、米ドルファンドには、「米ドル建て 毎月分配型」および「米ドル建て 年1回分配型」（以下併せて「米ドルクラス」といいます。）の二つのクラスがあります。また、豪ドルファンドには、「豪ドル建て 毎月分配型」および「豪ドル建て 年1回分配型」（以下併せて「豪ドルクラス」といいます。）の二つのクラスがあります。

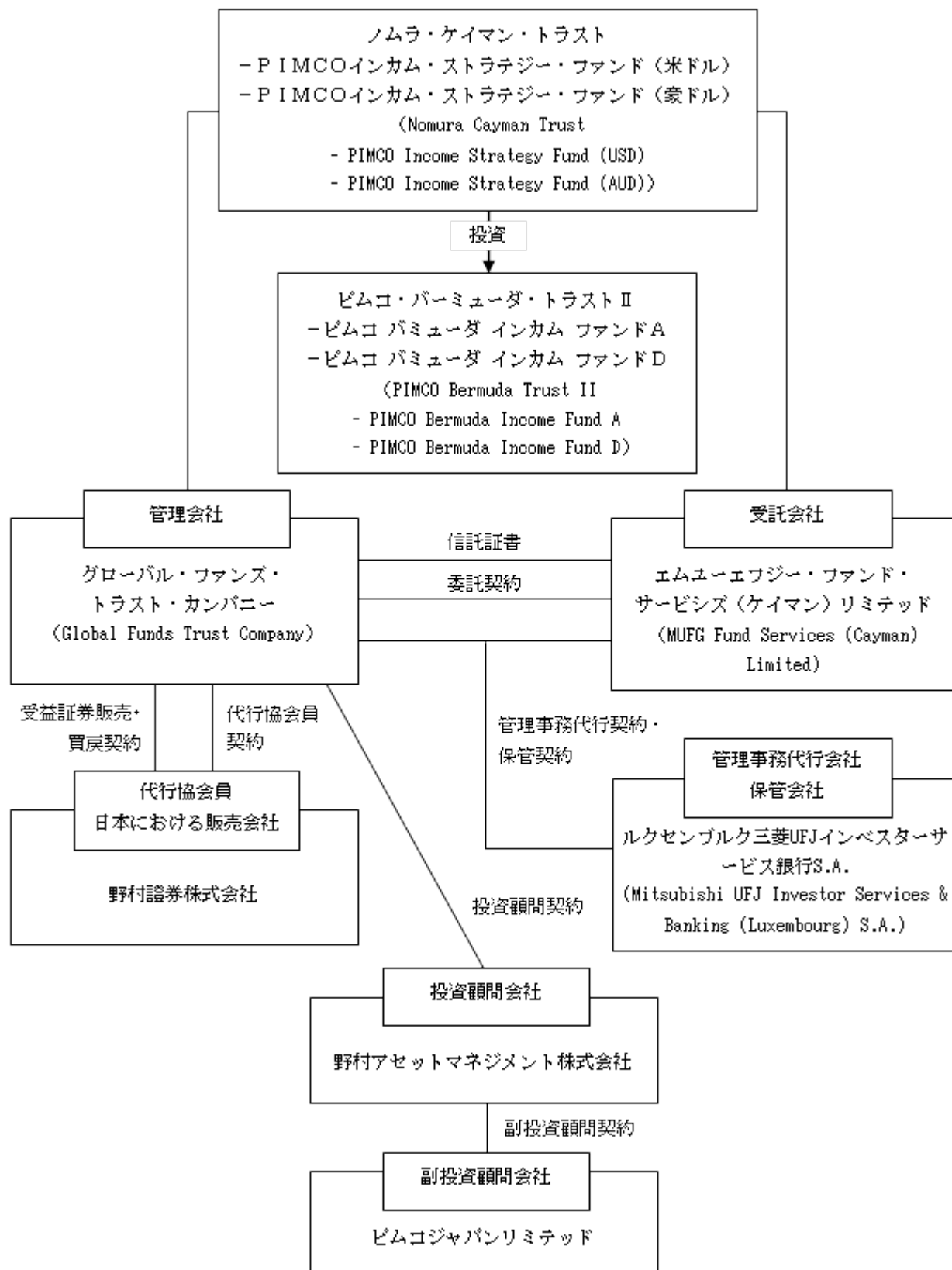
ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっています。

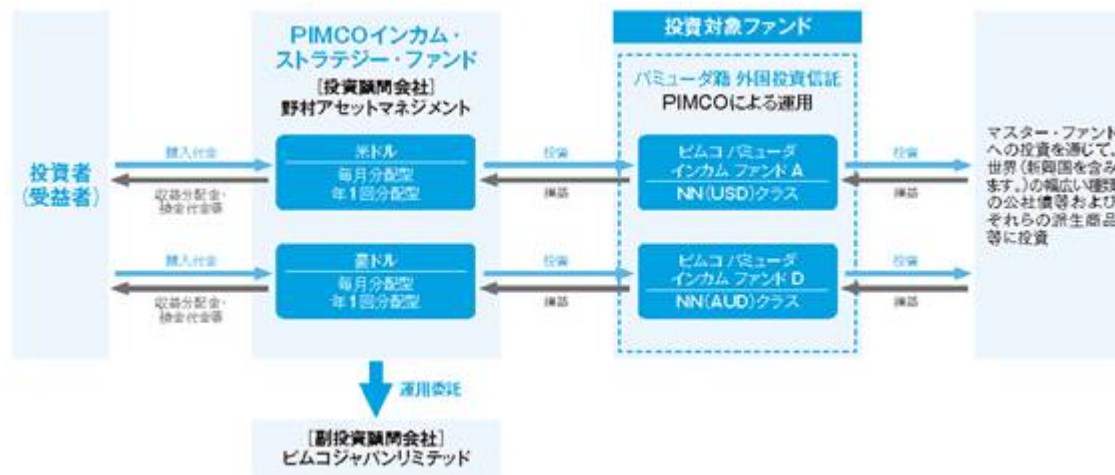
（2）【ファンドの沿革】

1998年2月27日	管理会社の設立
2019年9月13日	基本信託証券および信託証券補遺の締結
2019年11月5日	ファンド証券の日本における募集開始
2019年11月18日	ファンドの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	2019年9月13日付で基本信託証書および信託証書補遺を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
エムユーエフジー・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッド (MUFG Fund Services (Cayman) Limited)	受託会社	2019年9月13日付で基本信託証書および信託証書補遺を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。また、2019年9月13日に管理会社との間で委託契約(注1)を締結。ファンド証券の発行および買戻し業務の委託について規定しています。
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2019年10月11日に管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約(注2)を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2019年10月11日に管理会社および受託会社との間で保管契約(注3)を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2019年10月11日に管理会社との間で投資顧問契約(注4)を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務の提供について規定しています。
ピムコジャパンリミテッド	副投資顧問会社	2019年10月11日に投資顧問会社との間で副投資顧問契約(注5)を締結。同契約は、副投資顧問業務の提供について規定しています。

野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2019年10月11日付で管理会社との間で代行協会員契約（注６）を締結し、2019年10月11日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注７）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。
----------	---------------	---

- （注１） 委託契約とは、管理会社から委託された受託会社がファンド証券の発行および買戻し業務を提供することを約する契約です。
- （注２） 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。
- （注３） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
- （注４） 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務を提供することを約する契約です。
- （注５） 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、投資顧問会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資顧問業務を提供することを約する契約です。
- （注６） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書、運用報告書の送付および受益証券１口当たり純資産価格の公表等を行うことを約する契約です。
- （注７） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

（ ）事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

（ ）資本金の額

2025年２月末日現在の資本金の額は50万ユーロ（約7,780万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年２月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝155.60円）によります。以下同じです。

定款およびケイマン諸島会社法（改正済）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

（ ）会社の沿革

1998年２月27日設立

（ ）大株主の状況

（2025年２月末日現在）

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

（ａ）信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

（ｂ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（ａ）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。

トラストの監査人は、ブライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

（ｂ）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年10月31日に終了します。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から120日以内に受益者に送付されます。

日本における開示

（ａ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等が行われる場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)b条に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAよりミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターのライセンスを付与されている受託会社は、ミューチュアル・ファンド法の要件に従い、トラストの主たる事業所を準備します。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、とりわけ英文目論見書の法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。規制されたミューチュアル・ファンドであることから、CIMAはいつでもトラストおよびファンドにその決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。CIMAは、受託会社に対し、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を遂行するために合理的に必要な情報または説明を提供するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

ただし、CIMAは一定の状況下においてトラストおよびファンドの活動を調査する権限を有しているものの、トラストおよびファンドは、その投資活動またはそのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはありません。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書または英文目論見書補遺の条項または利点についての判断または承認をしていません。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しません。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制されたミューチュアル・ファンドがその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンド（認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドの監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドのマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストに助言を与える者を任命すること、または、トラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドは、投資対象ファンド（以下に定義されます。）およびマスター・ファンド（以下に定義されます。）を通じて、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを通じて、主に世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とします。

ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。

PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）は、主にピムコ パミューダ インカム ファンドAのNN（USD）クラスに、また、PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）は、主にピムコ パミューダ インカム ファンドDのNN（AUD）クラス（以下、ピムコ パミューダ インカム ファンドAおよびピムコ パミューダ インカム ファンドDを個別にまたは併せて「投資対象ファンド」、また、ピムコ パミューダ インカム ファンドAのNN（USD）クラスおよびピムコ パミューダ インカム ファンドDのNN（AUD）クラスを個別にまたは併せて「投資対象ファンド受益証券」といいます。）に、それぞれ投資することにより、その目的の達成を目指します。投資対象ファンドは、マルチ・シリーズ・トラストとしてパーミューダ法に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるピムコ・パーミューダ・トラスト（以下「アンブレラ・トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

投資対象ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。投資対象ファンドは、通常状況下において、ほぼすべての資産をアンブレラ・トラストの別のシリーズ・トラストであるピムコ パミューダ インカム ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」といいます。）の投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指します。

ファンドの資産の大部分は投資対象ファンド受益証券に投資されます。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドのポートフォリオの運用成果の影響を受けます。また、豪ドルクラスの投資成果は、後述する為替取引の影響も受けません。

投資対象ファンド

投資対象ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。投資対象ファンドは、通常状況下において、ほぼすべての資産をアンブレラ・トラストの別のシリーズ・トラストであるマスター・ファンドの投資証券に投資することにより投資目的の実現を図っており、キャッシュ管理の目的で流動性のある有価証券、買戻契約またはその他の商品に一時的に投資する場合を除き、原則として、他の発行体の債券またはその他の商品に直接投資することはありません。

米ドルクラスについては、投資対象ファンド受益証券の通貨エクスポージャーは管理されていないため、為替レートの変動による損失のリスクにさらされます。

豪ドルクラスの投資対象受益証券については、通常状況下において、当該クラスの純資産総額の可能な限り100%に相当する額の米ドル売り、豪ドル買いのフォワード取引（為替取引）を行うことで、豪ドルエクスポージャーを取ります。

通常環境下においては、豪ドルエクスポージャーは豪ドルクラスの純資産総額に対して90%～110%となるように調整します。ポートフォリオの価値変動または当該クラスの受益証券の発行・買戻しにより、豪ドルエクスポージャーが純資産総額に対して90%未満または110%を超える場合には、通常、概ね100%になるように調整します。

為替取引を用いることにより、豪ドルクラスは為替取引による収益を得る、または損失を被る場合があります。一般に、為替取引による損益は、当該為替取引に関連する2つの通貨間の金利の変動の影響を受けます。米ドルより短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアムが期待できます。逆に、米ドルより短期金利が低い場合には、為替取引によるコストが生じます。

マスター・ファンド

マスター・ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とします。マスター・ファンドの参照指数はブルームバーグ米国総合債券インデックスです。マスター・ファンドは米ドル建てです。

マスター・ファンドは、通常状況下において、その総資産の65%以上を、満期の異なる確定利付商品（以下に定義されます。なお、先渡し取引またはオプション、先物契約、スワップ契約等のデリバティブにより構成される場合があります。）で構成されるマルチセクター・ポートフォリオに投資することにより投資目的の実現を図っています。マスター・ファンドは、原則として、複数の投資セクターに制限なく資産配分を行います。かかる投資セクターには、（ ）米国および米国以外（新興国を含みます。）に所在する発行体のハイ・イールド債券（以下「ジャンク債」といいます。）および投資適格社債、（ ）米国および米国以外（新興国を含みます。）の政府ならびにそれらの政府機関が発行する確定利付証券、（ ）モーゲージ証券およびその他の資産担保証券、ならびに（ ）外貨（新興国の通貨を含みます。）が含まれる場合があります。ただし、マスター・ファンドは、いずれか一つの投資セクターに対してエクスポージャーを獲得することを義務付けら

れているわけではなく、いずれか一つの投資セクターに対するマスター・ファンドのエクスポージャーは時間の経過とともに変動します。

マスター・ファンドが投資することができる確定利付商品（以下「確定利付商品」といいます。）は、以下を含みますが、これらに限られません。

- ・ 政府、政府機関または政府支援事業体が発行し、または保証する有価証券（以下「政府証券」といいます。）
- ・ 米国および米国以外の発行体の社債（企業のコマーシャル・ペーパーを含みます。）
- ・ モーゲージ証券およびその他の資産担保証券
- ・ 政府および企業が発行するインフレ指数連動の債券
- ・ ハイブリッドまたは「インデックス」証券を含むストラクチャード・ノート、イベント連動債およびローン・パーティシペーション
- ・ ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ
- ・ 銀行預金、定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ契約およびリバース・レポ契約
- ・ 国際機関または超国家機関の債券

マスター・ファンドは、その資産の全部を、オプション、先物契約、先物契約にかかるオプション、スワップ契約（ロングおよびショートのクレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックを含みますが、これらに限られません。）およびスワップ契約にかかるオプション等のデリバティブ商品、またはモーゲージ証券もしくは資産担保証券に投資することができます。マスター・ファンドは、一連の売買契約を締結することにより、または（バイ・バックまたはダラー・ロール等の）他の投資手法を用いることにより、その主として投資する有価証券に対する市場エクスポージャーの獲得を制限なく追求することができます。

マスター・ファンドの投資方針はすべて、後記「（５）投資制限、マスター・ファンドの投資制限」の項に記載される投資制限（投資制限７を含みます。）に服します。

デュレーション マスター・ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、マスター・ファンド管理会社による予測金利により変動し、通常の市況下においては一般的に０年から８年の範囲で変動します。

信用格付 マスター・ファンドは、その総資産の50%を上限として、ムーディーズにより投資適格未満として格付けがなされたか、S & P、フィッチもしくは別の国際的に認められた格付業者によりこれと同等の格付けがなされたか、または格付を有しない場合はこれと同等の信用度であるとマスター・ファンド管理会社が判断したハイ・イールド債券に投資することができます。ただし、当該制限は、マスター・ファンドのモーゲージ証券および資産担保証券への投資には適用されないものとします。

非米国証券 マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建ての有価証券および米国以外の発行体の有価証券に制限なく投資することができます。ただし、発展途上国（または「新興国市場」）を拠点とする発行体の証券については、マスター・ファンドの総資産の20%を上限として投資することができます。

転換証券およびエクイティ証券 マスター・ファンドは、転換証券に投資し、かかる証券を普通株式に転換することができます。また、マスター・ファンドは、その総資産の10%を上限として、優先株式に投資することができます。マスター・ファンドは、その総資産の５%を上限として普通株式に投資することもできます。

通貨および為替取引 マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨に対する為替エクスポージャーを合計でその総資産の15%までに制限します。

流動性の低い投資対象 マスター・ファンドは、その総資産の15%を上限として、流動性の低い投資対象に投資することができます。

発行体の分散 マスター・ファンドは、銘柄または発行体に制限なく投資することができます。

モーゲージ証券およびその他の資産担保証券 マスター・ファンドは、モーゲージ証券またはその他の資産担保証券の利息限定クラス、元本限定クラス、デリバティブまたは逆変動利付債を制限なく組み合わせて投資することができます。

■投資対象ファンドの概要

ファンド／クラス名	ビムコ バミューダ インカム ファンド A - NN(USD)クラス ビムコ バミューダ インカム ファンド D - NN(AUD)クラス
ファンドの形態	バミューダ籍・外国投資信託
投資目的および投資方針	マスター・ファンドへの投資を通じて、世界（新興国を含みます。以下同じ。）の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、利子収益の獲得をめざします。 NN(USD)クラスは、原則として、為替取引を行いません。NN(AUD)クラスは、原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。
主な投資制限	マスター・ファンドについては、以下のとおりです。 ・通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。 ・投資適格未満の公社債への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券については適用されません。 ・ポートフォリオの平均デュレーション [※] は、原則として0～8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・米ドル建て以外の資産への投資に制限はありません。ただし、当該資産にかかる通貨売り、米ドル買いの為替取引により、米ドル以外の通貨エクスポージャーは総資産の15%以内とします。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)
設定日	2019年11月18日
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

※投資対象ファンドは原則としてマスター・ファンドの投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、マスター・ファンドにおいても運用管理費用（信託報酬）、購入手数料および信託財産留保額はかかりません。

キャッシュ・フロート

受益証券の発行により得られる手取金の一部は、投資顧問会社の裁量により、銀行預金口座に預け入れられること（以下「キャッシュ・フロート」といいます。）が意図されています。キャッシュ・フロートは、ファンドの継続的な現金需要（ファンドの資産から支払われるべき手数料および費用の支払い、ならびに／または受益証券の買戻しを決済するために充当する金額を含みますが、これらに限られません。）を満たすために随時利用することができます。

変更

投資ガイドラインは、21ファンド営業日前に受益者に通知することを条件に、管理会社が随時修正することができ、事前通知期間はすべての受益者が放棄または短縮することができます。

（注）「投資ガイドライン」とは、管理会社がファンドの資産を投資する際に遵守する、本書に定める投資目的、投資方針および投資制限をいいます。

（２）【投資対象】

ファンドは、「投資対象ファンド受益証券」を主な投資対象とします。

（３）【運用体制】

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社（以下「野村アセットマネジメント」といいます。）を投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2025年２月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約88兆4,464億円です。

投資顧問会社と副投資顧問会社との間の副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドにファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

上記の運用体制は2025年２月末日現在のものであり、随時変更されます。

（４）【分配方針】

受託会社は、投資顧問会社の指示に基づき、随時、受益者に分配金を支払うことを決定することができます。

米ドル建て 年１回分配型および豪ドル建て 年１回分配型

米ドル建て 年１回分配型および豪ドル建て 年１回分配型に関して、分配は、年次ベースで各分配基準日に宣言される予定です。宣言された分配は、該当する分配支払日に支払われます。

米ドル建て 毎月分配型および豪ドル建て 毎月分配型

米ドル建て 毎月分配型および豪ドル建て 毎月分配型に関して、分配は、月次ベースで各分配基準日に宣言される予定です。宣言された分配は、該当する分配支払日に支払われます。

分配は、関連する分配基準日に受益証券がその氏名で受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

各分配基準日に分配が行われることを表明または保証するものではありません。

受託会社は、関連する各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格を考慮して、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現キャピタルゲインから分配を行うことができます。受託会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

該当する分配が受益者に支払われるまで、関連する分配金落ち日以降の各申込日および買戻日に行われた受益証券の申込みおよび買戻しに関して支払われる申込価格および受領される買戻価格は、未払分配金を含みません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注１）「分配基準日」とは、（ ）米ドル建て 年１回分配型および豪ドル建て 年１回分配型に関して、毎年10月９日（ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、その直前のファンド営業日）および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で当該受益証券クラスに関して随時決定するその他の日および（ ）米ドル建て 毎月分配型および豪ドル建て毎月分配型に関して、毎月９暦日目（ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、その直前のファンド営業日）および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で当該受益証券クラスに関して随時決定するその他の日をいいます。

（注２）「分配支払日」とは、関連する分配基準日（同日を含みます。）から５ファンド営業日目および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

（注３）「分配金落ち日」とは、関連する分配基準日の翌ファンド営業日および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

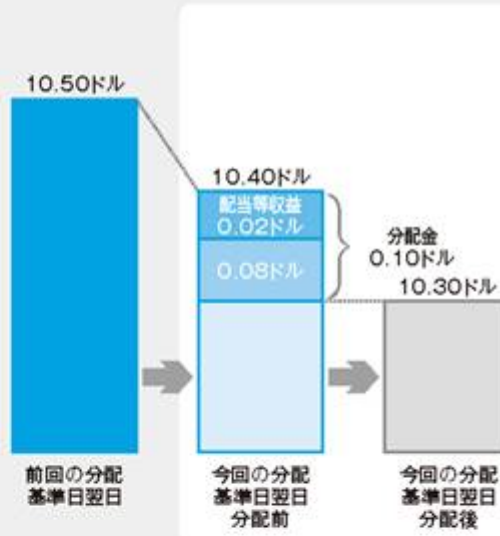
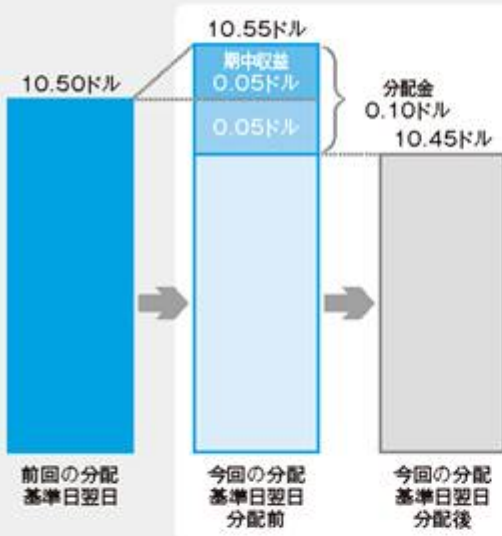


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



分配金に対する課税については、後記「４ 手数料等及び税金、（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社（またはその委託先）は、ファンドに関して、ファンドの資産総額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」（金融商品取引法第2条第2項各号に規定される有価証券とみなされる権利を除きます。）の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資を行ってはなりません。ただし、かかる制限は、（a）ファンドの償還が決定した場合、（b）大量の買戻請求が予想される場合、または（c）管理会社のコントロールの及ばないその他の状況においては適用されないものとします。

- ・ファンドが保有する証券の空売りを行うことは禁止されます。
- ・ファンドの資産は、証券の引受けまたは再引受けに利用することはできません。

さらに、管理会社（およびその委託先）は、JSDAの規則の下で以下の制限に従います。

1. ファンドによる借入れは、下記の「借入方針」の項に定める借入方針に沿ったものを除いて禁止されます。
2. 管理会社が運用するすべての投資信託を代理して、一発行体の発行済議決権付株式の50%超を取得することはできません。
3. 流動性が低い資産に純資産総額の15%超を投資することはできません。ただし私募株式、非上場証券およびその他の流動性に欠ける資産について、価格決定の透明性を確保するための措置を講じている場合を除きます。
4. 管理会社、受託会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害するファンドに関する取引は禁止されます。
5. JSDAの規則に基づき「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類される単一の発行体および／または取引相手方に対するエクスポージャーについては、特定のエクスポージャー区分内の単一の発行体および／または取引相手方に対するエクスポージャー（以下「信用リスク」といいます。）は純資産総額の10%を超えないものとし、また、単一の信用リスクに対するエクスポージャーの合計は純資産総額の20%を超えないものとします。制限を超えた場合、管理会社およびその委託先は、JSDAの規則に従って、これらの制限を満たすためにエクスポージャーを調整するものとします。

管理会社およびその委託先は、受益証券の買戻しの資金調達または為替差損の補填のための一時的な防御措置として、またはこれを見越して、現金および銀行預金を保有し、財務省証券、譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパー等の高品質な短期商品に投資する権利を留保します。

管理会社は、ファンドの勘定で、JSDAの規則に規定されるデリバティブ取引等を行いません。

管理会社は、上記の投資制限に関係する適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとします（ただし、当該追加、修正または削除について受益者に対し21暦日以上前の通知を行うものとします。）。

管理会社（またはその委託先）は、特に、ファンドの本投資対象の価値の変化、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しの結果として、上記投資制限のいずれかに超過が生じた場合であっても、直ちに本投資対象を売却するよう要求されません。ただし、管理会社（またはその委託先）は、違反が認識された後合理的な期間内に投資制限を遵守するために、受益者の利益を考慮して合理的に実行可能な措置を講じます。

上記の投資目的および投資方針は、金融危機、債務不履行、政策の重大な変更、新たな規制の実施、資本連結、自然災害、クーデターおよび／またはファンドの資産が投資されている国の政治制度の重大な変更および戦争等の特別な状況を含む、市況の一定の状況においては維持されないことがあります。

管理会社（およびその委託先）は、（ ）受益証券の購入申込みまたは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、（ ）ファンドが投資する市場もしくは本投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合または管理会社（またはその委託先）の合理的なコントロールを超えるその他の事由が存在する場合、（ ）管理会社（またはその委託先）が新たに拠出された資産の当初投資を行っている期間中である場合、および／または（ ）逸脱が、（a）ファンドを終了する準備を行うためもしくは（b）ファンドの資産の規模の結果として、その単独の裁量により合理的に必要な場合、本書に記載する投資方針、投資制限および投資ガイドラインから一時的に逸脱することができます。当該逸脱を認識した場合、管理会社（またはその委託先）は、受益者の利益を考慮し、合理的に実務上可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが投資目的を達成するまたは多額の損失を回避するという保証はありません。

借入方針

管理会社（またはその委託先）は、ファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%を上限とします。ただし、合併等の特別な状況または緊急事態の場合、この10%の上限を一時的に超えることができます。

マスター・ファンドの投資制限

日本における受益証券の販売に関する方針

日本の投資信託協会の規則に基づき公募される、日本の投資信託であるファンド・オブ・ファンズに対する制限およびJSDAが規定する外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に関連して、マスター・ファンドは、以下の投資制限を採用しました。

1. 空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、マスター・ファンドの純資産総額未満とします。
2. 借入制限 残存借入総額がマスター・ファンドの純資産総額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。ただし、合併等の特別な状況または緊急事態が発生した場合、一時的に当該10%の制限を超えることができます。
3. 一会社の株式の取得制限 一会社（日本の公募投資信託たるファンド・オブ・ファンズの場合に限り、投資会社を含みます。）の発行済株式総数の50%を超えて取得を行うことはできません。ただし、契約型投資信託の場合、同一の運用者により運用されているすべてのファンドにおいて、発行済株式総数の50%を超えて取得を行うことはできません。比率制限は、投資時に適用されます。
4. 流動性が低い有価証券に対する投資の制限 マスター・ファンドは、無登録株式、非上場株式または証券化に関連する流動性が低い商品に対し、その純資産総額の15%を超えて投資を行うことはできません。マスター・ファンドが、私募株式、非上場株式または流動性が低いその他の商品に投資する場合、これらの証券を公正価格で評価するための措置が採用されます。
5. 利害関係者との取引に関する制限 マスター・ファンド管理会社が自己またはマスター・ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、マスター・ファンドの受益者の保護に反し、またはマスター・ファンドの資産の適切な運用を害するマスター・ファンドによる取引は、禁止されます。
6. エクイティ証券への投資の禁止 マスター・ファンドは、いかなる種類のエクイティ証券にも投資することはできません（前記「（1）投資方針、投資目的および投資方針、マスター・ファンド、転換証券およびエクイティ証券」の項で認められている場合を除きます。）。さらに、マスター・ファンドは、（前記「（1）投資方針、投資目的および投資方針、マスター・ファンド、転換証券およびエクイティ証券」の項で認められている場合を除き、）エクイティ証券への投資もしくはエクイティ投資を行う契約型投資信託、または会社型投資信託に投資することはできません。
7. 信用リスクの管理 マスター・ファンド管理会社は、2011年アイルランド欧州共同体（譲渡可能証券への集団投資事業）規則およびアイルランド中央銀行が作成したUCITS通知に記載されたリスク管理方法に従い、マスター・ファンドの信用リスクを可能な限り管理するものとします。マスター・ファンドは、元々はアイルランド中央銀行が2014年5月のUCITS申込フォームに定めたリストから選出された、以下の発行体にその純資産総額の35%超を投資する予定です。

「OECD加盟国政府（ただし、投資適格銘柄であること。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当金庫（ファニーメイ）、連邦住宅金融抵当公庫（フレディマック）、連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、奨学金融資金庫（サリームイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート・Aファンディング・エルエルシー」

マスター・ファンド管理会社は、当該個別の発行体の有価証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとします。

3【投資リスク】

リスク要因

受益証券は、ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負担することができる者による投資のみに適しています。以下のリスクについての要約に記載されたファンドおよびファンドの投資対象に関する言及は、ファンドの投資対象に関する複合的なリスクについて言及するものです。以下の勘案事項は、ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全な記載ではありませんが、ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討されるべきです。

以下は、主なリスク要因および勘案事項ですが、すべてのリスク要因および勘案事項を完全に網羅するものではありません。

受益証券1口当たり純資産価格は、有価証券の価格または為替相場の変動およびその他の要因により上下します。また、有価証券の運用上または財務上の状況、有価証券の発行体および状況に対する第三者評価の変化による影響を受けます。したがって、投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により投資者の投資元本を割り込むことがあります。運用による一切の損益は投資者に帰属します。

適切かつ魅力的な投資機会の特定は難しく、高度の不確実性を伴います。ファンドの投資対象から得られるリターンは、投資者が引き受けた事業上および財務上のリスクを適切に補填できないことがあります。

ファンドに対する投資には、高度のリスクが伴います。ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、また、受益者が自己の投資額のすべてまたは大部分を失うことはないという保証也没有ありません。

リスク要因の概要

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの米ドル建て受益証券および豪ドル建て受益証券の純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

市場リスク

価格変動リスク

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受けます。組入公社債等の価格の下落は受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。

為替変動リスク

■米ドルクラス

受益証券1口当たり純資産価格の算定は米ドル建てにより行われますので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合があります。

■豪ドルクラス

投資対象ファンドにおいて、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。為替取引を用いることにより、投資対象ファンドのNN（AUD）クラスは為替取引による収益を得るまたは損失を被る場合があります。一般に、為替取引による損益は、当該為替取引に関連する2つの通貨間の金利の変動の影響を受けます。米ドルより短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアムが期待できます。逆に、米ドルより短期金利が低い場合には、為替取引によるコストが生じます。受益証券1口当たり純資産価格の算定は豪ドル建てにより行われますので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合があります。

信用リスク

組入有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じです。）の発行体や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

期限前償還リスク

マスター・ファンドは、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン等の期限前償還リスクを伴う債券等へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン等の債券等の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券等に再投資せざるを得ない可能性があります。

低格付債券への投資リスク

マスター・ファンドは、格付けの低い公社債等も投資対象としており、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べ、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

為替リスク

マスター・ファンドが米ドル以外の通貨建てで投資を行う場合、米ドルに対して当該通貨の価値が下落するリスクがあります。為替リスクは、新興国通貨建ての金融商品に投資する場合に特に大きくなる可能性があります。

ファンドに関連するリスク

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、とりわけ短期間でファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識する必要があります。

現金および現金等価物に関するリスク

ファンドの勘定で保有されている現金および現金等価物は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。かかるリスクの一または複数が現実化した場合、ファンドの勘定で保有されている現金および現金等価物の価値は悪影響を被る可能性があります。副投資顧問会社が、ファンドの勘定により、ファンドの勘定で保有されている現金の引出しおよび/または現金等価物の換金を行うことができない場合、副投

資顧問会社がファンドの投資目的および投資方針を達成する能力は悪影響を受ける可能性があり、かつ／または、ファンドが損失を被ることがあります。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず。）または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。満期までの期間が長く、何らかの事由が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなります。

管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社（場合に応じます。）は、特定のカウンターパーティーとの間で取引を行うこと、またはいずれかもしくはすべての取引を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社（場合に応じます。）がいかなる数のカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合があります。

ファンドは、取引所で取引されていないデリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など、組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けられないことにより、ファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合があります。取引所で取引されていないデリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではない取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、かかる商品は、ファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社（場合に応じます。）は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づき債務不履行時には契約上の救済が得られることがあります。ただし、利用可能な担保またはその他の資産が十分でない場合には、かかる救済は不十分なものとなる可能性があります。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含みます。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場において認識された不確実性が高まるとともに、かつてないほどの政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および資金調達の早期終了、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行をもたらしました。管理会社、投資顧問会社および／または副投資顧問会社（場合に応じます。）がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないとの保証はありません。

為替レート・リスク

米ドルクラスは米ドル建て、豪ドルクラスは豪ドル建てです。よって、投資者の投資活動が主に行われる通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」といいます。）が米ドルまたは豪ドル以外の通貨または通貨単位である場合には、受益証券の保有者は通貨の交換に関して一定のリスクを負うことになります。かかるリスクには、為替レートが大きく変動（米ドルもしくは豪ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含みます。）するリスク、および米ドル、豪ドルまたは投資者通貨（場合に応じて）を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルクラスについては、投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、豪ドルクラスについては、投資者通貨の価値が対豪ドルで上昇した場合、（a）純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに（b）支払分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額は下落します。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、本投資対象をファンドの勘定で適時に売却する副投資顧問会社の能力に関係します。相対的に流動性の低い有価証券の市場は、より流動性の高い有価証券の市場に比べて変動性が高くなる傾向があります。ファンドの資産を相対的に流動性の低い有価証券に投資することにより、ファンドの投資対象を希望する価格および時期において処分する副投資顧問会社の能力が制限されることがあります。さらに、かかる投資対象の転売は、時に、契約上の規定により制限されることがあり、かかる制限自体が当該投資対象の価値に影響を及ぼす場合があります。また、取引所が特定の金融商品もしくは契約の取引を停止し、特定の金融商品もしくは契約の即時清算および決済を命じ、または特定の金融商品もしくは契約の取引を清算目的に限定して行うよう命じる可能性があります。流動性を欠くことによるリスクは、店頭取引の場合においても生じます。かかる金融商品または契約の規制市場が存在しないことがあり、当該金融商品または契約のディーラーのみが買評価および売評価の設定を行う可能性があります。市場性のない有価証券への投資は流動性リスクを伴います。また、かかる有価証券は評価が困難であり、その発行体は、規制市場の投資家保護に関する規則に常に従うとは限りません。

投資顧問会社および副投資顧問会社への依存

受託会社および管理会社は、ファンドの信託の引受けおよび管理事務に関して最終的な権限および責任を有しますが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資顧問会社および副投資顧問会社に委任されており、投資顧問会社および副投資顧問会社によって行われるため、投資顧問会社および副投資顧問会社がファンドの資産に対して完全な取引権限を有します。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門性は、投資顧問契約および副投資顧問契約の継続ならびに投資顧問会社および副投資顧問会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存します。投資顧問会社および副投資顧問会社またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、投資顧問会社または副投資顧問会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があるため、ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性があります。

市場リスク

ファンドの勘定で保有されている有価証券の価格は、通常の市場変動および国際的証券市場への投資に固有のリスクの影響に服します。よって、ファンドへの投資がその価値を維持し、またはその価値が上昇するという保証はありません。

担保に関する取り決め

ファンドは、ファンドまたはファンドが取引を行うカウンターパーティーが服することがある適用ある法律および規制に基づく場合を含め、一定の担保に関する取り決めの実行を要求されることがあります。

カウンターパーティーがファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者間で合意されるその他の銀行勘定（以下「担保勘定」といいます。）に預託され、再投資目的では利用されません。担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックス（CSA）に従いカウンターパーティーから要求される利息の支払いに不足する可能性があります。金利差は、純資産価額に影響を及ぼします。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されません。

また、ファンドは、カウンターパーティーの利益のために担保提供を要求される場合もあります。かかる場合、ファンドの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなります。その結果、ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性があります。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別途合意されるところに従って支払われます。

担保リスク

カウンターパーティーからの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を意図していますが、かかるリスクを完全に排除することはできません。提供される担保は、多くの理由により、当該カウンターパーティーの債務の返済に不足する可能性があります。また、カウンターパーティーにより提供される担保は独立して日次で評価されますが、担保として提供される一部の確定利付証券および／または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限りません。

担保が正確かつ的確に評価される保証はありません。担保が正確に評価されない場合、ファンドはその範囲で損失を被る可能性があります。担保が正確に評価されたとしても、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能の時点から当該担保が換金される時点までの間に担保の価値が減少することがあります。非流動資産の場合、換金に時間を要することから担保の価値の減少のリスクがより大きくなる可能性があります。提供される担保の全部または大部分がかかる資産で構成されることがあります。

担保のオペレーショナル・リスク

カウンターパーティーの支払債務およびカウンターパーティーにより提供される担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整されます。担保に関する方針は投資顧問会社および副投資顧問会社により監視されますが、当該方針が正しく遵守および実施されない場合、ファンドはその範囲で、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被ることがあります。

経済情勢

経済情勢（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術発展、政治的および外交上の事由および動向、税法などの要因）の変化は、ファンドのリターンに著しい悪影響を及ぼす可能性があります。そのような情勢は、投資顧問会社または副投資顧問会社のコントロールの及ぶものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場における予測不能な変動性または流動性によって、投資顧問会社または副投資顧問会社のファンドの資産の投資・再投資管理能力が損なわれ、ファンドに損失が生じる可能性があります。経済的および／または政治的不安定により、資産価格が悪影響を受ける可能性があり、法律上、財政上および規制上の変化がもたらされる場合があります。

ファンドは、公開取引されている有価証券に投資する投資信託に共通するリスクにさらされています。市場の動きは変動が大きく、予測が困難です。政府の活動、とりわけ米国連邦準備制度理事会の活動は、金利に重大な影響を及ぼし、ひいてはかかる市場の流動性だけでなく価格にも著しい影響を与えることがあります。政治、景気後退、インフレ、雇用水準、貿易政策、国際的事件、戦争その他の不測の事件もまた、有価証券の価格に著しい影響を及ぼすことがあります。各種政府機関がとりうる様々な行為もまた、ファンドの事業の収益性を妨げたり、損失を招いたりする可能性があります。かかる事象により市場は大きく変動し、市況が不安定となる可能性があり、ファンドに破滅的損失をもたらすリスクが生じます。

政治リスクおよび規制リスク

ファンドの資産の価値は、政治不安、政府方針および税制の変更、外国投資および通貨の本国送金に対する制限ならびにその他適用ある法律および規制の動向などの不確実性による影響を受けることがあります。同様に、ファンドの勘定で実行される取引のカウンターパーティーは、それら自身が、銀行再建および破綻処理制度を含む規則の変更および規制監督の対象となることがあります。したがって、ファンドは、自己が対象となる規則の変更だけでなく、カウンターパーティーに影響を及ぼす規則の変更によっても影響を受けることがあります。

決済リスク

ファンドは、有価証券の取引のカウンターパーティーに関する信用リスクにさらされ、かかるカウンターパーティーがファンドの勘定で行われた取引について決済不履行を生じさせた場合には決済不履行リスクを負うこともあります。カウンターパーティーによる不履行リスクは特に、債券の取引に関係します。

仲介およびその他の取り決め

ポートフォリオ取引を実行するためのブローカーまたはディーラーを選定する際、投資顧問会社または副投資顧問会社は、競争入札を行う必要はなく、利用可能な最低手数料を追求する義務を負いません。

決済ブローカーの支払不能リスク

ファンドに関して、上場先物取引、その他のデリバティブおよび有価証券の取引の清算および決済を行うために複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用ある規則および規制により、顧客資産にある程度の保護が与えられる場合がありますが、ファンドのブローカーが支払不能に陥った場合は、当該ブローカーの下で保管されているファンドの資産がリスクにさらされることがあります。

保管リスク

カストディアンまたはブローカーとの取引はリスクを伴います。カストディアンまたはブローカーに証拠金として預託されるすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されるため、ファンドがこれらの当事者に関する信用リスクにさらされることはないと思込まれます。ただし、このような分別保管の実施が常に可能であるとは限らず、また、これらの当事者が支払不能に陥った場合、証拠金として保管されているファンドの資産に対するファンドの権利の執行に関連して、実務上または時間的な問題が生じることがあります。

流通市場の不存在

受益証券には流通市場が存在しない予定です。投資者は、自らの裁量で投資を現金化することができない可能性があります。

投資者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」の項に定める手続きおよび制限に従い、受益証券の買戻し請求をすることができます。受益証券の買戻しを請求する受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中に下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負担します。また、受益者が受益証券の買戻しを行うことができない状況となる可能性があります（例えば、マスター・ファンドが、受益者が受益証券の買戻しを行う能力に影響を及ぼしうるほど流動性の低い状態となる可能性が高い場合などがあります。）。

受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し手続等、受益証券の譲渡」の項の定めに従い、管理会社および受託会社の事前の書面同意を得ることを条件として、保有する受益証券を譲渡することもできます。ただし、受益者の受益証券を購入する意思のある者が存在する保証はありません。さらに、譲受人は受託会社に対し、管理会社および受託会社がその裁量で要求する他の事項について、表明事項を裏付ける証拠とともに書面により表明するよう義務付けられます。管理会社および受託会社は、その裁量で受益証券の譲渡を拒否する権利も有します。

買戻しの影響

受益証券の大量の買戻しが請求された場合、かかる買戻しが請求された時点で本投資対象を換金することができず、または投資顧問会社もしくは副投資顧問会社が本投資対象の真の価値を反映していないと考える価格でしか当該本投資対象を換金できないことがあり、その結果受益者のリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

本投資対象の換金

本投資対象の換金または一部換金の際にファンドの勘定で受託会社が受領する金額は、分配を通じて受益者に支払われることがあります。分配は発生する見込みですが、管理会社と協議の上で本投資対象の手取金をファンドの勘定で受託会社が保持することが必要となる場合があります、直ちに受益者に返還されない可能性があります。

分配

分配により受益者の当初投資元本またはキャピタル・ゲインが返還されることがあり、これにより当該受益証券クラスに帰属する純資産価額が減少する可能性があります。したがって、投資元本の保全を求める投資者には、受益証券に帰属する投資対象の価値が、資産価値の減少のみならず、分配を通じた当該受益証券クラスの保有者に対する投資元本の返還によっても下落する可能性があることを考慮することが強く推奨されます。

本投資対象の評価

管理事務代行会社は、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有するカウンターパーティーから、ファンドの勘定において締結された取引とファンドの勘定において保有される現金または有価証券を照合するために十分な時間を確保しつつ取引明細書またはその他の必要な情報を受領できない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産価額が計算されることを意味することがあり、不完全な照合につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社、投資顧問会社および副投資顧問会社（場合に応じます。）のいずれも、その結果損失が発生した場合に責任を負わないものとします。

限られた数の価格決定の情報源

管理事務代行会社は、純資産価額の計算に関連するものを含め、投資対象の価格決定に関して限られた数または単一の情報源に依拠する場合があります。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含みます。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきです。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）は、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課します。ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税を課される可能性があり、その場合は純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなります。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はありません。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合があります。また、FATCAの遵守に起因する管理事務費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともあります。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に活用しつつ、世界的なオフショア脱税の問題に対処するため、共通報告基準（以下「CRS」といいます。）を発展させました。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めています。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換します。ケイマン諸島は、CRSの実施を約束しています。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要があります。投資者は、ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社への追加の情報提供を求められることがあります。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる違約金もしくはその他の課徴金に対する責任を課され、ファンドの受益証券の強制的買戻しの対象となり、かつ／または、投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがあります。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

ファンドの運営に関連するインターネットおよび技術の使用が増加するにつれて、ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害によるオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの増大にさらされています。サイバー・セキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の不正流用、データの破損または運営の妨害を目的とした、「ハッキング」またはその他の手段によるコンピューター・ウイルスへの感染およびファンドのシステムへの不正アクセスが含まれますが、これらに限られません。サイバー・セキュリティ侵害は、DoS攻撃、または許可された個人がファンドのシステムに保存された秘密情報を開示する（故意か否かを問いません。）場合など、不正アクセスを必要としない方法で発生する場合もあります。サイバー・セキュリティ侵害により、ファンドの事業運営に支障が生じ、これに影響を及ぼす場合があります。その結果、潜在的に、財務上の損失を生じ、ファンドの純資産価額の決定の不能、適用法の違反、規制上の違約金および／または罰金、コンプライアンスその他の費用が発生する可能性があります。その結果ファンドおよびその投資者は、悪影響を受ける可能性があります。また、ファンドは第三者サービス提供者と密接に協力しているため、かかる第三者サービス提供者における間接的なサイバー・セキュリティ侵害により、ファンドおよびその投資者が直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連するものと同様のリスクにさらされる可能性があります。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクを軽減するよう設計されたリスク管理システムを構築していますが、かかる措置が成功する保証はありません。

クラス間における債務負担

受益証券は、異なるクラスの形で発行されます。信託証書には、ファンドの債務を受益証券の様々なクラスに帰属させる方法が定められています（債務は当該債務が発生した受益証券の特定のクラスに帰属します。）。ただし、ファンドは、単一の信託として設定されており、あるクラスの受益証券の保有者は、受益証券の他のクラスに帰属する資産が受益証券の当該他のクラスに関して生じた債務を弁済するのに不足する場合には、かかる保有者が保有する受益証券のクラスに対応しない当該債務を負担するよう強いられることがあります。したがって、受益証券のあるクラスに帰属する債務が

受益証券の当該特定のクラスに限定されず、受益証券の一または複数の他のクラスに帰属する資産から弁済する必要が生じるリスクがあります。

受益証券の追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがあります。受益証券のかかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、受益証券の当該クラスのみによって負担されず、例えばファンド全体によって負担される可能性があります。これは、受益証券のかかる追加のクラスが設定される前に発行されていた受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の適時的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。有価証券およびデリバティブ商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大かつ悪影響となる可能性があります。

情報請求

受託会社またはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、規制当局・機関または政府当局・機関が適用法に基づき行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがあります。これには、例えば、ケイマン諸島金融庁が、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法（改正済）に基づいて請求する場合、または、ケイマン諸島税務情報局が、ケイマン諸島税務情報局法（改正済）ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合があります。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、受託会社およびその取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合があります。

郵便物の取扱い

受託会社および／またはファンドの登記上の事務所において受領された、受託会社および／またはファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送されます。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含みます。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負いません。特に受託会社の取締役は、自身個人宛の郵便物（受託会社またはファンド宛の郵便物ではないもの）のみを、受領、開封または直接処理します。

投資戦略に関連するリスク

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成、投資リターンが無保証

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの投資目的が成功する旨の保証または表明は行われず、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドがその投資目的を達成することの保証は提供されません。マスター・ファンドは投資対象ファンドに対し、ひいては、投資対象ファンドはファンドに対し、自身がいずれかの特定の企業またはポートフォリオへの投資を選択、実施および換金できることの保証を提供しません。マスター・ファンドが投資者のためのリターンを得られること、または上記に記載された種類の有価証券に対して投資するリスクに当該リターンが見合うことの保証はありません。受益証券は容易に売却可能ではなく、かつマスター・ファンドの投資対象は非流動的である可能性があります。それらの持分の払戻しまたは利益の実現（もしあれば）を生じさせる可能性のある、投資対象の部分的または全面的売却、譲渡、またはその他の処分は、投資が行われてから何年もの間、発生することが一般に予想されません。ファンドへの投資は、投資額の全てを失うことを許容できる者によってのみ検討されるべきです。投資対象ファンドまたはマスター・ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの将来の成績を示唆するものではなく、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。

投資の集中

ファンドは受益証券の販売による手取金の大部分を投資対象ファンドに投資するため、投資対象ファンドにおいて発生した損失はファンドの全体的な財務状態に重大な悪影響を及ぼします。そして、投資対象ファンドは投資対象ファンド受益証券の販売による手取金の大部分をマスター・ファンドに投資するため、マスター・ファンドにおいて発生した損失は投資対象ファンドの全体的な財務状態、ひいてはファンドの全体的な財務状態に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドへの依存

ファンドの投資目的の遂行における成功は、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの継続的な利用可能性に依存します。投資対象ファンドおよび／またはマスター・ファンドは終了または解散する可能性があります、またファンドが投資対象ファンドの発行する投資証券に投資できなくなるその他の理由が生じる可能性があります。これらのいずれのシナリオにおいても、受託会社および管理会社は、ファンドの終了を決定することができます。

コントロールの欠如

受託会社および管理会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの行う投資をコントロールしません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に対するコントロールの欠如は、ファンドにとって不利となる可能性があります。管理会社が（その代理人または委託先を通じて）投資対象ファンドの投資に関して議決権を行使できる場合であっても、管理会社によるかかる本投資対象に関する議決権行使は投資対象ファンドの他の投資者による議決権行使と一致しない可能性があり、かかる他の投資者がより多くの議決権を有する可能性があります。

第三者の運用への依拠

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドのパフォーマンスは監視されているものの、ファンドは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドのレベルの運用チームの技能および専門性に大部分を依拠します。かかる運用チームが投資対象ファンドおよびマスター・ファンドに継続して関与すること、またはその場合であったとしても運用チームの運用が継続して成功する保証はありません。

ファンドが達成するリターンは、マスター・ファンド管理会社の取組みおよびパフォーマンスにその大部分を依存し、マスター・ファンド管理会社およびその従業員のパフォーマンス不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。管理会社およびその他のファンドへのサービス提供者のいずれも、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの日常的な運用において積極的な役割を果たさず、マスター・ファンド管理会社が行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する能力を有しません。管理会社はマスター・ファンドおよびマスター・ファンド管理会社のパフォーマンス履歴ならびに投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの投資戦略などの基準に基づいて投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを評価するよう努めるものの、投資対象ファンド、マスター・ファンドおよびマスター・ファンド管理会社の過去のパフォーマンスが将来の成績の信頼できる指標となるとは限らず、またマスター・ファンド管理会社、その主要人物、ま

たは投資対象ファンドもしくはマスター・ファンドの投資戦略はファンドの同意なしに随時変更される可能性があります。

投資対象ファンドに対するファンドの持分の償還

マスター・ファンド管理会社がファンドによる投資対象ファンドへの参加の継続が投資対象ファンドまたはその資産に重大な悪影響を及ぼしうると判断した場合、マスター・ファンド管理会社は、とりわけ、投資対象ファンドに対するファンドの持分を償還することがあります。

間接投資

受益者は、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドへの直接投資者ではなく、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドとの間に一切契約関係を有さず、ファンドへの投資に関して投資対象ファンドまたはマスター・ファンドに対する求償権を有することはできません。

マスター・ファンドの戦略は成功しない可能性があること

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの戦略が実行され、その投資目的が達成され、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドがその投資元本を回収できる保証はありません。

投資対象ファンドに関連するリスク

アンブレラ・トラストは、アンブレラ・トラスト受託会社による複数のシリーズ・トラスト（いずれも別個の信託となるように定められます。）の創設が可能となるユニット・トラストとしてバミューダ法に基づき設立されています。アンブレラ・トラストでは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを含むいくつかのシリーズ・トラストが設立されています。投資対象ファンドは、マスター・ファンドにおける発行済持分です。トラストは、各シリーズ・トラスト（投資対象ファンドおよびマスター・ファンドに関するものを含みます。）を別個の信託とすることを意図して組成されています（その資産および負債に関する場合を含みます。）。したがって、アンブレラ・トラスト受託会社は、関連するシリーズ・トラストに関する債務については当該シリーズ・トラストの資産から補償を受け、また当該債務が複数のシリーズ・トラストに関係する場合には関連する複数のシリーズ・トラストの資産から補償を受ける権利を有します。投資対象ファンドまたはマスター・ファンドに関する債権者は、代位により類似の権利を取得することがあり、例えば、アンブレラ・トラスト受託会社が契約条件を特定のシリーズ・トラストに限定していない場合には、追加の権利を取得することがあります。また、この仕組みの有効性は、バミューダ裁判所による判断の対象となっていないため、各シリーズ・トラストの分離性が遵守される保証はなく、他の諸法域の裁判所がかかる分離性をそのように遵守すべきであると判断する保証もありません。

投資対象ファンドは投資対象ファンド受益証券の販売による手取金の大部分をマスター・ファンドの投資証券に投資するため、投資対象ファンドへの投資に関連するリスクは、マスター・ファンドへの直接投資に関連するものと同等です。マスター・ファンドに関連するリスクの要約は、以下に記載されます。

マスター・ファンドに関連するリスク

本項では、マスター・ファンドに適用されるリスクの一部について説明しますが、完全な説明を目的とするものではなく、他のリスクも随時関連する可能性があります。投資対象ファンドおよびファンドを通じたマスター・ファンドへの間接的な投資は多大なリスクを伴い、投機的であるとみなされるべきです。マスター・ファンドの目標収益率が実現するという保証、または投資元本の返還があるという保証はありません。そのため、投資対象ファンドおよびファンドを通じたマスター・ファンドへの投資は、投資が完全な投資プログラムを構成するものではなく、かつ自らの投資全体の潜在的損失のリスクに耐えるのに必要な財源を有する投資者にのみ適しています。投資予定者は、ファンドへの投資を行う前に、本書の他の箇所に定める事項に加え、マスター・ファンドの事業およびその募集に関する以下のリスク要因を慎重に検討する必要があります。リスク要因が記載される順序は、その相対的な影響力または重要性を示すものではなく、投資予定者は、すべてのリスク要因を注意深く検討する必要があります。かかる情報は、本書の日付現在で提供されるものであり、通知なく変更され、完成し、または修正されることがあります。各投資予定者は、以下に定めるリスクを含む、ファンドへの投資に関連して伴うリスクの評価を行う必要があり、ファンドへの投資に関連するリスクについて法律顧問および専門アドバイザーと協議することが求められます。また、投資予定者は、ファンドに投資する前に、自身の個別の状況について税務顧問および法律顧問と協議する必要があります。本書における説明は、予測および将来を見通した記述を含み、リスクおよび不確実性を伴います。マスター・ファンド（ひいては投資対象ファンドおよびファンド）の実際の成果は、将来を見通した記述および予測と大きく異なる可能性があります。かかる相違を生じうる要因またはかかる相違の一因となりうる要因には以下に記載されるものが含まれますが、これらに限られません。

アービトラージ・リスク

二つの有価証券の価値の認識された関係を利用するためにアービトラージ戦略に従って購入された有価証券またはデリバティブのポジションへのマスター・ファンドによる投資は、一定のリスクをもたらします。アービトラージ戦略の下では、マスター・ファンドは、デリバティブを用いてある有価証券を合成的に空売りすると同時に、別の有価証券を購入することができます。かかる戦略に従って組まれたデリバティブの合成ショート・ポジションは、意図したとおりのパフォーマンスを示さないことがあり、マスター・ファンドに損失をもたらす可能性があります。また、アービトラージ戦略に従って購入された有価証券の発行体は、多くの場合、リストラクチャリング、買収、合併、テークオーバー、株式公開買付もしくは株式交換または清算などの企業の重要なイベントに関与します。かかる企業のイベントは、当初の計画どおりに完了しないか、または頓挫する可能性があります。

コール・リスク

コール・リスクとは、発行体が確定利付証券を予定よりも早期に償還する権利（コール）を行使する可能性をいいます。発行体は、いくつかの理由（例えば、金利の低下、信用スプレッドの変化および発行体の信用度の改善）により満期よりも前に発行済証券をコールすることがあります。マスター・ファンドが投資している有価証券を発行体がコールした場合、マスター・ファンドは、当初投資額の全額を回収することができない、または投資から予想される収益の全額を実現できない可能性があり、より低い利回りの有価証券、信用リスクのより大きい有価証券またはその他の不利な特徴を有する有価証券に再投資することを余儀なくされることがあります。

コモディティ・リスク

マスター・ファンドによるコモディティ連動デリバティブ商品への投資は、マスター・ファンドを従来の有価証券への投資よりも大きな変動性にさらす可能性があります。コモディティ連動デリバティブ商品の価値は、市場全体の動向の変化、外国為替相場、コモディティ指数の変動性、金利変動または特定の業種もしくはコモディティ市場に影響を及ぼす要因（干ばつ、洪水、天候、家畜疾病、パンデミックおよび公衆衛生上の緊急事態、禁輸措置、需給への課税、戦争、テロ、サイバー・ハッキング、経済および政治上の進展、環境上の手続き、関税、保管コストの変動、輸送システムの利用可能性ならびに国際的な経済、政治および規制の動向など）の影響を受けることがあります。これらのセクターのコモディティの価格は、価値の変動、需給の変化および政府の規制政策の変更などの要因により大きく変動する場合があります。また、コモディティおよびコモディティ連動デリバティブ商品の価値は、市場の不正行為または価格操作の対象となった結果、著しい価格変動に見舞われる可能性があります。

利益相反リスク

ポートフォリオ・マネージャーによるマスター・ファンドの運用とその他の勘定の運用との間において、潜在のおよび実際の利益相反が随時発生することがあります。投資機会がマスター・ファンドおよびポートフォリオ・マネージャーが運用するその他の勘定の双方にとって適している可能性がある場合でも、マスター・ファンドおよびその他の勘定の双方が完全に参加するために十分な数量を利用できるとは限りません。同様に、マスター・ファンドおよび別の勘定が保有する投資対象を売却する機会が限定されることがあります。マスター・ファンド管理会社は投資機会を長期にわたり公正かつ公平に配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用します。個別の勘定の運用ガイドラインおよびポートフォリオ・マネージャーの投資見通しに基づいて様々な投資戦略にわたって投資機会が配分されます。マスター・ファンド管理会社は、マスター・ファンドおよび一定のプールされる投資ビークルの並列的な運用に起因する潜在的な利益相反（投資機会の配分の問題を含みます。）に対処するために設計される、全般的な取引の配分方針を補完するための追加的な手続きを採用します。潜在のおよび実際の利益相反は、マスター・ファンド管理会社の別の事業活動およびマスター・ファンド管理会社が発行体に関する重大な非公開情報を所有する結果として生じることもあります。さらに、マスター・ファンドに投資する勘定の投資顧問としてマスター・ファンド管理会社が業務を提供する結果として、潜在のおよび実際の利益相反が生じることもあります。特に、マスター・ファンド管理会社は一定の場合に、マスター・ファンドのための投資対象の購入（または売却）と同時に、自身が現在もしくは将来的に投資運用者として業務を提供するアカウント、投資信託、顧客もしくは仕組み商品または自身の投資信託、顧客もしくは関係会社のために同一の投資対象の売却（もしくは購入）を行うこと、ならびにそのような状況下でクロストレード（デリバティブ取引のノベーションなどの同種の取引を含みます。）を締結すること（流動性が低いか、もしくは評価が難しい可能性がある有価証券もしくはその他の資産に関する場合を含みます。）を予定しています。加えて、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の懸案事項により、マスター・ファンド管理会社が一定の投資対象を制限したり、それらへの参加を禁止することもあります。

転換証券リスク

転換証券とは、確定利付証券、優先株式、または表示価格もしくは表示利率のいずれかで発行体の普通株式（または現金もしくは同等の価値を有する有価証券）に転換可能であるか、もしくは発行体の普通株式（または現金もしくは同等の価値を有する有価証券）のために行使可能なその他の有価証券です。転換証券の市場価値は、金利上昇局面では下落し、反対に金利下落局面では上昇する可能性があります。ただし、転換証券の市場価値は、発行体の普通株式の株価が当該転換証券の「転換価格」に近づくか、またはそれを上回る場合には、当該株式の市場価格を反映する傾向があります。転換価格は、転換証券に関連する株式と交換することのできる、予め決定された価格とされます。原資産である普通株式の市場価格が下落すると、転換証券の価格は、当該転換証券の利回りの影響をより受ける傾向があります。したがって、転換証券の価格の下落は、原資産である普通株式と同程度の下落でない可能性があります。発行体が清算される場合、転換証券の保有者が支払を受けることができるのは、当該発行体の普通株主より先ですが、当該発行体の上位債務証券の保有者の後となります。したがって、発行体の転換証券のリスクは、一般的に、当該発行体の普通株式よりも小さくなりますが、当該発行体の債務証券よりも大きくなります。

信用リスク

確定利付証券（証券貸付担保で購入された有価証券を含みます。）の発行体もしくは保証人、またはデリバティブ契約、レボ契約もしくはポートフォリオ証券の貸付のカウンターパーティー、または担保の発行体もしくは保証人が、元本および／もしくは利息の支払を適時に行うことができないか、行おうとしないか、もしくはそのように認識される（市場参加者による認識か、格付機関による認識か、または価格決定サービスその他による認識かを問いません。）場合、またはその他債務を履行することができないか、履行しようとしなないか、もしくはそのように認識される（市場参加者による認識か、格付機関による認識か、または価格決定サービスその他による認識かを問いません。）場合、マスター・ファンドは、損失を被るおそれがあります。金利上昇時の市場環境においては、当該発行体、保証人またはカウンターパーティーが履行しようとしなないか、または履行することができないリスクが高まることがあります。マスター・ファンドが保有する有価証券または有価証券の発行体の信用格付けの引下げは、その価値を下落させる場合があります。有価証券は、様々な程度の信用リスクにさらされており、かかる信用リスクは、多くの場合、信用格付に反映されています。平均信用度などの指標は、マスター・ファンドの真の信用リスクを正確に反映していない可能性があります。マスター・ファンドが信用格付の大きく異なる有価証券で構成されている場合は、特にそうなります。したがって、マスター・ファンドが一定の信用度を示す平均信用格付を有する場合であっても、マスター・ファンドは、実際には、平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる可能性があります。マスター・ファンドがレバレッジまたはデリバティブを利用する場合、信用リスクはより大きくなります。地方債は、訴訟、法律もしくはその他の政治的な出来事、現地の事業環境もしくは経済情勢または発行体の破産が、発行体が元本および／または利息を支払う能力に重大な影響を及ぼすリスクにさらされています。金利の上昇または高金利により、発行体またはカウンターパーティーが債務のローリングまたは借換えを行うことができない場合においては特に、発行体またはカウンターパーティーの信用力が悪化することがあります。

為替リスク

マスター・ファンドは、米国以外の国の通貨、米国以外の国の通貨で取引され、かつ、収益を得る有価証券、または米国以外の国の通貨に対するエクスポージャーをもたすデリバティブまたは他の商品に直接的に投資する場合、米ドルに対して当該通貨の価値が下落するリスク、またはヘッジ手段ポジションの場合にはヘッジされる通貨に対して米ドルの価値が下落するリスクにさらされます。マスター・ファンドは為替エクスポージャーを米ドルにヘッジしようと試みることがありますが、通貨変動の影響の軽減に成功するとは限りません。マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨から別の米ドル以外の通貨へのヘッジを行う場合もあります。さらに、マスター・ファンドによる為替ヘッジの利用が成功するとは限らず、当該戦略の利用がマスター・ファンドの潜在リターンを低下させる可能性があります。

米国以外の国の為替レートは、いくつかの理由（金利変動、インフレ率、国際収支および政府の財政黒字もしくは財政赤字、米国政府もしくは米国以外の国の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金などの国際機関もしくは通貨管理の実施による介入（もしくは介入の失敗）、またはその他米国内外における政治動向を含みます。）により短期間で大幅に変動する可能性があります。その結果、マスター・ファンドによる（米ドル以外の）外貨および／または（米ドル以外の）外貨建証券への投資またはこれらのエクスポージャーにより、マスター・ファンドのリターンが減少することがあります。

マスター・ファンドは、為替レートの変動による損失リスクを軽減するため、為替エクスポージャーをヘッジすることがあります。マスター・ファンドは、他の通貨に対するマスター・ファンドの通貨または表示通貨（該当する方）の変動をヘッジする予定です。マスター・ファンドが常にヘッジされる、またはマスター・ファンド管理会社がヘッジの利用に成功する保証はありません。ヘッジ戦略の利用により、マスター・ファンドの受益者は、マスター・ファンドの表示通貨がマスター・ファンドの資産の一部または全部の表示通貨に対して下落した場合に利益を得ることが実質的に制限される可能性があります。

為替リスクは、マスター・ファンドが、新興国と経済的に結び付いている米国以外の国の通貨に投資するか、またはかかる米国以外の国の通貨建て取引を行っている限りにおいて特に大きくなる可能性があります。この通貨建て取引は、米

国以外の先進国と経済的に結び付いている米国以外の先進国の通貨に投資するリスクまたはかかる米国以外の国の通貨建て取引を行うリスクとは異なる、またはこれらのリスクよりも大きな市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治リスクおよびその他のリスクをもたらす場合があります。

サイバー・セキュリティ・リスク

事業遂行におけるテクノロジー（クラウド・ベースのテクノロジーを含みます。）の利用がより広がったことに伴い、マスター・ファンドは、サイバー・セキュリティの侵害によりオペレーショナル・リスクにさらされる可能性が高まっています。サイバー・セキュリティの侵害とは、マスター・ファンドが専有情報を失い、データ破壊に見舞われ、または運営能力を失う原因となることのある、外部からの妨害行為または意図的なリソースによる故意および故意でない事象をいいます。その結果、マスター・ファンドは、規制上の違約金、評判の低下、是正措置に関連する追加のコンプライアンス費用および／または財務上の損失を被るおそれがあります。サイバー・セキュリティ侵害は、マスター・ファンドのデジタル情報システムへの不正アクセス（例えば、「ハッキング」または悪意のあるソフトウェア・コーディングによるもの）を伴う場合があります、D o S 攻撃（すなわち、想定されているユーザーがネットワーク・サービスを利用できないようにしようとするものなど）もしくはサイバーエクストーション（データ流出および／または金銭を支払うまでシステムを使えなくする「ランサムウェア」攻撃を含みます。）などの外部からの攻撃または内部犯行（例えば、マスター・ファンド管理会社の人材による意図的もしくは意図的ではない有害な行為）といった、複数のソースによって引き起こされることもあります。また、マスター・ファンドの第三者サービス提供者（例えば、管理事務代行者、名義書換事務代行者およびカストディアン、ベンダー、業者）またはマスター・ファンドが投資する発行体のサイバー・セキュリティ侵害によって、マスター・ファンドは、直接的なサイバー・セキュリティ侵害または企業データの詐欺に関連するものと同様のリスクの多くにさらされる可能性があります。マスター・ファンド管理会社がクラウド・ベースの業務提供者を利用することにより、これらのリスクが高まるか、または変化する場合があります。オペレーショナル・リスク全般と同様に、マスター・ファンド管理会社は、サイバー・セキュリティに関連するリスクを軽減することを目的としたリスク管理システムを構築しています。ただし、特にマスター・ファンドは発行体または第三者サービス提供者のサイバー・セキュリティ・システムを直接的にコントロールしているわけではないことから、かかる取組みが成功する保証はありません。このような企業はサイバー攻撃およびシステムに対する不正アクセスを随時受けてきており、かかる攻撃または不正アクセスが及ぼす影響を防ぐかまたは低減するための取組みが成功するとの保証はありません。サイバーセキュリティの侵害が見過されるかもしれないリスクも存在します。マスター・ファンドおよびマスター・ファンド投資主は、マスター・ファンド、その業務提供者、取引のカウンターパーティーまたはマスター・ファンドが投資する発行体に関連するサイバーセキュリティの侵害の結果として損失を被る可能性があります。

デリバティブ・リスク

デリバティブおよび他の同種の商品（総称して「デリバティブ」といいます。）とは、その価値が原資産、参照金利もしくは指数の価値に依存する、または派生する金融契約です。マスター・ファンドは、通常、例えば発行体、イールド・カーブの一部、指数、セクター、通貨および／もしくは地理的地域に対するエクスポージャーを得ること、ならびに／または金利リスク、信用リスクもしくは為替リスクなどのその他のリスクに対するエクスポージャーを減じることを目的とした戦略の一環として、原資産のポジションをとる代わりにデリバティブを利用します。マスター・ファンドは、レバレッジのためにデリバティブを利用することもあり、その場合、デリバティブの利用にはレバレッジ・リスクが伴うことになり、場合によっては、マスター・ファンドは、無限の損失の可能性にさらされることがあります。デリバティブの利用により、マスター・ファンドの投資リターンがマスター・ファンドが所有していない有価証券のパフォーマンスの影響を受け、マスター・ファンドの投資エクスポージャーの合計がマスター・ファンドのポートフォリオの価値を超える結果がもたらされる可能性があります。

マスター・ファンドによるデリバティブ商品の利用には、有価証券およびその他の伝統的投資対象への直接投資に関連するリスクとは異なる、または場合によってはかかるリスクよりも大きなリスクが伴います。デリバティブは、本項の他の箇所に記載されるいくつかのリスク（流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合は増大する可能性があります。）、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、レバレッジ・リスク、カウンターパーティー・リスク（信用リスクを含みます。）、オペレーショナル・リスク（文書上の問題、決済の問題およびシステム障害など）、リーガル・リスク（文書の不備、カウンターパーティーの能力不足または権限不足および契約の適法性または強制執行力の問題など）ならびに運用リスクなど）に加え、証拠金要件の変更から生じるリスクおよび誤った値付けまたは評価の複雑性から発生するリスクにさらされています。デリバティブには、デリバティブ商品の価値の変動が原資産、原金利または原指数と完全に相関しないリスクも伴います。デリバティブ商品に投資することにより、マスター・ファンドは、当初の投資額を超える損失を被るおそれがあり、デリバティブは、特に異常または極端な市況においてはマスター・ファンドの変動性を増大させる可能性があります。特定のデリバティブにおいては、当初投資額の規模に関係なく、無制限の損失を被る可能性があります。マスター・ファンドは、ポジションを清算するための現金を得るために追加の現金の保有または他の

投資対象の売却を迫られることがあり、また、デリバティブの評価額の推移により、証拠金の受渡しまたはマスター・ファンドのための支払義務の決済が生じることがあります。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引を利用することができるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを減じるためにこの取引を行うことが有益であろう場合にマスター・ファンドがこれを行う、または利用した場合にかかる戦略が成功するという保証はありません。また、マスター・ファンドがデリバティブを利用することにより、受益者が支払うべき税金の金額が増加するか、またはかかる金額の期限の利益が喪失される可能性があります。中央清算機関で決済されない店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブの場合は中央清算機関で決済されるデリバティブ取引に提供される保護の多くを利用することができないことがあるため、中央清算機関で決済されないOTCデリバティブは、取引のカウンターパーティーが他方当事者に対する契約上の義務を履行しないリスクにもさらされています。取引所で取引されるか、または中央清算機関を通じて取引されるデリバティブの主な信用リスクは、マスター・ファンドの清算ブローカーまたは清算機関の信用度にあります。

デリバティブ商品の市場への参加には、これらの戦略を利用しなければマスター・ファンドがさらされない可能性のある投資リスクおよび取引コストが伴います。デリバティブ戦略を成功裏に実行するために必要な技能は、他の種類の取引に必要な技能とは異なる可能性があります。マスター・ファンドが、デリバティブ取引に関わる有価証券、通貨、金利、カウンターパーティーまたはその他経済的要因の価値および/または信用度を誤って予測する場合、当該デリバティブ取引を行っていない場合に比べより良い状況に置かれていたであろう可能性があります。特定のデリバティブ商品に関連するリスクおよび契約上の義務を評価するにあたっては、一部のデリバティブ取引は、マスター・ファンドおよびそのカウンターパーティーの相互の合意によってのみ変更し、または終了させることができること、ならびに、一部のデリバティブ取引は、マスター・ファンドとカウンターパーティーの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に基づきマスター・ファンドに損益をもたらす可能性のあるマスター・ファンドまたはカウンターパーティーに関連する一定の事象が発生した場合にはカウンターパーティーまたはマスター・ファンド（場合に応じて）が終了させることができることを考慮することが重要です。また、かかる早期終了は、課税事象を生じさせ、税務上の損益の認識を早める可能性があります。マスター・ファンドが終了日または満期日より前にマスター・ファンドの義務またはデリバティブ取引に関連するリスクに対するマスター・ファンドのエクスポージャーを変更し、終了させ、または相殺することが不可能な場合があり、マスター・ファンドに変動性の増大および/または流動性の低下の可能性がもたらされることがあります。特定の契約の期間満了時または終了時に、マスター・ファンドは、類似の契約を締結することによりマスター・ファンドのデリバティブ商品のポジションを維持することを希望する場合がありますが、原契約のカウンターパーティーが新たな契約を締結しようとせず、かつ、他の適切なカウンターパーティーを見つけることができない場合には、当該ポジションを維持することができない可能性があり、これにより、マスター・ファンドは、一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができなくなるか、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができなくなるおそれがあり、ひいてはマスター・ファンドに損失が生じるおそれがあります。さらに、このような特定の契約の期間満了後または終了後は、マスター・ファンドが追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティーが少なくなることがあり、一または複数のカウンターパーティーに対するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーの潜在的な増大につながるおそれがあり、ひいては一部のデリバティブを行うコストが増大するおそれがあります。かかる場合、マスター・ファンドは、損失を被る可能性があります。

一部のデリバティブ商品の市場（米国以外の国に所在する市場を含みます。）は比較的新しいものであり、未だ発展途上であるため、リスク管理目的またはその他の目的のためにすべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限りません。かかる市場が利用可能でない場合、マスター・ファンドは、流動性リスクおよび投資リスクの増大にさらされます。

マスター・ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより生じる損失は、一般的に、ヘッジされた投資対象による利益によって実質的に相殺されるはずであり、その逆も同様です。ヘッジは、損失を減じ、またはなくす可能性があります。利益を減じ、またはなくす可能性もあります。ヘッジは、時に、デリバティブと原証券の間の不完全なマッチングの影響を受けることがあり、マスター・ファンドのヘッジ取引が有効となる保証はありません。ヘッジまたはリスク管理のために使用されるデリバティブは、意図したとおりに機能するとは限らず、マスター・ファンドをさらなるリスクにさらす可能性があります。さらに、ヘッジのために使用されるデリバティブは、ヘッジを意図したリスクからマスター・ファンドを部分的に保護しても、そのようなリスクからの影響を完全に軽減できるとは限りません。

将来におけるデリバティブ市場に対する追加の規制により、デリバティブのコストが高くなり、デリバティブの利用可能性が制限され、またはその他デリバティブの価値もしくはパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。かかる将来における不利な動向は、マスター・ファンドのデリバティブ取引の有効性を損ない、マスター・ファンドの価値が下落する原因となるおそれがあります。

デリバティブ取引が行われている市場の一部は、「店頭」市場または「ディーラー間」市場であることがあります。かかる市場の参加者は、通常、取引所ベースの市場の会員のように信用評価および規制当局による監督を受けません。これにより、マスター・ファンドは、カウンターパーティーの信用または流動性に関する問題を理由に、当該カウンターパー

ティーが取引の条件に従って当該取引を決済しないリスクにさらされます。取引所で取引されるデリバティブの場合、主な信用リスクは、取引所自体または関連する清算ブローカーの信用度です。これら市場には、取引所ベースの市場に見られる市場参加者間の紛争を迅速に解決するための確立された規則および手続きがないことがあるため、契約条件を巡る紛争（正当な根拠に基づくものか否かを問いません。）から決済の遅延が生じることもあります。これらの要因により、マスター・ファンドは、代替取引の執行その他がなされる間、不利な市場動向により損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、スワップに見られ、決済を妨げる出来事が介入する可能性がある場合またはマスター・ファンドが単一もしくは少数のカウンターパーティーとの間で集中的に取引を行う場合には、満期までの期間が長い契約について深刻なものとなります。

配当志向株式リスク

株主に対し定期的に配当または分配の支払を行っている発行体は、将来、かかる支払を継続することができない可能性があります。発行体は、いずれかの時点において、理由の如何を問わず、将来の配当または分配を減額し、または廃止することがあります。これまで配当を支払っていた発行体の有価証券の価値は、当該発行体が株主に対する将来の支払を減額するか、または廃止した場合には下落する可能性があります。マスター・ファンドは、受領した配当または分配が減少した場合、マスター・ファンドの受益者に分配する収益を減少させることがあります。

新興国市場リスク

米国以外の国への投資リスクは、マスター・ファンドが新興国市場証券に投資する限りにおいて、特に大きくなる可能性があります。新興国市場証券は、先進国と経済的に結び付いている有価証券および金融商品に投資するリスクとは異なる、場合によってはそれよりも大きな市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、ボラティリティ・リスク、法的リスク、政治リスク、テクニカル・リスクおよびその他のリスクをもたらすことがあります。マスター・ファンドは、ある地域、国または国々のグループと経済的に結び付いている新興国市場証券に投資する限りにおいて、当該地域、国または国々のグループに影響を及ぼす不利な政治的または社会的な出来事に対する感応度がより高くなる可能性があります。経済、事業、政治または社会の不安定さが新興国市場証券に及ぼす影響は、先進国市場証券とは異なり、多くの場合、より深刻なものとなる場合があります。マスター・ファンドは、新興国市場証券の複数の資産クラスに投資を集中させた場合、新興国市場証券全般に不利な環境においては、マスター・ファンドの損失を軽減する能力が制限される可能性があります。また、新興国市場証券は、先進国と経済的に結び付いている有価証券よりも変動性が大きく、流動性が低く、評価が困難となる場合があります。新興国市場は基本的に、先進国ほど規制、開示、法的、会計、記録保持および金融報告のシステムが整備されていないため、投資家が利用できる財務情報の範囲および質が下がることがあります。新興国市場の国の政府は先進国に比べて、安定していないことが多かったり、企業、産業、資産および外国人の持株比率に関して超法規的対応を取る可能性が高い傾向があります。さらに、投資家が新興国市場の発行体に対して訴訟を提起もしくは判決を強制執行すること、またはかかる判決を実行もしくは強制執行するために必要な情報を取得すること、または外国の規制当局が当該発行体に対する強制措置を執行することがより難しくなる場合があります。また、米国の取引所に¹有価証券を上場している非米国企業は、米国の会計基準および監査人の監督要件を充足しない場合に上場を廃止されることがあり、これにより有価証券の流動性および価値が低下することがあります。マスター・ファンドは、その価値またはリターンが新興国市場証券の価値またはリターンに連動しているデリバティブまたはその他の証券もしくは商品に投資する場合にも、新興国市場リスクにさらされます。新興国市場における有価証券の取引および決済のシステムおよび手続きは、未発達であり、透明性が低く、取引の決済に時間がかかることがあります。金利の上昇は、信用スプレッドの拡大と相まって、新興国市場の債券の価値に悪影響を及ぼし、発行体の資金調達コストを増大させるおそれがあります。かかるシナリオでは、新興国市場の発行体は債務を返済することができない可能性があり、新興国市場の債券市場は流動性の低下に見舞われるおそれがあり、投資を行う投資信託は損失を被るおそれがあります。一部の新興国市場の経済は、特に特定の産業またはセクターのリスクにさらされているか、またはその影響を受けやすいことがあり、そのために当該新興国市場の発行体および／または有価証券が当該産業またはセクターの業績から受ける影響が大きくなる場合があります。

エクイティ・リスク

エクイティ証券とは、ある発行体に対する所有持分、またはある発行体に対する所有持分を取得する権利を表章するものです。エクイティ証券には、とりわけ、普通株式、優先株式、転換株式およびワラントも含まれます。普通株式および優先株式などのエクイティ証券の価値は、特定の企業に特に関係のない全般的な市況（実際のもしくは認識された不利な経済情勢、企業収益全体の見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動または投資家心理全般の悪化など）により下落する可能性があります。エクイティ証券の価値は、特定の一または複数の業種に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増大および業種内の競争状況など）によっても下落することがあります。逆に、ある発行体または業種に影響を及ぼす財政状態の変化またはその他の事由が、証券市場全体に悪影響を及ぼす可能性があります。エクイティ証券は、

一般的に、確定利付証券よりも価格変動性が大きくなります。これらのリスクは、一般的に、経営不振企業へのエクイティ投資を行う場合には増大化されます。

先物契約リスク

先物契約とは、有価証券、通貨またはコモディティなどの原資産を、将来のある日に、設定された価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品です。先物契約の売買は、当該先物契約への投資額を超える損失をもたらす可能性があります。先物契約の価格変動と原資産の価格変動の間に相関関係が生じる保証はありません。また、先物市場と原資産の市場には大きな違いがあり、その結果、市場間の相関関係が不完全となるおそれがあります。不完全な相関関係の程度は、先物および原資産の先物オプションに対する市場の投機的需要の変化（先物取引および先物オプションに対する技術的影響を含みます。）ならびに金利水準、満期および発行体の信用度などの要因による先物契約と原資産の違いなどの状況に左右されます。

先物契約は取引所で取引されており、したがって、ほとんどの場合、当事者は、原資産を引き渡すことなく現金により取引所でポジションを手仕舞うことができます。マスター・ファンドが利用する先物は取引所で取引されるものであるため、先物契約の主な信用リスクは、マスター・ファンドの清算ブローカーまたは清算機関の信用度です。マスター・ファンドによるデリバティブおよび関連商品の利用に関する規制が変更された場合、マスター・ファンドがデリバティブに投資する能力が制限され、もしくは影響を受け、マスター・ファンドがデリバティブを利用した一部の戦略を用いる能力が制限され、かつ/または、デリバティブおよびマスター・ファンドの価値もしくはパフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがあります。先物取引所は、ある取引日における特定の先物契約の価格において許容される変動額を制限することがあります。マスター・ファンドが先物または先物オプションのポジションを手仕舞おうとするときに流動性のある市場が存在する、またポジションが手仕舞われるまでマスター・ファンドが証拠金要件を満たす義務を負い続けるという保証はありません。

また、一部の先物契約は、さほど取引歴のない比較的新しい金融商品であることがあります。そのため、活発な流通市場が発展する、または存続するという保証はありません。

地政学的な紛争のリスク

地政学的な紛争、戦争またはテロ活動の発生が予測できない様々な形で市場に悪影響を及ぼす可能性があります。最近の例では、欧州ではロシアとウクライナ、中東ではハマスとイスラエルの間で進行している武力衝突に関連する紛争、人命の損失および惨事があり、改革中の国の例としてはベネズエラが挙げられます。これらの紛争、関連する制裁措置および報復措置の範囲、期間および影響を把握することは困難であるものの、重大になる可能性があり、地域への深刻な悪影響（地域経済および世界経済ならびに一定の有価証券および特定のコモディティのための市場に対する重大な悪影響を含みます。）を及ぼす可能性があります。このような影響が、該当する地域と経済的な結びつきがある有価証券および商品に対するマスター・ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性があり、これには価値の下落および流動性の低下が含まれます（ただし、これらに限定されません。）。さらに、新たな制裁措置が課されるか、または以前に緩和された制裁が再び課される（改革途中の国々に関するものを含みます。）状況において、かかる制限に従うことにより、マスター・ファンドが特定の投資を遂行することが妨げられる可能性、かかる投資もしくは売却の実行に関して遅延もしくはその他の支障が生じる可能性、不利な条件による投資の売却もしくは凍結を求められる可能性、運用成果の低い投資の売却を実行できなくなる可能性、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性、期日が到来しているはずの支払いをマスター・ファンドが受領することができなくなる可能性、マスター・ファンドのデュー・ディリジェンスおよびその他の類似の費用が増加する可能性、影響を受ける投資を評価することが困難になる可能性、またはマスター・ファンドがかかる制限を受けていない場合に比べて不利な条件で投資を実行することを求められる可能性があります。このような結果がいずれも当該投資に関連するマスター・ファンドのパフォーマンス、ひいてはマスター・ファンドのパフォーマンス全体に悪影響を及ぼすことがあります。

金融市場への政府の介入

2008年から2009年の景気後退の間およびその後の金融市場の不安定さは、世界各国の政府が、極端な変動性および場合によっては流動性の欠如に見舞われた一部の金融機関および金融市場のセグメントを支援することを目的としたいくつかの前例のない行為を行うことになりました。最も重要な点は、米国政府が金融サービス業界および消費者信用市場に対して広範な規制の枠組みを制定した点ですが、かかる枠組みがマスター・ファンドが保有する有価証券の価値に及ぼす潜在的な影響は不明です。連邦政府、州政府およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、マスター・ファンドが投資する金融商品に対する規制またはかかる金融商品の発行体に対し、予見不可能な形で影響を及ぼす行為を行う可能性があります。また、法律または規制により、マスター・ファンド自体の規制の受け方が変更される場合もあります。かかる法律または規制により、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力が制限されるか、または妨げられる

可能性があります。また、このような法律や規制は、市場、制度および財政を強化することを目的としているものの、予測できない形でマスター・ファンドの費用およびその投資対象の価値に影響を与えることがあります。

政府および規制当局の方向性は、ミューチュアル・ファンドが特定の市場へ参加することを妨げる可能性のある金利の引上げまたは金融規制の強化を通じて、市場の流動性、市場の回復力および資金供給量を低下させる影響を及ぼす可能性があります。低金利（またはマイナス金利）の時期には、マスター・ファンドの利回り（またはトータル・リターン）も低下することもあれば、ゼロを割り込むこともあります。超低金利またはマイナス金利により、金利リスクが上昇することがあります。米国連邦準備制度理事会が金利を歴史的な低水準から引き上げたため、マスター・ファンドは高水準の金利リスクから影響を受けることがあります。金利の変動は、市場に予測できない影響を及ぼすこと、市場のボラティリティが結果的に高まること、ならびにマスター・ファンドがこのような金利および／またはボラティリティの影響を受ける限りにおいてマスター・ファンドのパフォーマンスが損なわれることがあります。

金融サービス業界全般ならびにプライベート投資信託およびその投資顧問の活動は、特に、厳格化する法律および規制当局による監視の対象となってきました。かかる監視は、マスター・ファンドおよび／またはマスター・ファンド管理会社の法律上、コンプライアンス上、管理事務上およびその他の関連する負担および経費を増大させ、またマスター・ファンドおよび／もしくはマスター・ファンド管理会社に対する規制当局による監督を強化し、もしくはマスター・ファンドおよび／もしくはマスター・ファンド管理会社への関与を増大させ、またはマスター・ファンドもしくはマスター・ファンド管理会社に適用される法律上もしくは規制上のスキーム間の曖昧さもしくは矛盾を生じさせる可能性があります。また、証券市場および先物市場は、広範な制定法、規制および証拠金要件に服しています。様々な米国の連邦および州の規制機関（米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）、自主規制機関および取引所を含みます。）は、市場の緊急事態が発生した場合には特別な行為を行う権限を有しています。デリバティブ取引およびかかる取引を行う事業体に対する規制は、発展しつつある法分野であり、政府および司法の行為によりさらに発展し、変更される可能性があります。マスター・ファンドまたはマスター・ファンド管理会社を規制する代替的な米国または米国以外の国の規則または法律が導入されることがあり、規則または法律の実現しうる範囲は不明です。マスター・ファンドまたはマスター・ファンド管理会社が、将来、規制当局による審査または処分の対象とならない保証はありません。規制の変更または発展がマスター・ファンドに及ぼす影響は、マスター・ファンドの運用態様に影響を及ぼす可能性があり、重大かつ不利なものとなる場合があります。

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）により必要とされる変更は、マスター・ファンドのパフォーマンスおよびマスター・ファンドが保有する資産の価値に重大な影響を及ぼし、マスター・ファンドを追加費用にさらし、投資慣行の変更を必要とし、マスター・ファンドが配当を支払う能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。例えば、自己勘定取引に対する制限は、確定利付証券のマーケット・メイキング能力に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいては、確定利付証券市場の流動性の低下をもたらすおそれがあります。これらの規制変更およびその他の規制変更がもたらす影響の全容については引き続き不確実性が存在しますが、マスター・ファンドが将来より複雑な規制の枠組みに服することになる可能性は高く、将来、新たな要件の遵守およびコンプライアンス状況の監視のための追加費用をマスター・ファンドが負担する場合があります。

また、政府または政府機関が、金融機関または他の機関から不良資産を取得し、これらの機関に対する所有持分を取得することがあります。かかるプログラムは、マスター・ファンドのポートフォリオ保有資産の流動性、評価およびパフォーマンスに好影響を与える場合もあれば悪影響を及ぼす場合もあります。さらに、金融市場が不安定な場合、マスター・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスク、ならびにマスター・ファンドが保有するポートフォリオ商品の評価が困難となる可能性にさらされることがあります。マスター・ファンドは、ポートフォリオ保有資産の流動性を評価し、市場価格を容易に入手することができないことのある商品进行评估するための手順を確立しています。マスター・ファンド管理会社は、動向を監視し、マスター・ファンドの投資目的の達成と合致する態様でマスター・ファンドを運用しようとしませんが、マスター・ファンド管理会社がこれに成功する保証はありません。

マスター・ファンドの保有資産の価値は、一般的に、マスター・ファンドが投資する市場における未知の弱点に基づく、将来における地域、国または世界の経済の混乱リスクにもさらされています。かかる混乱が生じた場合、マスター・ファンドが保有する有価証券の発行体は、その資産の価値の大幅な下落に見舞われ、さらには事業を停止するか、または事業活動に対する制限の強化もしくはその他の政府介入を伴う政府支援を受ける可能性があります。また、将来における市場の混乱に対応して政府が介入を行うか否かは不明であり、かかる将来における介入が及ぼす影響は、予測することができません。企業はリスク管理プログラムにより将来の不確実性を特定し、管理しようとはできますが、発行体が将来における景気後退の及ぼす影響に備えることは困難です。

郵便物の取扱い

アンブレラ・トラストの受託者の登記上の事務所において受領された、アンブレラ・トラスト宛の郵便物は、処理のため、アンブレラ・トラストが提供する転送先所在地に未開封のまま転送されます。アンブレラ・トラストの受託者、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（バミューダにおける登記上の事務所サービスを提供する機関を含みます。）

はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負いません。特にアンブレラ・トラストの受託者の取締役は、自身個人宛の郵便物（アンブレラ・トラスト宛の郵便物ではないもの）のみを、受領、開封または直接処理します。

ハイ・イールド債券リスク

ハイ・イールド債券および類似の信用度を有する無格付証券（通称「ジャンク債」）に投資する投資信託は、かかる有価証券に投資していない投資信託よりも大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされる可能性があります。これらの有価証券は、発行体が元本および利息の支払を継続する能力に関して圧倒的に投機的であると考えられ、他の種類の有価証券よりも変動性が大きくなることがあります。景気後退または個々の企業の動向がこれらの有価証券の市場に悪影響を及ぼし、マスター・ファンドが有利な時期または価格でこれらの有価証券を売却することが困難になるおそれがあります。景気後退は、一般的に、返済不履行率の上昇につながることであり、ハイ・イールド債券は、債務不履行が発生する前に大幅に市場価値が下落する可能性があります。ゼロ・クーポン債または現物支給証券として組成されたハイ・イールド債券は、金利の上昇またはスプレッドの拡大による価格の下方圧力に対する感応度が特に高いため、特に変動性が大きくなる傾向があり、かかるハイ・イールド債券により、マスター・ファンドは、実際の現金通貨を受領することなく帰属所得の課税対象となる分配を行うよう要求される場合があります。ハイ・イールド債券の発行体は、満期より前に当該ハイ・イールド債券を「コール」し、または償還する権利を有することがあり、その結果、マスター・ファンドは、手取金を他のハイ・イールド債券または支払われる金利が低いことのある類似の金融商品に再投資しなければならない可能性があります。また、マスター・ファンドは、ハイ・イールド債券に投資していない投資信託よりも大きな流動性リスクにさらされる場合があります。さらに、マスター・ファンドが投資するハイ・イールド債券は、取引所に上場していないことがあり、かかる有価証券の流通市場は、他のより流動性の高い確定利付証券の市場と比較して流動性が低い場合があります。そのため、ハイ・イールド債券の取引には、より活発に取引されている有価証券の取引よりも大きなコストが伴う可能性があります。とりわけ、一般に入手可能な情報の不足、不規則な取引活動および大きな呼値スプレッドにより、一定の状況では、ハイ・イールド債券は、他の種類の有価証券または商品よりも有利な時期または価格での売却が困難となる場合があります。これらの要因は、マスター・ファンドがこれらの有価証券の価値の全額を実現することができない結果および／またはマスター・ファンドが当該売却後に長期にわたってハイ・イールド債券の売却による手取金を受領することができない結果をもたらす可能性があり、いずれもマスター・ファンドに損失をもたらすおそれがあります。さらに、ファンダメンタルズ分析に基づくか否かにかかわらず、不利益情報の公開および投資家の認識により、薄商いの市場においては特に、ハイ・イールド債券の価値および流動性が低下することがあります。ハイ・イールド債券の流通市場の流動性が他の種類の有価証券の流通市場に比べて低い場合、かかる債券の評価にはより多くの調査が必要になることからその評価が困難になる場合があります。また、利用可能な信頼性の高い客観的なデータが少ないことから評価において判断の要素が果たす役割が大きくなる場合があります。ハイ・イールド債券への投資に伴うリスクを理由として、マスター・ファンドへの投資は、投機的と考えるべきです。

金利リスク

金利リスクとは、確定利付証券、配当が支払われるエクイティ証券およびマスター・ファンドのポートフォリオに組み入れられているその他の商品の価値が金利の変動により変動するリスクです。例えば、名目金利の上昇局面では、マスター・ファンドが保有する一部の確定利付証券または配当が支払われるエクイティ証券の価値が下落する可能性が高くなります。名目金利は、実質金利と期待インフレ率の総和とすることができます。金利変動は、急激かつ予測不能な場合があります。マスター・ファンドは、金利変動により損失を被ることがあります。マスター・ファンドは、金利変動をヘッジできない場合、またはコストもしくはその他の理由から金利変動をヘッジしないことを選択する場合があります。また、いかなるヘッジも、意図したとおりに機能しないことがあります。デュレーションの長い確定利付証券は、デュレーションの短い有価証券よりも金利変動に対する感応度が高い傾向があり、通常、デュレーションの短い有価証券よりも変動性が大きくなります。金利変動により、エクイティおよびその他の非確定利付証券の価値も下落する可能性があります。インフレ連動債（米国物価連動国債を含みます。）は、実質金利が上昇すると価値が下落します。実質金利が名目金利よりも速く上昇しているなどの一定の金利環境では、インフレ連動債は、デュレーションが類似している他の確定利付証券よりも大きな損失に見舞われる可能性があります。

変動利付証券は、一般的に、金利変動に対する感応度は低いですが、その金利が金利全般ほど上昇しないか、または金利全般ほど急速に上昇しない場合には、価値が下落する可能性があります。反対に、金利が下落すると、変動利付証券の価値は、一般的に上昇しません。逆変動利付証券は、金利が上昇すると価値が下落する可能性があります。逆変動利付証券は、信用度が類似している確定利付債務よりも大きな価格変動性を示すこともあります。マスター・ファンドが変動利付証券を保有している場合、市場金利の下落（または逆変動利付証券の場合は上昇）は、当該有価証券によって得られた収益およびマスター・ファンドの投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼします。

配当が支払われるエクイティ証券、特にその市場価格がその利回りと密接に関連しているものは、金利変動に対する感応度が高いことがあります。金利上昇時には、当該有価証券の価値が下落する可能性があり、マスター・ファンドに損失がもたらされることがあります。

様々な要因（中央銀行の通貨政策、インフレもしくは実質経済成長率の推移、全般的な経済状況、債券発行の増加または低利回りの投資対象に対する市場の需要の低下を含みますがこれらに限られません。）が金利または米国財務省証券の利回り（もしくは他の種類の債券の利回り）を上昇させる原因となりえます。投資による収益がインフレに追いつかないリスクがあります。政府および中央銀行当局の措置により、金利が上昇または低下する可能性があります。インフレ率の上昇局面において当該当局が金利を引き上げることがあり、マスター・ファンドおよびその投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります。また、金融政策の変更により金利の変動に伴うリスクが増大する可能性があります。さらに、金利が上昇する市況においては、発行体が支払期日に確定利付きの投資対象の元利金の支払を行うことに消極的になるか、または行えないことがあります。

ボラティリティが高い期間において、金利が上昇した結果、マスター・ファンドの確定利付証券の価値が下落することがあります。また、米国債券市場は過去30年間にわたり着実に成長してきましたが、ディーラーの「マーケット・メイキング」能力は相対的に伸び悩んでいます。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力を主に示唆する、一定の種類の債券および類似の商品のディーラーの在庫が、市場規模に対して過去最低水準またはこれに近い水準にあります。マーケット・メーカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させますが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付証券市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがあります。このような問題は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合があります。これらの要因はすべて、全体的にも個別にも、マスター・ファンドの価値を失わせる可能性があります。

金利が非常に低いか、またはマイナスであるとき、マスター・ファンドは、プラスのリターンを維持することができない可能性があります。非常に低い金利またはマイナス金利は、金利リスクを増大させる可能性があります。金利がゼロを下回る場合を含む金利変動は、市場に予測不能な影響を及ぼし、市場変動性を高め、およびマスター・ファンドがかかる金利にさらされている限りにおいてマスター・ファンドのパフォーマンスが損なわれることがあります。

平均デュレーションなどの指標は、マスター・ファンドの真の金利感応度を正確に反映していない可能性があります。マスター・ファンドがデュレーションの大きく異なる有価証券で構成されている場合には特にこれがあてはまります。したがって、マスター・ファンドの平均デュレーションが一定水準の金利リスクを示している場合であっても、マスター・ファンドは、実際には、平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる可能性があります。マスター・ファンドがマスター・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する限りにおいて、このリスクはより大きくなります。

コンベクシティは、ある有価証券またはマスター・ファンドの金利感応度を把握するために使用される追加的な指標です。コンベクシティは、金利変動に応じたデュレーションの変化率を測定します。有価証券の価格に関して、より大きなコンベクシティ（ポジティブまたはネガティブ）は、金利変動に応じたものより大幅に価格が変動することを含意していることがあります。コンベクシティは、ポジティブとなることもあればネガティブとなることもあります。ネガティブ・コンベクシティは、金利が上昇するとデュレーションが長期化することを含意しており、金利上昇に応じて価格の感応度が高まることを意味します。このように、ネガティブ・コンベクシティを有する有価証券（これには、従来の繰上償還条項を有する債券および一定のモーゲージ証券が含まれることがあります。）は、金利上昇時により大きな損失に見舞われる可能性があります。したがって、マスター・ファンドは、かかる有価証券を保有している場合、金利上昇時には大きな損失リスクにさらされることがあります。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、業種または通貨への集中投資は、リスクを増大させます。マスター・ファンドが比較的少数の発行体に投資する場合は、より分散投資された投資信託に比べ、単一の経済的、政治的または規制上の出来事に関連するリスクの影響を受けやすくなります。それらの発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクもはらんでいるものがある場合があります。

発行体リスク

マスター・ファンドが保有する有価証券の価値は、発行体に直接関係するいくつかの理由（経営成績、大型訴訟、調査もしくはその他の紛争、発行体の財政状況もしくは信用格付の変化、発行体もしくはその競争環境に影響を及ぼす政府による規制の変更、合併、買収もしくは処分等の戦略的なイニシアティブおよびそのようなイニシアティブに対する市場の反応、財務レバレッジまたは発行体の商品もしくはサービスに対する需要の減少、当該発行体の過去および今後の収益ならびに当該発行体の資産の過去および今後の価値など）により下落する可能性があります。単一の発行体の財務状況の変化が、証券市場全体に影響を及ぼすことがあります。

レバレッジ・リスク

一部の取引は、レバレッジの一形態を生じさせることがあり、マスター・ファンドは相当なレバレッジをかけることがあります。かかる取引には、とりわけ、銀行からの直接借入、逆レボ契約、ポートフォリオ証券貸付、銀行借入れおよび発行日決済取引、ディレイド・デリバリー取引またはフォワード・コミットメント取引の利用が含まれることがあります。レバレッジは、マスター・ファンドの投資能力を向上させ、または取引の決済を容易にするために有利であると考えられる場合に行われることがあります。レバレッジは、マスター・ファンドのトータル・リターンを高める機会を生み出しますが、損失を増大させる可能性もあります。デリバティブの利用も、レバレッジ・リスクを生み出すことがあります。レバレッジを制限するために、マスター・ファンド管理会社は、マスター・ファンドが少なくとも以下の1つを遵守するよう合理的に努めます。（ ）バリュエーション・アット・リスク（以下「VaR」といいます。）が、（a）指定された参照ポートフォリオのVaRの200%、もしくは、（b）マスター・ファンド管理会社がその単独の裁量で決定したファンドの純資産額の20%を超えないというレバレッジ制限、または、（ ）マスター・ファンド管理会社が、マスター・ファンドにより保有されるスワップ、先物およびフォワード・ポジションから生じるネット・ロング・エクスポージャーをカバーするのに足りると合理的に判断する十分な現金または現金同等物を保有していること。

また、マスター・ファンドは、投資目的で資金を借り入れることによってレバレッジ・リスクにさらされる可能性があります。レバレッジの利用は、マスター・ファンドが義務を履行するために、マスター・ファンドにとって有利でない可能性があるときにポートフォリオ・ポジションを手仕舞うことにつながる場合があります。借入れを含むレバレッジは、マスター・ファンドにレバレッジがかけられていない場合よりもマスター・ファンドの変動性を増大させる可能性があります。これは、レバレッジには、マスター・ファンドのポートフォリオ証券の価値の増減がもたらす影響を増大化する傾向があるためです。マスター・ファンドが実行するレバレッジ取引により、マスター・ファンドのデュレーションおよび金利変動への感応度が大きくなる場合があります。分離された資産または相殺ポジションにより取引が「カバー」されている限りにおいて、かかる取引は、レバレッジを生じさせるものとはみなされません。

ローン担保証券のリスク

マスター・ファンドは、ローン担保証券（以下「CLO」といいます。）およびその他の類似の仕組みの投資対象に投資することができます。CLOとは通常、ローンのプールに担保された信託であり、これには、特に、米国内外のシニア・ローン（担保付）、シニア・ローン（無担保）および劣後ローン（投資適格未滿の格付または同等の無格付のローンを含みます。）が含まれることがあります。このような裏付資産への投資に関連するリスクに加えて、CLOの仕組みおよび特性により特定のリスクが追加で発生します。マスター・ファンドによるCLOおよびその他の類似の仕組みの投資対象への投資により、マスター・ファンドがさらされる信用リスク、金利リスク、流動性リスク、市場リスクならびに期限前償還および期間延長リスクが増大する可能性があるほか、裏付資産のデフォルト・リスクにさらされることがあります。さらに、CLOへの投資には、（ ）担保証券からの分配金が利息およびその他の支払いに十分でない可能性、（ ）担保の評価額が下落するリスクまたはデフォルトになること、（ ）証券化資産のサービスラーの能力に関するリスク、（ ）マスター・ファンドが他のトランシェより返済順位が低いCLOのトランシェに投資するリスク、（ ）取引および法的文書の構成および複雑性が投資時点で十分に理解されないおそれがあり、収益の特性または予想外の投資結果に関して発行体に対してまたは投資家の間で紛争が生じる可能性、ならびに（ ）CLOの投資運用者の運用実績が芳しくない可能性があることを含みますがこれらに限定されない、追加的なリスクを伴います。CLOは、マスター・ファンドの費用のほかに、管理費用およびその他の管理事務費用がかかる場合があります。

CLOからのキャッシュフローは、リスクと利回りが異なるトランシェと称する2つまたはそれ以上の階層に分類されます。リスクが最も高い部分が「エクイティ」トランシェで、信託内の債券またはローンのあらゆるデフォルトによる損失を最初に負担しますが、よりシニアの他のトランシェも損失を負担する場合があります。CLOのシニアのトランシェはデフォルトから部分的に保護されているため、裏付となる証券に比べて格付が高く利回りが低く、投資適格格付を付与されることもあります。CLOのトランシェは、エクイティ・トランシェにより保護されているものの、実際のデフォルト、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅によるデフォルトへの感応度の上昇、市場で予想されるデフォルトや、クラスとしてのCLO証券からの逃避を理由として大きな損失を被ることがあります。CLOへの投資のリスク

は、担保証券の種類およびマスター・ファンドが投資する商品の種類に主に左右されます。通常、ＣＬＯは私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われません。

ＬＩＢＯＲからの移行リスク

マスター・ファンドが投資することができる一定の商品は何らかの形でロンドン銀行間取引金利（以下「ＬＩＢＯＲ」といいます。）に基づいています。ＬＩＢＯＲとは、伝統的にＩＣＥベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利でした。英国の金融規制機関でありＬＩＢＯＲの規制当局である金融行為規制機構（以下「ＦＣＡ」といいます。）の長官は、2021年3月5日に、すべての米ドルＬＩＢＯＲについて、（ ）1週間物および2か月物の米ドルＬＩＢＯＲは2021年12月31日より後、また（ ）残りの米ドルＬＩＢＯＲは2023年6月30日より後は、運営機関による提供が行われなくなるかまたは代表指標ではなくなると公表しました。2022年1月1日現在、米国規制当局による監督指導を受けて、米国の規制を受ける法人は、限られた例外を除き、原則として新規のＬＩＢＯＲの契約の締結を取りやめています。すべての日本円ならびに1か月物および6か月物の英ポンドのＬＩＢＯＲの公表は停止され、英ポンドの3か月物のＬＩＢＯＲの公表は、変更した算出方法（「シンセティックＬＩＢＯＲ」として知られます。）に基づき少なくとも2024年3月末までは継続するものの、このレートは、ＦＣＡにより、これが測定しようとする対象市場の代表指標とはならず、レガシー取引においてのみ利用可能であると明示されています。欧州、英国、日本およびスイスを含むその他の法域における銀行主催の委員会の一部は、その他の通貨建ての代替参照金利を選択しています。ＬＩＢＯＲからの移行プロセスは明瞭化されつつありますが、ＬＩＢＯＲからの移行がマスター・ファンドまたはマスター・ファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る影響は、特定することが難しく、（ ）個々の契約における既存のフォールバックまたは終了規定、ならびに（ ）産業内の参加者が影響を受ける商品に対して新しい参照金利を適用するかどうか、その方法および時期を含みますがこれらに限られない要因に応じて変化する可能性があります。いわゆる「タフレガシー」契約には、ＬＩＢＯＲの恒久的な廃止を定めたフォールバック条項がない、フォールバック条項が適切ではない、またはＬＩＢＯＲの予定移行日より前にＬＩＢＯＲからの移行が効果的に行われない可能性があるフォールバック条項を有するＬＩＢＯＲの金利条項が存在します。2022年3月15日に、調整可能金利（ＬＩＢＯＲ）法が署名され法律として成立しました。この法律は、タフレガシー契約について、米国全体で、ＬＩＢＯＲを米国連邦準備制度理事会により選定された担保付翌日物調達金利（ＳＯＦＲ）に基づくベンチマーク金利と入れ替える法定のフォールバックメカニズムを規定しています。2023年2月27日、同法に関連する米国連邦準備制度理事会の最終規則が発効し、米国法に準拠する適用対象のタフレガシー契約に対してＳＯＦＲおよび期限付担保付翌日物調達金利（Ｔｅｒｍ ＳＯＦＲ）に基づく代替ベンチマーク（特定のデリバティブ市場から示唆されるＳＯＦＲの市場予測に対するフォワード・ルッキングな測定）を設定しました。さらに、ＦＣＡは2023年6月30日より後、早くても2024年9月30日までは、1か月物、3か月物および6か月物の米ドルＬＩＢＯＲについてシンセティックＬＩＢＯＲの公表を義務付けることを発表しました。マスター・ファンドの投資の一部に、調整可能金利（ＬＩＢＯＲ）法またはシンセティックＬＩＢＯＲの適用対象となる個別のタフレガシー契約が含まれることがあり、これらの措置が意図した効果を発揮するとの保証はありません。さらに、ＬＩＢＯＲからの移行における一定の局面は、清算機関、受託者、管理事務代行者、資産の業務提供者および特定の業務提供者等の第三者である市場参加者の行為に依存しています。マスター・ファンド管理会社がこのような市場参加者の行為を保証することはできず、このような市場参加者がＬＩＢＯＲ移行における自らの役割を果たさない場合にマスター・ファンドに影響を与える可能性があります。投資対象が契約の変更、既存のフォールバックの適用、法定要件その他によりＬＩＢＯＲから代替金利へ移行した結果、マスター・ファンドが保有する一定の商品の価値が下落したり、マスター・ファンドの取引（ヘッジ等）の有効性が低下することもあります。さらに、再設定される利率への商品の移行により、当該商品を保有するマスター・ファンドの報告利回りが変動することがあります。ＬＩＢＯＲからの移行によるこのような影響や他の予測できない影響により、マスター・ファンドが損失を被ることがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難であるときに存在します。流動性リスクは、活発な市場の欠如、確定利付証券のマーケット・メイクを行う従来の市場参加者の数および能力の減少および低下によりもたらされる可能性があります。金利上昇環境またはその他債券ファンドにおける投資者の買戻しが通常よりも増加し、売却による市場での供給量が増加する可能性がある状況では、流動性リスクは増大することがあります。流動性の低い投資対象とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日以内に現行の市況下で売却または処分できないと、マスター・ファンドが合理的に予想する投資対象のことです。特に変化し続ける市場では、流動性の低い投資対象は、評価が困難となる可能性があります。マスター・ファンドによる流動性の低い投資対象への投資は、流動性の低い投資対象を有利な時期もしくは価格で売却することができない、または場合によってはマスター・ファンドが債務を履行するために不利な時期もしくは価格で別の投資対象を処分することを迫られることがある（これらのことはマスター・ファンドによる他の投資機会の利用を妨げるおそれがあります。）ため、マスター・ファンドのリターンを減少させることがあります。

さらに、一部の投資対象の市場は、特定の発行体の状況における特定の不利な変化とは無関係に、不利な市況または経済情勢の下で流動性が低下する可能性があります。

マスター・ファンドは、流動性の低い投資対象への投資が制限されることおよび当該有価証券または商品の売買が困難であることにより、特定のセクターに対する望ましい水準のエクスポージャーを実現することができない可能性があります。流動性が低いことは、マスター・ファンドが保有する投資対象の評価にも悪影響を及ぼす場合があります。マスター・ファンドの主な投資戦略が、時価総額の小さい企業の有価証券、米国以外の国の有価証券、ルール144 Aの有価証券、確定利付証券の流動性の低いセクター、デリバティブまたは市場リスクおよび／もしくは信用リスクが大きい有価証券に関わるものである限りにおいて、マスター・ファンドの流動性リスクに対するエクスポージャーが最大となる傾向があります。さらに、満期までのデュレーションが長い確定利付証券は、満期までのデュレーションが短い確定利付証券に比べて高い水準の流動性リスクに直面します。流動性リスクは、機関投資家などの一定の大量持分保有者により異常に多くの買戻請求がなされるリスクまたはその他マスター・ファンドが買戻請求に応じるために許容期間内に投資対象を売却することが困難となる可能性のある異常な市況をも意味します。かかる買戻請求に応じることにより、マスター・ファンドは、割引価格または不利な条件下で有価証券を売却することを要求されるおそれがあり、マスター・ファンドの価値が下落することになります。また、他の市場参加者がマスター・ファンドと同じときに確定利付証券の持分を換金しようとすることで、市場の供給量が増加し、流動性リスクおよび価格への下方圧力の一因となる場合があります。

流動性リスクは、マスター・ファンドがデリバティブを清算するための、または証拠金、担保もしくはカウンターパーティーへの決済の支払いを行うためにデリバティブから生じることがある流動性需要を満たすための現金を得るために、マスター・ファンドが追加の現金の保有または他の投資対象の売却を迫られるリスクを指すこともあります。マスター・ファンドはこのような債務を履行するために不利なタイミングまたは価格で有価証券を売却しなければならないことがあります。政府および規制当局による措置が、ミューチュアル・ファンドおよび上場投資信託による特定の市場への参加を妨げる可能性がある金利の引上げ、金融規制の強化およびオープン・エンド型投資信託の流動性に関する提案等を通じて、市場の流動性、市場の回復力および資金供給量を低下させる影響を及ぼす可能性があります。

運用リスク

マスター・ファンドは、積極運用の投資ポートフォリオであるため、運用リスクにさらされています。マスター・ファンド管理会社は、マスター・ファンドのために投資判断を行うにあたり、投資手法およびリスク分析を活用するほか、特定の要因が他の要因よりも重要であると判断することがあります。これらにより望ましい結果が得られる保証はなく、マスター・ファンド管理会社または他の投資顧問もしくは副投資顧問（該当する場合）および個々のポートフォリオ・マネージャーが実施するデュー・ディリジェンスが投資に関連するすべての重要なリスクを明らかにする保証もありません。さらに、マスター・ファンド管理会社または他の投資顧問もしくは副投資顧問（該当する場合）および個々のポートフォリオ・マネージャーが適切な投資機会を特定できない可能性があり、特定の投資を認識および実行する際に他の投資運用業者と競合する可能性があります。マスター・ファンドが投資しようとする一定の有価証券またはその他の商品は、所望の数量を利用することができないことがあります（マスター・ファンド管理会社が投資顧問として行為する他の投資信託（マスター・ファンドと類似している名称、投資目的および投資方針ならびに／または投資運用チームを有する投資信託を含みます。）が、同一または類似の有価証券または商品への投資を目指している状況における場合を含みます。）。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の勘案事項により、マスター・ファンド管理会社は、特定の投資への参加を制限し、または禁止する場合があります。かかる状況では、マスター・ファンド管理会社またはポートフォリオ・マネージャーは、代用として他の有価証券または商品を購入することを決定することがあります。かかる代用証券または代用商品は、意図したとおりのパフォーマンスを示さない可能性があり、マスター・ファンドに損失をもたらすおそれがあります。マスター・ファンドが認識された価格設定の非効率性を狙った戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を用いる限りにおいて、当該戦略に関わる有価証券および商品の価格設定または評価が予想外に変化し、マスター・ファンドにリターンの減少または損失が生じるリスクがあります。マスター・ファンドは、マスター・ファンド管理会社または別の業務提供者の内部システムまたは管理の不備によりマスター・ファンドが損失を被るか、またはマスター・ファンドの運営が妨げられるリスクにもさらされています。例えば、取引の遅延またはエラー（人的またはシステミックなもの双方）により、価値の上昇が予想される有価証券をマスター・ファンドが購入できなくなることがあります。さらに、法律上、規制上もしくは税務上の制限、政策または動向が、マスター・ファンドの運用に関連してマスター・ファンド管理会社が利用することができる投資手法に影響を及ぼす可能性があり、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性もあります。また、マスター・ファンド管理会社のすべての人員が長期にわたってマスター・ファンド管理会社に関与し続けるという保証はありません。マスター・ファンド管理会社の一または複数の主要従業員から業務の提供を受けられなくなる場合、マスター・ファンドが投資目的を実現する能力が悪影響を受けるおそれがあります。投資者は、マスター・ファンドが行った投資およびマスター・ファンドがある時点で達成した結果は、同一または類似の商品に対するものを含め、マスター・ファンド管理会社が投資顧問として行為している他の投資ビークル（マスター・ファンドと類似している名称、投資目的および投資方針ならびに／または投資運用チームを有

する投資信託を含みます。)が行ったものと同じになる見込みはないことに留意する必要があります。これは、様々な要因(異なるポートフォリオ運用戦略もしくはポートフォリオ運用チームの利用、特定の運用戦略のために利用される執行場所、特定のポートフォリオが運用を開始した時期または特定のポートフォリオの規模(いずれも、他の類似のポートフォリオと比較した場合)を含みますが、これらに限られません。)に起因する可能性があります。

市場リスク

マスター・ファンドが保有する有価証券の市場価格は、時として急激にまたは予想外に上昇し、または下落することがあります。証券市場全般または証券市場を代表する特定の業種もしくは発行体に影響を及ぼす要因により有価証券の価値が下落することがあります。有価証券の価値は、特定の企業に特に関係のない全般的な市況(実際のもしくは認識された不利な経済情勢、特定の有価証券もしくは商品の需給、企業収益全体の見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、信用市場の不利な変化または投資家心理全般の悪化など)により下落する可能性があります。有価証券の価値は、特定の業種もしくは複数の業種に影響を及ぼす要因(労働力不足または生産コストの増大および業種内の競争状況など)によっても下落することがあります。証券市場が全般的に低迷しているときは、複数の資産クラスの価値が、当該資産クラスのパフォーマンスに過去の相関関係がない場合でも、同時に下落する可能性があります。市場の混乱および他の市場参加者による特定の投資商品の価格操作の試みによっても、投資対象が悪影響を受ける可能性があります。エクイティ証券は、一般的に、確定利付証券よりも価格変動性が大きくなります。信用格付の格下げも、マスター・ファンドが保有する有価証券に悪影響を及ぼす可能性があります。市場のパフォーマンスが好調であっても、マスター・ファンドが保有する投資対象の価値が市場全体と同調して上昇するという保証はありません。さらに、市場リスクには、地政学的な出来事が国家レベルまたは世界レベルで経済を混乱させるリスクが含まれます。例えば、戦争、テロ、社会不安、景気後退、サプライチェーンの混乱、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、政治上の変化、外交上の出来事または制裁措置および他の同種の措置の発動、公衆衛生上の緊急事態(感染症の蔓延、パンデミック、エビデミックなど)、銀行の経営破綻ならびに自然災害/環境災害は、すべて証券市場に悪影響を及ぼす可能性があり、マスター・ファンドの価値の下落をもたらすおそれがあります。これらの出来事は、消費者需要または経済生産を減少させ、市場の閉鎖、金利の変動、インフレ/デフレ、旅行の制限または検疫を生じさせ、経済に多大な悪影響を及ぼす可能性があります。米国内外における政治および外交上の出来事(米国政府が長期予算および赤字削減策の承認を得られなかったことなど)は、かつて米国政府閉鎖という結果を招きましたが、将来も同様の結果を招くおそれがあり、その場合、マスター・ファンドの投資対象および運営に悪影響を及ぼす可能性があります。今後の米国連邦政府の閉鎖および/または長期にわたる閉鎖は、投資家および消費者信頼感に影響を及ぼす可能性があり、金融市場および広域の経済に対し、場合によっては突然に、かなりの程度まで悪影響を及ぼす可能性があります。世界中の政府当局および準政府当局ならびに規制当局は、深刻な経済混乱に対応して、企業への直接的な資本注入、新たな金融制度および超低金利政策などのさまざまな財政政策および金融政策の大幅な変更を行ってきましたが、予期しないもしくは突然の方針転換や、これらの政策に効果がなかった場合には、証券市場のボラティリティを上昇させる可能性があり、それがマスター・ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性があります。市場の混乱は、マスター・ファンドが適時に有利な投資判断を行うことを妨げるおそれもあります。マスター・ファンドは、地政学的な市場の混乱に耐えている地域に投資を集中させた場合、より大きな損失リスクに直面することになります。世界経済および金融市場における相互の関連性の高まりにより、一つの国、地域または金融市場における出来事または状況が、他の国、地域または金融市場に悪影響を及ぼすことになる可能性があります。したがって、投資家は、マスター・ファンドが個々の金融ニーズとリスク許容度を満たしているかを判断するため、現在の市況を注意深く監視する必要があります。

金融政策の変更により、金利の変動に伴うリスクが悪化する可能性があります。将来、金利が上昇すると、マスター・ファンドの価値は下落するおそれがあります。確定利付証券市場は、金利リスク、変動性リスクおよび流動性リスクの増大に見舞われる可能性があります。金利の上昇によりマスター・ファンドが十分な価値を失った場合、マスター・ファンドは、投資主からの買戻請求の増加にも直面するおそれがあり、マスター・ファンドは、不利な時期または価格で投資対象を換金することを余儀なくされ、その結果、マスター・ファンドおよびその投資主に悪影響が及ぶおそれがあります。金利は2022年から2024年7月31日時点までに大幅に上昇しているものの、不動産関連資産の価格は概ね、金利と不動産関連資産の価格との間の過去の相関関係に基づいて予想されるほど大きくは下落していません。そのため、不動産関連資産の価格の調整または大幅な下落のリスクが高まり、他の投資対象(ローン、証券化債務およびその他の確定利付商品等)の価格にも悪影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクは、特に商業用不動産関連の資産価格および商業用不動産セクターと関連があるその他の投資対象の評価において特に顕在化します。不動産関連資産が現在直面しているリスクの例としては、テナントの空室率、テナントの入替えおよびテナントの集中が進んでいること、不動産の所有者が賃料およびその他支払いの回収における厳しい状況、滞納および困難に直面していること(これにより、所有者が自身の借入金および債務を支払えなくなる、またはその他の場合でこれらの債務を履行できなくなるリスクが上昇します。)、不動産価値が下落していること、インフレ率、維持費およびその他の経費が上昇していること、ならびに多くの不動産の賃料が下落していること等が挙げられます。

取引所および証券市場は、特定の有価証券について、または全体的に、早期にもしくは遅れて取引を終了し、または取引停止を発令することがあり、これにより、マスター・ファンドは、とりわけ、有利な時点で特定の有価証券もしくは金融商品を売買することまたはポートフォリオ投資の正確な価格設定ができなくなる可能性があります。さらに、マスター・ファンドは、それぞれの純資産価額を計算するため、様々な第三者の情報源に依拠することがあります。そのため、マスター・ファンドは、サービス提供者およびサービス提供者のデータ情報源に依拠することに關連する一定のオペレーショナル・リスクにさらされています。特に、エラーまたはシステム障害およびその他の技術的な問題がマスター・ファンドによる純資産価額の計算に悪影響を及ぼす可能性があり、かかる純資産価額の計算上の問題は、純資産価額の計算の誤り、純資産価額の計算の遅延および／または長期間にわたる純資産価額の計算不能につながる可能性があります。マスター・ファンドは、かかる不具合に關連する損失を回収することができない可能性があります。

マスター・ファンドは米国以外の国の有価証券に投資することがあり、もっぱら米国の発行体の有価証券または米国市場のみで取引される有価証券に投資している投資信託よりも急激かつ極端な価値の変動に見舞われる可能性があります。米国以外の多くの国の証券市場は、比較的小さく、少数の企業が少数の業種を代表しています。さらに、米国以外の国の有価証券の発行体は、通常、米国の発行体と同程度の規制を受けていません。米国以外の国の報告基準、法的基準、会計基準および監査基準は、場合によっては米国の基準と大きく異なります。世界の経済および金融市場は、ますます相互に結び付いてきており、一つの国、地域または金融市場の状況および出来事が、他の国、地域または金融市場の発行体に悪影響を及ぼす可能性があります。外国（非米国）市場の取引時間、清算および決済の手続きならびに休日スケジュールにより、有価証券を売買するマスター・ファンドの能力が制限される場合があります。外国（非米国）市場への投資が、資本規制の適用、企業もしくは産業の国有化、資産の収用または懲罰的な課税の適用等の政府の措置により悪影響を受けることもあります。特定の国の政府が、外国（非米国）からの自国の資本市場または特定のセクターもしくは産業への投資を禁止すること、またはこれらに大幅な制限を課すことがあります。さらに、外国（非米国）政府が自国通貨の兌換性または本国送金を制限または遅延させることがあり、そのために当該通貨建ての投資の米ドルにおける価値または流動性に悪影響を及ぼすことがあります。特定の外国（非米国）投資が、特に市場の混乱期において、市場の動向もしくは投資家の見方の悪化により流動性が低下すること、またはマスター・ファンドによる購入後に流動性が低下することがあります。主要取引国との取引に対する経済の依存度が高い国々に所在する発行体の有価証券の取引の減少は、マスター・ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国有化、収用課税もしくは没収課税、政情不安、市場の流動性の低下、通貨封鎖、市場の混乱、政権交代、証券取引停止または外交上の動向（制裁措置または他の同種の措置の発動を含みます。）が、マスター・ファンドによる米国以外の国への投資に悪影響を及ぼすおそれがあります。国有化、収用またはその他の没収がなされた場合、マスター・ファンドは、米国以外の国の有価証券への投資額をすべて失うおそれがあります。発動される可能性がある制裁措置およびその他の同種の措置（報復措置および他の報復的な行為を含みます。）の種類および厳格さは大きく変わる可能性があり、その影響を確定することは困難です。これらの措置の種類は、制裁対象国または当該国と利害関係がある特定の人物もしくは企業によるクロスボーダーの支払機能を有するグローバルな支払システムの利用を禁止すること、特定の投資家による証券取引の決済の制限、および特定の国、企業または人物の資産の凍結を含みますがこれらに限られません。制裁措置および他の同種の措置の発動の結果として特に、制裁対象国または制裁対象国に所在するかもしくは制裁対象国と経済的なつながりがある企業が発行する有価証券の評価額および／または流動性の低下、制裁対象国の有価証券および制裁対象国に所在するかもしくは制裁対象国と経済的なつながりがある企業の有価証券の信用格付の引き下げ、通貨の下落または変動、ならびに制裁対象国および世界全体の市場のボラティリティおよび混乱が生じる可能性があります。制裁措置およびその他の同種の措置により直接的または間接的に、マスター・ファンドによる（制裁対象国および他の市場における）有価証券の売買が制限または停止されること、証券取引の決済が大幅に遅延するか停止されること、ならびにマスター・ファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがあります。ある地域における悪条件が、経済的な関係がないと思われる他国の有価証券に悪影響を及ぼす可能性があります。マスター・ファンドは、資産の大部分を特定の地理的地域または米国以外の特定の国の通貨建ての有価証券に投資する限りにおいて、一般的に、米国以外の国への投資に關連する、地域的な経済リスク（気象上の緊急事態または自然災害を含みます。）に一層さらされることになります。また、米国以外の国の有価証券は、米国の発行体の有価証券よりも（特に各地域の休日またはその他の理由による市場の閉鎖時に）流動性が低くなり、評価が困難となる可能性があります。

モーゲージ証券およびその他の資産担保証券に関するリスク

モーゲージ証券およびその他の資産担保証券は、モーゲージまたはその他の資産（消費者ローンまたは信託で保有される債権など）の「プール」に対する持分を表章するものであり、多くの場合、他の種類の債務証券に關連するリスクとは異なる、またはおそらくは他の種類の債務証券よりも深刻なリスクを伴います。一般的に、金利の上昇は、確定利付モーゲージ証券のデュレーションを長期化させ、金利変動に対する感応度を高める傾向があります。モーゲージ証券は、同等の残存期間および信用力を有する他の債券投資と比較すると、金利低下局面において評価額の上昇幅が小さく、金利上昇局面における下落幅が同程度またはそれを上回る場合があります。そのため、金利上昇局面において、マスター・ファンドがモーゲージ証券を保有している場合、個々のモーゲージ保有者が期限前償還オプションを行使する可能性が低くなる

ため、マスター・ファンドは、さらなる変動性を示すことがあり、そのためにこれらの有価証券の価値にさらに下方圧力がかかり、場合によってはマスター・ファンドが損失を被る可能性があります。これは、期間延長リスクとして認識されています。モーゲージ証券は、金利の上昇に対する感応度が非常に高くなる可能性があります、そのため、小さな変動であっても、マスター・ファンドの価値が下落することになる可能性があります。モーゲージ証券および特に政府保証により担保されていないものは、信用リスクにさらされています。また、変動利付モーゲージ証券および確定利付モーゲージ証券は、期限前償還リスクにさらされています。金利が下落した場合、借入人は、予想よりも早期にモーゲージを返済することがあります。これによりマスター・ファンドのリターンは減少する場合がありますが、それは、マスター・ファンドがより低い実勢金利で当該資金を再投資しなければならない可能性があるためです。また、裏付けとなるモーゲージ・プールのサービサーの信用力、業務遂行能力および財務的能力には、重大なリスクが存在します。例えば、サービサーは、モーゲージ証券の裏付けとなるローンの延滞に関する立替払いを要求されることがありますが、資金繰りが厳しいサービサーはこのような債務を履行できない可能性があります。さらに、モーゲージ証券も資産担保証券も、サービサーによる詐欺もしくは怠慢またはサービサーの虚偽行為に関連するリスクにさらされています。これらの証券は裏付けとなるローンのリスクにもさらされています。場合によっては、サービサーまたはオリジネーターによる裏付担保に関連する文書の不適切な処理（例えば、裏付担保の担保権を適切に文書化していない場合等）が、裏付担保におけるおおよびこれに対する担保権者の権利に影響を及ぼすことがあります。さらに、裏付ローンは、適切でない引受ガイドラインに従って、もしくは引受ガイドラインを一切設けずに、または詐欺的な組成実務に従って、延長されている可能性もあります。モーゲージ証券の所有者がスポンサー、サービサーまたはオリジネーターに対して補償を請求できるかは不確定であり、また、多くの場合その範囲も限定的です。マスター・ファンドによるその他の資産担保証券への投資は、モーゲージ証券に関連するリスクと類似のリスクならびに資産の性質およびこれらの資産のサービシングに関連する追加のリスクにさらされています。資産担保証券の元本および利息の支払は、当該有価証券を担保している資産が生み出すキャッシュ・フローに大きく左右される可能性があり、資産担保証券は、関連資産に対する担保権の利益を享受することができないことがあります。マスター・ファンドは（マスター・ファンドの他のガイドラインに沿った範囲内で）ジュニアおよび／またはエクイティ・トランシェ（一般に前述のリスクをより高い水準で伴います。）を含むモーゲージ証券またはその他の資産担保証券のあらゆるトランシェに投資することができます。

さらに、資産担保証券の価値は、サービサーのパフォーマンスに関連するリスクにさらされています。状況によっては、サービサーまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取扱いを誤ること（例えば、原担保に対する担保権を適切に文書化しないこと。）により、原担保に係るおおよびこれに対する証券保有者の権利に影響を受ける可能性があります。

オペレーショナル・リスク

マスター・ファンドへの投資は、あらゆる投資信託と同様に、処理上のエラー、人為的エラー、内部プロセスまたは外部プロセスの不備または欠陥、システムおよび技術の不具合、人員の変更ならびに第三者サービス提供者が引き起こしたエラーなどの要因から生じるオペレーショナル・リスクを伴う可能性があります。これらの不具合、エラーまたは違反の発生は、情報の消失、規制当局による監視、評判の低下またはその他の事態を招くおそれがあり、これらのいずれも、マスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。マスター・ファンドは、管理および監督によりかかる事態を抑制しようとはしますが、マスター・ファンドに損失をもたらすおそれのある不具合がなお生じる可能性があります。

市場混乱リスク

マスター・ファンドは、金融、経済、その他世界の市場の動向および混乱に関連するオペレーショナル・リスクにさらされます。これには、戦争、テロ、社会不安、景気後退、サプライチェーンの混乱、市場の不正操作、政府の介入、デフォルトおよび閉鎖、政治上の変化、外交上の出来事、または制裁措置および他の同種の措置の発動、公衆衛生上の緊急事態（感染症の蔓延、パンデミック、エピソードなど）ならびに自然／環境災害などがありますが、これらはすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼし、マスター・ファンドの価値を低下させる可能性があります。これらの出来事によって、マスター・ファンドの投資運用会社であるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを含むマスター・ファンドの業務提供者が依拠するテクノロジーやその他運用システムに障害が発生する可能性もあり、マスター・ファンドの業務提供者がマスター・ファンドに対する義務を遂行することに混乱を生じさせる可能性があります。また、世界の経済および金融市場における相互の関連性の高まりにより、一つの国、地域または金融市場における出来事または状況が、他の国、地域または金融市場に悪影響を及ぼすことになる可能性があります。

これらおよびその他の出来事は、マスター・ファンドの保有資産の流動性に悪影響を及ぼし、マスター・ファンドが保有する、またはマスター・ファンドが取引しようとする有価証券のビッド・アスク・スプレッドが拡大する可能性があります。流動性リスクの詳細は、上記「マスター・ファンドに関連するリスク - 流動性リスク」の項をご参照ください。

規制変更リスク

投資会社および投資顧問業者等の金融機関は、一般的に政府による徹底した規制および介入の対象になっています。政府による規制および／または介入により、マスター・ファンドが規制を受ける方法が変更されること、マスター・ファンドが直接負担する費用およびその投資対象の評価に影響を受けること、ならびに／またはマスター・ファンドの投資目的を達成する能力が制限および／もしくは排除されることがあります。政府による規制は頻繁に変更されることがあり、重大な悪影響を及ぼす可能性があります。マスター・ファンドおよびマスター・ファンド管理会社はこれまで一定の規制措置の免除の適用を受けています。ただし、マスター・ファンドおよびマスター・ファンド管理会社が今後もそのような規制措置の免除の適用を受けられる保証はありません。政府機関による措置は、マスター・ファンドが投資する特定の商品に影響を及ぼすこともあります。さらに、政府による規制が予測不可能で、かつ意図しない影響を及ぼすことがあります。債券市場全般または地方の証券市場等の特定の市場における流動性またはその他の問題に対処するための立法措置および規制措置により、マスター・ファンドがその投資目的を追求する能力または特定の投資戦略もしくは技法を利用する能力が変化すること、または損なわれることがあります。

シニア・ローンに関するリスク

マスター・ファンドは、銀行ローンを含むシニア・ローンに投資する限りにおいて、かかる金融商品に投資していない投資信託よりも大きな信用リスク、コール・リスク、決済リスクおよび流動性リスクにさらされる可能性があります。シニア・ローンは多額の負債を抱える企業により発行されることが多く、そのために様々なリスクの影響を特に受けやすくなります。シニア・ローンは十分な担保による裏付けがない場合があり、他の種類の債務よりも支払スケジュールが早くなることがあります。これらの商品は、発行体が元本および利息の支払を継続する能力に関して圧倒的に投機的であると考えられ、他の種類の有価証券（他の債務証券を含みます。）よりも変動性が大きく、評価することが困難なことがあります。景気後退または個々の企業の動向がこれらの商品の市場に悪影響を及ぼし、マスター・ファンドが有利な時期または価格でこれらの商品を売却する能力を低下させるおそれがあります。景気後退は、一般的に、返済不履行率の上昇につながることになり、シニア・ローンの市場価値は、債務不履行が発生する前に大幅に下落する可能性があります。また、マスター・ファンドは、シニア・ローンに投資していない投資信託よりも大きな流動性リスクにさらされる場合があります。さらに、マスター・ファンドが投資するシニア・ローンは、取引所に上場していないことがあり、かかるローンの流通市場は、他のより流動性の高い確定利付証券の市場と比較して流動性が低い場合があります。そのため、シニア・ローンの取引には、より活発に取引されている有価証券の取引よりも大きなコストが伴う可能性があります。ローン契約の譲渡の制限、一般に入手可能な情報の不足、不規則な取引活動および大きな呼値スプレッドにより、一定の状況では、シニア・ローンは、他の種類の有価証券または商品よりも有利な時期または価格での売却が困難となる場合があります。これらの要因は、マスター・ファンドがシニア・ローンの価値の全額を実現することができない結果および／またはマスター・ファンドが当該売却後に長期にわたってシニア・ローンの売却による手取金を受領することができない結果をもたらす可能性があり、いずれもマスター・ファンドに損失をもたらすおそれがあります。シニア・ローンは、取引の決済期間の延長がなされることがあり（決済期間が7日を超える場合を含みます。）、その結果、マスター・ファンドが直ちに現金を入手することができないことがあります。ローン購入者は、決済期間の短縮を促すことを意図した遅延補償金をローン販売者から受け取る権利を有していません。したがって、マスター・ファンド管理会社がローン取引に関連して遅延補償金を確実に得ることができるとは限りません。そのため、遅延して決済されるシニア・ローンの取引により、マスター・ファンドが追加投資を行う能力またはマスター・ファンドの買戻義務を履行する能力が制限される可能性があります。マスター・ファンドは、とりわけポートフォリオ資産の売却、追加の現金の保有または銀行およびその他の潜在的な資金調達先との間での一時的な借入れに関する取り決めの締結により、取引決済プロセスの長期化により生じる短期的な流動性ニーズを満たそうとすることがあります。シニア・ローンの発行体が満期より前にローンを期限前返済するか、または償還した場合には、マスター・ファンドは、支払われる金利がより低いことのある他のシニア・ローンまたは類似の商品に手取金を再投資しなければならなくなります。シニア・ローンは、米国連邦の証券法において、有価証券とはみなされないことがあります。かかる状況では、マスター・ファンドによるシニア・ローンへの投資に関して利用可能な法的保護が少なくなる可能性があります。特に、シニア・ローンが米国連邦の証券法において有価証券とみなされない場合は、米国連邦の証券法において証券投資者が通常利用できる一定の法的保護（詐欺および不实表示からの保護など）を利用できないことがあります。シニア・ローンへの投資に伴うリスクを理由として、マスター・ファンドへの投資は、投機的と考えるべきです。

投資者は、マスター・ファンドによるシニア・ローンへの投資により、マスター・ファンドまたはマスター・ファンド管理会社が、発行体に関する重要な非公開情報とみなされる可能性のある情報を受領することになる場合があることに留意する必要があります。かかる状況下では、当該発行体の有価証券の取引が制限されることがあるため、マスター・ファンドの投資機会が限定される可能性があります。さらに、マスター・ファンド管理会社は、シニア・ローンの発行体に関する重要な非公開情報を受領することを回避しようとする場合があります。その結果、マスター・ファンド管理会社は、シニア・ローンの発行体から受領する情報を制限しない他の投資者と比較して、一定の投資機会を失うか、または不利益を被る可能性があります。

空売りリスク

マスター・ファンドの空売りおよびショート・ポジション（もしあれば）は、特別なリスクにさらされています。空売りは、後日により低い価格で同一の有価証券を購入する意向を持って、マスター・ファンドが、自身が保有していない有価証券を売却することを伴います。また、マスター・ファンドは、フォワード・コミットメントによりショート・ポジションを組むことがあり、または先物契約もしくはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを組むことがあります。この間に有価証券またはデリバティブの価格が上昇した場合、マスター・ファンドは、空売りを行った時点からの価格上昇分に第三者に支払われたプレミアムおよび利息を加えた金額に相当する損失を被ります。したがって、空売りには、損失を増大させ、場合によっては実際の投資コストよりも損失を大きくさせるリスクが伴います。それに対し、ロング・ポジションの損失は、有価証券の価値の下落から生じるものであり、有価証券の価値の下落はゼロを下回ることはいかなる点により制限されません。また、空売りまたはショート・ポジションの当事者である第三者が契約上の義務を履行せず、マスター・ファンドに損失が生じるリスクがあります。

小型株企業および中型株企業に関するリスク

小型株企業および中型株企業が発行した有価証券への投資は、大型株企業への投資よりも大きなリスクを伴います。小型株企業および中型株企業が発行した有価証券の価値は、大型株企業よりも市場が狭く、経営資源および財務資源が限られることから、時として急激にかつ予想外に上昇し、または下落することがあります。マスター・ファンドによる小型株企業および中型株企業への投資は、マスター・ファンドのポートフォリオの変動性を増大させる可能性があります。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン事業体が発行した確定利付商品の価値が、当該発行体が元本もしくは利息の支払を適時に行うことができない、または行おうとしないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由の結果として下落するリスクです。ソブリン事業体が債務の支払を適時に行うことができないという結果は、多くの要因（外貨準備高が不足していることまたは相対的な通貨価値の変動を十分に管理することができないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満たすことができないまたは満たそうとしないこと、経済産出量および税収と比較した債務負担の大きさ、キャッシュ・フロー上の問題ならびにその他の政治および社会の考慮要素を含みますが、これらに限られません。）により生じる可能性があります。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合にマスター・ファンドが損失を被るリスクは、正式な償還請求権またはソブリン債の保有者としての権利を行使するための手段が得られる可能性が低いことにより大きくなります。また、ソブリン債の再編は、マスター・ファンドのコントロールの及ばない事業体および要因により行われる可能性があり、マスター・ファンドのソブリン債の持分の価値が下落することにつながる可能性があります。

割安株への投資リスク

マスター・ファンドは、割安株への投資アプローチを用いることがあります。割安株への投資は、過小評価されていると考えられている企業を特定しようとするものです。割安株は、通常、企業の収益、キャッシュ・フローまたは配当などの要因と比較して価格が低くなっています。割安株が市場により過小評価され続けているか、またはマスター・ファンド管理会社が株価を上昇させると考える要因が発生しない場合には、割安株は、マスター・ファンド管理会社が予想したとおり、価格が下落するか、または価格が上昇しない可能性があります。割安株への投資スタイルは、成長株に焦点を当てているか、またはより幅広い投資スタイルを有するエクイティ・ファンドよりもパフォーマンスが優れることもあれば劣ることもあります。

投資者は、マスター・ファンドへの投資の全部または大部分を失うおそれがあります。アンブレラ・トラスト全体またはマスター・ファンド管理会社がマスター・ファンドの目的を達成するという保証はありません。

上記のリスク要因の一覧は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。ファンドは、その資産の大部分を許可された投資対象に投資します。そのため、受益者は、かかる許可された投資対象への投資に伴うリスクに間接的にさらされます。

リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

上記の管理体制は2025年2月末日現在のものであり、随時変更されます。

[次へ](#)

リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て 毎月分配型

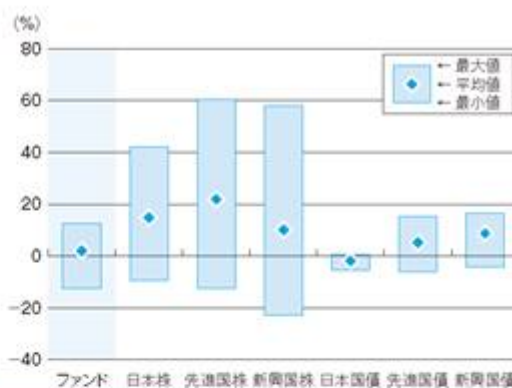


米ドル建て 年1回分配型

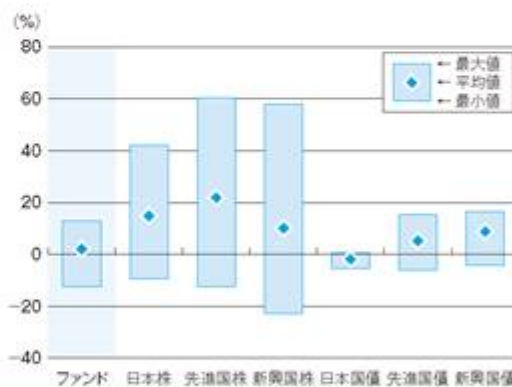


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2019年11月18日に運用を開始したため、年間騰落率は2020年11月から2025年2月の期間となります。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	12.7	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.3	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	2.0	14.8	22.0	10.1	-1.9	5.3	8.8



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	12.8	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.3	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	2.0	14.8	22.0	10.1	-1.9	5.3	8.8

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 代表的な資産クラスについては2020年3月から2025年2月の5年間（ファンドは2020年11月から2025年2月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て 毎月分配型

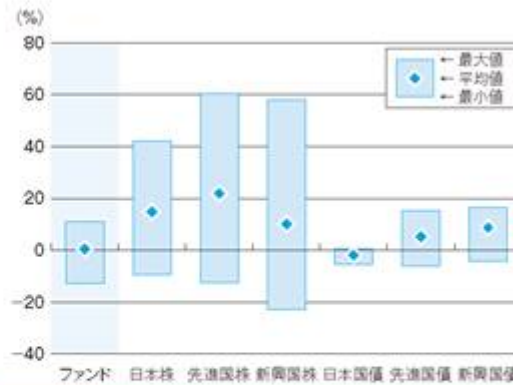


豪ドル建て 年1回分配型

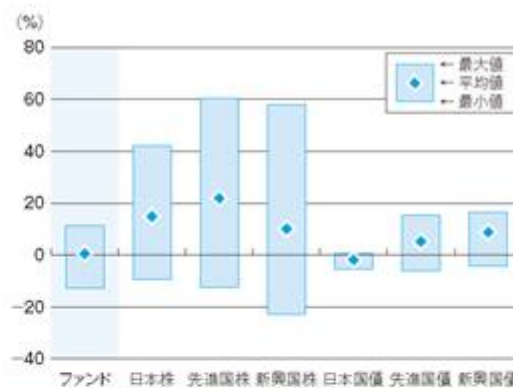


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2019年11月18日に運用を開始したため、年間騰落率は2020年11月から2025年2月の期間となります。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	11.2	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.8	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	0.6	14.8	22.0	10.1	-1.9	5.3	8.8



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	11.2	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-12.9	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	0.6	14.8	22.0	10.1	-1.9	5.3	8.8

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 代表的な資産クラスについては2020年3月から2025年2月の5年間（ファンドは2020年11月から2025年2月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。

- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（ご注意）

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日 本 株・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数（円ベース）
（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込金額の上限3.00%

日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

ファンド証券の買戻しに買戻し手数料は課せられません。

日本国内における買戻し手数料

ファンド証券の換金（買戻し）に買戻し手数料は課せられません。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。各ファンドの年間最低報酬は、米ドルクラスについて10,000米ドル、豪ドルクラスについて10,000米ドルが、それぞれかかります。

受託報酬とは、ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われるものです。

受託会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

(注)「評価日」とは、各ファンド営業日および/または受託会社が投資顧問会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。

管理報酬

管理会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.05%に相当する金額の管理報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

管理報酬とは、ファンドの投資運用業務および管理事務の監督・モニタリング、ならびにファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

管理会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

投資顧問報酬

投資顧問会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.85%に相当する金額の投資顧問報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

副投資顧問報酬

副投資顧問会社の報酬および費用は、投資顧問報酬から投資顧問会社により支払われます。

副投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として副投資顧問会社へ支払われるものです。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各ファンドの資産から、各評価日に発生する、以下の表に定める年率の管理事務代行報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月算出され、毎月後払いされます。年間最低報酬は、米ドルクラスについて80,000米ドル、豪ドルクラスについて72,500豪ドルです。

米ドルクラス	
純資産価額	年率
1億4,000万米ドルまでの部分	0.09%
1億4,000万米ドル超 2億8,000万米ドルまでの部分	0.06%
2億8,000万米ドル超の部分	0.05%
豪ドルクラス	
純資産価額	年率
2億豪ドルまでの部分	0.09%
2億豪ドル超 4億豪ドルまでの部分	0.06%
4億豪ドル超の部分	0.05%

管理事務代行報酬とは、ファンドの純資産価格の計算業務、受益者名簿の管理、収益分配業務、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

管理事務代行会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

保管報酬

保管会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

保管報酬とは、ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、ならびにこれらに付随する業務の対価として保管会社へ支払われるものです。

保管会社は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有しています。

販売報酬

日本における販売会社は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.56%に相当する金額の販売報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

販売報酬は、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

代行協会員報酬

代行協会員は、各ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.14%に相当する金額の代行協会員報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされます。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

代行協会員は、各ファンドの資産から、各ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用の払戻しを受ける権利も有しています。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

トラストおよびファンドの設立に関する費用は、償却済みです。

継続的な経常費用および特別費用

ファンドは、（ ）すべての投資および取引活動に関連して生じる取引費用および投資関連費用（取次手数料、為替関連費および清算費用を含みます。）、（ ）ファンドの設立、受益証券の設定、発行、販売もしくは買戻し、または投資対象もしくは受益証券に関する購入、販売もしくは取得に関連するか否かにかかわらず、すべての印紙税およびその他の税金、租税、政府により課される公租（外国通貨の取得、保有または処分に関連する公課を含みます。）、取次手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料ならびにその他の公租公課（ファンドの取引に関して、かかる取引の前にまたはかかる取引の発生時に支払期限が到来するかまたは支払うべきとされるものを含みますが、受益証券の発行および買戻しの時点で代行業者に支払われる手数料（もしあれば）を除きます。）、（ ）弁護士報酬、会計、監査および税務準備費用、（ ）受益証券の継続募集に関連する費用、（ ）その他すべての営業費用（コピー、ファクシミリ、郵便、複製および電話の費用を含みますが、これらに限られません。）、（ ）特別費用（例えば、訴訟費用および補償債務）（もしあれば）、ならびに（ ）専門家賠償責任保険を付保するために投資顧問会社が負担した費用（もしあれば）等の、間接的に発生する費用すべてを負担します。

ファンドが行う借入の費用は、かかる借入が関連するクラスにより負担されます。

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの報酬

投資対象ファンドにおいて発行された投資対象ファンド受益証券およびマスター・ファンドから投資対象ファンドに発行された受益証券は、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドレベルの管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬は徴収されません。

マスター・ファンド管理会社は、アンブレラ・トラスト、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドが必要とする一定の第三者サービス提供者の費用を負担します。（投資主ではなく）マスター・ファンドは、当該第三者サービス提供者の費用の減少（純資産の増加に起因する減少を含みます。）の利益を享受します。

投資対象ファンド（または該当する場合はそのクラス）およびマスター・ファンドが負担する一定の費用（（ ）税金および政府の手数料、（ ）仲介報酬および手数料ならびにその他のポートフォリオ取引費用（投資対象ファンドおよびマスター・ファンドが行う専門ローンおよびその他投資のレビュー、交渉および構築に関連して起用された外部弁護士または第三者コンサルタントの報酬および費用を含みますが、これらに限られません。）、（ ）支払利息を含む借入費用、（ ）訴訟費用および補償費用を含む特別費用、（ ）特定のクラスの受益証券に配分され、または配分可能な費用を含みますが、これらに限られません。）があります。

マスター・ファンド管理会社は、アンブレラ・トラストならびに投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの当初設立に関連する設立費用を支払います。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(管理報酬等)

純資産総額に対し年率約1.71%(ただし、純資産総額によって段階的に異なる料率が適用される場合や年間最低報酬額が適用される場合があります。)

信託財産に日々費用計上され、ファンドの純資産価格に反映されます。なお、毎月信託財産中から支払われます。

支払先の内訳は以下のとおりです。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率																								
管理報酬	管理会社	ファンドの投資運用業務および管理事務の監督・モニタリング、ならびにファンドの信託期間中の管理全般に関する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.05%																								
受託報酬	受託会社	ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.01% ただし、年間最低報酬額として、米ドルクラスについて10,000米ドル、豪ドルクラスについて10,000米ドルが、それぞれかかります。																								
投資顧問報酬	投資顧問会社	ファンドに関する投資判断等の運用業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.25%																								
副投資顧問報酬	副投資顧問会社	およびこれに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.60%																								
保管報酬	保管会社	ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.01%																								
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの純資産価格の計算業務、受益者名簿の管理、収益分配業務、ファンドの購入・換金(買戻し)等受け付け業務、およびこれらに付随する業務	<table><tr><td colspan="2">ファンドの純資産総額に対し以下の年率の管理事務代行報酬を支払います。ただし、年間最低報酬額として、米ドルクラスについて80,000米ドル、豪ドルクラスについて72,500豪ドルが、それぞれかかります。</td></tr><tr><td colspan="2">米ドルクラス</td></tr><tr><td>純資産総額</td><td>年率</td></tr><tr><td>1億4,000万米ドルまでの部分</td><td>0.09%</td></tr><tr><td>1億4,000万米ドル超</td><td></td></tr><tr><td>2億8,000万米ドルまでの部分</td><td>0.06%</td></tr><tr><td>2億8,000万米ドル超の部分</td><td>0.05%</td></tr><tr><td colspan="2">豪ドルクラス</td></tr><tr><td>純資産総額</td><td>年率</td></tr><tr><td>2億豪ドルまでの部分</td><td>0.09%</td></tr><tr><td>2億豪ドル超4億豪ドルまでの部分</td><td>0.06%</td></tr><tr><td>4億豪ドル超の部分</td><td>0.05%</td></tr></table>	ファンドの純資産総額に対し以下の年率の管理事務代行報酬を支払います。ただし、年間最低報酬額として、米ドルクラスについて80,000米ドル、豪ドルクラスについて72,500豪ドルが、それぞれかかります。		米ドルクラス		純資産総額	年率	1億4,000万米ドルまでの部分	0.09%	1億4,000万米ドル超		2億8,000万米ドルまでの部分	0.06%	2億8,000万米ドル超の部分	0.05%	豪ドルクラス		純資産総額	年率	2億豪ドルまでの部分	0.09%	2億豪ドル超4億豪ドルまでの部分	0.06%	4億豪ドル超の部分	0.05%
ファンドの純資産総額に対し以下の年率の管理事務代行報酬を支払います。ただし、年間最低報酬額として、米ドルクラスについて80,000米ドル、豪ドルクラスについて72,500豪ドルが、それぞれかかります。																											
米ドルクラス																											
純資産総額	年率																										
1億4,000万米ドルまでの部分	0.09%																										
1億4,000万米ドル超																											
2億8,000万米ドルまでの部分	0.06%																										
2億8,000万米ドル超の部分	0.05%																										
豪ドルクラス																											
純資産総額	年率																										
2億豪ドルまでの部分	0.09%																										
2億豪ドル超4億豪ドルまでの部分	0.06%																										
4億豪ドル超の部分	0.05%																										
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.14%																								
販売報酬	販売会社	受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額に対し年率0.56%																								
その他の費用・手数料	目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用、弁護士費用(ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)、監査費用(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)、登録費用、銀行手数料、ファンド資産および収益に課せられる税金等をファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 なお、一部の費用等が実費となる場合がある他に、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することはできません。																										

ファンドを通じて間接的に負担する投資対象ファンドの費用

管理運用費用	かかりません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。

*上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合がある他に、ファンドの保有期間等に応じて異なるため、これらを合計した料率、合計額または上限額等を表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （３）日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。2025年４月30日現在、ケイマン諸島において為替管理はありません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島財務長官から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、ト

ラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定（以下「U S I G A」といいます。）に調印しました。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するO E C D基準 - 共通報告基準（以下「C R S」といい、U S I G Aとあわせて「A E O I」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しました。

U S I G AおよびC R Sの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則（以下「A E O I規則」と総称します。）が発行されました。A E O I規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、U S I G AおよびC R Sの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、A E O I規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、一または複数のA E O I制度に関して「非報告金融機関」（関連するA E O I規則に定義されます。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはC R Sに基づく登録要件のみが適用されます。ファンドは報告金融機関であり、非報告金融機関の免除に依拠することを企図していないため、A E O I規則のすべての要件を遵守することを意図しています。

報告金融機関であるファンド

「報告金融機関」であるファンドは、特に、（ ）（U S I G Aの文脈においてのみ）グローバル仲介人識別番号（G I I N）を取得するために内国歳入庁（以下「I R S」といいます。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）C R Sに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続きに関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、および（ ）C R Sコンプライアンス書面をケイマン諸島税務情報局に提出することを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はI R S）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

報告金融機関であり、U S I G Aを実施するA E O I規則を遵守するファンドは、米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国F A T C A」といいます。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を満たすものとして取り扱われ、したがって、米国F A T C Aの要件に「遵守しているとみなされ」、F A T C Aの源泉徴収税の対象とはならず、非協力的口座を閉鎖することは求められません。ケイマン諸島の報告金融機関は、F A T C Aの源泉徴収税の課税を回避するため、米国F A T C A上の地位につき、米国税務申告書を用いた自己証明書を米国の源泉徴収代理人に対し提供することを求められる可能性があります。U S I G Aの条件に基づき、米国F A T C A源泉徴収税は、「重大な不遵守」の結果として非参加金融機関（U S I G Aに定義されます。）とみなされない限り、トラスト/ファンドに対してなされた支払に賦課されません。U S I G Aを実施するA E O I規則は、ケイマン諸島の金融機関に対し、米国F A T C Aまたはその他の理由で口座名義人に対して行われた支払に対して税金を源泉徴収することを要求していません。

非報告金融機関であるファンド

A E O I規則の各々において利用可能な免除の一つに依拠し、これにより各分野において「非報告金融機関」としての資格を有するファンドは、A E O I規則に基づく義務を負いません。ただし、ファンドは、C R Sに関連して、（ ）C R Sに基づくその状況および分類（それが依拠する関連する免除を含みます。）および（ ）ファンドに主要連絡先として任命された個人およびかかる主要連絡先を変更する権限を有する第2の個人の詳細を、当局に通知する義務を負います。

一般

ファンドへの投資および/またはファンドへの投資の継続により、投資者は、管理会社、受託会社および/または他のサービス提供会社に追加情報の提供を求められる可能性があること、ファンドがA E O I規則を遵守することは、投資者情報、口座保有者および/または支配者に関する情報の開示を招く可能性があり、かかる情報が海外の財務当局と交換される可能性があることを認識しているとみなされます。投資者が要求される情報（結果にかかわらず）を提供できない場合、管理会社および受託会社は、関連する投資者に係る強制買戻しおよび/またはかかる投資者の口座の閉鎖を含みますがこれらに限られない自己裁量によるあらゆる措置および/またはすべての救済措置を講じる義務を負う可能性があり、

および/またはその権利を留保することができます。ケイマン諸島税務情報局が公表した指針に従い、口座開設後90暦日以内に自己証明が取得できない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

() 米ドルファンド

(2025年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	バミューダ	122,915,409.49	93.89
小計		122,915,409.49	93.89
現金およびその他の資産（負債控除後）		8,005,054.86	6.11
合計 （純資産総額）		130,920,464.35 （約19,595百万円）	100.00

(注) 投資比率とは各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

() 豪ドルファンド

(2025年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
投資信託	バミューダ	32,383,854.53	93.51
小計		32,383,854.53	93.51
現金およびその他の資産（負債控除後）		2,247,525.18	6.49
合計 （純資産総額）		34,631,379.71 （約3,229百万円）	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（ ）米ドルファンド

（2025年2月末日現在）

銘柄	国名／発行地	種類	数量	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
				単価	合計	単価	合計	
ビムコ バミューダ インカム ファンドA NN(USD)クラス	バミューダ	投資信託	12,109,892.56	9.94	120,384,350.46	10.15	122,915,409.49	93.89

（注）以上のほか、投資有価証券はありません。

（ ）豪ドルファンド

（2025年2月末日現在）

銘柄	国名／発行地	種類	数量	取得価額(豪ドル)		時価(豪ドル)		投資 比率 (%)
				単価	合計	単価	合計	
ビムコ バミューダ インカム ファンドD NN(AUD)クラス	バミューダ	投資信託	3,184,253.15	9.91	31,540,129.25	10.17	32,383,854.53	93.51

（注）以上のほか、投資有価証券はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません（2025年2月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2025年2月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記の会計年度末ならびに2025年2月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

() 米ドルファンド

米ドル建て 毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2020年10月31日)	60,335,285.15	9,030,382,128	9.98	1,494
第2会計年度末 (2021年10月31日)	54,545,162.98	8,163,774,543	10.28	1,539
第3会計年度末 (2022年10月31日)	39,836,251.33	5,962,291,737	8.86	1,326
第4会計年度末 (2023年10月31日)	35,231,174.20	5,273,049,843	8.90	1,332
第5会計年度末 (2024年10月31日)	34,795,286.88	5,207,810,587	9.55	1,429
2024年3月末日	34,529,135.85	5,167,975,763	9.47	1,417
4月末日	32,976,774.65	4,935,633,862	9.34	1,398
5月末日	33,941,953.39	5,080,092,164	9.42	1,410
6月末日	34,005,445.10	5,089,594,968	9.46	1,416
7月末日	34,387,844.53	5,146,828,691	9.58	1,434
8月末日	34,284,759.23	5,131,399,914	9.67	1,447
9月末日	34,469,607.09	5,159,066,093	9.76	1,461
10月末日	34,795,286.88	5,207,810,587	9.55	1,429
11月末日	34,511,302.69	5,165,306,674	9.67	1,447
12月末日	33,644,407.76	5,035,558,509	9.57	1,432
2025年1月末日	33,607,824.57	5,030,083,103	9.65	1,444
2月末日	33,416,741.96	5,001,483,769	9.77	1,462

(注) 毎月分配型と年1回分配型の純資産総額の合計が、端数処理により、ファンドの純資産総額と一致しない場合があります。以下同じです。

米ドル建て 年 1 回分配型

	純資産総額		1 口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第 1 会計年度末 (2020年10月31日)	114,560,762.87	17,146,309,379	10.17	1,522
第 2 会計年度末 (2021年10月31日)	123,393,236.57	18,468,265,717	10.71	1,603
第 3 会計年度末 (2022年10月31日)	88,378,731.06	13,227,644,678	9.47	1,417
第 4 会計年度末 (2023年10月31日)	87,023,836.19	13,024,857,563	9.76	1,461
第 5 会計年度末 (2024年10月31日)	89,703,674.69	13,425,948,991	10.74	1,607
2024年 3 月末日	90,988,049.32	13,618,181,342	10.51	1,573
4 月末日	87,260,466.25	13,060,273,984	10.38	1,554
5 月末日	87,318,880.38	13,069,016,826	10.50	1,572
6 月末日	86,582,212.99	12,958,759,818	10.56	1,581
7 月末日	89,959,845.72	13,464,290,109	10.72	1,604
8 月末日	92,506,694.98	13,845,477,038	10.84	1,622
9 月末日	93,576,225.89	14,005,553,729	10.96	1,640
10月末日	89,703,674.69	13,425,948,991	10.74	1,607
11月末日	88,215,358.82	13,203,192,755	10.90	1,631
12月末日	94,948,615.41	14,210,959,268	10.81	1,618
2025年 1 月末日	96,353,675.08	14,421,254,549	10.92	1,634
2 月末日	97,503,722.38	14,593,382,129	11.09	1,660

（ ）豪ドルファンド

豪ドル建て 毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2020年10月31日)	13,501,767.22	1,258,769,758	9.85	918
第2会計年度末 (2021年10月31日)	16,080,206.93	1,499,157,692	10.18	949
第3会計年度末 (2022年10月31日)	13,308,065.34	1,240,710,932	8.81	821
第4会計年度末 (2023年10月31日)	12,111,788.22	1,129,182,016	8.80	820
第5会計年度末 (2024年10月31日)	11,300,313.64	1,053,528,241	9.39	875
2024年3月末日	11,953,802.80	1,114,453,035	9.33	870
4月末日	11,258,522.47	1,049,632,050	9.19	857
5月末日	11,388,384.79	1,061,739,114	9.28	865
6月末日	11,196,144.64	1,043,816,565	9.31	868
7月末日	11,011,212.18	1,026,575,312	9.43	879
8月末日	11,449,447.84	1,067,432,022	9.52	888
9月末日	11,563,884.91	1,078,100,990	9.60	895
10月末日	11,300,313.64	1,053,528,241	9.39	875
11月末日	11,284,553.89	1,052,058,959	9.52	888
12月末日	11,095,412.61	1,034,425,318	9.42	878
2025年1月末日	11,354,718.48	1,058,600,404	9.51	887
2月末日	11,362,810.30	1,059,354,804	9.63	898

豪ドル建て 年 1 回分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第 1 会計年度末 (2020年10月31日)	39,879,857.38	3,717,999,104	9.95	928
第 2 会計年度末 (2021年10月31日)	39,700,651.80	3,701,291,767	10.39	969
第 3 会計年度末 (2022年10月31日)	28,776,418.02	2,682,825,452	9.12	850
第 4 会計年度末 (2023年10月31日)	25,543,970.32	2,381,464,353	9.22	860
第 5 会計年度末 (2024年10月31日)	23,282,459.50	2,170,623,699	9.97	930
2024年 3 月末日	25,390,582.88	2,367,164,042	9.84	917
4 月末日	24,745,372.48	2,307,011,076	9.70	904
5 月末日	24,778,191.93	2,310,070,834	9.80	914
6 月末日	24,404,678.10	2,275,248,139	9.85	918
7 月末日	24,540,867.53	2,287,945,080	9.98	930
8 月末日	24,345,506.22	2,269,731,545	10.09	941
9 月末日	24,416,909.37	2,276,388,461	10.18	949
10月末日	23,282,459.50	2,170,623,699	9.97	930
11月末日	23,362,675.58	2,178,102,244	10.12	943
12月末日	23,026,589.87	2,146,768,974	10.03	935
2025年 1 月末日	23,143,825.96	2,157,698,894	10.13	944
2 月末日	23,268,569.41	2,169,328,726	10.27	957

【分配の推移】

（ ）米ドルファンド

	1口当たり分配金			
	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年1回分配型	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度	0.20	29.93	0.01	1.50
第2会計年度	0.24	35.92	0.01	1.50
第3会計年度	0.24	35.92	0.00	0.00
第4会計年度	0.24	35.92	0.00	0.00
第5会計年度	0.24	35.92	0.01	1.50
2024年11月	0.02	2.99	-	-
12月	0.02	2.99	-	-
2025年1月	0.02	2.99	-	-
2月	0.02	2.99	-	-
設定来累計 (2025年2月末日現在)	1.24	185.59	0.03	4.49

（ ）豪ドルファンド

	1口当たり分配金			
	豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度	0.10	9.32	0.00	0.00
第2会計年度	0.12	11.19	0.01	0.93
第3会計年度	0.12	11.19	0.00	0.00
第4会計年度	0.12	11.19	0.00	0.00
第5会計年度	0.12	11.19	0.00	0.00
2024年11月	0.01	0.93	-	-
12月	0.01	0.93	-	-
2025年1月	0.01	0.93	-	-
2月	0.01	0.93	-	-
設定来累計 (2025年2月末日現在)	0.62	57.80	0.01	0.93

【収益率の推移】

() 米ドルファンド

期間	収益率（注１）	
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型
第１会計年度	1.80%	1.80%
第２会計年度	5.41%	5.41%
第３会計年度	- 11.48%	- 11.58%
第４会計年度	3.16%	3.06%
第５会計年度	10.00%	10.14%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の１口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第１会計年度の場合、10米ドル）

また、米ドルファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）	
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型
2019年	1.00%	1.00%
2020年	4.65%	4.85%
2021年	1.36%	1.23%
2022年	- 9.48%	- 9.44%
2023年	7.21%	7.33%
2024年	4.03%	4.04%
2025年	2.51%	2.59%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2025年については２月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）
（2019年の場合、10米ドル）

なお、米ドルファンドにはベンチマークはありません。

（ ）豪ドルファンド

期間	収益率（注１）	
	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
第１会計年度	- 0.50%	- 0.50%
第２会計年度	4.57%	4.52%
第３会計年度	- 12.28%	- 12.22%
第４会計年度	1.25%	1.10%
第５会計年度	8.07%	8.13%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の１口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第１会計年度の場合、10豪ドル）

また、豪ドルファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）	
	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2019年	0.80%	0.80%
2020年	2.18%	2.18%
2021年	0.79%	0.78%
2022年	- 10.36%	- 10.41%
2023年	5.02%	5.17%
2024年	2.58%	2.66%
2025年	2.44%	2.39%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2025年については２月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）
（2019年の場合、10豪ドル）

なお、豪ドルファンドにはベンチマークはありません。

（参考情報）

ビムコ バミューダ インカム ファンド(M)の組入上位10銘柄(2025年2月末日現在)

銘柄	資産	国・地域	構成比
GNMA II TBA 4.0% MAR 30YR JMBO	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	9.7%
GNMA II TBA 5.0% APR 30YR JMBO	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	4.4%
GNMA II TBA 5.5% MAR 30YR JMBO	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	3.8%
GNMA II TBA 3.5% APR 30YR JMBO	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	3.2%
GNMA II TBA 3.0% APR 30YR JMBO	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	3.0%
GNMA II TBA 4.5% APR 30YR JMBO	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	2.6%
FNMA TBA 5.5% APR 30YR	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	2.3%
GNMA II TBA 4.5% MAR 30YR JMBO	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	2.3%
GNMA II MULTPL SGL 30YR #MA9169M	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	1.8%
FNMA TBA 3.5% APR 30YR	米国政府系住宅ローン担保証券	アメリカ	1.8%
合計			35.1%

※構成比は債券評価額に対する比率です。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2025年2月末日現在）



分配の推移

米ドル建て 毎月分配型（単位：米ドル、1口当り、課税前）

2024年10月	0.02
2024年11月	0.02
2024年12月	0.02
2025年1月	0.02
2025年2月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	1.24

米ドル建て 年1回分配型（単位：米ドル、1口当り、課税前）

2020年10月	0.01
2021年10月	0.01
2022年10月	0.00
2023年10月	0.00
2024年10月	0.01
設定来累計	0.03

収益率の推移（暦年ベース）※2019年は11月18日から、2025年は2月末日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2025年2月末日現在）



分配の推移

豪ドル建て 毎月分配型 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)		豪ドル建て 年1回分配型 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)	
2024年10月	0.01	2020年10月	0.00
2024年11月	0.01	2021年10月	0.01
2024年12月	0.01	2022年10月	0.00
2025年 1 月	0.01	2023年10月	0.00
2025年 2 月	0.01	2024年10月	0.00
直近1年累計	0.12	設定来累計	0.01
設定来累計	0.62		

収益率の推移（暦年ベース）※2019年は11月18日から、2025年は2月末日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

() 米ドルファンド

米ドル建て 毎月分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	7,103,885 (7,103,885)	1,056,854 (1,056,854)	6,047,031 (6,047,031)
第 2 会計年度	806,063 (806,063)	1,546,390 (1,546,390)	5,306,704 (5,306,704)
第 3 会計年度	381,950 (381,950)	1,190,898 (1,190,898)	4,497,756 (4,497,756)
第 4 会計年度	402,480 (402,480)	939,532 (939,532)	3,960,704 (3,960,704)
第 5 会計年度	460,330 (460,330)	776,250 (776,250)	3,644,784 (3,644,784)

米ドル建て 年 1 回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	14,725,747 (14,725,747)	3,462,145 (3,462,145)	11,263,602 (11,263,602)
第 2 会計年度	3,076,888 (3,076,888)	2,823,958 (2,823,958)	11,516,532 (11,516,532)
第 3 会計年度	934,640 (934,640)	3,116,357 (3,116,357)	9,334,815 (9,334,815)
第 4 会計年度	1,213,341 (1,213,341)	1,635,050 (1,635,050)	8,913,106 (8,913,106)
第 5 会計年度	1,229,735 (1,229,735)	1,789,416 (1,789,416)	8,353,425 (8,353,425)

(注 1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注 2) 第 1 会計年度の販売口数には当初募集の数が含まれます。

(注 3) 第 3 会計年度および第 4 会計年度に係る販売口数および買戻口数について、ファンドの財務書類では、同日の販売と買戻しを相殺した口数が記載されているため、上記口数とは一致していない場合があります。

（ ）豪ドルファンド

豪ドル建て 毎月分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	1,445,521 (1,445,521)	74,173 (74,173)	1,371,348 (1,371,348)
第 2 会計年度	456,600 (456,600)	248,193 (248,193)	1,579,755 (1,579,755)
第 3 会計年度	82,207 (82,207)	152,000 (152,000)	1,509,962 (1,509,962)
第 4 会計年度	105,600 (105,600)	239,030 (239,030)	1,376,532 (1,376,532)
第 5 会計年度	99,050 (99,050)	272,450 (272,450)	1,203,132 (1,203,132)

豪ドル建て 年 1 回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	5,058,828 (5,058,828)	1,049,025 (1,049,025)	4,009,803 (4,009,803)
第 2 会計年度	740,580 (740,580)	931,164 (931,164)	3,819,219 (3,819,219)
第 3 会計年度	95,395 (95,395)	757,741 (757,741)	3,156,873 (3,156,873)
第 4 会計年度	45,202 (45,202)	432,294 (432,294)	2,769,781 (2,769,781)
第 5 会計年度	27,320 (27,320)	462,386 (462,386)	2,334,715 (2,334,715)

（注 1）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注 2）第 1 会計年度の販売口数には当初募集の数が含まれます。

（注 3）第 3 会計年度および第 4 会計年度に係る販売口数および買戻口数について、ファンドの財務書類では、同日の販売と買戻しを相殺した口数が記載されているため、上記口数とは一致していない場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券の申込みに関する適格性

受益証券の申込みは、適格投資家のみが行うことができます。

（注）「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない者、会社または法人をいいます。

（ ）米国の市民もしくは居住者、（ ）米国の州、領域、連邦もしくは属領で設立されたかもしくは存続するパートナーシップ、または米国、もしくは米国の州、領域、連邦もしくは属領の法に基づいて設立されたかもしくはそれらにおいて存続する法人、信託もしくはその他の団体、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」といいます。）のレギュレーションSに定義される「米国人」、1974年米国従業員退職所得保障法（改正済）における意味の「従業員給付制度の投資者」（以下それぞれを「米国人」といいます。）、米国人が執行者もしくは管理者である財団、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者またはケイマン諸島に居住する者もしくは法人（ケイマン諸島で設立もしくは組成された免除会社もしくは非居住会社または者を除きます。）、（ ）欧州連合の市民または居住者、（ ）上記（ ）、（ ）、（ ）または（ ）に記載される者または法人の保管人、名義人または受託者、または、（ ）ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の者

受益証券の申込み

適格投資家は、各申込日に、該当する申込日である評価日において適用される受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で、各受益証券クラスの受益証券の申込みを行うことができます。

手続き

受益証券の申込者および追加受益証券の申込みを行おうとする受益者は、該当する申込日の午後12時（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により決定するその他の時間までに管理事務代行会社が受領するよう、ファクシミリまたは電子メール（署名済みの書類をPDFで添付する様式によります。）により記入済みの申込契約を（要求に応じて、申込者の身元および申込金の支払資金源を証明するための補足情報および書類とともに）送付しなければならず、申込金は、該当する申込日（同日を含みます。）から5ファンド営業日後の日および/または管理会社がその単独の裁量により決定するその他の日までに、ファンドの口座において受領されなければなりません。

投資者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに適式に任命されたそれぞれの代理人または委託先のいずれもが、ファクシミリもしくは電子メールにより送付された申込契約の不受領もしくは判読不能により生じる一切の損失または適式に授權された者により送付されたと誠実に判断されるかかるファクシミリもしくは電子メールの結果行われた行為に関連する一切の損失について、責任を負わないことに留意すべきです。

管理会社、受託会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、管理事務代行会社およびその委託先ならびにそれぞれの関連会社、顧問、代理人および従業員は、投資者が英文目論見書補遺および申込契約の条件に従って申込みの支払いを行わなかったことによって生じる一切の損失につき、何らの損害も被らないものとし、かつ、当該投資者による補償を受けるものとし、ます。

すべての申込金は、申込者の名義の口座から拠出されなければなりません。第三者による支払いは許可されません。

すべての申込金の支払いは、米ドルクラスについては米ドルで、豪ドルクラスについては豪ドルで行われなければなりません。

受益証券の申込みは、受益証券の現金価値または口数に応じて行われなければなりません。

管理会社および受託会社は、それぞれその絶対的な裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒否することを決定することができ、この場合、申込み時に支払われた金額またはその残額（場合に応じて）は、実務上可能な限り速やかに、申込者のリスクおよび費用負担により（利息を付さずに）返還されます。

記入済みの申込契約が管理事務代行会社によって受領された場合、当該申込契約は取消不能となります。管理事務代行会社は、記入済申込契約の写し（ならびに必要な場合は、管理事務代行会社が申込者の身元および申込金の支払資金源を証明するために要求したすべての書類）を受領した後、申込みが受理された申込者に対して所有権証明書を発行します。管理事務代行会社が所有権証明書の発行前に、申込者に対して追加情報の提供を求めることを決定した場合、管理事務代行会社は、申込者に対して書面通知を行い、必要な情報の提供を求めます。

疑義を避けるために付言すると、受益証券の申込みの処理および受益証券の発行は、管理会社の決定により、申込者の身元および申込金の支払資金源を証明するために要求されたすべての情報および書類が受領されるまで行われない可能性があります。管理事務代行会社がかかる情報および書類を受領していない場合、管理事務代行会社は、申込者に申込契約を返却し、申込者のリスクおよび費用負担により、申込者により支払われたすべての申込金を（利息を付さずに）支払銀行に返還することができます。

受益証券の申込みが受理された場合、購入者の受益者名簿への登録が当該申込日より後であった場合でも、受益証券は該当する申込日を効力発生日として発行されたものとして取り扱われます。したがって、購入者が受益証券について支払った申込金は、該当する申込日からファンドの投資リスクにさらされることになります。受理された申込みの価格の詳細は、かかる申込みを行った受益者が管理事務代行会社から入手することができます。

最低申込口数

投資家 1 人当たりの受益証券の当初最低申込口数は100口とし、100口を超える場合は 1 口の整数倍または管理会社がその裁量により随時決定するその他の口数とします。

申込手数料

受益証券の申込者は、販売会社に対し、申込金額の上限3.00%（および消費税またはその他の税金（もしあれば））の手数料（以下「申込手数料」といいます。）を支払うことが求められます。

停止

受託会社は、管理会社の指示に基づき、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、発行、買戻しおよび純資産価額の計算の停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行の停止を宣言することができます。当該停止期間において、受益証券は発行されません。

不適格投資家

申込契約は、受益証券の各投資予定者に対し、とりわけ、自身が適格投資家であることおよび適用ある法律に違反することなく受益証券を取得し、保有することができることを表明し、保証するよう要求します。

ファンドが本来負担することのない納税義務を負うか、またはその他の金銭上の不利益を被ることとなる可能性があることと管理会社および／または受託会社が判断する状況においては、受益証券は、いかなる者に対しても募集、発行または譲渡できません。

投資者はまた、申込契約において、とりわけ、ファンドへの投資リスクを評価するための財務事項に関する知見、専門知識および経験を有していること、ファンドが投資する資産への投資に内在するリスクおよび当該資産の保有および／または取引の方法を認識していること、ならびにファンドへの投資全額の損失を負担することができることを表明し、保証しなければなりません。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条件で表明および保証を行うことを要求されます。

（2）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」記載の申込期間に第一部証券情報に従って販売会社により取扱いが行われます。

午後3時までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とします。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

ファンド証券の申込の際は、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨で支払うこともできます。詳細は販売会社に問合せるとします。

本ファンドは、申込者の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。以下に該当する場合、申込みを行うことができません。

- ・米国の市民、または居住者
- ・ケイマン諸島の市民、または居住者
- ・EU加盟国の市民、または居住者

取得制限の対象に該当する者がファンドの保有者となっている場合、当該保有者に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性があります。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

受益者は、買戻日の午後12時（ルクセンブルグ時間）（以下「買戻しに係る締切時間」といいます。）または管理会社によるその単独の裁量により随時決定するその他の日および／もしくは時間までに、ファクシミリ、電子メール（署名済みの書類をPDFで添付する様式によります。）、郵便により、または管理事務代行会社が同意したその他の電子的な手段を通じて、取消不能の買戻通知を送信することにより、各買戻日において受益証券の買戻しを行うことができます。買戻しに係る締切時間を過ぎてから受領された買戻通知は、翌買戻日に処理されます。買戻通知には、ファンドの名称、買い戻す受益証券のクラス、口数または総額ならびに受益者名簿に登録されている受益者名を明確に記載しなければなりません。

買戻しに係る締切時間までに受領される有効かつ完全な買戻通知は、通常、買戻価格で当該買戻日に処理されます。買戻しに係る締切時間を過ぎてから受領される買戻通知は、翌買戻日において、当該買戻日に決定される1口当たり純資産価格で処理されます。

受益証券クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、該当する買戻日の1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」といいます。）です。買戻代金の支払いは、買戻日（同日を含みます。）から5ファンド営業日以内または管理会社によるその単独の裁量により決定するその他の期間内に、米ドルクラスは米ドルで、豪ドルクラスは豪ドルで行われます（0.01米ドル/0.01豪ドル未満を四捨五入します。）。

支払いは、電信送金により、受益証券の登録所有者に対してのみ行われ、第三者宛の支払いは許可されません。受益者は、管理事務代行会社が受益者またはその財務アドバイザー（該当する場合）からすべての必要書類を受領していない場合、買戻代金の支払いが遅れる可能性があることに留意すべきです。電信送金の指示が、投資家の買戻通知に含まれていないければなりません。買戻代金は、申込契約に規定される電信送金指示を用いて送付されます。

買戻の最低単位は1口です。

かかる買戻しを行う受益者が受益者名簿から抹消されたかまたは買戻価格が決定もしくは送金されたか否かにかかわらず、受益証券は買戻日に買い戻されたものとして取り扱われます。したがって、買戻日以降、受益者はその立場において、買い戻される受益証券に関して信託証書に基づき発生する一切の権利（ファンドの集会の通知を受領する権利、これに出席する権利または集会で議決権を行使する権利を含み、買い戻される受益証券の買戻価格および買戻日より前に宣言されたが未払いの分配を受領する権利を除きます。）を有しないかまたは行使することができません。買戻しを行う受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となります。支払不能による清算において、買戻しを行う受益者は、通常の債権者に劣後し、受益者より優先されます。適用される買戻価格の詳細は、かかる買戻しを行う受益者が管理事務代行会社から入手することができます。

買戻しの繰延べ

買戻日における買戻請求の合計が管理会社によって決定された発行済受益証券の比率または口数を超える場合、管理会社は当該買戻日に買い戻される受益証券の総口数を管理会社によって決定された当該買戻日の発行済受益証券の比率または口数に制限することができます。その場合、買戻請求は按分して減少し、残余の買戻請求は翌買戻日において同日に受領した買戻請求に優先して買い戻されます（ただし、同日における買戻しが本権限に基づいて制限される場合は更なる繰延べの対象となります。）。

停止

受託会社は、管理会社の指示に基づき、後記「3 資産管理等の概要、（１）資産の評価、発行、買戻しおよび純資産価額の計算の停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。当該停止期間において、受益証券の買戻しは行われません。

受益証券の買戻しが停止された場合、受益者は停止の解除前に行われた買戻しの申込みを撤回することができます。ただし、受益者が買戻通知の撤回を行わない場合、買戻通知は、停止の解除後の翌買戻日まで保留され、当該受益証券は、信託証書の規定に従って、当該買戻日に買戻価格で買い戻されます。

受益証券の強制買戻し

管理会社は、受託会社と共に、いつでも、すべてまたは影響を受ける受益者に対して管理会社が随時決定するところにより通知を送付することにより（該当する場合）、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を買戻価格で該当する買戻日に買い戻すことができます。当該強制買戻しは、以下の状況において、制限なく行うことができます。

- (a) 一つのクラスまたはシリーズの受益証券（以下「旧受益証券」といいます。）を買い戻し、他のクラスまたはシリーズの受益証券（以下「新受益証券」といいます。）の払込みのために該当する受益者を代理して買戻代金をもって直ちに再申込みする方法で、旧受益証券が管理会社の選択により新受益証券に交換されるという条件に従って、受益証券がそれに従って発行される英文目論見書に開示された交換、転換またはロールアップの方針を実行することを目的とする場合
- (b) 受益証券クラスまたはシリーズを償還するために、いずれかの受益証券クラスまたはシリーズを買い戻すことを目的とする場合
- (c) 受益証券が直接にもしくは実質的に以下の者により所有されていることを管理会社および／もしくは受託会社が気付いた場合、または管理会社および／もしくは受託会社がその旨を確信する理由を有する場合
- () いずれかの国、政府当局、司法当局または財政当局の法律、規則または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - () 適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者を代理して受益証券を取得した者
 - () 管理会社および／または受託会社が、ファンドの信託財産、管理会社または受託会社が、それ以外の状況では負担しなかったもしくは被らなかつたはずである税金債務を負担するか、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を被る結果をもたらすおそれがあると判断する状況にある者
- (d) 受益証券が信託証書、英文目論見書または関連する英文目論見書補遺に違反して受益者に譲渡された場合
- (e) トラストの資産が、管理会社が決定するトラストの経済的存続可能レベルを下回る場合
- (f) 前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、ケイマン諸島、ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換」と題する項に定められた状況にある場合
- (g) 信託証書または関連する英文目論見書補遺に開示されるその他の状況における場合

上記に記載される状況のいずれにおいても、受託会社は、管理会社からの指示に基づき、関連する受益証券の強制買戻しに代わる手段として、関連する受益者に対し、関連する受益証券を当該受益証券を所有する資格を有する適格投資家に翌買戻日に譲渡するよう要求する通知（受託会社が適切とみなす様式によります。）を行うことができます。当該受益証券の譲渡を要求する通知が送達された者が、翌買戻日において、当該通知により要求される方法で当該受益証券を譲渡しなかった場合、かかる受益証券は、当該買戻日に買戻価格で強制的に買い戻されるものとします。

上記に加えて、管理会社は、投資対象ファンドがファンドの勘定で保有される投資対象ファンド受益証券の強制買戻しを行う場合、受益証券を強制的に買い戻すことができます。かかる状況で強制的に買い戻される受益証券の口数は、管理会社が決定する口数とし、かかる強制買戻しは、上記の条件で行われるものとします。

受益証券の譲渡

いかなる受益証券も、管理会社および受託会社の事前の書面同意を得ることなく譲渡することができません。

信託証書に定める譲渡制限に従い、受益者は、書面による証書により、自らが保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、まず、当該時点において有効な、関連するもしくは適用ある法域の法律の規定、政府その他の要件もしくは規制、もしくは管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社の方針を遵守するために管理会社もしくは受託会社（またはいずれかの委託先）が要求する情報、または管理会社もしくは受託会社（またはいずれかの委託先）が要求するその他の情報を提供するものとします。また、当該譲渡の実行について管理会社および受託会社の事前の書面による同意が得られているものとします。さらに、譲受人は、管理会社、受託会社または管理事務代行会社に対し、() 受益証券が関連する適格投資家に譲渡されること、ならびに() 管理会社、受託会社および／または管理事務代行会社（またはその委託先）が自らの裁量により要求するその他の事項に関して、書面により表明を行うことが要求されます。

すべての譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはそれらの代理人により署名されるものとします。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ、譲受人の氏名が受益者として受益者名簿に記入されるまで、引き続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡の対象である受益証券に対する権利を有するものとみなされます。当該譲渡は、管理会社、受託会社（またはいずれかの委託先）が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで登録されません。

（２）日本における買戻し手続等

換金（買戻し）の申込みは、ファンド営業日に取扱います。

午後３時までに換金（買戻し）の申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とします。

換金（買戻し）単位は、１口以上１口単位です。

換金（買戻し）価額は、申込日の翌国内営業日に判明する受益証券１口当たり純資産価格です。

換金（買戻し）代金は、約定日から起算して４国内営業日目からお受取りいただけます。

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨で受け取ることもできます。詳細は販売会社に問合せるものとします。

クローズド期間はありません。受託会社が管理会社の指図のもと、換金が不可能、または通常の値段での売却が不可能と判断する場合等、換金（買戻し）の受付を停止する場合があります。また受益証券１口当たり純資産価格の決定が停止されている間は換金（買戻し）も停止します。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

純資産価額の計算

下記「純資産価額の決定」に別段の定めがない限り、管理事務代行会社は、当該ファンドの各評価日の評価時点において、各ファンドの純資産価額を関連するファンドの基準通貨で、各ファンドの各受益証券クラスおよびシリーズの各受益証券の受益証券１口当たりの純資産価格を当該受益証券クラスおよびシリーズの表示通貨で、信託証書に定める原則に従って計算するものとします。

ファンドおよび／またはファンドの受益証券クラスもしくはシリーズの純資産価額は、当該ファンドの総資産の価額（または該当する場合、当該ファンドの関連する受益証券クラスもしくはシリーズに帰属する当該ファンドの総資産の価額）を確定し、当該ファンドの総負債（または該当する場合、当該ファンドの関連する受益証券クラスもしくはシリーズに帰属する当該ファンドの総負債）を差し引くことにより計算されるものとします。

発行済みのファンドの受益証券クラスまたはシリーズが１つである場合、当該ファンドの受益証券１口当たりの純資産価格は、評価日に発行されている当該ファンドの受益証券口数で当該ファンドの純資産価額を除すことによって計算されるものとし、下記「純資産価額の決定」に定められる方法で四捨五入されるものとします。

発行済みのファンドの受益証券クラスまたはシリーズが複数である場合、当該ファンドの純資産価額は、当該ファンドの特定の受益証券クラスまたはシリーズに帰属する当該ファンドの資産および負債が、当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズの受益者のみによって実質的に負担されることを確保するために、受託会社が決定する合理的な配分方法に基づき、発行済みの当該ファンドの複数の受益証券クラスまたはシリーズ間で配分されるものとします。

基準通貨以外の通貨建ての当該ファンドの受益証券クラスまたはシリーズに帰属するファンドの純資産価額は、当該受益証券クラスの各評価日に受託会社が決定する為替レートで受託会社が決定する基準通貨に換算されるものとし、（ａ）当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズの受益証券１口当たり純資産価格は、（必要な通貨換算を行った後の）当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズに帰属する純資産価額を評価の日に発行済みの当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズの受益証券口数で除すことにより計算されるものとし、（ｂ）当該ファンドの当該受益証券クラスまたはシリーズの受益証券１口当たりの純資産価格は、下記「純資産価額の決定」に開示される方法で四捨五入されるものとします。

受託会社または管理会社が（受託会社と協議の上で）別途決定する場合または下記「純資産価額の決定」に別段の開示がある場合を除き、ファンドの信託財産の資産の価額は、とりわけ以下の規定に従って、当該ファンドの各評価日の評価時点で受託会社によって計算されるものとします。

（ａ）手許現金または預金、手形、要求払手形、未収金、前払費用、現金配当および宣言されまたは発生したものの未受領の利息の価額は、それらの全額とみなされるものとします。ただし、受託会社がかかると見込まれる預金、手形、要求払手形または未収金が、それらの全額に満たないと判断した場合は、受託会社が合理的と考える価額とみなされるものとします。

（ｂ）下記（ｃ）が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、下記（ｄ）、（ｅ）および（ｆ）の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場にて上場、値付け、売買または取引される投資対象の価額に基づくすべての計算は、かかる投資対象の主たる取引所または市場において、計算が行われる日の現地の営業終了時の最終取引価格を基準として行われるものとします。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、投資対象の価額に基づくすべての計算は、評価原則に従って受託会社が決定する当該投資対象の公正時価を基準に行われるものとします。ただし、受託会社がその裁量において、主たる取引所または市場以外の取引

所または市場における支配的な価格の方が、すべての状況において当該投資対象の価額に関するより公正な基準を提供すると判断した場合、かかる価格を採用することができます。

- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、かかる日に計算された当該マネージド・ファンドの受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格とし、または受託会社がそのように決定したかもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日に評価されなかった場合には、当該マネージド・ファンドの直近に公表された受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格（取得可能である場合）もしくは（取得可能ではない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の直近に公表された買戻価格もしくは買付値とします。
- (d) 純資産価格、買戻価格または最終取引価格が上記(b)または(c)に規定されたとおりに取得できない場合、関連する資産の価格は、受託会社または管理会社が決定する方法により評価原則に基づき随時決定されるものとします。
- (e) 上場価格、相場価格、取引価格または市場の売買価格を確定するため、受託会社は、ファンドの投資対象の評価に関する機械化および/または電子化された評価通知システムを利用し、それらに依拠する権利を有します。かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)の目的において最終取引価格とみなされるものとします。
- (f) 上記にかかわらず、受託会社は、管理会社と協議の上、他の評価方法が関連する本投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、受託会社の絶対的裁量により、かかる評価方法の使用を許可することができます。
- (g) 外貨建て本投資対象（有価証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、管理会社および受託会社が合意したレートを用いて、関連する割増または割引および換算費用を考慮した上で、基準通貨に換算されるものとします。

下記「純資産価額の決定」に別途規定される場合を除き、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、原則として、計算日に受益者に提供されます。

純資産価額の決定

純資産価額は、上記「純資産価額の計算」に記載される方法で計算され、四捨五入により小数第2位まで端数処理されます。

米ドルクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、四捨五入により0.01米ドル単位に端数処理され、豪ドルクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、四捨五入により0.01豪ドル単位に端数処理されます。

ファンドの勘定における投資対象ファンドへの投資の価値は、管理事務代行会社に随時通知される投資対象ファンドの最新の評価額に基づき計算されます。

米ドルクラスについて、米ドル以外の通貨で表示される価格は、承認された独立プライシング・サービスから取得した当該評価日の午後4時（ロンドン時間）の実勢為替レートにより米ドルに為替換算されます。豪ドルクラスについて、豪ドル以外の通貨で表示される価格は、承認された独立プライシング・サービスから取得した当該評価日の午後4時（ロンドン時間）の実勢為替レートにより豪ドルに為替換算されます。

受託会社は、想定外の状況によりかかる評価が実行不可能になるか、または適切でなくなる場合に、ファンドの資産の公正な評価を実現するために慎重かつ誠実にその他の規則に従うことが認められています。重大な誤りがない限り、受益証券1口当たり純資産価格の計算は最終的であるものとします。

ファンドの資産の評価は、受託会社の裁量で別途適切とみなされる場合を除き、ルクセンブルグの会計基準をガイドラインとして使用する発生ベースによる会計基準により決定されます。

受託会社は、本項「純資産価額の決定」に基づく自らのすべての職務を管理事務代行会社に委託しています。

発行、買戻しおよび純資産価額の計算の停止

受託会社は、管理会社からの指示に基づき、期間の全部または一部において、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定、ファンド（またはいずれかの受益証券クラスもしくはシリーズ）の受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止すること、または買戻代金の支払を遅らせることができます。

- (a) 投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場がクローズしている間（通常の週末および休日のクローズを除きます。）、または当該取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている間
- (b) その結果として、トラストが投資対象を処分することが合理的に実務上可能でないと投資顧問会社が考える状況またはその結果として、当該処分が受益者に重大な損害を与えることになる状況が存在する場合
- (c) 投資対象の価額またはトラストの純資産価額の確定に通常使用される手段のいずれかに障害が生じた場合、またはその他の理由により、投資対象もしくはその他の資産の価額またはトラストの純資産価額が合理的または公正に確定することができないと投資顧問会社が判断する場合
- (d) 投資対象の買戻しもしくは換金または当該買戻しもしくは換金に伴う資金の譲渡が、通常の価格または通常の為替レートで実行することができないと投資顧問会社が考える場合

（e）管理会社が受益者の最善の利益になると考える場合

受託会社は、停止から30暦日以内にすべての受益者に書面により停止を通知し、停止の終了をすべての受益者に通知するものとします。

（2）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2019年11月18日から2029年10月31日ですが、後記「（5）その他、ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に償還することがあります。また、管理会社は、投資顧問会社と協議の上、上記信託期間の延長を決定する場合があります。

なお、ファンドの当初の信託期間終了日は2024年10月31日でしたが、2023年4月に信託期間が5年延長され、信託期間終了日は2029年10月31日となりました。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年10月31日に終了します。

（５）【その他】**発行限度額**

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの解散

トラストまたはファンドは、以下のいずれかの事由が最初に生じた時点で償還するものとします。

- （a）ファンドを継続することもしくは他の法域に移転させることが違法となる場合、またはその実現が困難であり、経済的でなく、望ましくなくもしくは受益者の利益に反すると管理会社が判断する場合
- （b）下記「ファンドの償還」、「受益証券クラスの償還」または関連する信託証書補遺の規定により企図される日付または状況が到来した場合
- （c）受託会社および管理会社が共同決議によりその旨を決定した場合
- （d）受益者がファンド決議または受益者決議によりその旨を決定した場合
- （e）信託証書の日付に開始し、その149年後に満了する期間の最終日
- （f）受託会社がトラストの受託者として退任する意思を書面で通知した場合または受託会社が強制もしくは任意の清算（受益者決議によって事前に承認された会社更生を目的とする任意清算を除きます。）に入る場合で、管理会社が、当該通知もしくは清算開始後90暦日以内に、受託会社の代わりとして受託者の職を引き受ける用意のある他の当事者を任命することもしくは任命を確保することができない場合
- （g）管理会社がトラストの管理者として退任する意思を書面で通知した場合で管理会社が退任の意思を書面で通知した後90暦日以内に、後任の管理者が信託証書の条件に従って任命されない場合。

ファンドが信託証書の条件に従って償還する場合、受託会社は、直ちに当該償還を当該ファンドのすべての受益者に通知するものとします。

適用ある法律に従い、ファンドの償還時に以下が発生します。

- （a）受託会社、管理会社（またはいずれかの委託先）に提出され、未だ履行されていない買戻通知はすべて、撤回されたものとして取り扱われます。
- （b）管理会社またはその委託先は、ファンドの信託財産に含まれる本投資対象のうち、ファンドに関して受託会社または管理会社が行ったすべての借入を（利息とともに）返済し、かつ、ファンドの経費、公租公課、費用および要求の一切を（当座勘定または預金勘定の現金と併せて）まかなうのに十分な部分を売却または換金するものとします。かかる換金および借入の返済はファンドの償還後、管理会社が定めた方法で、合理的な期間内に行い、完了されるものとします。
- （c）管理会社またはその委託先は、ファンドの信託財産に含まれる残存する本投資対象および資産のすべてを換金します。
- （d）受託会社は、ファンドの償還日（信託証書に基づき決定されます。）時点の受益者名簿に受益者として記載されているファンドの各受益者に対し、ファンドの信託財産に含まれる資産を換金して得られた正味現金受取額、およびその時点でファンドの信託財産の一部を構成している、かかる分配の目的のために利用可能なその他の現金を、各受益証券の受益証券１口当たり純資産価格を考慮した上で、各受益者が保有する受益証券の口数に応じて、ファンドの償還日後実務上可能な限り速やかに分配します。

ファンドの償還

ファンドは以下のいずれか早い日に償還します。

- () 2029年10月31日（または当該日がファンド営業日でない場合には、その直後のファンド営業日）。ただし、管理会社は、該当日以前に投資顧問会社と協議の上、信託期間を延長することを決定することができます。
- () 米ドルファンドについては純資産総額が5,000万米ドル、豪ドルファンドについては純資産総額が5,000万豪ドルを下回った場合において、管理会社が投資顧問会社と協議の上、当該ファンドの償還を決定する場合。

受益証券クラスの償還

米ドル建て 毎月分配型クラスおよび米ドル建て 年1回分配型クラスについては、各クラスの受益証券に帰属する純資産総額がそれぞれ5,000万米ドルを下回った場合、豪ドル建て 毎月分配型クラスおよび豪ドル建て 年1回分配型クラスについては、各クラスの受益証券に帰属する純資産総額がそれぞれ5,000万豪ドルを下回った場合、管理会社は、投資顧問会社と協議の上、当該受益証券クラスを償還することができます。かかる償還は、前記「2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し手続等、受益証券の強制買戻し」の項の規定に従って、当該クラスのすべての受益証券の強制償還を行うことにより実行されます。

なお、受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等との進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、全受益者または関連するファンドの受益者（場合によります。）に対する少なくとも10ファンド営業日以上前の書面による通知（受益者決議またはファンド決議（場合によります。）により放棄されることがあります。）をもって、信託証書の補遺証書または関連する信託証書補遺（場合によります。）により、受託会社および管理会社が受益者または関連するファンドの受益者（場合によります。）の最善の利益と考える方法および範囲で、信託証書の規定を変更、修正、調整または追加（以下「本変更」といいます。）することができます。受託会社または管理会社が、本変更が（ ）その時点で存在するトラストの受益者または関連するファンドの受益者の利益を著しく損なうものではなく、かつ、受益者に対する受託会社または管理会社の責任を重大な範囲において免除するものではなく、トラストまたはファンドから支払われる費用および手数料の額（その変更の根拠となる補遺証書に関連して発生する経費、手数料、報酬および費用を除きます。）を増加させるものではなく、（ ）財務上の、法定上のまたは公式の要件（法律の効力を有するか否かを問いません。）を遵守するために必要であること、または（ ）明らかな誤りを訂正するために必要であることを書面で証明しない限り、当該本変更は、受益者決議またはファンド決議（場合によります。）の承認なしには行われないものとします。

受託会社または管理会社は、関連するファンドの受益者に対し、当該ファンドまたは関連する信託証書補遺に適用する際に、信託証書の規定を変更、修正、調整または追加する権限の行使について（ファンド決議により承認されたものを除きます。）、実務上可能な限り速やかに通知するものとします。上記にかかわらず、いかなる本変更も、受益者に対して、影響を受ける受益者の同意なしに、受益証券に対する追加の支払を行う義務、またはこれらに関する追加の責任を引き受ける義務を課さないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託契約

委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、受託会社または管理事務代行会社が他方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、受託会社または保管会社が他方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自らが権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

トラストまたはファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

（2）【為替管理上の取扱い】

2025年4月30日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

()【ノムラ・ケイマン・トラスト - PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝149.67円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- d. 参考情報として、マスター・ファンド（ピムコ バミューダ インカム ファンド（M））の2024年10月31日現在の投資有価証券明細表を、ノムラ・ケイマン・トラスト - PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）の財務書類の次ページに掲載している。

(1) 【2024年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）

純資産計算書

2024年10月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価（注３）	114,857,134.03	17,190,667
未実現評価益／（評価損）	(720,113.93)	(107,779)
投資有価証券公正価値（注３）	114,137,020.10	17,082,888
銀行預金（注３）	10,608,347.08	1,587,751
投資対象売却未収金	711,053.06	106,423
受益証券発行未収金	97,609.00	14,609
前払費用	1,172.68	176
資産合計	125,555,201.92	18,791,847
負債		
未払費用（注４）	(248,895.61)	(37,252)
投資対象購入未払金	(96,658.73)	(14,467)
受益証券買戻未払金	(710,686.00)	(106,368)
負債合計	(1,056,240.34)	(158,087)
純資産総額	124,498,961.58	18,633,760
発行済受益証券口数		
米ドル建て 年１回分配型	8,353,425 口	
米ドル建て 毎月分配型	3,644,784 口	
受益証券１口当たり純資産価格		
米ドル建て 年１回分配型	10.74 米ドル	1,607 円
米ドル建て 毎月分配型	9.55 米ドル	1,429 円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）
運用および純資産変動計算書
2024年10月31日に終了した年度

	米ドル	千円
期首現在純資産	122,255,010.38	18,297,907
収益		
分配金、純額（注3）	4,270,363.07	639,145
預金利息	461,312.50	69,045
収益合計	4,731,675.57	708,190
費用		
管理事務代行報酬（注5）	(113,033.14)	(16,918)
代行協会員報酬（注6）	(174,934.18)	(26,182)
保管報酬（注7）	(13,243.15)	(1,982)
販売報酬（注8）	(699,765.86)	(104,734)
投資顧問報酬（注9）	(1,059,048.49)	(158,508)
管理報酬（注11）	(62,390.75)	(9,338)
その他の報酬	(38,432.34)	(5,752)
専門家報酬	(49,413.40)	(7,396)
副保管報酬（注7）	(1,335.50)	(200)
受託報酬（注12）	(12,478.13)	(1,868)
費用合計	(2,224,074.94)	(332,877)
純投資収益 / （損失）	2,507,600.63	375,313
投資有価証券に係る実現純利益 / （損失）（注3）	(764,435.51)	(114,413)
通貨に係る実現純利益 / （損失）（注3）	(1,739.23)	(260)
当期実現純利益 / （損失）	(766,174.74)	(114,673)
未実現純評価損益の変動：		
- 投資有価証券	10,161,697.85	1,520,901
- 通貨（注3）	939.54	141
	10,162,637.39	1,521,042
運用の結果による純資産の増加 / （減少）	11,904,063.28	1,781,681
発行（注2）	17,278,433.20	2,586,063
買戻し（注2）	(25,977,902.80)	(3,888,113)
分配金（注2、14）	(960,642.48)	(143,779)
	(9,660,112.08)	(1,445,829)
期末現在純資産	124,498,961.58	18,633,760

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）

受益証券口数の変動（未監査）

	2024年10月31日 終了年度	2023年10月31日 終了年度	2022年10月31日 終了年度
米ドル建て 年 1 回分配型			
期首現在発行済受益証券口数	8,913,106	9,334,815	11,516,532
発行受益証券口数	1,229,735	978,095	667,140
買戻受益証券口数	(1,789,416)	(1,399,804)	(2,848,857)
期末現在発行済受益証券口数	8,353,425	8,913,106	9,334,815

米ドル建て 毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	3,960,704	4,497,756	5,306,704
発行受益証券口数	460,330	358,630	305,813
買戻受益証券口数	(776,250)	(895,682)	(1,114,761)
期末現在発行済受益証券口数	3,644,784	3,960,704	4,497,756

（ 訳注 ） 2023年10月31日および2022年10月31日終了年度に係る発行受益証券口数および買戻受益証券口数は、当該期間中の、同日の発行と買戻しを相殺した口数を合計したものである。

統計情報（未監査）

期末現在 1 口当たり純資産価格

米ドル建て 年 1 回分配型	10.74	9.76	9.47
米ドル建て 毎月分配型	9.55	8.90	8.86
純資産総額（米ドルで表示）	124,498,961.58	122,255,010.38	128,214,982.39

[次へ](#)

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）

財務書類に対する注記

2024年10月31日現在

注 1 概要

ノムラ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、エムユーエフジー・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）によって締結されたケイマン諸島の信託法に基づく2019年9月13日付の信託証書（以下「信託証書」（適宜、補足および修正される）という。）により、設立されたアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）に基づくミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）に登録されている。

2024年10月31日現在、トラストは以下のファンドを有していた。

- 2019年9月13日に設立され2019年11月18日に運用を開始した、米ドルで表示される以下のクラスを有するP I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）：
 - ・米ドル建て 年1回分配型（米ドルで表示）
 - ・米ドル建て 毎月分配型（米ドルで表示）

- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）は、2019年9月13日に設立され、豪ドルで表示される。この2019年9月13日に設立されたファンドは、別の財務諸表に表示される別のピークルである。

P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）（以下「ファンド」という。）は、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とする。

ファンドは、主にピムコ パミューダ インカム ファンドA（以下「投資対象ファンド」という。）のNN（USD）クラスに、投資することにより、その目的の達成を目指す。投資対象ファンドは、マルチ・シリーズ・トラストとしてパーミューダ法に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるピムコ・パーミューダ・トラスト（以下「アンブレラ・トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

投資対象ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とする。投資対象ファンドは、通常の場合において、ほぼすべての資産をアンブレラ・トラストの別のシリーズ・トラストであるピムコ パミューダ インカム ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）の投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを通じて、主に世界各国（新興国を含む。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とする。

注 2 資本

受益証券の申込み

適格投資家は、各申込日に、該当する申込日（各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいう。）である評価日において適用される受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で、受益証券の申込みを行うことができる。

米ドル建て 年1回分配型受益証券および米ドル建て 毎月分配型受益証券の当初発行価格は、受益証券1口当たり10米ドルである。

投資家1人当たりの受益証券の当初最低申込口数は100口とし、100口を超える場合は1口の整数倍または管理会社が決量により随時決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の要請により、各買戻日（各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいう。）において買戻しを行うことができる。

受益証券クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、該当する買戻日の1口当たり純資産価格である。

買戻の最低単位は1口である。

分配金

米ドル建て 年1回分配型に関して、分配は、年次ベースで各分配基準日に宣言され、米ドル建て 毎月分配型に関して、分配は、月次ベースで各分配基準日に宣言される予定である。

受託会社は、投資顧問会社の指示に基づき、随時、受益者に分配金を支払うことを決定することができる。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に従い表記されている。

投資有価証券、デリバティブその他の資産の評価

- (a) 手許現金または預金、手形、要求払手形、未収金、前払費用、現金配当および宣言されたかまたは発生したものの未受領の利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる預金、手形、要求払手形または未収金が、それらの全額に満たないと判断した場合は、受託会社が合理的と考える価額とみなされるものとする。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場にて上場、値付け、売買または取引される投資対象の価額に基づくすべての計算は、かかる投資対象の主たる取引所または市場において、計算が行われる日の現地の営業終了時の最終取引価格を基準として行われるものとする。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、投資対象の価額に基づくすべての計算は、評価原則に従って受託会社が決定する当該投資対象の公正時価を基準に行われるものとする。ただし、受託会社がその裁量において、主たる取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格の方が、すべての状況において当該投資対象の価額に関するより公正な基準を提供すると判断した場合、かかる価格を公正価格として採用することができる。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、かかる日に計算された当該マネージド・ファンドの受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格とし、または受託会社が決定した場合もしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日に評価されなかった場合には、当該マネージド・ファンドの直近に公表された受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格（取得可能である場合）もしくは（取得可能ではない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の直近に公表された買戻価格もしくは買付値とする。
- (d) 純資産価格、買戻価格または最終取引価格が上記(b)または(c)に規定されたとおりに取得できない場合、関連する資産の価格は、評価原則に基づき受託会社または管理会社により随時決定されるものとする。
- (e) 上場価格、相場価格、取引価格または市場の売買価格を確定するため、受託会社は、ファンドの投資対象の評価に関する機械化および/または電子化された評価通知システムを利用し、それらに依拠する権利を有する。かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)の目的において最終取引価格とみなされるものとする。
- (f) 上記にかかわらず、受託会社は、管理会社と協議の上、他の評価方法が関連する本投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、受託会社の絶対的裁量により、かかる評価方法の使用を許可することができる。
- (g) 外貨建て本投資対象（有価証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する割増または割引および換算費用を考慮した上で、管理会社および受託会社が合意したレートを用いて、基準通貨に換算されるものとする。

証券の売却にかかる実現純（損）益

証券の売却にかかる実現純（損）益は、売却した証券の平均取得価額に基づき計算される。

為替換算

本財務書類は、米ドルで表示される。米ドル以外の通貨で表示される銀行預金、投資ポートフォリオおよびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての受取分配金は、分配金落ち日現在の実勢為替レートを使用して計上される。

米ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の変動の結果は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

受取分配金

受取分配金は、支払いを受領する権利が確定した日（分配金落ち日）に運用計算書および純資産変動計算書に認識される。

注4 未払費用

	米ドル
管理事務代行報酬（注5）	38,930.50
代行協会員報酬（注6）	15,416.85
保管報酬（注7）	4,297.31
販売報酬（注8）	61,667.51
投資顧問報酬（注9）	90,554.84
管理報酬（注11）	5,420.59
その他の報酬	5,906.87
専門家報酬	22,440.68
受託報酬（注12）	4,260.46
合計	248,895.61

注5 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生する、以下の表に定める年率の管理事務代行報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月算出され、毎月後払いされる。年間最低報酬は、80,000米ドルである。

1億4,000万米ドルまでの部分	0.09%
1億4,000万米ドル超 2億8,000万米ドルまでの部分	0.06%
2億8,000万米ドル超の部分	0.05%

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注6 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.14%に相当する金額の代行協会員報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用の払戻しを受ける権利も有している。

注7 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

ファンドは、ファンドが負担する副保管報酬を課せられる。

注8 販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.56%に相当する金額の販売報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

注9 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.85%に相当する金額の投資顧問報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

投資顧問会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注10 副投資顧問報酬

副投資顧問会社の報酬および費用は、投資顧問報酬から投資顧問会社により支払われる。

注11 管理報酬

管理会社は、10,000米ドルの当初設立報酬を受領する。

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.05%に相当する金額の管理報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注12 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。ファンドの年間最低報酬は、10,000米ドルである。

受託会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注13 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、信託法に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島内閣長官から保証書の交付を受けている。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストの収益もしくは財産に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されている。ケイマン諸島において、受益証券の発行、譲渡または買戻しに対しキャピタル・ゲイン税または印紙税は課せられない。

注14 分配金

米ドル建て 年1回分配型に関して、分配が以下のとおり支払われた。

分配金落ち日	分配支払日	分配金	合計金額	通貨
2024年10月10日	2024年10月16日	0.01	84,555.70	米ドル
			84,555.70	

米ドル建て 毎月分配型に関して、分配が以下のとおり支払われた。

分配金落ち日	分配支払日	分配金	合計金額	通貨
2023年11月10日	2023年11月15日	0.02	78,526.08	米ドル
2023年12月11日	2023年12月14日	0.02	77,227.28	米ドル
2024年1月10日	2024年1月16日	0.02	76,734.82	米ドル
2024年2月13日	2024年2月16日	0.02	73,593.54	米ドル
2024年3月11日	2024年3月14日	0.02	73,279.14	米ドル
2024年4月10日	2024年4月15日	0.02	70,926.94	米ドル
2024年5月10日	2024年5月15日	0.02	70,100.54	米ドル
2024年6月10日	2024年6月13日	0.02	71,913.54	米ドル
2024年7月10日	2024年7月16日	0.02	71,276.54	米ドル
2024年8月13日	2024年8月19日	0.02	71,210.94	米ドル
2024年9月10日	2024年9月13日	0.02	70,793.74	米ドル
2024年10月10日	2024年10月16日	0.02	70,503.68	米ドル
			876,086.78	

注15 ポートフォリオの変動

2024年10月31日終了年度のポートフォリオの変動の詳細な明細表は、トラストの管理事務代行会社の登記上の事務所に請求することで無料で入手できる。

注16 関連当事者取引

受託会社、管理会社、取引相手方、管理事務代行会社および保管会社に対する本財務書類において開示されているすべての取引および／または支払われた報酬は、トラストおよびファンドに影響力または支配力を有することから、関連当事者取引とみなされる。

注17 後発事象

重要な後発事象はない。

【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2024年10月31日現在

（米ドルで表示）

銘柄	通貨	数量	取得原価 （注3）	時価 （注3）	純資産比率 （％）
投資信託					
パミューダ					
ピムコ パミューダ インカム ファンド A	米ドル	11,552,330	114,857,134.03	114,137,020.10	91.68
NN（USD）クラス			114,857,134.03	114,137,020.10	91.68
投資有価証券合計			114,857,134.03	114,137,020.10	91.68
銀行預金				10,608,347.08	8.52
その他の純資産 / （負債）				(246,405.60)	(0.20)
純資産総額				124,498,961.58	100.00

添付の注記は当財務書類の一部である。

業種別投資有価証券分類表

2024年10月31日現在（未監査）

	純資産比率（％）
投資信託	91.68
	91.68

[次へ](#)

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT OCTOBER 31, 2024

	USD
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 3)	114,857,134.03
Unrealized appreciation/(depreciation)	(720,113.93)
Investments in securities at fair value (note 3)	114,137,020.10
Cash at banks (note 3)	10,608,347.08
Receivable on investments sold	711,053.06
Receivable on subscriptions	97,609.00
Prepaid expenses	1,172.68
Total Assets	125,555,201.92
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(248,895.61)
Payable on investments purchased	(96,658.73)
Payable on redemptions	(710,686.00)
Total Liabilities	(1,056,240.34)
TOTAL NET ASSETS	124,498,961.58
UNITS OUTSTANDING	
USD-A Class	8,353,425
USD-M Class	3,644,784
NET ASSET VALUE PER UNIT	
USD-A Class	10.74
USD-M Class	9.55

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED OCTOBER 31, 2024

	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	122,255,010.38
INCOME	
Dividends, net (note 3)	4,270,363.07
Interest on bank accounts	481,312.50
Total Income	4,731,675.57
EXPENSES	
Administration fees (note 5)	(113,033.14)
Agent Company fees (note 6)	(174,934.18)
Custodian fees (note 7)	(13,243.15)
Distributor fees (note 8)	(899,785.86)
Investment Advisory fees (note 9)	(1,059,048.49)
Management Company fees (note 11)	(62,390.75)
Other fees	(38,432.34)
Professional fees	(49,413.40)
Sub-custodian fees (note 7)	(1,335.50)
Trustee fees (note 12)	(12,478.13)
Total Expenses	(2,224,074.94)
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	2,507,600.63
Net realized gain/(loss) on investments (note 3)	(764,435.51)
Net realized gain/(loss) on currencies (note 3)	(1,739.23)
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(766,174.74)
Change in net unrealized appreciation/depreciation:	
- on investments	10,161,897.85
- on currencies (note 3)	939.54
	10,162,837.39
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	11,904,063.28
Subscriptions (note 2)	17,278,433.20
Redemptions (note 2)	(25,977,902.80)
Dividends (notes 2, 14)	(9,660,642.48)
	(9,660,112.08)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	124,498,961.58

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended October 31, 2024	Year ended October 31, 2023	Year ended October 31, 2022
USD-A Class			
Number of units outstanding at the beginning of the year	8,913,106	9,334,815	11,516,532
Number of units issued	1,229,735	978,095	667,140
Number of units redeemed	(1,789,416)	(1,399,804)	(2,848,857)
Number of units outstanding at the end of the year	8,353,425	8,913,106	9,334,815
USD-M Class			
Number of units outstanding at the beginning of the year	3,960,704	4,497,756	5,306,704
Number of units issued	480,330	358,630	305,813
Number of units redeemed	(776,250)	(895,682)	(1,114,761)
Number of units outstanding at the end of the year	3,644,784	3,960,704	4,497,756

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

Net asset value per unit at the end of the year			
USD-A Class	10.74	9.76	9.47
USD-M Class	9.55	8.90	8.86
Total Net Assets (expressed in USD)	124,488,961.58	122,255,010.38	128,214,862.39

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024

NOTE 1 GENERAL

Nomura Cayman Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law of the Cayman Islands dated September 13, 2019 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by MUFG Fund Services (Cayman) Limited (the "Trustee") and Global Funds Trust Company (the "Management Company"). The Trust is registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) as a Mutual Fund under the Cayman Islands Mutual Funds Act (2020 Revision).

As at October 31, 2024, the Trust had the following Series Trusts:

- PIMCO Income Strategy Fund (USD), established on September 13, 2019 (date of inception) and November 18, 2019 (date of commencement of operations), expressed in USD with the following classes:

- USD-A Class Unit (expressed in USD)
- USD-M Class Unit (expressed in USD)

- PIMCO Income Strategy Fund (AUD) was established on September 13, 2019 and expressed in AUD. This is a separate vehicle which was established on September 13, 2019 and presented into a separate set of financial statements.

The investment objective of PIMCO Income Strategy Fund (USD) (the "Series Trust") is to seek maximum current income. Long-term capital appreciation is a secondary objective.

The Series Trust seeks to achieve its investment objective principally by investing into the class NN (USD) Units of PIMCO Bermuda Income Fund A (the "Intermediate Fund"). The Intermediate Fund is a series trust of PIMCO Bermuda Trust II, an umbrella unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust (the "Umbrella Trust").

The investment objective of the Intermediate Fund is to seek maximum current income. Long-term capital appreciation is a secondary objective. The Intermediate Fund seeks to achieve its investment objective by investing, under normal circumstances, substantially all of its assets in units of the PIMCO Bermuda Income Fund (M) (the "Master Fund") a separate series trust of the Umbrella Trust.

Through investment in the Intermediate Fund and in turn the Master Fund, the Series Trust mainly and substantially invests in bonds and debt instruments issued in various countries (including emerging countries), including but not limited to sovereign bonds, government agency bonds, corporate bonds, mortgage-related securities, asset backed securities, high yield bonds, business loans (e.g., bank loans), and derivative instruments and other equivalent financial instruments.

NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

Units are only available for subscriptions by Eligible Investors on each Subscription Day, (each Business Day and/or such other day or days as the Trustee, following consultation with the Management Company, may from time to time determine) at a price equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable class of Units on the Valuation Day falling on the relevant Subscription Day.

The Initial Price for USD-A Class Unit and USD-M Class Unit is USD 10 per Unit.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

The minimum initial subscription for Units per investor shall be 100 Units and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount of Units as may be determined by the Management Company in its discretion from time to time.

Redemptions of Units

Units may be redeemed on each Redemption Day (each Business Day and/or such other day or days as the Trustee, following consultation with the Management Company, may from time to time determine), at the request of the holder of Units.

The Redemption Price per Unit of a class of Units is equal to the Net Asset Value per Unit of such class of Units on the applicable Redemption Day.

The minimum number of Units that may be redeemed is 1 Unit.

Distribution

For USD-A Class Units, the distributions will be declared on an annual basis in respect of each Distribution Record date and for USD-M Class Units, distributions will be declared on a monthly basis in respect of each Distribution Record Date.

The Trustee may from time to time, upon the instructions of the Investment Adviser, determine to pay distributions to Unitholders.

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investments funds in Luxembourg.

Valuation of the investments in securities, derivatives and other assets

(a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless the Trustee shall have determined that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof shall be deemed to be such value as the Trustee shall deem to be the reasonable value thereof;

(b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over the counter market shall be made by reference to the last traded price on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market all calculations based on the value of investments shall be made by reference to the fair market value for such investments determined by the Trustee based on its valuation principles; provided always that if the Trustee in its discretion considers that the prices ruling on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such Investment, it may adopt such prices at fair value;

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the Series Trust shall be the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Trustee so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as the Series Trust, shall be the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published repurchase or bid price for such unit, share or other interest;

(d) if no net asset value, repurchase, or last traded price are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset shall be determined from time to time in such manner as the Trustee or the Management Company shall determine based on its valuation principles;

(e) for the purpose of ascertaining listed, quoted, traded or market dealing prices, the Trustee shall be entitled to use and rely upon mechanized and/or electronic systems of valuation dissemination with regard to the valuation of investments of the Series Trust and the prices provided by any such system shall be deemed to be the last traded prices for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Trustee may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if, following consultation with the Management Company, it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant Investment; and

(g) the value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a foreign currency shall be converted into the Functional Currency at the rate agreed between the Management Company and the Trustee having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Dividend income in currencies other than USD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations and changes in net assets.

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

Dividend income

Dividend income is recognized in the statement of operations and changes in net assets on the date on which the right to receive payment is established (ex-dividend date).

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	USD
Administration fees (note 5)	38,930.50
Agent Company fees (note 6)	15,416.85
Custodian fees (note 7)	4,297.31
Distributor fees (note 8)	61,667.51
Investment Advisory fees (note 9)	90,554.84
Management Company fees (note 11)	5,420.59
Other fees	5,906.87
Professional fees	22,440.68
Trustee fees (note 12)	4,260.46
TOTAL	248,895.61

NOTE 5 ADMINISTRATION FEES

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an administration fee at the rate per annum set out in table below, accrued on each Valuation Day, and calculated and payable monthly in arrears, subject to a minimum annual fee of USD 80,000.

The first USD 140 million	0.09%
USD 140 million - USD 280 million	0.06%
Balance in excess of USD 280 million	0.05%

The Administrator is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 6 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an agent company's fee in an amount equal to 0.14% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Agent Company is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, out-of-pocket expenses reasonably incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 7 CUSTODIAN FEES

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Custodian is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

The Series Trust is subject to the sub-custodian fees that are borne by the Series Trust.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

NOTE 8 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a distributor fee in an amount equal to 0.56% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

NOTE 9 INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Adviser is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an investment advisory fee in an amount equal to 0.85% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Investment Adviser is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 10 INVESTMENT SUB-ADVISORY FEES

The fees and expenses of the Investment Sub-Adviser is paid by the Investment Adviser out of the Investment Advisory Fee.

NOTE 11 MANAGEMENT COMPANY FEES

The Management Company receives an initial set-up fee of USD 10,000.

The Management Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a management company fee in an amount equal to 0.05% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Management Company is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 12 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears, subject to an annual minimum fee of USD 10,000.

The Trustee is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 13 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust, no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

NOTE 14 DIVIDENDS

For USD-A Class dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
10/10/2024	10/16/2024	0.01	84,555.70	USD
			84,555.70	

For USD-M Class dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
11/10/2023	11/15/2023	0.02	78,526.08	USD
12/11/2023	12/14/2023	0.02	77,227.28	USD
01/10/2024	01/16/2024	0.02	76,734.82	USD
02/13/2024	02/16/2024	0.02	73,593.54	USD
03/11/2024	03/14/2024	0.02	73,279.14	USD
04/10/2024	04/15/2024	0.02	70,926.94	USD
05/10/2024	05/15/2024	0.02	70,100.54	USD
06/10/2024	06/13/2024	0.02	71,913.54	USD
07/10/2024	07/16/2024	0.02	71,276.54	USD
08/13/2024	08/19/2024	0.02	71,210.94	USD
09/10/2024	09/13/2024	0.02	70,793.74	USD
10/10/2024	10/16/2024	0.02	70,503.68	USD
			876,086.78	

NOTE 15 CHANGES IN PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended October 31, 2024 is available free of charge upon request at the registered office of the Administrator of the Trust.

NOTE 16 RELATED PARTY TRANSACTIONS

All transactions with and/or fees paid disclosed elsewhere in these financial statements to the Trustee, Manager, Counterparty, Administrator and Custodian are considered related party transactions due to having influence or control to the Trust and Series Trust.

NOTE 17 SUBSEQUENT EVENT

There is no significant subsequent event.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT OCTOBER 31, 2024 (expressed in USD)

Description	Currency	Quantity	Cost (note 3)	Market value (note 3)	% of net assets
INVESTMENT FUNDS					
BERMUDA					
PIMCO BERMUDA INCOME FUND - A NN (USD)	USD	11,552,330	114,857,134.03	114,137,020.10	91.68%
			114,857,134.03	114,137,020.10	91.68%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			114,857,134.03	114,137,020.10	91.68%
CASH AT BANKS				10,608,347.08	8.52%
OTHER NET ASSETS/(LIABILITIES)				(246,405.60)	(0.20%)
TOTAL NET ASSETS				124,498,961.58	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

INDUSTRIAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS
AS AT OCTOBER 31, 2024 (UNAUDITED)

	(in % of net assets)
INVESTMENT FUNDS	91.68%
	91.68%

(2) 【2023年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）

純資産計算書

2023年10月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得価額（注３）	124,495,248.09	18,633,204
未実現評価益／（評価損）	(10,881,811.78)	(1,628,681)
投資有価証券公正価値（注３）	113,613,436.31	17,004,523
銀行預金	9,059,333.29	1,355,910
投資対象売却未収金	177,039.66	26,498
前払費用	1,178.47	176
資産合計	122,850,987.73	18,387,107
負債		
未払費用（注４）	(419,583.35)	(62,799)
受益証券買戻未払金	(176,394.00)	(26,401)
負債合計	(595,977.35)	(89,200)
純資産総額	122,255,010.38	18,297,907
発行済受益証券口数		
米ドル建て 年１回分配型	8,913,106 口	
米ドル建て 毎月分配型	3,960,704 口	
受益証券１口当たり純資産価格		
米ドル建て 年１回分配型	9.76 米ドル	1,461 円
米ドル建て 毎月分配型	8.90 米ドル	1,332 円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ケイマン・トラスト
 - P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）
 運用および純資産変動計算書
 2023年10月31日に終了した年度

	米ドル	千円
期首現在純資産	128,214,982.39	19,189,936
収益		
分配金、純額（注3）	4,766,407.18	713,388
預金利息	323,799.13	48,463
収益合計	5,090,206.31	761,851
費用		
管理事務代行報酬（注5）	(117,167.68)	(17,536)
代行協会員報酬（注6）	(182,260.79)	(27,279)
設立費用の償却（注3）	(3,050.11)	(457)
保管報酬（注7）	(13,018.66)	(1,949)
販売報酬（注8）	(729,043.27)	(109,116)
当座借越利息	(102.98)	(15)
投資顧問報酬（注9）	(1,106,583.65)	(165,622)
管理報酬（注11）	(65,093.12)	(9,742)
その他の報酬	(44,779.53)	(6,702)
専門家報酬	(67,120.64)	(10,046)
副保管報酬（注7）	(1,286.50)	(193)
受託報酬（注12）	(13,018.66)	(1,949)
費用合計	(2,342,525.59)	(350,606)
純投資収益 / （損失）	2,747,680.72	411,245
投資有価証券に係る実現純利益 / （損失）（注3）	(1,985,683.30)	(297,197)
通貨に係る実現純利益 / （損失）（注3）	(1,547.90)	(232)
当期実現純利益 / （損失）	(1,987,231.20)	(297,429)
未実現純評価損益の変動：		
- 投資有価証券	3,342,972.54	500,343
- 通貨（注3）	(943.14)	(141)
	3,342,029.40	500,202
運用の結果による純資産の増加 / （減少）	4,102,478.92	614,018
発行（注2）	15,563,349.02	2,329,366
買戻し（注2）	(24,626,584.91)	(3,685,861)
分配金（注2、14）	(999,215.04)	(149,553)
	(10,062,450.93)	(1,506,047)
期末現在純資産	122,255,010.38	18,297,907

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・ケイマン・トラスト
- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）

財務書類に対する注記

2023年10月31日現在

注1 概要

ノムラ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、エムユーエフジー・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）によって締結されたケイマン諸島の信託法に基づく2019年9月13日付の信託証書（以下「信託証書」（適宜、補足および修正される）という。）により、設立されたアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）に基づくミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されている。

2023年10月31日現在、トラストは以下のファンドを有していた。

- 2019年9月13日に設立され2019年11月18日に運用を開始した、米ドルで表示される以下のクラスを有するPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）：
 - ・米ドル建て 年1回分配型（米ドルで表示）
 - ・米ドル建て 毎月分配型（米ドルで表示）

- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）は、2019年9月13日に設立され、豪ドルで表示される。この2019年9月13日に設立されたファンドは、別の財務諸表に表示される別のピークルである。

PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）（以下「ファンド」という。）は、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とする。

ファンドは、主にピムコ パミューダ インカム ファンドA（以下「投資対象ファンド」という。）のNN（USD）クラスに、投資することにより、その目的の達成を目指す。投資対象ファンドは、マルチ・シリーズ・トラストとしてパミューダ法に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるピムコ・パミューダ・トラスト（以下「アンブレラ・トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

投資対象ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とする。投資対象ファンドは、通常の場合において、ほぼすべての資産をアンブレラ・トラストの別のシリーズ・トラストであるピムコ パミューダ インカム ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）の投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを通じて、主に世界各国（新興国を含む。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とする。

注2 資本

受益証券の申込み

適格投資家は、各申込日に、該当する申込日（各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいう。）である評価日において適用される受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で、受益証券の申込みを行うことができる。

米ドル建て 年1回分配型受益証券および米ドル建て 毎月分配型受益証券の当初発行価格は、受益証券1口当たり10米ドルである。

投資家1人当たりの受益証券の当初最低申込口数は100口とし、100口を超える場合は1口の整数倍または管理会社が決量により随時決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の要請により、各買戻日（各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいう。）において買戻しを行うことができる。

受益証券クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、該当する買戻日の1口当たり純資産価格である。

買戻の最低単位は1口である。

分配金

米ドル建て 年1回分配型に関して、分配は、年次ベースで各分配基準日に宣言され、米ドル建て 毎月分配型に関して、分配は、月次ベースで各分配基準日に宣言される予定である。

受託会社は、投資顧問会社の指示に基づき、随時、受益者に分配金を支払うことを決定することができる。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に従い表記されている。

投資有価証券、デリバティブその他の資産の評価

- (a) 手許現金または預金、手形、要求払手形、未収金、前払費用、現金配当および宣言されたかまたは発生したものの未受領の利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる預金、手形、要求払手形または未収金が、それらの全額に満たないと判断した場合は、受託会社が合理的と考える価額とみなされるものとする。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場にて上場、値付け、売買または取引される投資対象の価額に基づくすべての計算は、かかる投資対象の主たる取引所または市場において、計算が行われる日の現地の営業終了時の最終取引価格を基準として行われるものとする。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、投資対象の価額に基づくすべての計算は、評価原則に従って受託会社が決定する当該投資対象の公正時価を基準に行われるものとする。ただし、受託会社がその裁量において、主たる取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格の方が、すべての状況において当該投資対象の価額に関するより公正な基準を提供すると判断した場合、かかる価格を公正価格として採用することができる。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、かかる日に計算された当該マネージド・ファンドの受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格とし、または受託会社が決定した場合もしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日に評価されなかった場合には、当該マネージド・ファンドの直近に公表された受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格（取得可能である場合）もしくは（取得可能ではない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の直近に公表された買戻価格もしくは買付値とする。
- (d) 純資産価格、買戻価格または最終取引価格が上記(b)または(c)に規定されたとおりに取得できない場合、関連する資産の価格は、評価原則に基づき受託会社または管理会社により随時決定されるものとする。
- (e) 上場価格、相場価格、取引価格または市場の売買価格を確定するため、受託会社は、ファンドの投資対象の評価に関する機械化および/または電子化された評価通知システムを利用し、それらに依拠する権利を有する。かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)の目的において最終取引価格とみなされるものとする。
- (f) 上記にかかわらず、受託会社は、管理会社と協議の上、他の評価方法が関連する本投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、受託会社の絶対的裁量により、かかる評価方法の使用を許可することができる。
- (g) 外貨建て本投資対象（有価証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する割増または割引および換算費用を考慮した上で、管理会社および受託会社が合意したレートを用いて、基準通貨に換算されるものとする。

証券の売却にかかる実現純（損）益

証券の売却にかかる実現純（損）益は、売却した証券の平均取得価額に基づき計算される。

為替換算

本財務書類は、米ドルで表示される。米ドル以外の通貨で表示される銀行預金、投資ポートフォリオおよびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての受取分配金は、分配金落ち日現在の実勢為替レートを使用して計上される。

米ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の変動の結果は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

受取分配金

受取分配金は、支払いを受領する権利が確定した日（分配金落ち日）に運用計算書および純資産変動計算書に認識される。

設立費用

設立費用は、3年間で償却される。

注4 未払費用

	米ドル
管理事務代行報酬（注5）	68,387.20
代行協会員報酬（注6）	14,902.83
保管報酬（注7）	7,006.36
販売報酬（注8）	59,611.25
投資顧問報酬（注9）	90,485.90
管理報酬（注11）	148,070.47
その他の報酬	6,035.94
専門家報酬	20,763.93
受託報酬（注12）	4,319.47
合計	419,583.35

注5 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生する、以下の表に定める年率の管理事務代行報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月算出され、毎月後払いされる。年間最低報酬は、80,000米ドルである。

1億4,000万米ドルまでの部分	0.09%
1億4,000万米ドル超 2億8,000万米ドルまでの部分	0.06%
2億8,000万米ドル超の部分	0.05%

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注6 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.14%に相当する金額の代行協会員報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用の払戻しを受ける権利も有している。

注7 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

ファンドは、ファンドが負担する副保管報酬を課せられる。

注8 販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.56%に相当する金額の販売報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

注9 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.85%に相当する金額の投資顧問報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

投資顧問会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注10 副投資顧問報酬

副投資顧問会社の報酬および費用は、投資顧問報酬から投資顧問会社により支払われる。

注11 管理報酬

管理会社は、10,000米ドルの当初設立報酬を受領する。

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.05%に相当する金額の管理報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注12 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。ファンドの年間最低報酬は、10,000米ドルである。

受託会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注13 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、信託法に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島内閣長官から保証書の交付を受けている。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストの収益もしくは財産に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されている。ケイマン諸島において、受益証券の発行、譲渡または買戻しに対しキャピタル・ゲイン税または印紙税は課せられない。

注14 分配金

米ドル建て 毎月分配型に関して、分配が以下のとおり支払われた。

分配金落ち日	分配支払日	分配金	合計金額	通貨
2022年11月10日	2022年11月16日	0.02	89,811.12	米ドル
2022年12月12日	2022年12月15日	0.02	86,378.32	米ドル
2023年 1 月10日	2023年 1 月13日	0.02	86,925.78	米ドル
2023年 2 月10日	2023年 2 月15日	0.02	85,038.78	米ドル
2023年 3 月10日	2023年 3 月15日	0.02	84,714.38	米ドル
2023年 4 月11日	2023年 4 月14日	0.02	84,566.98	米ドル
2023年 5 月10日	2023年 5 月15日	0.02	84,701.68	米ドル
2023年 6 月12日	2023年 6 月15日	0.02	80,121.88	米ドル
2023年 7 月10日	2023年 7 月13日	0.02	79,367.88	米ドル
2023年 8 月10日	2023年 8 月17日	0.02	77,349.08	米ドル
2023年 9 月11日	2023年 9 月14日	0.02	80,281.08	米ドル
2023年10月10日	2023年10月13日	0.02	79,958.08	米ドル
			999,215.04	

注15 ポートフォリオの変動

2023年10月31日終了年度のポートフォリオの変動の詳細な明細表は、トラストの管理事務代行会社の登記上の事務所に請求することで無料で入手できる。

注16 関連当事者取引

受託会社、管理会社、取引相手方、管理事務代行会社および保管会社に対する本財務書類において開示されているすべての取引および／または支払われた報酬は、トラストおよびファンドに影響力または支配力を有することから、関連当事者取引とみなされる。

注17 後発事象

重要な後発事象はない。

[次へ](#)

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT OCTOBER 31, 2023

	USD
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 3)	124,495,248.09
Unrealized appreciation/(depreciation)	(10,681,811.78)
Investments in securities at fair value (note 3)	113,613,436.31
Cash at banks	9,059,333.29
Receivable on investments sold	177,039.66
Prepaid expenses	1,178.47
Total Assets	122,850,987.73
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(419,583.35)
Payable on redemptions	(176,394.00)
Total Liabilities	(595,977.35)
TOTAL NET ASSETS	122,255,010.38
UNITS OUTSTANDING	
USD-A Class	8,913,106
USD-M Class	3,960,704
NET ASSET VALUE PER UNIT	
USD-A Class	9.76
USD-M Class	8.90

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS FOR THE YEAR ENDED OCTOBER 31, 2023

	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	128,214,982.39
INCOME	
Dividends, net (note 3)	4,766,407.18
Interest on bank accounts	323,799.13
Total Income	5,090,206.31
EXPENSES	
Administration fees (note 5)	(117,167.68)
Agent Company fees (note 6)	(182,260.79)
Amortization of formation expenses (note 3)	(3,050.11)
Custodian fees (note 7)	(13,018.66)
Distributor fees (note 8)	(729,043.27)
Interest paid on overdraft	(102.98)
Investment Advisory fees (note 9)	(1,106,583.65)
Management Company fees (note 11)	(65,093.12)
Other fees	(44,779.53)
Professional fees	(67,120.64)
Sub-custodian fees (note 7)	(1,286.50)
Trustee fees (note 12)	(13,018.66)
Total Expenses	(2,342,525.59)
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	2,747,680.72
Net realized gain/(loss) on investments (note 3)	(1,995,683.30)
Net realized gain/(loss) on currencies (note 3)	(1,547.90)
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(1,997,231.20)
Change in net unrealized appreciation/depreciation:	
- on investments	3,342,972.54
- on currencies (note 3)	(943.14)
	3,342,029.40
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	4,102,478.92
Subscriptions (note 2)	15,563,349.02
Redemptions (note 2)	(24,626,584.91)
Dividends (notes 2, 14)	(999,215.04)
	(10,062,450.93)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	122,265,010.38

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023

NOTE 1 GENERAL

Nomura Cayman Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law of the Cayman Islands dated September 13, 2019 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by MUFG Fund Services (Cayman) Limited (the "Trustee") and Global Funds Trust Company (the "Management Company"). The Trust is registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) as a Mutual Fund under the Cayman Islands Mutual Funds Act (2020 Revision).

As at October 31, 2023, the Trust had the following Series Trusts:

- PIMCO Income Strategy Fund (USD), established on September 13, 2019 (date of inception) and November 18, 2019 (date of commencement of operations), expressed in USD with the following classes:

- USD-A Class Unit (expressed in USD)
- USD-M Class Unit (expressed in USD)

- PIMCO Income Strategy Fund (AUD) was established on September 13, 2019 and expressed in AUD. This is a separate vehicle which was established on September 13, 2019 and presented into a separate set of financial statements.

The investment objective of PIMCO Income Strategy Fund (USD) (the "Series Trust") is to seek maximum current income. Long-term capital appreciation is a secondary objective.

The Series Trust seeks to achieve its investment objective principally by investing into the class NN (USD) Units of PIMCO Bermuda Income Fund A (the "Intermediate Fund"). The Intermediate Fund is a series trust of PIMCO Bermuda Trust II, an umbrella unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust (the "Umbrella Trust").

The investment objective of the Intermediate Fund is to seek maximum current income. Long-term capital appreciation is a secondary objective. The Intermediate Fund seeks to achieve its investment objective by investing, under normal circumstances, substantially all of its assets in units of the PIMCO Bermuda Income Fund (M) (the "Master Fund") a separate series trust of the Umbrella Trust.

Through investment in the Intermediate Fund and in turn the Master Fund, the Series Trust mainly and substantially invests in bonds and debt instruments issued in various countries (including emerging countries), including but not limited to sovereign bonds, government agency bonds, corporate bonds, mortgage-related securities, asset backed securities, high yield bonds, business loans (e.g., bank loans), and derivative instruments and other equivalent financial instruments.

NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

Units are only available for subscriptions by Eligible Investors on each Subscription Day, (each Business Day and/or such other day or days as the Trustee, following consultation with the Management Company, may from time to time determine) at a price equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable class of Units on the Valuation Day falling on the relevant Subscription Day.

The Initial Price for USD-A Class Unit and USD-M Class Unit is USD 10 per Unit.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

The minimum initial subscription for Units per investor shall be 100 Units and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount of Units as may be determined by the Management Company in its discretion from time to time.

Redemptions of Units

Units may be redeemed on each Redemption Day (each Business Day and/or such other day or days as the Trustee, following consultation with the Management Company, may from time to time determine), at the request of the holder of Units.

The Redemption Price per Unit of a class of Units is equal to the Net Asset Value per Unit of such class of Units on the applicable Redemption Day.

The minimum number of Units that may be redeemed is 1 Unit.

Distribution

For USD-A Class Units, the distributions will be declared on an annual basis in respect of each Distribution Record date and for USD-M Class Units, distributions will be declared on a monthly basis in respect of each Distribution Record Date.

The Trustee may from time to time, upon the instructions of the Investment Adviser, determine to pay distributions to Unitholders.

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investments funds in Luxembourg.

Valuation of the investments in securities, derivatives and other assets

(a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless the Trustee shall have determined that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof shall be deemed to be such value as the Trustee shall deem to be the reasonable value thereof;

(b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over the counter market shall be made by reference to the last traded price on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market all calculations based on the value of investments shall be made by reference to the fair market value for such investments determined by the Trustee based on its valuation principles; provided always that if the Trustee in its discretion considers that the prices ruling on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such Investment, it may adopt such prices at fair value;

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the Series Trust shall be the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Trustee so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as the Series Trust, shall be the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published repurchase or bid price for such unit, share or other interest;

(d) if no net asset value, repurchase, or last traded price are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset shall be determined from time to time in such manner as the Trustee or the Management Company shall determine based on its valuation principles;

(e) for the purpose of ascertaining listed, quoted, traded or market dealing prices, the Trustee shall be entitled to use and rely upon mechanised and/or electronic systems of valuation dissemination with regard to the valuation of investments of the Series Trust and the prices provided by any such system shall be deemed to be the last traded prices for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Trustee may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if, following consultation with the Management Company, it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant Investment; and

(g) the value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a foreign currency shall be converted into the Functional Currency at the rate agreed between the Management Company and the Trustee having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Dividend income in currencies other than USD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations and changes in net assets.

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

Dividend income

Dividend income is recognized in the statement of operations and changes in net assets on the date on which the right to receive payment is established (ex-dividend date).

Formation expenses

Formation expenses are amortised over a period of three years.

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	USD
Administration fees (note 5)	68,387.20
Agent Company fees (note 6)	14,902.83
Custodian fees (note 7)	7,006.36
Distributor fees (note 8)	59,611.25
Investment Advisory fees (note 9)	90,485.90
Management Company fees (note 11)	148,070.47
Other fees	6,035.94
Professional fees	20,763.93
Trustee fees (note 12)	4,319.47
TOTAL	419,593.35

NOTE 5 ADMINISTRATION FEES

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an administration fee at the rate per annum set out in table below, accrued on each Valuation Day, and calculated and payable monthly in arrears, subject to a minimum annual fee of USD 80,000.

The first USD 140 million	0.09%
USD 140 million - USD 280 million	0.06%
Balance in excess of USD 280 million	0.05%

The Administrator is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 6 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an agent company's fee in an amount equal to 0.14% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Agent Company is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, out-of-pocket expenses reasonably incurred for the account of the Series Trust.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

NOTE 7 CUSTODIAN FEES

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Custodian is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

The Series Trust is subject to the sub-custodian fees that are borne by the Series Trust.

NOTE 8 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a distributor fee in an amount equal to 0.56% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

NOTE 9 INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Adviser is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an investment advisory fee in an amount equal to 0.85% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Investment Adviser is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 10 INVESTMENT SUB-ADVISORY FEES

The fees and expenses of the Investment Sub-Adviser is paid by the Investment Adviser out of the Investment Advisory Fee.

NOTE 11 MANAGEMENT COMPANY FEES

The Management Company receives an initial set-up fee of USD 10,000.

The Management Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a management company fee in an amount equal to 0.05% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Management Company is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 12 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears, subject to an annual minimum fee of USD 10,000.

The Trustee is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

PIMCO Income Strategy Fund (USD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

NOTE 13 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust, no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

NOTE 14 DIVIDENDS

For USD-M Class dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
11/10/2022	11/16/2022	0.02	89,811.12	USD
12/12/2022	12/15/2022	0.02	86,378.32	USD
01/10/2023	01/13/2023	0.02	86,925.78	USD
02/10/2023	02/15/2023	0.02	85,038.78	USD
03/10/2023	03/15/2023	0.02	84,714.38	USD
04/11/2023	04/14/2023	0.02	84,566.98	USD
05/10/2023	05/15/2023	0.02	84,701.68	USD
06/12/2023	06/15/2023	0.02	80,121.88	USD
07/10/2023	07/13/2023	0.02	79,367.88	USD
08/10/2023	08/17/2023	0.02	77,349.08	USD
09/11/2023	09/14/2023	0.02	80,281.08	USD
10/10/2023	10/13/2023	0.02	79,958.08	USD
			999,215.04	

NOTE 15 CHANGES IN PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended October 31, 2023 is available free of charge upon request at the registered office of the Administrator of the Trust.

NOTE 16 RELATED PARTY TRANSACTIONS

All transactions with and/or fees paid disclosed elsewhere in these financial statements to the Trustee, Manager, Counterparty, Administrator and Custodian are considered related party transactions due to having influence or control to the Trust and Series Trust.

NOTE 17 SUBSEQUENT EVENT

There is no significant subsequent event.

（ ）【ノムラ・ケイマン・トラスト - P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）】

- a . ファンドの直近 2 会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けている。本書に金融商品取引法第193条の 2 第 1 項第 1 号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年 2 月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 豪ドル = 93.23円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- d . 参考情報として、マスター・ファンド（ピムコ パミュダ インカム ファンド（M））の2024年10月31日現在の投資有価証券明細表を、ノムラ・ケイマン・トラスト - P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）の財務書類の次ページに掲載している。

(1) 【2024年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

純資産計算書

2024年10月31日現在

	豪ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価（注３）	32,462,970.40	3,026,523
未実現評価益／（評価損）	(115,810.55)	(10,797)
投資有価証券公正価値（注３）	32,347,159.85	3,015,726
銀行預金（注３）	2,354,421.23	219,503
投資対象売却未収金	368,000.02	34,309
前払費用	1,790.36	167
資産合計	35,071,371.46	3,269,704
負債		
未払費用（注４）	(120,598.32)	(11,243)
受益証券買戻未払金	(368,000.00)	(34,309)
負債合計	(488,598.32)	(45,552)
純資産総額	34,582,773.14	3,224,152
発行済受益証券口数		
豪ドル建て 年１回分配型	2,334,715 口	
豪ドル建て 毎月分配型	1,203,132 口	
受益証券１口当たり純資産価格		
豪ドル建て 年１回分配型	9.97 豪ドル	930 円
豪ドル建て 毎月分配型	9.39 豪ドル	875 円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ケイマン・トラスト
 - P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）
 運用および純資産変動計算書
 2024年10月31日に終了した年度

	豪ドル	千円
期首現在純資産	37,655,758.54	3,510,646
収益		
分配金、純額（注３）	862,318.51	80,394
預金利息	85,520.89	7,973
収益合計	947,839.40	88,367
費用		
管理事務代行報酬（注５）	(73,556.77)	(6,858)
代行協会員報酬（注６）	(51,648.97)	(4,815)
保管報酬（注７）	(4,742.29)	(442)
販売報酬（注８）	(206,612.96)	(19,263)
当座借越利息	(127.94)	(12)
投資顧問報酬（注９）	(315,243.33)	(29,390)
管理報酬（注11）	(18,497.04)	(1,724)
その他の報酬	(48,875.66)	(4,557)
専門家報酬	(33,489.09)	(3,122)
副保管報酬（注７）	(844.52)	(79)
受託報酬（注12）	(15,106.69)	(1,408)
費用合計	(768,745.26)	(71,670)
純投資収益 / （損失）	179,094.14	16,697
投資有価証券に係る実現純利益 / （損失）（注３）	(138,658.26)	(12,927)
通貨に係る実現純利益 / （損失）（注３）	(207.35)	(19)
当期実現純利益 / （損失）	(138,865.61)	(12,946)
未実現純評価損益の変動：		
- 投資有価証券	2,919,126.07	272,150
- 通貨（注３）	754.67	70
	2,919,880.74	272,220
運用の結果による純資産の増加 / （減少）	2,960,109.27	275,971
発行（注２）	1,187,986.00	110,756
買戻し（注２）	(7,069,902.33)	(659,127)
分配金（注２、14）	(151,178.34)	(14,094)
	(6,033,094.67)	(562,465)
期末現在純資産	34,582,773.14	3,224,152

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

受益証券口数の変動（未監査）

	2024年10月31日 終了年度	2023年10月31日 終了年度	2022年10月31日 終了年度
豪ドル建て 年 1 回分配型			
期首現在発行済受益証券口数	2,769,781	3,156,873	3,819,219
発行受益証券口数	27,320	42,080	86,960
買戻受益証券口数	(462,386)	(429,172)	(749,306)
期末現在発行済受益証券口数	2,334,715	2,769,781	3,156,873

豪ドル建て 毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	1,376,532	1,509,962	1,579,755
発行受益証券口数	99,050	105,600	78,607
買戻受益証券口数	(272,450)	(239,030)	(148,400)
期末現在発行済受益証券口数	1,203,132	1,376,532	1,509,962

（ 訳注 ） 2023年10月31日および2022年10月31日終了年度に係る発行受益証券口数および買戻受益証券口数は、当該期間中の、同日の発行と買戻しを相殺した口数を合計したものである。

統計情報（未監査）

期末現在 1 口当たり純資産価格

豪ドル建て 年 1 回分配型	9.97	9.22	9.12
豪ドル建て 毎月分配型	9.39	8.80	8.81
純資産総額（豪ドルで表示）	34,582,773.14	37,655,758.54	42,084,483.36

[次へ](#)

ノムラ・ケイマン・トラスト
- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

財務書類に対する注記

2024年10月31日現在

注1 概要

ノムラ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、エムユーエフジー・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）によって締結されたケイマン諸島の信託法に基づく2019年9月13日付の信託証書（以下「信託証書」（適宜、補足および修正される）という。）により、設立されたアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）に基づくミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されている。

2024年10月31日現在、トラストは以下のファンドを有していた。

- 2019年9月13日に設立され2019年11月18日に運用を開始した、豪ドルで表示される以下のクラスを有するPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）：
 - ・豪ドル建て 年1回分配型（豪ドルで表示）
 - ・豪ドル建て 毎月分配型（豪ドルで表示）

- PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）は、2019年9月13日に設立され、米ドルで表示される。この2019年9月13日に設立されたファンドは、別の財務諸表に表示される別のピークルである。

PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）（以下「ファンド」という。）は、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とする。

ファンドは、主にピムコ パミューダ インカム ファンドD（以下「投資対象ファンド」という。）のNN（AUD）クラスに、投資することにより、その目的の達成を目指す。投資対象ファンドは、マルチ・シリーズ・トラストとしてパミューダ法に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるピムコ・パミューダ・トラスト（以下「アンブレラ・トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

投資対象ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とする。投資対象ファンドは、通常の場合において、ほぼすべての資産をアンブレラ・トラストの別のシリーズ・トラストであるピムコ パミューダ インカム ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）の投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを通じて、主に世界各国（新興国を含む。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とする。

注2 資本

受益証券の申込み

適格投資家は、各申込日に、該当する申込日（各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいう。）である評価日において適用される受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で、受益証券の申込みを行うことができる。

豪ドル建て 年1回分配型受益証券および豪ドル建て 毎月分配型受益証券の当初発行価格は、受益証券1口当たり10豪ドルである。

投資家1人当たりの受益証券の当初最低申込口数は100口とし、100口を超える場合は1口の整数倍または管理会社が決量により随時決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の要請により、各買戻日（各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいう。）において買戻しを行うことができる。

受益証券クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、該当する買戻日の1口当たり純資産価格である。

買戻の最低単位は1口である。

分配金

豪ドル建て 年1回分配型に関して、分配は、年次ベースで各分配基準日に宣言され、豪ドル建て 毎月分配型に関して、分配は、月次ベースで各分配基準日に宣言される予定である。

受託会社は、投資顧問会社の指示に基づき、随時、受益者に分配金を支払うことを決定することができる。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に従い表記されている。

投資有価証券、デリバティブその他の資産の評価

- (a) 手許現金または預金、手形、要求払手形、未収金、前払費用、現金配当および宣言されたかまたは発生したものの未受領の利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる預金、手形、要求払手形または未収金が、それらの全額に満たないと判断した場合は、受託会社が合理的と考える価額とみなされるものとする。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場にて上場、値付け、売買または取引される投資対象の価額に基づくすべての計算は、かかる投資対象の主たる取引所または市場において、計算が行われる日の現地の営業終了時の最終取引価格を基準として行われるものとする。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、投資対象の価額に基づくすべての計算は、評価原則に従って受託会社が決定する当該投資対象の公正時価を基準に行われるものとする。ただし、受託会社がその裁量において、主たる取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格の方が、すべての状況において当該投資対象の価額に関するより公正な基準を提供すると判断した場合、かかる価格を公正価値として採用することができる。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、かかる日に計算された当該マネージド・ファンドの受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格とし、または受託会社が決定した場合もしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日に評価されなかった場合には、当該マネージド・ファンドの直前に公表された受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格（取得可能である場合）もしくは（取得可能ではない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の直前に公表された買戻価格もしくは買呼値とする。
- (d) 純資産価格、買戻価格または最終取引価格が上記(b)または(c)に規定されたとおりに取得できない場合、関連する資産の価格は、評価原則に基づき受託会社または管理会社により随時決定されるものとする。
- (e) 上場価格、相場価格、取引価格または市場の売買価格を確定するため、受託会社は、ファンドの投資対象の評価に関する機械化および/または電子化された評価通知システムを利用し、それらに依拠する権利を有する。かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)の目的において最終取引価格とみなされるものとする。
- (f) 上記にかかわらず、受託会社は、管理会社と協議の上、他の評価方法が関連する本投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、受託会社の絶対的裁量により、かかる評価方法の使用を許可することができる。
- (g) 外貨建て本投資対象（有価証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する割増または割引および換算費用を考慮した上で、管理会社および受託会社が合意したレートを用いて、基準通貨に換算されるものとする。

証券の売却にかかる実現純（損）益

証券の売却にかかる実現純（損）益は、売却した証券の平均取得価額に基づき計算される。

為替換算

本財務書類は、豪ドルで表示される。豪ドル以外の通貨で表示される銀行預金、投資ポートフォリオおよびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで豪ドルに換算される。

豪ドル以外の通貨建ての受取分配金は、分配金落ち日現在の実勢為替レートを使用して計上される。

豪ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで豪ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の変動の結果は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

2024年10月31日現在、使用された適用ある為替レートは以下のとおりである。

1 豪ドル = 0.655000米ドル

投資有価証券の取得原価

豪ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで豪ドルに換算される。

2024年10月31日現在の決算に関して、投資の評価に使用された価格は前日の価格であった。2024年10月31日現在の最終監査済価格と純資産価額の計算に使用された価格の差額の影響は重要ではなかったため、財務書類は調整されていない。

受取分配金

受取分配金は、支払いを受領する権利が確定した日（分配金落ち日）に運用計算書および純資産変動計算書に認識される。

注 4 未払費用

	豪ドル
管理事務代行報酬（注 5）	24,959.20
代行協会員報酬（注 6）	4,204.66
保管報酬（注 7）	1,218.96
販売報酬（注 8）	16,826.58
投資顧問報酬（注 9）	27,191.39
管理報酬（注11）	1,553.15
その他の報酬	9,426.17
専門家報酬	33,925.49
受託報酬（注12）	1,292.72
合計	120,598.32

注 5 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生する、以下の表に定める年率の管理事務代行報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月算出され、毎月後払いされる。年間最低報酬は、72,500豪ドルである。

2 億豪ドルまでの部分	0.09%
2 億豪ドル超 4 億豪ドルまでの部分	0.06%
4 億豪ドル超の部分	0.05%

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注 6 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.14%に相当する金額の代行協会員報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用の払戻しを受ける権利も有している。

注 7 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

ファンドは、ファンドが負担する副保管報酬を課せられる。

注 8 販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.56%に相当する金額の販売報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

注 9 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.85%に相当する金額の投資顧問報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

投資顧問会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注10 副投資顧問報酬

副投資顧問会社の報酬および費用は、投資顧問報酬から投資顧問会社により支払われる。

注11 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.05%に相当する金額の管理報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注12 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。ファンドの年間最低報酬は、10,000米ドルである。

受託会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注13 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、信託法に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島内閣長官から保証書の交付を受けている。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストの収益もしくは財産に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されている。ケイマン諸島において、受益証券の発行、譲渡または買戻しに対しキャピタル・ゲイン税または印紙税は課せられない。

注14 分配金

豪ドル建て 毎月分配型に関して、分配が以下のとおり支払われた。

分配金落ち日	分配支払日	分配金	合計金額	通貨
2023年11月10日	2023年11月15日	0.01	13,542.82	豪ドル
2023年12月11日	2023年12月14日	0.01	13,626.82	豪ドル
2024年 1 月10日	2024年 1 月16日	0.01	13,626.82	豪ドル
2024年 2 月13日	2024年 2 月16日	0.01	13,151.82	豪ドル
2024年 3 月12日	2024年 3 月15日	0.01	12,806.82	豪ドル
2024年 4 月10日	2024年 4 月15日	0.01	12,631.82	豪ドル
2024年 5 月10日	2024年 5 月15日	0.01	12,147.82	豪ドル
2024年 6 月11日	2024年 6 月14日	0.01	12,256.82	豪ドル
2024年 7 月10日	2024年 7 月16日	0.01	11,599.82	豪ドル
2024年 8 月13日	2024年 8 月19日	0.01	11,732.82	豪ドル
2024年 9 月10日	2024年 9 月13日	0.01	12,022.82	豪ドル
2024年10月10日	2024年10月16日	0.01	12,031.32	豪ドル
			151,178.34	

注15 ポートフォリオの変動

2024年10月31日終了年度のポートフォリオの変動の詳細な明細表は、トラストの管理事務代行会社の登記上の事務所に請求することで無料で入手できる。

注16 関連当事者取引

受託会社、管理会社、取引相手方、管理事務代行会社および保管会社に対する本財務書類において開示されているすべての取引および／または支払われた報酬は、トラストおよびファンドに影響力または支配力を有することから、関連当事者取引とみなされる。

注17 後発事象

重要な後発事象はない。

【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ケイマン・トラスト

- P I M C Oインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2024年10月31日現在

（豪ドルで表示）

銘柄	通貨	数量	取得原価 （注3）	時価 （注3）	純資産比率 （％）
投資信託					
バミューダ					
ピムコ バミューダ インカム ファンドD	豪ドル	3,277,321	32,462,970.40	32,347,159.85	93.53
NN（AUD）クラス					
			32,462,970.40	32,347,159.85	93.53
投資有価証券合計			32,462,970.40	32,347,159.85	93.53
銀行預金				2,354,421.23	6.81
その他の純資産 / （負債）				(118,807.94)	(0.34)
純資産総額				34,582,773.14	100.00

添付の注記は当財務書類の一部である。

業種別投資有価証券分類表

2024年10月31日現在（未監査）

	純資産比率（％）
投資信託	93.53
	93.53

[次へ](#)

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT OCTOBER 31, 2024

	AUD
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 3)	32,482,970.40
Unrealized appreciation/(depreciation)	(115,810.55)
Investments in securities at fair value (note 3)	32,347,159.85
Cash at banks (note 3)	2,354,421.23
Receivable on investments sold	368,000.02
Prepaid expenses	1,790.36
Total Assets	35,071,371.46
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(120,598.32)
Payable on redemptions	(368,000.00)
Total Liabilities	(488,598.32)
TOTAL NET ASSETS	34,582,773.14
UNITS OUTSTANDING	
AUD-A Class	2,334,715
AUD-M Class	1,203,132
NET ASSET VALUE PER UNIT	
AUD-A Class	9.97
AUD-M Class	9.39

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED OCTOBER 31, 2024

	AUD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	37,655,758.54
INCOME	
Dividends, net (note 3)	862,318.51
Interest on bank accounts	85,520.89
Total Income	947,839.40
EXPENSES	
Administration fees (note 5)	(73,556.77)
Agent Company fees (note 6)	(51,648.97)
Custodian fees (note 7)	(4,742.29)
Distributor fees (note 8)	(208,612.96)
Interest paid on overdraft	(127.94)
Investment Advisory fees (note 9)	(315,243.33)
Management Company fees (note 11)	(18,497.04)
Other fees	(48,875.66)
Professional fees	(33,489.09)
Sub-custodian fees (note 7)	(844.52)
Trustee fees (note 12)	(15,106.69)
Total Expenses	(768,745.26)
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	179,094.14
Net realized gain/(loss) on investments (note 3)	(138,658.26)
Net realized gain/(loss) on currencies (note 3)	(207.35)
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(138,865.61)
Change in net unrealized appreciation/depreciation:	
- on investments	2,919,126.07
- on currencies (note 3)	754.67
	2,919,880.74
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,960,109.27
Subscriptions (note 2)	1,187,966.00
Redemptions (note 2)	(7,069,902.33)
Dividends (notes 2, 14)	(151,178.34)
	(6,033,094.67)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	34,582,773.14

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended October 31, 2024	Year ended October 31, 2023	Year ended October 31, 2022
AUD-A Class			
Number of units outstanding at the beginning of the year	2,769,781	3,156,873	3,819,219
Number of units issued	27,320	42,080	86,960
Number of units redeemed	(462,386)	(429,172)	(749,306)
Number of units outstanding at the end of the year	2,334,715	2,769,781	3,156,873
AUD-M Class			
Number of units outstanding at the beginning of the year	1,376,532	1,509,962	1,579,755
Number of units issued	99,050	105,600	78,607
Number of units redeemed	(272,450)	(239,030)	(148,400)
Number of units outstanding at the end of the year	1,203,132	1,376,532	1,509,962

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

Net asset value per unit at the end of the year

AUD-A Class	9.97	9.22	9.12
AUD-M Class	9.39	8.80	8.81
Total Net Assets (expressed in AUD)	34,582,773.14	37,655,758.54	42,084,483.36

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024

NOTE 1 GENERAL

Nomura Cayman Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Act of the Cayman Islands dated September 13, 2019 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by MUFG Fund Services (Cayman) Limited (the "Trustee") and Global Funds Trust Company (the "Management Company"). The Trust is registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) as a Mutual Fund under the Cayman Islands Mutual Funds Act (2020 Revision).

As at October 31, 2024, the Trust had the following Series Trusts:

- PIMCO Income Strategy Fund (AUD), established on September 13, 2019 (date of inception) and November 18, 2019 (date of commencement of operations), expressed in AUD with the following classes:

- AUD-A Class Unit (expressed in AUD)
- AUD-M Class Unit (expressed in AUD)

- PIMCO Income Strategy Fund (USD) was established on September 13, 2019 and expressed in USD. This is a separate vehicle which was established on September 13, 2019 and presented into a separate set of financial statements.

The investment objective of PIMCO Income Strategy Fund (AUD) (the "Series Trust") is to seek maximum current income. Long-term capital appreciation is a secondary objective.

The Series Trust seeks to achieve its investment objective principally by investing into the class NN (AUD) Units of PIMCO Bermuda Income Fund D (the "Intermediate Fund"). The Intermediate Fund is a series trust of PIMCO Bermuda Trust II, an umbrella unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust (the "Umbrella Trust").

The investment objective of the Intermediate Fund is to seek maximum current income. Long-term capital appreciation is a secondary objective. The Intermediate Fund seeks to achieve its investment objective by investing, under normal circumstances, substantially all of its assets in units of the PIMCO Bermuda Income Fund (M) (the "Master Fund") a separate series trust of the Umbrella Trust.

Through investment in the Intermediate Fund and in turn the Master Fund, the Series Trust mainly and substantially invests in bonds and debt instruments issued in various countries (including emerging countries), including but not limited to sovereign bonds, government agency bonds, corporate bonds, mortgage-related securities, asset backed securities, high yield bonds, business loans (e.g., bank loans), and derivative instruments and other equivalent financial instruments.

NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

Units are only available for subscriptions by Eligible Investors on each Subscription Day, (each Business Day and/or such other day or days as the Trustee, following consultation with the Management Company, may from time to time determine) at a price equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable class of Units on the Valuation Day falling on the relevant Subscription Day.

The Initial Price for AUD-A Class Unit and AUD-M Class Unit is AUD 10 per Unit.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

The minimum initial subscription for Units per investor shall be 100 Units and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount of Units as may be determined by the Management Company in its discretion from time to time.

Redemptions of Units

Units may be redeemed on each Redemption Day (each Business Day and/or such other day or days as the Trustee, following consultation with the Management Company, may from time to time determine), at the request of the holder of Units.

The Redemption Price per Unit of a class of Units is equal to the Net Asset Value per Unit of such class of Units on the applicable Redemption Day.

The minimum number of Units that may be redeemed is 1 Unit.

Distribution

For AUD-A Class Units, the distributions will be declared on an annual basis in respect of each Distribution Record date and for AUD-M Class Units, distributions will be declared on a monthly basis in respect of each Distribution Record Date.

The Trustee may from time to time, upon the instructions of the Investment Adviser, determine to pay distributions to Unitholders.

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investments funds in Luxembourg.

Valuation of the investments in securities, derivatives and other assets

(a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless the Trustee shall have determined that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof shall be deemed to be such value as the Trustee shall deem to be the reasonable value thereof;

(b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over the counter market shall be made by reference to the last traded price on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market all calculations based on the value of investments shall be made by reference to the fair market value for such investments determined by the Trustee based on its valuation principles; provided always that if the Trustee in its discretion considers that the prices ruling on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such Investment, it may adopt such prices at fair value;

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the Series Trust shall be the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Trustee so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as the Series Trust, shall be the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published repurchase or bid price for such unit, share or other interest;

(d) if no net asset value, repurchase, or last traded price are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset shall be determined from time to time in such manner as the Trustee or the Management Company shall determine based on its valuation principles;

(e) for the purpose of ascertaining listed, quoted, traded or market dealing prices, the Trustee shall be entitled to use and rely upon mechanized and/or electronic systems of valuation dissemination with regard to the valuation of investments of the Series Trust and the prices provided by any such system shall be deemed to be the last traded prices for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Trustee may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if, following consultation with the Management Company, it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant Investment; and

(g) the value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a foreign currency shall be converted into the Functional Currency at the rate agreed between the Management Company and the Trustee having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in AUD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Dividend income in currencies other than AUD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations and changes in net assets.

Applicable currency exchange rate used as at October 31, 2024 is as follows:

1 AUD = 0.655000 USD

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rate at the transaction date.

For this closing as at October 31, 2024 the price used for the valuation of investments was the previous day's price. The impact of differences between the final audited price as of October 31, 2024 and the price used in the NAV calculation was not material, the financial statements have consequently not been adjusted.

Dividend income

Dividend income is recognized in the statement of operations and changes in net assets on the date on which the right to receive payment is established (ex-dividend date).

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	AUD
Administration fees (note 5)	24,959.20
Agent Company fees (note 6)	4,204.66
Custodian fees (note 7)	1,218.96
Distributor fees (note 8)	16,826.58
Investment Advisory fees (note 9)	27,191.39
Management Company fees (note 11)	1,553.15
Other fees	9,426.17
Professional fees	33,925.49
Trustee fees (note 12)	1,292.72
TOTAL	120,598.32

NOTE 5 ADMINISTRATION FEES

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an administration fee at the rate per annum set out in table below, accrued on each Valuation Day, and calculated and payable monthly in arrears, subject to a minimum annual fee of AUD 72,500.

The first AUD 200 million	0.09%
AUD 200 million - AUD 400 million	0.06%
Balance in excess of AUD 400 million	0.05%

The Administrator is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 6 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an agent company's fee in an amount equal to 0.14% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Agent Company is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, out-of-pocket expenses reasonably incurred for the account of the Series Trust.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

NOTE 7 CUSTODIAN FEES

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Custodian is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

The Series Trust is subject to the sub-custodian fees that are borne by the Series Trust.

NOTE 8 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a distributor fee in an amount equal to 0.56% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

NOTE 9 INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Adviser is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an investment advisory fee in an amount equal to 0.85% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Investment Adviser is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 10 INVESTMENT SUB-ADVISORY FEES

The fees and expenses of the Investment Sub-Adviser is paid by the Investment Adviser out of the Investment Advisory Fee.

NOTE 11 MANAGEMENT COMPANY FEES

The Management Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a management company fee in an amount equal to 0.05% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Management Company is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 12 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears, subject to an annual minimum fee of USD 10,000.

The Trustee is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2024 (continued)

NOTE 13 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust, no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

NOTE 14 DIVIDENDS

For AUD-M Class dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
11/10/2023	11/15/2023	0.01	13,542.82	AUD
12/11/2023	12/14/2023	0.01	13,626.82	AUD
01/10/2024	01/16/2024	0.01	13,626.82	AUD
02/13/2024	02/16/2024	0.01	13,151.82	AUD
03/12/2024	03/15/2024	0.01	12,806.82	AUD
04/10/2024	04/15/2024	0.01	12,631.82	AUD
05/10/2024	05/15/2024	0.01	12,147.82	AUD
06/11/2024	06/14/2024	0.01	12,256.82	AUD
07/10/2024	07/16/2024	0.01	11,599.82	AUD
08/13/2024	08/19/2024	0.01	11,732.82	AUD
09/10/2024	09/13/2024	0.01	12,022.82	AUD
10/10/2024	10/16/2024	0.01	12,031.32	AUD
			151,178.34	

NOTE 15 CHANGES IN PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended October 31, 2024 is available free of charge upon request at the registered office of the Administrator of the Trust.

NOTE 16 RELATED PARTY TRANSACTIONS

All transactions with and/or fees paid disclosed elsewhere in these financial statements to the Trustee, Manager, Counterparty, Administrator and Custodian are considered related party transactions due to having influence or control to the Trust and Series Trust.

NOTE 17 SUBSEQUENT EVENT

There is no significant subsequent event.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT OCTOBER 31, 2024 (expressed in AUD)

Description	Currency	Quantity	Cost (note 3)	Market value (note 3)	% of net assets
INVESTMENT FUNDS					
BERMUDA					
PIMCO BERMUDA INCOME FUND - D - NN (AUD)	AUD	3,277,321	32,462,970.40	32,347,159.85	93.53%
			32,462,970.40	32,347,159.85	93.53%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			32,462,970.40	32,347,159.85	93.53%
CASH AT BANKS				2,354,421.23	6.81%
OTHER NET ASSETS/(LIABILITIES)				(118,807.94)	(0.34%)
TOTAL NET ASSETS				34,582,773.14	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

INDUSTRIAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS
AS AT OCTOBER 31, 2024 (UNAUDITED)

	(in % of net assets)
INVESTMENT FUNDS	93.53%
	93.53%

(2) 【2023年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

純資産計算書

2023年10月31日現在

	豪ドル	千円
資産		
投資有価証券取得価額（注３）	38,494,293.66	3,588,823
未実現評価益／（評価損）	(3,034,936.62)	(282,947)
投資有価証券公正価値（注３）	35,459,357.04	3,305,876
銀行預金	2,383,947.55	222,255
前払費用	1,821.16	170
資産合計	37,845,125.75	3,528,301
負債		
未払費用（注４）	(189,367.21)	(17,655)
負債合計	(189,367.21)	(17,655)
純資産総額	37,655,758.54	3,510,646
発行済受益証券口数		
豪ドル建て 年１回分配型	2,769,781 口	
豪ドル建て 毎月分配型	1,376,532 口	
受益証券１口当たり純資産価格		
豪ドル建て 年１回分配型	9.22 豪ドル	860 円
豪ドル建て 毎月分配型	8.80 豪ドル	820 円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）
運用および純資産変動計算書
2023年10月31日に終了した年度

	豪ドル	千円
期首現在純資産	42,084,483.36	3,923,536
収益		
分配金、純額（注３）	1,005,248.76	93,719
預金利息	65,178.38	6,077
収益合計	1,070,427.14	99,796
費用		
管理事務代行報酬（注５）	(72,499.95)	(6,759)
代行協会員報酬（注６）	(57,428.51)	(5,354)
設立費用の償却（注３）	(918.65)	(86)
保管報酬（注７）	(3,043.57)	(284)
販売報酬（注８）	(229,714.26)	(21,416)
投資顧問報酬（注９）	(348,673.42)	(32,507)
管理報酬（注11）	(20,510.29)	(1,912)
その他の報酬	(47,955.54)	(4,471)
専門家報酬	(51,114.30)	(4,765)
副保管報酬（注７）	(830.90)	(77)
受託報酬（注12）	(14,055.09)	(1,310)
費用合計	(846,744.48)	(78,942)
純投資収益 / （損失）	223,682.66	20,854
投資有価証券に係る実現純利益 / （損失）（注３）	(415,545.16)	(38,741)
通貨に係る実現純利益 / （損失）（注３）	(1,361.49)	(127)
当期実現純利益 / （損失）	(416,906.65)	(38,868)
未実現純評価損益の変動：		
- 投資有価証券	764,852.99	71,307
- 通貨（注３）	(1,144.60)	(107)
	763,708.39	71,201
運用の結果による純資産の増加 / （減少）	570,484.40	53,186
発行（注２）	1,374,719.46	128,165
買戻し（注２）	(6,200,239.04)	(578,048)
分配金（注２、14）	(173,689.64)	(16,193)
	(4,999,209.22)	(466,076)
期末現在純資産	37,655,758.54	3,510,646

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・ケイマン・トラスト
- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）

財務書類に対する注記

2023年10月31日現在

注 1 概要

ノムラ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、エムユーエフジー・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）によって締結されたケイマン諸島の信託法に基づく2019年9月13日付の信託証書（以下「信託証書」（適宜、補足および修正される）という。）により、設立されたアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）に基づくミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）に登録されている。

2023年10月31日現在、トラストは以下のファンドを有していた。

- 2019年9月13日に設立され2019年11月18日に運用を開始した、豪ドルで表示される以下のクラスを有するP I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）：
 - ・豪ドル建て 年1回分配型（豪ドルで表示）
 - ・豪ドル建て 毎月分配型（豪ドルで表示）

- P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）は、2019年9月13日に設立され、米ドルで表示される。この2019年9月13日に設立されたファンドは、別の財務諸表に表示される別のピークルである。

P I M C O インカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）（以下「ファンド」という。）は、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とする。

ファンドは、主にピムコ パミュダ インカム ファンドD（以下「投資対象ファンド」という。）のNN（AUD）クラスに、投資することにより、その目的の達成を目指す。投資対象ファンドは、マルチ・シリーズ・トラストとしてパーミュダ法に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるピムコ・パーミュダ・トラスト（以下「アンブレラ・トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

投資対象ファンドは、インカムゲインの最大化を投資の第一の目的とし、長期的なキャピタルゲインの獲得を投資の第二の目的とする。投資対象ファンドは、通常の場合において、ほぼすべての資産をアンブレラ・トラストの別のシリーズ・トラストであるピムコ パミュダ インカム ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）の投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドを通じて、主に世界各国（新興国を含む。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）およびそれらの派生商品等を実質的な投資対象とする。

注 2 資本

受益証券の申込み

適格投資家は、各申込日に、該当する申込日（各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいう。）である評価日において適用される受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で、受益証券の申込みを行うことができる。

豪ドル建て 年1回分配型受益証券および豪ドル建て 毎月分配型受益証券の当初発行価格は、受益証券1口当たり10豪ドルである。

投資家1人当たりの受益証券の当初最低申込口数は100口とし、100口を超える場合は1口の整数倍または管理会社が決量により随時決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の要請により、各買戻日（各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいう。）において買戻しを行うことができる。

受益証券クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、該当する買戻日の1口当たり純資産価格である。

買戻の最低単位は1口である。

分配金

豪ドル建て 年1回分配型に関して、分配は、年次ベースで各分配基準日に宣言され、豪ドル建て 毎月分配型に関して、分配は、月次ベースで各分配基準日に宣言される予定である。

受託会社は、投資顧問会社の指示に基づき、随時、受益者に分配金を支払うことを決定することができる。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に従い表記されている。

投資有価証券、デリバティブその他の資産の評価

- (a) 手許現金または預金、手形、要求払手形、未収金、前払費用、現金配当および宣言されたかまたは発生したものの未受領の利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる預金、手形、要求払手形または未収金が、それらの全額に満たないと判断した場合は、受託会社が合理的と考える価額とみなされるものとする。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場にて上場、値付け、売買または取引される投資対象の価額に基づくすべての計算は、かかる投資対象の主たる取引所または市場において、計算が行われる日の現地の営業終了時の最終取引価格を基準として行われるものとする。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、投資対象の価額に基づくすべての計算は、評価原則に従って受託会社が決定する当該投資対象の公正時価を基準に行われるものとする。ただし、受託会社がその裁量において、主たる取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格の方が、すべての状況において当該投資対象の価額に関するより公正な基準を提供すると判断した場合、かかる価格を公正価値として採用することができる。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、かかる日に計算された当該マネージド・ファンドの受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格とし、または受託会社が決定した場合もしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日に評価されなかった場合には、当該マネージド・ファンドの直近に公表された受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格（取得可能である場合）もしくは（取得可能ではない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の直近に公表された買戻価格もしくは買呼値とする。
- (d) 純資産価格、買戻価格または最終取引価格が上記(b)または(c)に規定されたとおりに取得できない場合、関連する資産の価格は、評価原則に基づき受託会社または管理会社により随時決定されるものとする。
- (e) 上場価格、相場価格、取引価格または市場の売買価格を確定するため、受託会社は、ファンドの投資対象の評価に関する機械化および/または電子化された評価通知システムを利用し、それらに依拠する権利を有する。かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)の目的において最終取引価格とみなされるものとする。
- (f) 上記にかかわらず、受託会社は、管理会社と協議の上、他の評価方法が関連する本投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、受託会社の絶対的裁量により、かかる評価方法の使用を許可することができる。
- (g) 外貨建て本投資対象（有価証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する割増または割引および換算費用を考慮した上で、管理会社および受託会社が合意したレートを用いて、基準通貨に換算されるものとする。

証券の売却にかかる実現純（損）益

証券の売却にかかる実現純（損）益は、売却した証券の平均取得価額に基づき計算される。

為替換算

本財務書類は、豪ドルで表示される。豪ドル以外の通貨で表示される銀行預金、投資ポートフォリオおよびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで豪ドルに換算される。

豪ドル以外の通貨建ての受取分配金は、分配金落ち日現在の実勢為替レートを使用して計上される。

豪ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで豪ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の変動の結果は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

2023年10月31日現在、使用された適用ある為替レートは以下のとおりである。

1 豪ドル = 0.633150米ドル

投資有価証券の取得原価

豪ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで豪ドルに換算される。

2023年10月31日現在の決算に関して、投資の評価に使用された価格は前日の価格であった。2023年10月31日現在の最終監査済価格と純資産価額の計算に使用された価格の差額の影響は重要ではなかったため、財務書類は調整されていない。

受取分配金

受取分配金は、支払いを受領する権利が確定した日（分配金落ち日）に運用計算書および純資産変動計算書に認識される。

設立費用

設立費用は、3年間で償却される。

注4 未払費用

	豪ドル
管理事務代行報酬（注5）	42,077.63
代行協会員報酬（注6）	4,665.17
保管報酬（注7）	1,321.73
販売報酬（注8）	18,660.04
投資顧問報酬（注9）	28,327.01
管理報酬（注11）	47,137.74
その他の報酬	9,412.48
専門家報酬	32,442.82
受託報酬（注12）	5,322.59
合計	189,367.21

注5 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生する、以下の表に定める年率の管理事務代行報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月算出され、毎月後払いされる。年間最低報酬は、72,500豪ドルである。

2億豪ドルまでの部分	0.09%
2億豪ドル超 4億豪ドルまでの部分	0.06%
4億豪ドル超の部分	0.05%

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注6 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.14%に相当する金額の代行協会員報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用の払戻しを受ける権利も有している。

注7 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

ファンドは、ファンドが負担する副保管報酬を課せられる。

注8 販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.56%に相当する金額の販売報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

注9 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.85%に相当する金額の投資顧問報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

投資顧問会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注10 副投資顧問報酬

副投資顧問会社の報酬および費用は、投資顧問報酬から投資顧問会社により支払われる。

注11 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.05%に相当する金額の管理報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注12 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、毎月後払いされる。ファンドの年間最低報酬は、10,000米ドルである。

受託会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で負担した合理的な立替費用および現金支払費用の払戻しを受ける権利も有している。

注13 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、信託法に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島内閣長官から保証書の交付を受けている。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストの収益もしくは財産に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されている。ケイマン諸島において、受益証券の発行、譲渡または買戻しに対しキャピタル・ゲイン税または印紙税は課せられない。

注14 分配金

豪ドル建て 毎月分配型に関して、分配が以下のとおり支払われた。

分配金落ち日	分配支払日	分配金	合計金額	通貨
2022年11月10日	2022年11月15日	0.01	14,999.62	豪ドル
2022年12月12日	2022年12月15日	0.01	15,128.62	豪ドル
2023年 1 月10日	2023年 1 月13日	0.01	15,156.62	豪ドル
2023年 2 月10日	2023年 2 月15日	0.01	14,888.12	豪ドル
2023年 3 月10日	2023年 3 月16日	0.01	14,824.52	豪ドル
2023年 4 月11日	2023年 4 月14日	0.01	14,691.52	豪ドル
2023年 5 月10日	2023年 5 月15日	0.01	14,599.52	豪ドル
2023年 6 月13日	2023年 6 月16日	0.01	13,876.82	豪ドル
2023年 7 月10日	2023年 7 月13日	0.01	13,629.82	豪ドル
2023年 8 月10日	2023年 8 月17日	0.01	13,723.32	豪ドル
2023年 9 月11日	2023年 9 月14日	0.01	14,163.32	豪ドル
2023年10月10日	2023年10月13日	0.01	14,007.82	豪ドル
			173,689.64	

注15 ポートフォリオの変動

2023年10月31日終了年度のポートフォリオの変動の詳細な明細表は、トラストの管理事務代行会社の登記上の事務所に請求することで無料で入手できる。

注16 関連当事者取引

受託会社、管理会社、取引相手方、管理事務代行会社および保管会社に対する本財務書類において開示されているすべての取引および／または支払われた報酬は、トラストおよびファンドに影響力または支配力を有することから、関連当事者取引とみなされる。

注17 後発事象

重要な後発事象はない。

[次へ](#)

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT OCTOBER 31, 2023

	AUD
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 3)	38,494,293.66
Unrealized appreciation/(depreciation)	(3,034,936.62)
Investments in securities at fair value (note 3)	35,459,357.04
Cash at banks	2,383,947.55
Prepaid expenses	1,821.16
Total Assets	37,845,125.75
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(189,367.21)
Total Liabilities	(189,367.21)
TOTAL NET ASSETS	37,655,758.54
UNITS OUTSTANDING	
AUD-A Class	2,769,781
AUD-M Class	1,376,532
NET ASSET VALUE PER UNIT	
AUD-A Class	9.22
AUD-M Class	8.80

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS FOR THE YEAR ENDED OCTOBER 31, 2023

	AUD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	42,084,483.36
INCOME	
Dividends, net (note 3)	1,005,248.76
Interest on bank accounts	65,178.38
Total Income	1,070,427.14
EXPENSES	
Administration fees (note 5)	(72,499.95)
Agent Company fees (note 6)	(57,428.51)
Amortization of formation expenses (note 3)	(918.65)
Custodian fees (note 7)	(3,043.57)
Distributor fees (note 8)	(229,714.26)
Investment Advisory fees (note 9)	(348,673.42)
Management Company fees (note 11)	(20,510.29)
Other fees	(47,955.54)
Professional fees	(51,114.30)
Sub-custodian fees (note 7)	(830.90)
Trustee fees (note 12)	(14,055.09)
Total Expenses	(846,744.48)
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	223,682.66
Net realized gain/(loss) on investments (note 3)	(415,545.16)
Net realized gain/(loss) on currencies (note 3)	(1,361.49)
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(416,906.65)
Change in net unrealized appreciation/depreciation:	
- on investments	764,852.99
- on currencies (note 3)	(1,144.60)
	763,708.39
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	570,484.40
Subscriptions (note 2)	1,374,719.46
Redemptions (note 2)	(6,200,239.04)
Dividends (notes 2, 14)	(173,689.64)
	(4,999,209.22)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	37,655,758.54

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023

NOTE 1 GENERAL

Nomura Cayman Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Act of the Cayman Islands dated September 13, 2019 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by MUFG Fund Services (Cayman) Limited (the "Trustee") and Global Funds Trust Company (the "Management Company"). The Trust is registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) as a Mutual Fund under the Cayman Islands Mutual Funds Act (2020 Revision).

As at October 31, 2023, the Trust had the following Series Trusts:

- PIMCO Income Strategy Fund (AUD), established on September 13, 2019 (date of inception) and November 18, 2019 (date of commencement of operations), expressed in AUD with the following classes:

- AUD-A Class Unit (expressed in AUD)
- AUD-M Class Unit (expressed in AUD)

- PIMCO Income Strategy Fund (USD) was established on September 13, 2019 and expressed in USD. This is a separate vehicle which was established on September 13, 2019 and presented into a separate set of financial statements.

The investment objective of PIMCO Income Strategy Fund (AUD) (the "Series Trust") is to seek maximum current income. Long-term capital appreciation is a secondary objective.

The Series Trust seeks to achieve its investment objective principally by investing into the class NN (AUD) Units of PIMCO Bermuda Income Fund D (the "Intermediate Fund"). The Intermediate Fund is a series trust of PIMCO Bermuda Trust II, an umbrella unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust (the "Umbrella Trust").

The investment objective of the Intermediate Fund is to seek maximum current income. Long-term capital appreciation is a secondary objective. The Intermediate Fund seeks to achieve its investment objective by investing, under normal circumstances, substantially all of its assets in units of the PIMCO Bermuda Income Fund (M) (the "Master Fund") a separate series trust of the Umbrella Trust.

Through investment in the Intermediate Fund and in turn the Master Fund, the Series Trust mainly and substantially invests in bonds and debt instruments issued in various countries (including emerging countries), including but not limited to sovereign bonds, government agency bonds, corporate bonds, mortgage-related securities, asset backed securities, high yield bonds, business loans (e.g., bank loans), and derivative instruments and other equivalent financial instruments.

NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

Units are only available for subscriptions by Eligible Investors on each Subscription Day, (each Business Day and/or such other day or days as the Trustee, following consultation with the Management Company, may from time to time determine) at a price equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable class of Units on the Valuation Day falling on the relevant Subscription Day.

The Initial Price for AUD-A Class Unit and AUD-M Class Unit is AUD 10 per Unit.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

The minimum initial subscription for Units per investor shall be 100 Units and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount of Units as may be determined by the Management Company in its discretion from time to time.

Redemptions of Units

Units may be redeemed on each Redemption Day (each Business Day and/or such other day or days as the Trustee, following consultation with the Management Company, may from time to time determine), at the request of the holder of Units.

The Redemption Price per Unit of a class of Units is equal to the Net Asset Value per Unit of such class of Units on the applicable Redemption Day.

The minimum number of Units that may be redeemed is 1 Unit.

Distribution

For AUD-A Class Units, the distributions will be declared on an annual basis in respect of each Distribution Record date and for AUD-M Class Units, distributions will be declared on a monthly basis in respect of each Distribution Record Date.

The Trustee may from time to time, upon the instructions of the Investment Adviser, determine to pay distributions to Unitholders.

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investments funds in Luxembourg.

Valuation of the investments in securities, derivatives and other assets

(a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless the Trustee shall have determined that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof shall be deemed to be such value as the Trustee shall deem to be the reasonable value thereof;

(b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over the counter market shall be made by reference to the last traded price on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market all calculations based on the value of investments shall be made by reference to the fair market value for such investments determined by the Trustee based on its valuation principles; provided always that if the Trustee in its discretion considers that the prices ruling on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such Investment, it may adopt such prices at fair value;

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the Series Trust shall be the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Trustee so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as the Series Trust, shall be the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published repurchase or bid price for such unit, share or other interest;

(d) if no net asset value, repurchase, or last traded price are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset shall be determined from time to time in such manner as the Trustee or the Management Company shall determine based on its valuation principles;

(e) for the purpose of ascertaining listed, quoted, traded or market dealing prices, the Trustee shall be entitled to use and rely upon mechanised and/or electronic systems of valuation dissemination with regard to the valuation of investments of the Series Trust and the prices provided by any such system shall be deemed to be the last traded prices for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Trustee may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if, following consultation with the Management Company, it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant Investment; and

(g) the value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a foreign currency shall be converted into the Functional Currency at the rate agreed between the Management Company and the Trustee having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in AUD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Dividend income in currencies other than AUD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations and changes in net assets.

Applicable currency exchange rate used as at October 31, 2023 is as follows:

1 AUD = 0.633150 USD

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rate at the transaction date.

For this closing as at October 31, 2023 the price used for the valuation of investments was the previous day's price. The impact of differences between the final audited price as of October 31, 2023 and the price used in the NAV calculation was not material, the financial statements have consequently not been adjusted.

Dividend income

Dividend income is recognized in the statement of operations and changes in net assets on the date on which the right to receive payment is established (ex-dividend date).

Formation expenses

Formation expenses are amortised over a period of three years.

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	AUD
Administration fees (note 5)	42,077.63
Agent Company fees (note 6)	4,665.17
Custodian fees (note 7)	1,321.73
Distributor fees (note 8)	18,660.04
Investment Advisory fees (note 9)	28,327.01
Management Company fees (note 11)	47,137.74
Other fees	9,412.48
Professional fees	32,442.82
Trustee fees (note 12)	5,322.59
TOTAL	189,367.21

NOTE 5 ADMINISTRATION FEES

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an administration fee at the rate per annum set out in table below, accrued on each Valuation Day, and calculated and payable monthly in arrears, subject to a minimum annual fee of AUD 72,500.

The first AUD 200 million	0.09%
AUD 200 million - AUD 400 million	0.06%
Balance in excess of AUD 400 million	0.05%

The Administrator is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

NOTE 6 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an agent company's fee in an amount equal to 0.14% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Agent Company is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, out-of-pocket expenses reasonably incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 7 CUSTODIAN FEES

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Custodian is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

The Series Trust is subject to the sub-custodian fees that are borne by the Series Trust.

NOTE 8 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a distributor fee in an amount equal to 0.56% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

NOTE 9 INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Adviser is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, an investment advisory fee in an amount equal to 0.85% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Investment Adviser is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 10 INVESTMENT SUB-ADVISORY FEES

The fees and expenses of the Investment Sub-Adviser is paid by the Investment Adviser out of the Investment Advisory Fee.

NOTE 11 MANAGEMENT COMPANY FEES

The Management Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a management company fee in an amount equal to 0.05% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears.

The Management Company is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

NOTE 12 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears, subject to an annual minimum fee of USD 10,000.

The Trustee is also entitled to receive compensation, out of the assets of the Series Trust, for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses incurred for the account of the Series Trust.

NOTE 13 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust, no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

NOTE 14 DIVIDENDS

For AUD-M Class dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
11/10/2022	11/15/2022	0.01	14,999.62	AUD
12/12/2022	12/15/2022	0.01	15,128.62	AUD
01/10/2023	01/13/2023	0.01	15,156.62	AUD
02/10/2023	02/15/2023	0.01	14,888.12	AUD
03/10/2023	03/16/2023	0.01	14,824.52	AUD
04/11/2023	04/14/2023	0.01	14,691.52	AUD
05/10/2023	05/15/2023	0.01	14,599.52	AUD
06/13/2023	06/16/2023	0.01	13,876.82	AUD
07/10/2023	07/13/2023	0.01	13,629.82	AUD
08/10/2023	08/17/2023	0.01	13,723.32	AUD
09/11/2023	09/14/2023	0.01	14,163.32	AUD
10/10/2023	10/13/2023	0.01	14,007.82	AUD
			173,689.64	

NOTE 15 CHANGES IN PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended October 31, 2023 is available free of charge upon request at the registered office of the Administrator of the Trust.

PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT OCTOBER 31, 2023 (continued)

NOTE 16 RELATED PARTY TRANSACTIONS

All transactions with and/or fees paid disclosed elsewhere in these financial statements to the Trustee, Manager, Counterparty, Administrator and Custodian are considered related party transactions due to having influence or control to the Trust and Series Trust.

NOTE 17 SUBSEQUENT EVENT

There is no significant subsequent event.

[次へ](#)

		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)			PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Credicorp Capital Sociedad Titulizadora S.A.				Lloyds Banking Group PLC			
10.100% due 12/15/2043	PEN	3,000	\$ 830	5.679% due 01/05/2035	\$	5,500	\$ 5,575
Credit Suisse Group AG AT1 Claim (f)				Longleaf Pine Re Ltd.			
	\$	9,046	1,153	22.061% due 05/25/2027		1,900	2,096
Cromwell Ereit Lux Finco Sarl				Marex Group PLC			
2.125% due 11/19/2025	EUR	433	461	6.404% due 11/04/2029 (e)		2,200	2,205
Deloitte LLP (e)(m)				Morgan Stanley			
5.250% due 01/30/2030	\$	11,300	11,300	3.790% due 03/21/2030	EUR	5,100	5,626
5.410% due 01/30/2032		11,100	11,100	3.955% due 03/21/2035		4,100	4,514
Deutsche Bank AG				5.042% due 07/19/2030	\$	14,200	14,248
1.375% due 02/17/2032	EUR	8,500	7,984	Morgan Stanley Bank N.A.			
1.750% due 11/19/2030		6,200	6,112	4.447% due 10/15/2027		8,400	8,358
2.129% due 11/24/2026 (m)	\$	1,200	1,163	4.968% due 07/14/2028		2,800	2,816
3.547% due 09/18/2031		7,400	6,723	5.527% due 10/15/2027		7,200	7,220
3.961% due 11/26/2025		3,127	3,123	Mutual of Omaha Cos. Global Funding			
5.403% due 09/11/2035		1,400	1,360	4.750% due 10/15/2029		3,900	3,854
6.720% due 01/18/2029		2,900	3,023	Nationwide Building Society			
Digital Dutch Finco BV				3.960% due 07/18/2030		5,600	5,325
3.875% due 09/13/2033	EUR	2,200	2,395	4.302% due 03/08/2029		12,500	12,203
East Lane Re VII Ltd.				4.500% due 11/01/2026	EUR	12,200	13,645
13.811% due 03/31/2026	\$	3,400	3,410	Nature Coast Re Ltd.			
EPR Properties				14.576% due 12/07/2026	\$	2,400	2,478
4.750% due 12/15/2026		256	254	NatWest Group PLC			
4.950% due 04/15/2028		1,132	1,113	4.445% due 05/08/2030		17,600	17,094
Everglades Re II Ltd.				5.076% due 01/27/2030		16,500	16,457
15.076% due 05/13/2027		2,800	2,933	5.778% due 03/01/2035		6,500	6,640
16.076% due 05/13/2027		2,800	2,924	6.016% due 03/02/2034 (o)		13,100	13,704
17.326% due 05/13/2027		2,800	2,935	Nykredit Realkredit A/S			
GLP Capital LP				3.500% due 07/10/2031	EUR	11,200	12,038
5.250% due 06/01/2025		650	649	Orange Capital RE DAC			
5.300% due 01/15/2029		3,142	3,136	10.750% due 01/08/2027		2,100	2,270
Goodman U.S. Finance Three LLC				Panama Infrastructure Receivable Purchaser PLC			
3.700% due 03/15/2028		2,324	2,220	0.000% due 04/05/2032	\$	15,040	10,387
Hexagon IV RE Ltd.				Polestar Re Ltd.			
11.719% due 01/21/2028	EUR	2,339	2,531	15.053% due 01/07/2028		1,600	1,598
HSBC Holdings PLC				17.803% due 01/07/2027		5,500	5,678
2.848% due 06/04/2031	\$	2,800	2,483	Preferred Term Securities XVIII Ltd.			
3.445% due 09/25/2030	EUR	9,200	9,967	5.573% due 09/23/2035		19	19
3.973% due 05/22/2030 (o)	\$	3,300	3,144	Preferred Term Securities XXIV Ltd.			
5.290% due 09/16/2032	GBP	6,900	8,679	5.508% due 03/22/2037		632	575
6.254% due 03/09/2034	\$	22,600	23,957	5.588% due 03/22/2037		4,775	3,844
Hudson Pacific Properties LP				Preferred Term Securities XXV Ltd.			
3.250% due 01/15/2030 (o)		100	73	5.498% due 06/22/2037		16,368	14,813
3.950% due 11/01/2027		500	449	Preferred Term Securities XXVI Ltd.			
5.950% due 02/15/2028		2,200	1,953	5.508% due 09/22/2037		25,461	22,660
InCaps Funding I Ltd.				Prime Property Fund LLC			
7.277% due 06/01/2033		5,076	4,873	5.440% due 09/30/2031 (m)		12,400	12,214
ING Groep NV				Prologis International Funding II S.A.			
3.500% due 09/03/2030	EUR	3,800	4,128	3.700% due 10/07/2034	EUR	7,800	8,424
3.750% due 09/03/2035		12,200	13,221	Purple Re Ltd.			
5.335% due 03/19/2030	\$	5,700	5,775	13.553% due 06/07/2027	\$	2,100	2,178
Integrity Re Ltd.				Quercus Re DAC			
21.550% due 06/06/2026		1,200	984	11.056% due 07/08/2027	EUR	300	323
27.550% due 06/06/2026		600	441	Sabine Re Ltd.			
Intesa Sanpaolo SpA				12.813% due 04/07/2027	\$	700	731
7.200% due 11/28/2033		7,300	8,059	Santander Holdings USA, Inc.			
7.800% due 11/28/2053		1,700	1,958	5.353% due 09/06/2030		5,000	4,951
Iridium Capital PLC				Santander UK Group Holdings PLC			
9.250% due 06/18/2029	EUR	10,600	12,011	2.469% due 01/11/2028		1,000	943
Janus Henderson U.S. Holdings, Inc.				3.823% due 11/03/2028		3,400	3,280
5.450% due 09/10/2034	\$	3,100	3,009	4.858% due 09/11/2030		5,700	5,617
KBC Group NV				6.534% due 01/10/2029		9,900	10,298
6.324% due 09/21/2034		4,000	4,238	7.482% due 08/29/2029	GBP	4,200	5,753
Kennedy Wilson Europe Real Estate Ltd.				Societe Generale S.A.			
3.250% due 11/12/2025	EUR	1,400	1,485	6.691% due 01/10/2034	\$	15,100	15,933
Kizuna RE III Pte Ltd.				Suci Second Investment Co.			
7.326% due 04/09/2029	\$	600	610	4.375% due 09/10/2027		22,300	22,015

		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)			PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Sunac China Holdings Ltd. (g)				American Airlines 2015-1 Class A Pass-Through Trust			
6.000% due 09/30/2025	\$	31	\$ 5	3.375% due 05/01/2027	\$	1,265	\$ 1,219
6.250% due 09/30/2026		31	5	American Airlines 2016-1 Class AA Pass-Through Trust			
6.500% due 09/30/2027		62	10	3.575% due 01/15/2028		1,363	1,315
6.750% due 09/30/2028		93	14	American Airlines 2016-2 Class AA Pass-Through Trust			
7.000% due 09/30/2029		94	13	3.200% due 06/15/2028		717	676
7.250% due 09/30/2030		44	6	American Airlines 2017-2 Class AA Pass-Through Trust			
SVB Financial Group				3.350% due 10/15/2029		311	293
3.125% due 06/05/2030 (f)		100	59	BAT Capital Corp. (o)			
Taranis Reinsurance DAC				6.343% due 08/02/2030		1,200	1,267
9.219% due 01/21/2028	EUR	1,400	1,500	6.421% due 08/02/2033		1,000	1,065
11.388% due 01/21/2028		2,000	2,196	Boeing Co.			
Torrey Pines Re Ltd.				2.196% due 02/04/2026		18,488	17,811
10.553% due 06/07/2027	\$	1,500	1,565	2.750% due 02/01/2026		25,140	24,382
11.803% due 06/07/2027		900	931	6.259% due 05/01/2027		4,580	4,687
13.553% due 06/05/2026		500	518	6.298% due 05/01/2029		1,900	1,969
Türkiye İs Bankası A/Ş				6.528% due 05/01/2034		2,000	2,110
2.900% due 11/15/2034		8,400	8,400	British Airways 2019-1 Class AA Pass-Through Trust			
U.S. Capital Funding VI Ltd.				3.300% due 12/15/2032		79	73
5.218% due 07/10/2043		17,981	14,835	Broadcom, Inc.			
UBS AG				2.450% due 02/15/2031		7,400	6,393
5.500% due 08/20/2026	EUR	14,000	15,871	3.469% due 04/15/2034		3,633	3,172
7.500% due 02/15/2028	\$	10,500	11,320	Burberry Group PLC			
UBS Group AG				5.750% due 06/20/2030	GBP	300	368
3.091% due 05/14/2032		2,850	2,514	Carvana Co. (g)			
3.750% due 03/26/2025		6,200	6,175	13.000% due 06/01/2030	\$	19,380	21,146
3.869% due 01/12/2029		31,650	30,624	14.000% due 06/01/2031		23,139	27,609
4.194% due 04/01/2031		9,150	8,739	CVS Pass-Through Trust			
4.988% due 08/05/2033		10,400	10,271	5.773% due 01/10/2033		118	117
5.699% due 02/08/2035		1,500	1,537	7.507% due 01/10/2032		466	492
5.959% due 01/12/2034		15,900	16,566	8.353% due 07/10/2031		464	498
6.301% due 09/22/2034		4,900	5,235	Energy Transfer LP			
6.327% due 12/22/2027		10,000	10,294	4.950% due 05/15/2028		424	425
6.442% due 08/11/2028		3,360	3,489	Exela Intermediate LLC			
6.537% due 08/12/2033		22,110	23,758	11.500% due 04/15/2026 (g)		572	96
7.750% due 03/01/2029	EUR	3,540	4,365	Ford Motor Credit Co. LLC			
9.016% due 11/15/2033	\$	4,350	5,366	2.700% due 08/10/2026		2,208	2,108
Uniti Group LP				3.815% due 11/02/2027		13,078	12,485
6.500% due 02/15/2029		2,280	1,965	4.125% due 08/17/2027		32,337	31,259
10.500% due 02/15/2028		6,545	6,978	4.542% due 08/01/2026		25,740	25,391
Ursa Re Ltd.				5.800% due 03/08/2029		7,900	7,911
10.076% due 12/07/2026		4,200	4,385	5.850% due 05/17/2027		1,610	1,626
13.326% due 12/07/2026		5,300	5,599	Greene King Finance PLC			
VICI Properties LP				3.593% due 03/15/2035	GBP	1,833	2,129
3.500% due 02/15/2025		4,784	4,757	4.064% due 03/15/2035		492	579
3.750% due 02/15/2027		4,300	4,160	5.106% due 03/15/2034		121	151
4.125% due 08/15/2030		5,684	5,272	6.899% due 12/15/2034		4,156	4,626
4.250% due 12/01/2026		3,600	3,534	Haleon UK Capital PLC			
4.625% due 12/01/2029		3,600	3,461	4.625% due 09/18/2033		1,400	1,735
Voyager Aviation Holdings LLC				HCA, Inc.			
8.500% due 05/09/2026 (f)		2,029	0	5.450% due 04/01/2031	\$	6,200	6,271
Wells Fargo & Co.				IHG Finance LLC			
2.393% due 06/02/2028		3,300	3,104	3.625% due 09/27/2031	EUR	41,500	44,377
Winston RE Ltd.				Imperial Brands Finance PLC			
16.300% due 02/26/2027		500	452	3.500% due 07/26/2026	\$	1,900	1,853
			1,025,921	JDE Peet's NV			
				1.125% due 06/16/2033	EUR	2,900	2,552
INDUSTRIALS 4.0%				4.500% due 01/23/2034		1,000	1,134
Air Canada 2020-2 Class A Pass-Through Trust				JetBlue 2020-1 Class A Pass-Through Trust			
5.250% due 04/01/2029		1,567	1,565	4.000% due 11/15/2032	\$	5,628	5,340
Alaska Airlines 2020-1 Class A Pass-Through Trust				Market Bidco Finco PLC			
4.800% due 08/15/2027		2,935	2,911	4.750% due 11/04/2027	EUR	8,400	8,899
Amdocs Ltd.				Mitchells & Butlers Finance PLC			
2.538% due 06/15/2030		3,200	2,798	5.607% due 12/15/2030	\$	308	290
American Airlines 2013-1 Class A Pass-Through Trust				6.013% due 12/15/2028	GBP	703	890
4.000% due 07/15/2025		69	68	MTU Aero Engines AG			
American Airlines 2014-1 Class A Pass-Through Trust				3.875% due 09/18/2031	EUR	1,700	1,882
3.700% due 10/01/2026		1,689	1,639				

		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)			PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Nissan Motor Co. Ltd.				Gazprom PJSC Via Gaz Finance PLC			
3.522% due 09/17/2025	\$	8,300	\$ 8,145	1.500% due 02/17/2027	EUR	31,800	\$ 19,161
4.345% due 09/17/2027			8,700	2.950% due 04/15/2025		5,000	4,207
4.810% due 09/17/2030 (o)		2,250	2,079	2.950% due 01/27/2029	\$	23,200	11,948
NMG Holding Co., Inc.				Intelsat Jackson Holdings S.A.			
8.500% due 10/01/2028		11,900	12,110	6.500% due 03/15/2030		67,993	64,055
ONEOK, Inc.				Netflix, Inc.			
4.750% due 10/15/2031		6,000	5,862	3.875% due 11/15/2029	EUR	1,145	1,286
5.050% due 11/01/2034		3,400	3,300	NPC Ukrenergo			
5.700% due 11/01/2054		600	579	6.875% due 11/09/2028	\$	1,200	792
5.850% due 11/01/2064		1,100	1,062	Pacific Gas & Electric Co.			
Roadster Finance DAC				2.100% due 08/01/2027		1,910	1,777
2.375% due 12/08/2027	EUR	1,000	1,027	2.500% due 02/01/2031		2,600	2,232
Rolls-Royce PLC				2.950% due 03/01/2026		8,508	8,280
4.625% due 02/16/2026		3,314	3,655	3.000% due 06/15/2028		11,288	10,578
5.750% due 10/15/2027	GBP	3,199	4,156	3.150% due 01/01/2026		15,753	15,411
Russian Railways Via RZD Capital PLC				3.250% due 06/01/2031		3,800	3,393
7.487% due 03/25/2031 (f)		6,300	5,670	3.300% due 03/15/2027		3,838	3,700
Syngenta Finance NV				3.300% due 12/01/2027		14,666	13,991
4.892% due 04/24/2025	\$	800	798	3.450% due 07/01/2025		12,102	11,978
Times Square Hotel Trust				3.500% due 06/15/2025		8,068	7,991
8.528% due 08/01/2026		555	557	3.750% due 07/01/2028		13,613	13,080
U.S. Renal Care, Inc.				4.200% due 03/01/2029		9,900	9,586
10.625% due 06/28/2028		2,342	1,961	4.400% due 03/01/2032		7,300	6,923
United Airlines 2019-2 Class AA Pass-Through Trust				4.500% due 07/01/2040		4,463	3,873
2.700% due 05/01/2032		1,212	1,077	4.550% due 07/01/2030		50,195	48,754
United Airlines 2020-1 Class A Pass-Through Trust				4.650% due 08/01/2028		100	99
5.875% due 10/15/2027 (o)		14,421	14,759	PacificCorp			
Venture Global Calcasieu Pass LLC				5.800% due 01/15/2055		2,800	2,804
3.875% due 08/15/2029		7,400	6,828	Petroleos de Venezuela S.A.			
3.875% due 11/01/2033		11,200	9,738	5.375% due 04/12/2027		11,932	1,186
Venture Global LNG, Inc.				5.500% due 04/12/2037		10,372	1,027
8.125% due 06/01/2028		7,200	7,477	6.000% due 11/15/2026		13,183	1,285
8.375% due 06/01/2031 (o)		2,200	2,287	6.000% due 05/16/2034		8,283	799
9.500% due 02/01/2029		46,750	51,702	9.000% due 11/17/2031		400	41
9.875% due 02/01/2032		15,550	16,983	9.750% due 05/17/2035		4,730	537
Veritas U.S., Inc.				Petroleos Mexicanos			
7.500% due 09/01/2025		1,950	1,858	5.950% due 01/28/2031		5,319	4,588
			461,683	6.700% due 02/16/2032		58,087	51,696
				6.950% due 01/28/2060		6,116	4,362
				7.690% due 01/23/2050		1,570	1,219
UTILITIES 4.5%				Prosus NV			
Altice France S.A.				1.985% due 07/13/2033	EUR	5,600	5,130
3.375% due 01/15/2028	EUR	1,400	1,165	2.085% due 01/19/2030		4,200	4,182
5.125% due 01/15/2029	\$	200	150	3.061% due 07/13/2031	\$	9,600	8,209
5.125% due 07/15/2029		2,100	1,573	4.193% due 01/19/2032		4,000	3,638
5.500% due 01/15/2028		3,400	2,642	Rio Oil Finance Trust Series 2014-3			
5.500% due 10/15/2029		1,500	1,125	9.750% due 01/06/2027		316	327
5.875% due 02/01/2027	EUR	100	88	Rio Oil Finance Trust Series 2018-1			
8.125% due 02/01/2027	\$	3,500	2,902	8.200% due 04/06/2028		1,749	1,797
BP Capital Markets BV				Saudi Arabian Oil Co.			
3.360% due 09/12/2031	EUR	900	969	5.250% due 07/17/2034		5,200	5,210
Chile Electricity Lux Mpc II Sarl				5.750% due 07/17/2054		7,200	6,960
5.580% due 10/20/2035	\$	5,500	5,475	5.875% due 07/17/2064		8,800	8,476
Constellation Oil Services Holding S.A.				Sprint Capital Corp.			
3.000% due 12/31/2026 (g)		379	362	8.750% due 03/15/2032		2,200	2,663
DISH DBS Corp.				Sprint Spectrum Co. LLC			
5.250% due 12/01/2026		22,510	20,877	5.152% due 03/20/2028		1,931	1,944
5.750% due 12/01/2028		14,510	12,705	Systems Energy Resources, Inc.			
Gazprom PJSC Via Gaz Capital S.A.				2.140% due 12/09/2025		6,100	5,902
2.250% due 11/22/2024	EUR	100	95	Thames Water Utilities Finance PLC			
4.950% due 03/23/2027	\$	1,800	1,161	0.875% due 01/31/2028	EUR	5,800	4,809
4.950% due 02/06/2028		1,000	615	1.250% due 01/31/2032		1,800	1,475
5.150% due 02/11/2026		5,700	3,990	1.604% due 12/23/2027	\$	1,400	1,022
7.288% due 08/16/2037		500	400	2.625% due 01/24/2032	GBP	2,800	2,713
8.625% due 04/28/2034		2,372	1,838				

		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)	
3.500% due 02/25/2028	GBP	1,000	\$ 1,002	
4.000% due 06/19/2025		2,600	2,705	
4.000% due 04/18/2027	EUR	1,800	1,518	
4.375% due 01/18/2031		13,000	11,059	
4.375% due 07/03/2034	GBP	2,500	2,496	
5.125% due 09/28/2037		1,430	1,462	
5.500% due 02/11/2041		2,400	2,470	
6.500% due 02/09/2032		500	513	
7.125% due 04/30/2031		1,500	1,557	
7.750% due 04/30/2044		1,400	1,476	
8.250% due 04/25/2040		1,775	1,897	
Topaz Solar Farms LLC				
4.875% due 09/30/2039	\$	4,765	4,360	
5.750% due 09/30/2039		6,843	6,822	
Valaris Ltd.				
8.375% due 04/30/2030		1,166	1,184	
Windstream Escrow LLC				
7.750% due 08/15/2028		13,507	13,594	
8.250% due 10/01/2031		11,640	11,794	
Woodside Finance Ltd.				
5.100% due 09/12/2034		6,600	6,398	
Yorkshire Water Finance PLC				
6.375% due 11/18/2034	GBP	2,000	2,536	
			530,071	
Total Corporate Bonds & Notes (Cost \$2,102,578)			2,017,675	
CONVERTIBLE BONDS & NOTES 0.4%				
Multiplan Corp.				
6.000% due 10/15/2027 (c)	\$	5,700	3,562	
Nationwide Building Society				
10.250% due 06/20/2166	GBP	6,936	11,746	
Stichting AK Rabobank Certificaten				
6.500% due 03/29/2170 (d)	EUR	20,844	25,425	
Total Convertible Bonds & Notes (Cost \$51,952)			40,733	
MUNICIPAL BONDS & NOTES 0.0%				
Chicago, Illinois, Build America Bonds, Series 2010				
6.630% due 02/01/2035	\$	554	580	
6.725% due 04/01/2035		262	276	
7.350% due 07/01/2035		428	465	
Golden State, California, Tobacco Securitization Corp.				
Revenue Bonds, Series 2021				
3.000% due 06/01/2046		570	527	
Puerto Rico Electric Power Authority, Build America Bonds, Series 2010 (f)				
6.050% due 07/01/2032		800	344	
6.125% due 07/01/2040		3,000	1,290	
Total Municipal Bonds & Notes (Cost \$3,058)			3,482	
U.S. GOVERNMENT AGENCIES 63.3%				
Fannie Mae				
1.229% due 05/25/2048 (h)		1,876	243	
3.000% due 04/01/2037		538	503	
3.000% due 09/01/2049		180	156	
3.000% due 03/01/2050		15,497	13,567	
3.000% due 10/01/2051		1,292	1,114	
3.000% due 12/01/2051		187	161	
3.000% due 01/01/2052		101	88	
3.000% due 02/01/2052		9,572	8,267	
3.000% due 03/01/2052		21,665	18,705	
3.000% due 04/01/2052		23,998	20,720	
3.000% due 05/01/2052		7,467	6,448	
3.000% due 06/01/2052		8,839	7,630	
3.000% due 07/01/2052		6,659	5,746	

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)	
3.000% due 08/01/2052	\$ 3,156	\$ 2,741	
3.000% due 05/01/2053	104	90	
3.500% due 08/01/2042	17	15	
3.500% due 09/01/2047	151	137	
3.500% due 03/01/2048	45	41	
3.500% due 04/01/2051	599	545	
4.000% due 12/01/2041	42	39	
4.000% due 07/01/2042	35	32	
4.000% due 08/01/2042	484	458	
4.000% due 09/01/2042	118	111	
4.000% due 10/01/2042	18	17	
4.000% due 01/01/2043	5	4	
4.000% due 11/01/2045	81	76	
4.000% due 03/01/2047	26	24	
4.000% due 04/01/2047	205	193	
4.000% due 08/01/2047	3,339	3,128	
4.000% due 10/01/2047	191	179	
4.000% due 12/01/2047	78	73	
4.000% due 01/01/2048	44	41	
4.000% due 02/01/2048	446	418	
4.000% due 07/01/2048	5,394	5,054	
4.000% due 08/01/2048	3,269	3,062	
4.000% due 09/01/2048	983	921	
4.500% due 05/01/2033	12	12	
4.500% due 02/01/2038	1	1	
4.500% due 01/01/2041	148	141	
4.750% due 06/01/2033	147	145	
5.000% due 10/01/2035	56	55	
5.000% due 12/01/2035	120	120	
5.000% due 10/01/2036	3	2	
5.000% due 05/01/2038	2	2	
5.000% due 11/01/2039	6	6	
5.500% due 07/01/2033	15	15	
5.500% due 06/01/2035	612	607	
5.500% due 06/01/2036	1	1	
5.500% due 11/01/2036	1	1	
5.500% due 03/01/2037	10	10	
5.500% due 09/01/2037	4	4	
5.500% due 02/01/2038	3	3	
5.500% due 04/01/2038	11	11	
6.000% due 09/01/2029	773	778	
6.000% due 08/01/2031	17	17	
6.000% due 06/01/2032	1	1	
6.000% due 09/01/2039	342	340	
6.000% due 10/01/2047	7	7	
6.000% due 01/01/2053	23,695	23,872	
6.000% due 02/01/2054	281	283	
6.000% due 06/01/2054	27,536	27,721	
6.000% due 09/01/2054	187	189	
6.500% due 01/01/2037	1	1	
6.500% due 10/01/2037	2	3	
6.500% due 10/01/2053	2,852	2,913	
6.500% due 11/01/2053	3,568	3,643	
7.000% due 09/01/2031	25	25	
7.000% due 02/01/2054	1,282	1,333	
7.000% due 03/01/2054	200	208	
7.000% due 06/01/2054	200	208	
Fannie Mae, TBA (e)			
2.500% due 12/01/2054	146,000	120,849	
3.000% due 11/01/2039	1,800	1,682	
3.000% due 12/01/2054	85,150	73,343	
3.500% due 12/01/2054	294,883	263,667	
4.000% due 12/01/2054	60,650	56,042	
4.500% due 12/01/2054	74,000	70,246	
5.000% due 12/01/2054	95,900	93,161	
5.500% due 11/01/2050	43,338	42,934	
5.500% due 12/01/2054	306,962	303,925	

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
6.000% due 12/01/2054	\$ 75,500	\$ 75,952	4.000% due 05/20/2049	\$ 23,691	\$ 22,251
6.500% due 11/01/2041	185,957	189,818	4.000% due 02/20/2050	285	267
6.500% due 12/01/2054	166,943	170,377	4.000% due 07/20/2050	140	132
7.000% due 12/01/2054	5,316	5,505	4.000% due 08/20/2050	22	20
Freddie Mac			4.000% due 09/20/2050	1,684	1,585
1.426% due 06/15/2042 (h)	27	4	4.000% due 10/20/2050	53,923	50,769
3.000% due 11/01/2046	53	46	4.000% due 11/20/2052	235	219
3.000% due 12/01/2047	1,638	1,441	4.500% due 10/20/2035	344	331
3.000% due 03/01/2048	93	82	4.500% due 01/20/2040	72	70
3.000% due 12/01/2051	169	147	4.500% due 03/20/2040	6	5
3.000% due 04/01/2052	506	436	4.500% due 07/15/2040	1,052	1,017
3.000% due 05/01/2052	7,103	6,128	4.500% due 07/20/2040	1,082	1,060
3.000% due 01/01/2053	174	150	4.500% due 08/15/2040	1,172	1,141
3.000% due 03/01/2053	246	212	4.500% due 08/20/2040	782	766
3.500% due 10/01/2039	101	94	4.500% due 09/20/2040	3,263	3,195
3.500% due 10/01/2047	1,785	1,621	4.500% due 10/20/2040	879	861
3.500% due 12/01/2047	531	483	4.500% due 01/20/2041	4,197	4,112
3.500% due 03/01/2048	1,934	1,757	4.500% due 02/20/2041	2,084	2,031
3.500% due 04/01/2048	808	734	4.500% due 03/20/2041	7,674	7,496
3.500% due 10/01/2048	851	773	4.500% due 04/15/2041	1,008	981
3.500% due 12/01/2048	2,091	1,904	4.500% due 04/20/2041	834	817
3.500% due 03/01/2049	1,291	1,173	4.500% due 06/20/2041	7,208	7,063
3.500% due 05/01/2051	64	58	4.500% due 07/20/2041	1,859	1,822
4.000% due 09/01/2033	1	1	4.500% due 09/20/2041	185	182
4.000% due 08/01/2042	418	396	4.500% due 10/20/2041	1,046	1,014
4.000% due 09/01/2042	592	560	4.500% due 12/20/2041	1,661	1,628
4.000% due 12/01/2042	6	6	4.500% due 05/20/2043	373	365
4.000% due 04/01/2047	271	254	4.500% due 07/20/2043	263	257
4.000% due 05/01/2047	260	244	4.500% due 05/20/2053	24,731	23,637
4.000% due 08/01/2047	427	401	4.500% due 06/20/2053	1,580	1,510
4.000% due 08/01/2048	545	511	4.500% due 07/20/2053	98,948	94,537
4.000% due 09/01/2048	223	209	4.500% due 08/20/2053	979	935
4.000% due 12/01/2048	8,220	7,702	4.500% due 09/20/2053	287,806	274,947
4.000% due 02/01/2049	3,469	3,250	4.500% due 10/20/2053	970	926
4.000% due 03/01/2049	261	245	5.000% due 08/20/2030	137	137
5.000% due 06/01/2034	56	56	5.000% due 05/20/2040	252	248
5.000% due 08/01/2035	37	36	5.000% due 04/20/2041	6	6
5.000% due 01/01/2037	2	2	5.500% due 05/20/2038	7	7
5.000% due 01/01/2038	1	1	5.500% due 06/20/2038	31	31
5.000% due 06/01/2054	199	194	5.500% due 07/20/2038	32	32
5.500% due 01/01/2035	240	239	5.500% due 08/20/2038	223	223
5.500% due 05/01/2037	1	1	5.500% due 09/20/2038	69	69
5.500% due 06/01/2037	85	85	5.500% due 10/20/2038	14	14
5.750% due 05/01/2037	77	80	5.500% due 01/20/2039	10	10
6.000% due 07/01/2037	34	34	5.500% due 02/20/2039	25	25
6.000% due 01/01/2053	7,534	7,586	5.500% due 09/20/2039	46	46
6.000% due 03/01/2054	4,913	4,947	5.500% due 10/20/2039	6	6
6.000% due 04/01/2054	1,034	1,041	5.500% due 11/20/2039	204	204
6.000% due 06/01/2054	1,499	1,509	5.500% due 01/20/2040	179	175
6.000% due 07/01/2054	79,177	79,711	5.500% due 06/20/2040	193	196
6.000% due 09/01/2054	4,590	4,622	5.500% due 07/20/2040	452	444
6.500% due 09/01/2054	100	102	5.500% due 07/20/2053	19,171	19,113
7.000% due 02/01/2054	284	295	5.500% due 08/20/2053	16,850	16,779
Ginnie Mae			Ginnie Mae, TBA (e)		
3.000% due 04/20/2052	222,555	195,357	2.000% due 12/01/2054	19,000	15,507
3.000% due 05/20/2052	86	75	2.500% due 12/01/2054	46,200	39,160
3.000% due 06/20/2052	201,103	176,468	3.000% due 12/01/2042	524,150	459,740
3.000% due 08/20/2052	338	296	3.500% due 12/01/2054	567,000	512,538
3.500% due 05/20/2052	374	338	4.000% due 11/01/2054	596,000	554,885
3.500% due 01/20/2053	409	370	4.000% due 12/01/2054	946,800	881,708
4.000% due 06/20/2041	1	1	4.500% due 12/01/2041	759,900	725,329
4.000% due 04/20/2047	1,303	1,230	5.000% due 12/01/2054	867,800	847,048
4.000% due 05/20/2047	24,174	22,730	5.500% due 12/01/2054	572,800	569,017
4.000% due 06/20/2047	11,454	10,811	6.000% due 12/01/2054	64,900	65,286
4.000% due 07/20/2047	9,850	9,314	Total U.S. Government Agencies		7,401,848
4.000% due 02/20/2048	6,834	6,437	(Cost \$7,485,472)		

[次へ](#)

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
U.S. TREASURY OBLIGATIONS 13.9%		
Treasury Inflation Protected Securities (i)		
0.125% due 04/15/2025 (q)	\$ 50,779	\$ 50,082
0.125% due 07/15/2030	56,123	51,191
0.125% due 01/15/2031 (o)	2,056	1,849
0.125% due 07/15/2031	7,799	6,975
0.250% due 01/15/2025 (q)	141,150	140,113
0.250% due 07/15/2029	151,817	141,728
0.250% due 02/15/2050	22,481	14,072
0.375% due 07/15/2025 (q)	27,661	27,321
0.375% due 01/15/2027 (q)	6,052	5,855
0.375% due 07/15/2027 (q)	1,621	1,566
0.625% due 07/15/2032	93,394	85,140
0.625% due 02/15/2043	3,012	2,325
0.750% due 07/15/2028 (q)	35,559	34,363
0.750% due 02/15/2042	7,105	5,712
0.750% due 02/15/2045	19,384	14,841
0.875% due 01/15/2029 (q)	64,918	62,469
0.875% due 02/15/2047	22,691	17,423
1.000% due 02/15/2046	12,223	9,743
1.000% due 02/15/2048	26,552	20,794
1.000% due 02/15/2049 (q)	67,316	52,232
1.375% due 07/15/2033	221,606	212,113
1.375% due 02/15/2044	3,512	3,077
1.500% due 02/15/2053	27,640	23,745
1.750% due 01/15/2034	26,831	26,333
1.875% due 07/15/2034 (o)	207,568	206,175
2.125% due 02/15/2040	3,641	3,662
2.125% due 02/15/2041	2,012	2,030
2.375% due 01/15/2025 (q)	22,004	21,933
U.S. Treasury Bonds		
2.250% due 08/15/2046	100	67
2.750% due 08/15/2047	2,830	2,082
3.000% due 08/15/2048	155	119
3.000% due 02/15/2049	77	59
3.125% due 05/15/2048	180	141
4.375% due 08/15/2043	33,800	32,971
4.625% due 05/15/2054 (o)	116,900	119,658
U.S. Treasury Notes		
1.625% due 02/15/2026 (q)	2,200	2,128
2.000% due 02/15/2025 (q)	11,021	10,940
2.000% due 08/15/2025 (q)	1,400	1,374
2.000% due 11/15/2026 (q)	800	767
2.250% due 11/15/2024	11,957	11,946
2.250% due 02/15/2027 (q)	28,000	26,852
2.375% due 05/15/2029 (q)	32,200	29,853
2.625% due 02/15/2029 (q)	5,000	4,701
2.750% due 08/15/2032	150,100	135,295
2.875% due 05/15/2032	290	265
Total U.S. Treasury Obligations (Cost \$1,754,826)		1,624,080
MORTGAGE-BACKED SECURITIES 34.7%		
Accredited Mortgage Loan Trust		
5.797% due 07/25/2035	3,049	3,007
6.547% due 07/25/2035	2,206	1,934
ACE Securities Corporation Home Equity Loan Trust		
5.162% due 08/25/2036	2,709	2,602
5.647% due 01/25/2035	774	725
5.677% due 02/25/2034	384	458
5.752% due 08/25/2035	3,875	3,805
5.782% due 11/25/2034	936	924
6.022% due 02/25/2035	5,965	5,706
Adjustable Rate Mortgage Trust		
5.802% due 08/25/2035	2,259	1,985
AFC Home Equity Loan Trust		
5.662% due 06/25/2029	1,474	1,155

Alternative Loan Trust

4.456% due 08/25/2036	\$ 4,432	\$ 4,082
4.542% due 08/25/2035	390	353
5.064% due 09/20/2046	397	399
5.212% due 07/25/2036	3,627	3,549
5.232% due 08/25/2046	7,919	6,710
5.252% due 05/25/2036	11,309	9,562
5.294% due 03/20/2046	4,869	4,128
5.302% due 09/25/2035	2,475	1,493
5.352% due 12/25/2046	11,895	9,736
5.392% due 07/25/2036	17,192	14,820
5.452% due 01/25/2036	5,235	4,782
5.500% due 04/25/2034	7,719	7,650
5.500% due 06/25/2035	3,958	3,172
5.500% due 08/25/2035	44	37
5.500% due 02/25/2036	14	8
5.514% due 12/20/2035	4,741	4,333
6.000% due 11/25/2036	1,652	949
6.000% due 07/25/2037	24,471	12,857
6.411% due 08/25/2035	331	273
6.502% due 10/25/2034	1,561	1,526
6.663% due 09/25/2034	532	488
7.000% due 10/25/2037	28,203	9,748
Ameriquest Mortgage Securities Trust		
5.467% due 03/25/2036	21,835	20,571
Ameriquest Mortgage Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates		
3.566% due 09/25/2032	86	86
5.010% due 11/25/2033	1,380	1,373
5.632% due 09/25/2035	1,539	1,526
5.872% due 01/25/2036	7,000	6,070
6.607% due 10/25/2034	9,913	9,284
Angel Oak Mortgage Trust		
6.500% due 12/25/2067	3,333	3,367
Argent Mortgage Loan Trust		
5.332% due 05/25/2035	16,813	15,007
Argent Securities Trust		
5.212% due 04/25/2036	7,497	2,379
Argent Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates		
4.109% due 09/25/2033	1,946	1,874
5.617% due 10/25/2035	36,400	33,301
Asset-Backed Funding Certificates Trust		
5.292% due 10/25/2036	10,129	8,813
5.512% due 03/25/2035	8,913	8,676
5.587% due 06/25/2035	5,518	5,314
5.827% due 06/25/2035	3,938	3,607
Asset-Backed Securities Corporation Home Equity Loan Trust		
3.849% due 05/25/2036	42,602	38,402
Avon Finance		
7.960% due 12/28/2049	GBP 2,400	3,087
BAMLL Commercial Mortgage Securities Trust		
2.847% due 04/20/2042	\$ 10,620	7,930
Banc of America Alternative Loan Trust		
3.987% due 11/25/2024	50	44
6.000% due 07/25/2046	1,247	1,057
Banc of America Funding Trust		
5.007% due 01/20/2047	65	55
5.093% due 02/20/2035	999	861
5.557% due 06/20/2036	3,882	3,127
5.712% due 04/25/2037	7,329	6,167
BCAP LLC Trust		
5.876% due 04/26/2037	2,725	1,270
5.900% due 04/26/2036	4,419	2,101
Bear Stearns Adjustable Rate Mortgage Trust		
6.049% due 11/25/2034	125	114

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Bear Stearns Alternative-A Trust			5.172% due 12/25/2036	\$ 9,204	\$ 4,988
5.192% due 04/25/2037	\$ 5,591	\$ 4,917	5.233% due 07/25/2037	2,022	1,773
5.272% due 11/25/2046	6,165	4,658	5.249% due 08/25/2036	14,781	6,065
5.572% due 08/25/2035	3,689	3,530	5.672% due 09/25/2037	10,290	8,733
Bear Stearns Asset-Backed Securities I Trust			7.264% due 01/25/2037	2,112	846
1.748% due 05/25/2036 (h)	8,097	175	Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
4.942% due 11/25/2035	2,583	2,579	5.887% due 05/25/2035	10,005	9,136
5.091% due 06/25/2034	2,897	2,895	8.602% due 07/25/2037	3,507	3,374
5.152% due 06/25/2047	2,725	2,683	Commercial Mortgage Trust		
5.252% due 05/25/2036	12,793	3,216	0.000% due 04/10/2047 (h)	5,171	0
5.257% due 07/25/2036	7,785	7,502	3.633% due 02/10/2037	10,000	9,845
5.332% due 02/25/2037	893	1,155	8.068% due 12/15/2038	8,575	7,643
5.467% due 02/25/2036	7,677	7,597	Conseco Finance Corp.		
5.491% due 12/25/2035	9,278	8,805	6.920% due 12/01/2030	465	468
5.657% due 09/25/2034	3,662	3,664	7.500% due 03/01/2030	44,220	13,240
5.902% due 08/25/2037	14,719	13,104	7.600% due 04/15/2026	4,867	741
6.877% due 03/25/2035	3,262	3,199	Countrywide Asset-Backed Certificates		
Bear Stearns Asset-Backed Securities Trust			5.332% due 08/26/2033	392	379
5.500% due 11/25/2033	3,183	2,870	6.727% due 05/25/2035	7,735	7,720
Bear Stearns Mortgage Funding Trust			Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
5.252% due 02/25/2037	4,503	4,233	4.156% due 03/25/2037	2,988	2,706
Benchmark Mortgage Trust			4.812% due 11/25/2037	3,997	3,714
3.509% due 09/15/2048	47,290	44,687	4.849% due 10/20/2035	3,890	3,634
3.899% due 03/15/2062	9,775	6,809	5.178% due 11/25/2034	6	6
BINOM Securitization Trust			5.500% due 11/25/2035	4,978	2,700
4.441% due 08/25/2057	14,198	13,651	5.573% due 06/25/2034	1	1
Bridgegate Funding PLC			6.000% due 07/25/2036	16,740	8,310
7.204% due 10/16/2062	GBP 12,821	16,750	6.000% due 11/25/2037	2,642	1,164
7.954% due 10/16/2062	18,993	24,870	Credit Suisse First Boston Mortgage Securities Corp.		
8.954% due 10/16/2062	9,971	13,112	7.302% due 01/25/2033	937	912
9.954% due 10/16/2062	7,217	9,447	Credit Suisse Mortgage Capital		
BSST Mortgage Trust			3.000% due 01/29/2036	110	109
7.654% due 02/15/2037	\$ 11,000	5,382	3.000% due 06/27/2037	507	500
8.304% due 02/15/2037	24,700	11,346	6.007% due 10/26/2036	118	102
9.304% due 02/15/2037	7,500	3,146	9.700% due 11/27/2036	8,619	8,168
BX Commercial Mortgage Trust			Credit Suisse Mortgage Capital Trust		
5.817% due 02/15/2039	6,343	6,325	0.000% due 01/25/2058	18	17
BX Trust			0.000% due 04/25/2058 (h)	1	1
6.564% due 10/15/2036	16,400	16,283	3.431% due 11/10/2032	1,922	1,538
6.814% due 10/15/2036	25,610	25,477	3.605% due 01/25/2058	16,245	13,199
Canterbury Finance No.4 PLC			4.891% due 04/25/2058	25,101	22,910
5.804% due 05/16/2058	GBP 46,146	59,499	4.900% due 06/25/2050	37,779	33,368
Carrington Mortgage Loan Trust			5.694% due 07/15/2032	1,238	1,213
6.022% due 02/25/2035	\$ 3,468	3,245	5.944% due 07/15/2032	4,000	3,920
CBA Commercial Small Balance Commercial Mortgage			6.144% due 07/15/2032	2,400	2,350
6.040% due 01/25/2039	404	380	7.109% due 06/01/2050	29,490	29,418
Centex Home Equity Loan Trust			Credit-Based Asset Servicing & Securitization LLC		
5.497% due 03/25/2035	910	908	7.480% due 03/25/2046	4,266	3,777
Chase Home Lending Mortgage Trust			Cross Mortgage Trust		
3.250% due 03/25/2063	19,934	17,744	6.093% due 04/25/2069	7,168	7,215
Chase Mortgage Finance Trust			CWABS Asset-Backed Certificates Trust		
4.748% due 12/25/2035	3,028	2,644	4.301% due 12/25/2034	9,093	8,707
ChaseFlex Trust			4.992% due 06/25/2037	11,199	10,531
5.452% due 07/25/2037	826	699	4.992% due 07/25/2037	1,358	1,343
Chevy Chase Funding LLC Mortgage-Backed Certificates			5.072% due 08/25/2037	25,580	23,390
5.212% due 03/25/2035	256	248	5.082% due 10/25/2047	2,575	2,546
CIM Trust			5.102% due 02/25/2036	848	808
3.250% due 10/25/2058	16,023	14,365	5.132% due 06/25/2035	1,343	1,210
6.639% due 12/25/2067	3,980	4,022	5.212% due 11/25/2047	1,213	1,436
CIT Mortgage Loan Trust			5.312% due 05/25/2037	9,888	9,505
6.352% due 10/25/2037	23,603	23,831	5.332% due 05/25/2036	8,488	7,167
Citigroup Mortgage Loan Trust			5.332% due 03/25/2037	15,646	14,737
0.000% due 11/01/2074 (e)	440	439	5.332% due 03/25/2047	22,947	20,791
3.800% due 11/01/2074 (e)	137,300	117,284	5.372% due 09/25/2046	5,479	5,216
4.540% due 05/25/2036	8,015	4,030	5.377% due 08/25/2036	1,913	1,869
5.132% due 12/25/2036	2,003	1,927	5.452% due 06/25/2036	255	255
5.156% due 08/25/2036	3,473	3,306	5.552% due 03/25/2036	1,286	1,127

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
5.633% due 06/25/2035	\$ 8,644	\$ 7,510	Grifonas Finance No.1 PLC		
5.932% due 05/25/2036	1,929	1,492	3.681% due 08/28/2039	EUR 402	\$ 426
5.947% due 06/25/2035	8,400	8,209	GSAA Home Equity Trust		
6.427% due 11/25/2034	6,029	6,002	6.182% due 11/25/2036	\$ 2,873	697
6.802% due 08/25/2035	3,000	2,902	6.500% due 11/25/2037	20	8
CWABS, Inc. Asset-Backed Certificates			GSAMP Trust		
6.202% due 08/25/2047	33,009	30,640	5.012% due 01/25/2037	15,554	9,270
CWABS, Inc. Asset-Backed Certificates Trust			5.132% due 03/25/2047	3,629	3,328
6.427% due 03/25/2035	14,127	13,867	5.372% due 06/25/2036	9,145	8,804
7.252% due 02/25/2035	6,808	5,552	5.497% due 11/25/2035	5,189	4,733
DBGS Mortgage Trust			5.827% due 08/25/2034	2,533	2,467
7.568% due 10/15/2036	15,000	11,450	5.827% due 04/25/2035	4,705	4,387
Deutsche Alternative-A Securities Mortgage Loan Trust			6.652% due 06/25/2035	3,265	3,157
5.172% due 03/25/2037	8,709	4,126	GSMSC Resecuritization Trust		
5.352% due 09/25/2047	10,264	8,711	1.805% due 04/26/2037	44,351	10,960
5.512% due 08/25/2037	16,831	13,296	5.149% due 09/26/2036	3,541	2,262
Deutsche Alternative-A Securities, Inc. Mortgage Loan Trust			GSR Mortgage Loan Trust		
4.969% due 10/25/2035	7,697	5,964	1.848% due 03/25/2037 (h)	7,398	682
Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corp.			5.152% due 03/25/2037	7,398	1,086
4.994% due 11/27/2036	553	551	HarborView Mortgage Loan Trust		
Deutsche Mortgage Securities, Inc. Re-REMIC Trust			4.339% due 06/19/2036	6,019	3,036
Certificates			5.354% due 12/19/2036	704	654
4.490% due 06/27/2037	10,562	9,200	5.434% due 02/19/2036	9,221	5,601
Downey Savings & Loan Association Mortgage Loan Trust			5.514% due 08/19/2045	6,966	5,382
5.064% due 10/19/2036	6,541	5,702	Hawaii Hotel Trust		
5.534% due 09/19/2045	4,691	2,455	6.751% due 05/15/2038	2,000	1,998
Ellington Loan Acquisition Trust			7.261% due 05/15/2038	12,500	12,450
5.952% due 05/25/2037	857	834	Home Equity Asset Trust		
EMC Mortgage Loan Trust			5.332% due 10/25/2036	23,475	14,690
5.902% due 04/25/2042	4,056	4,084	Home Equity Mortgage Loan Asset-Backed Trust		
Encore Credit Receivables Trust			4.992% due 11/25/2036	10,229	9,503
5.782% due 11/25/2035	6,510	6,152	5.092% due 04/25/2037	11,745	7,950
Eurosail-UK PLC			5.212% due 06/25/2036	1,514	1,456
5.869% due 09/13/2045	GBP 3,080	3,802	5.392% due 06/25/2036	16,718	12,886
6.049% due 06/13/2045	3,698	4,746	5.842% due 08/25/2035	2,185	2,161
Extended Stay America Trust			Household Capital RMBS		
7.768% due 07/15/2038	\$ 14,222	14,273	6.630% due 07/20/2086	AUD 35,244	23,105
FBR Securitization Trust			7.630% due 07/20/2086	7,470	4,884
5.527% due 10/25/2035	17,384	14,930	HPLY Trust		
5.617% due 09/25/2035	6,029	5,872	6.965% due 11/15/2036	\$ 4,580	4,552
FFMLT Trust			7.315% due 11/15/2036	25,675	25,487
5.782% due 11/25/2035	2,069	1,823	HSI Asset Securitization Corp. Trust		
First Franklin Mortgage Loan Trust			4.952% due 07/25/2036	2,144	925
4.426% due 04/25/2035	2,489	2,411	5.152% due 07/25/2036	31,738	13,889
5.162% due 11/25/2036	59,328	49,061	5.227% due 05/25/2037	6,844	6,746
5.172% due 04/25/2036	3,300	3,208	Impac CMB Trust		
5.527% due 03/25/2034	1,916	1,903	5.532% due 01/25/2035	6,538	6,216
5.542% due 01/25/2036	24,773	23,281	Impac Secured Assets Corp.		
First Horizon Alternative Mortgage Securities Trust			5.412% due 03/25/2036	6,929	5,556
0.148% due 05/25/2035 (h)	1,107	50	Impac Secured Assets Trust		
5.352% due 05/25/2035	1,107	650	5.232% due 01/25/2037	1,753	1,459
Fontainebleau Miami Beach Trust			IndyMac IMJA Mortgage Loan Trust		
3.963% due 12/10/2036	33,098	32,654	6.500% due 10/25/2037	8,163	3,944
Fremont Home Loan Trust			IndyMac IMSC Mortgage Loan Trust		
5.132% due 02/25/2037	6,111	4,535	4.132% due 06/25/2037	7,871	4,965
5.142% due 05/25/2036	3,994	3,898	IndyMac INDX Mortgage Loan Trust		
5.512% due 01/25/2036	4,856	4,644	3.274% due 07/25/2037	16,181	13,436
5.872% due 01/25/2035	6,493	5,764	3.407% due 04/25/2037	13,074	11,560
GE-WMC Asset-Backed Pass-Through Certificates			3.749% due 04/25/2037	6,163	5,535
5.542% due 10/25/2035	9,964	8,510	3.967% due 03/25/2036	3,561	2,450
Glen Securities Finance DAC			4.647% due 11/25/2036	10,288	6,520
5.786% due 10/28/2038	EUR 3,803	4,118	5.212% due 02/25/2037	19,956	18,548
6.786% due 10/28/2038	2,852	3,061	5.232% due 10/25/2036	4,579	1,873
7.586% due 10/28/2038	1,394	1,487	5.452% due 07/25/2035	5,305	4,233
GMAC Commercial Mortgage Asset Corp.			INTOWN Mortgage Trust		
5.456% due 03/10/2051	\$ 11,596	9,869	8.489% due 08/15/2039	11,495	11,542
GreenPoint Mortgage Funding Trust			Jefferies Resecuritization Trust		
5.412% due 11/25/2045	32	23	9.123% due 06/25/2047	388	319

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
JPMorgan Alternative Loan Trust			5.572% due 07/25/2034	\$ 4,313	\$ 3,749
4.412% due 09/25/2036	\$ 7,711	\$ 6,269	5.647% due 09/25/2035	45	42
4.701% due 03/25/2036	237	166	5.932% due 10/25/2035	300	300
5.412% due 04/25/2047	1,331	1,267	6.683% due 02/25/2033	16	14
5.730% due 03/25/2036	42	41	MFA Trust		
JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust			6.775% due 10/25/2058	4,685	4,747
4.128% due 07/05/2031	2,500	2,311	Morgan Stanley Asset-Backed Securities Capital I, Inc. Trust		
4.248% due 07/05/2033	1,925	1,798	5.102% due 07/25/2036	4,260	3,781
6.268% due 12/15/2036	3,700	2,836	5.112% due 02/25/2037	6,911	3,028
7.235% due 10/05/2040	6,900	7,273	5.152% due 07/25/2036	42,563	15,653
7.268% due 09/15/2029	1,740	1,294	5.332% due 06/25/2036	18,173	15,522
7.433% due 11/15/2038	16,193	16,035	5.352% due 07/25/2036	42,355	15,625
JPMorgan Mortgage Acquisition Corp.			5.392% due 03/25/2036	3,738	3,635
5.782% due 12/25/2035	8,402	8,186	5.587% due 07/25/2035	3,941	3,847
JPMorgan Mortgage Acquisition Trust			5.852% due 03/25/2033	58	57
4.531% due 11/25/2036	1,976	1,963	5.852% due 07/25/2037	879	865
5.002% due 12/25/2036	13,147	6,954	Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust		
5.122% due 08/25/2036	8,600	8,036	0.766% due 11/15/2052 (h)	126,132	2,089
5.122% due 06/25/2037	34,606	33,517	Morgan Stanley Capital I Trust		
5.132% due 06/25/2037	22,826	20,107	2.428% due 04/05/2042	13,500	11,329
5.257% due 05/25/2036	6,288	6,179	6.501% due 08/15/2033	2,619	631
5.287% due 05/25/2036	14,067	13,362	7.296% due 12/15/2038	21,942	19,200
JPMorgan Mortgage Trust			7.995% due 12/15/2038	7,750	6,531
5.152% due 10/25/2035	3,127	2,217	Morgan Stanley Capital I, Inc. Trust		
5.250% due 11/25/2063	862	851	5.392% due 02/25/2036	18,235	17,065
5.584% due 01/25/2037	329	278	Morgan Stanley Home Equity Loan Trust		
6.000% due 06/25/2037	3,220	1,198	5.362% due 02/25/2036	14,415	13,525
JPMorgan Resecuritization Trust			Morgan Stanley IXIS Real Estate Capital Trust		
4.651% due 02/26/2037	1,637	1,506	5.312% due 07/25/2036	9,740	3,903
Kentmere No. 4 PLC			Morgan Stanley Mortgage Loan Trust		
0.000% due 01/28/2039	GBP 76,592	88,844	3.488% due 11/25/2037	1,178	825
Kinbane DAC			6.000% due 12/25/2035	480	187
3.955% due 09/25/2062	EUR 43,737	47,301	Morgan Stanley Reremic Trust		
Lansdowne Mortgage Securities No.1 PLC			5.289% due 11/26/2036	4,588	3,908
3.781% due 06/15/2045	1,893	1,987	Mortgage Loan Trust		
Legacy Mortgage Asset Trust			5.370% due 03/25/2034	3,310	3,185
0.000% due 09/25/2059	\$ 17,383	5,933	MortgageIT Trust		
0.000% due 09/25/2059 (h)	539,377	2,030	6.427% due 08/25/2035	255	248
3.000% due 09/25/2059	77,845	73,947	Mortimer Btl PLC		
3.838% due 09/25/2059	18,352	9,562	6.150% due 12/22/2056	GBP 5,765	7,461
4.206% due 09/25/2059	111,258	87,724	MTN Commercial Mortgage Trust		
Lehman XS Trust			6.207% due 03/15/2039	\$ 1,120	1,115
5.052% due 02/25/2037	11,556	10,139	Natixis Commercial Mortgage Securities Trust		
5.232% due 09/25/2036	3,880	3,196	3.790% due 11/15/2032	1,100	922
5.232% due 12/25/2036	11,474	8,741	3.821% due 02/15/2039	2,900	2,633
5.252% due 06/25/2046	8,196	6,728	New Century Home Equity Loan Trust		
5.372% due 02/25/2047	18,627	16,097	5.977% due 10/25/2033	125	126
6.500% due 06/25/2046	4,342	3,651	New York Mortgage Trust		
6.552% due 10/25/2037	11,017	10,227	5.392% due 04/25/2035	508	485
Long Beach Mortgage Loan Trust			Newgate Funding PLC		
5.232% due 02/25/2036	22,256	18,819	5.259% due 12/15/2050	GBP 12,756	16,027
5.232% due 03/25/2046	31,802	11,365	Nomura Asset Acceptance Corporation Alternative Loan Trust		
MASTR Adjustable Rate Mortgages Trust			5.034% due 05/25/2035	\$ 2,747	1,322
4.948% due 04/25/2034	1	1	Nomura Home Equity Loan, Inc. Home Equity Loan Trust		
6.261% due 12/25/2046	6,006	5,543	5.617% due 05/25/2035	5,226	5,178
Mastr Asset-Backed Securities Trust			6.245% due 10/25/2036	20,953	4,440
5.292% due 11/25/2036	23	14	Nomura Resecuritization Trust		
5.407% due 01/25/2036	7,500	6,972	2.014% due 03/26/2037	5,092	3,999
6.002% due 08/25/2037	13,003	11,195	NovaStar Mortgage Funding Trust		
Mastr Specialized Loan Trust			5.052% due 09/25/2037	13,082	12,732
5.572% due 02/25/2036	5,137	4,128	5.172% due 05/25/2036	3,237	3,188
Merrill Lynch First Franklin Mortgage Loan Trust			5.172% due 10/25/2036	5,176	2,214
7.852% due 10/25/2037	11,234	10,770	5.572% due 10/25/2035	439	438
Merrill Lynch Mortgage Investors Trust			NYO Commercial Mortgage Trust		
5.132% due 05/25/2037	17,888	8,939	6.913% due 11/15/2038	30,130	28,455
5.132% due 10/25/2037	53,302	7,466	7.463% due 11/15/2038	14,400	13,377

[次へ](#)

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
OBX Trust			Residential Mortgage Acceptance Corporation No.3 PLC		
3.623% due 04/25/2053	\$ 16,402	\$ 16,060	6.175% due 02/15/2047	GBP 20,863	\$ 27,012
6.319% due 01/25/2062	9,084	9,130	RMAC Securities No.1 PLC		
6.520% due 07/25/2063	5,952	6,011	3.890% due 06/12/2044	EUR 3,206	3,366
Opteum Mortgage Acceptance Corporation Asset-Backed Pass-Through Certificates			Saxon Asset Securities Trust		
5.602% due 07/25/2035	1,136	1,162	2.055% due 03/25/2035	\$ 272	242
Option One Mortgage Loan Trust			6.602% due 12/25/2037	2,278	2,149
4.972% due 03/25/2037	5,795	5,577	Securitized Asset-Backed Receivables LLC Trust		
4.992% due 03/25/2037	30,471	26,544	5.392% due 03/25/2036	4,274	3,922
5.052% due 02/25/2037	16,874	7,922	5.677% due 10/25/2035	10,136	9,573
5.132% due 07/25/2036	1,866	1,083	5.902% due 03/25/2035	4,220	4,159
5.662% due 02/25/2035	3,416	2,837	Sequoia Mortgage Trust		
Ownit Mortgage Loan Trust			4.502% due 11/25/2063	10,800	10,640
5.112% due 10/25/2037	3,247	3,279	5.274% due 05/20/2035	882	800
5.172% due 10/25/2037	2,231	2,260	5.394% due 06/20/2034	13	12
5.232% due 07/25/2037	1,742	1,789	Sestante Finance Srl		
5.392% due 03/25/2037	4,589	4,387	3.358% due 07/23/2046	EUR 6,362	6,634
Park Place Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates			SFO Commercial Mortgage Trust		
5.587% due 09/25/2035	2,473	2,405	7.318% due 05/15/2038	\$ 885	820
5.632% due 09/25/2035	25,075	22,469	7.818% due 05/15/2038	22,000	19,224
6.322% due 01/25/2035	2,000	1,620	SG Mortgage Securities Trust		
6.877% due 12/25/2034	25,974	24,979	5.212% due 02/25/2036	4,610	2,288
People's Financial Realty Mortgage Securities Trust			5.312% due 07/25/2036	7,972	1,691
5.012% due 09/25/2036	25,828	4,745	Shamrock Residential DAC		
Popular Asset-Backed Securities Mortgage Pass-Through Trust			4.381% due 02/24/2071	EUR 21,374	23,220
3.394% due 11/25/2035	17,818	16,399	4.631% due 01/24/2061	16,471	17,854
3.467% due 07/25/2035	9,601	7,862	Soundview Home Loan Trust		
5.162% due 11/25/2036	14,585	12,556	4.104% due 04/25/2035	\$ 2,319	2,232
PRET LLC			5.272% due 06/25/2036	7,821	6,515
4.843% due 09/25/2051	31,530	31,233	5.317% due 06/25/2036	50,026	43,738
5.925% due 10/25/2054 (e)	15,100	15,082	5.332% due 07/25/2036	23,429	21,019
8.497% due 10/25/2053	13,901	14,073	5.827% due 03/25/2036	8,102	7,577
PRET Trust			Specialty Underwriting & Residential Finance Trust		
3.900% due 10/25/2063	4,855	4,604	5.827% due 12/25/2035	414	410
Prime Mortgage Trust			SREIT Trust		
6.000% due 04/25/2037	3,570	2,927	6.363% due 10/15/2038	24,605	24,427
PRKCM Trust			6.711% due 10/15/2038	20,425	20,243
6.584% due 09/25/2058	7,618	7,698	Structured Adjustable Rate Mortgage Loan Trust		
PRPM LLC			4.895% due 06/25/2037	1,399	1,282
4.793% due 07/25/2026	6,635	6,571	5.172% due 10/25/2035	4,890	4,587
PRPM Trust			5.701% due 07/25/2035	1,943	871
6.250% due 08/25/2068	7,189	7,233	5.827% due 08/25/2035	8,232	7,338
RAAC Trust			6.461% due 05/25/2035	49	38
5.557% due 02/25/2036	7,378	7,109	Structured Asset Investment Loan Trust		
5.602% due 06/25/2047	21,367	16,319	5.152% due 06/25/2036	3,977	3,776
RBSGC Mortgage Loan Trust			5.352% due 06/25/2036	25,000	9,325
6.000% due 01/25/2037	1	1	5.572% due 04/25/2035	2,177	2,143
Renaissance Home Equity Loan Trust			5.652% due 02/25/2034	9,245	9,192
5.572% due 11/25/2034	136	117	6.052% due 12/25/2034	1,442	1,437
5.612% due 04/25/2037	10,124	2,567	Structured Asset Mortgage Investments II Trust		
5.675% due 06/25/2037	3,910	957	5.272% due 09/25/2047	15,941	13,564
5.852% due 09/25/2037	31	27	5.292% due 05/25/2036	8,491	6,772
Residential Accredited Securities Corporation Trust			5.549% due 04/19/2035	1,121	1,058
5.072% due 02/25/2037	18,558	17,984	Structured Asset Mortgage Investments Trust		
5.347% due 04/25/2036	3,364	3,326	5.534% due 09/19/2032	8	8
5.452% due 01/25/2037	36,202	27,067	Structured Asset Securities Corporation Mortgage Loan Trust		
5.467% due 03/25/2036	6,180	5,998	5.102% due 05/25/2036	3,149	2,532
5.493% due 04/25/2034	1,053	1,001	5.112% due 05/25/2036	4,333	4,216
5.827% due 09/25/2035	4,736	4,682	5.172% due 10/25/2036	7,753	5,283
5.887% due 08/25/2035	1,533	1,523	5.287% due 07/25/2036	9,596	9,459
Residential Asset Mortgage Products Trust			5.352% due 04/25/2031	2,637	2,677
5.202% due 10/25/2036	12,363	11,938	5.472% due 07/25/2036	12,030	11,933
5.452% due 02/25/2036	426	425	Summerhill Residential DAC		
5.527% due 11/25/2035	6,840	6,720	0.000% due 12/28/2061	EUR 5	0
5.532% due 12/25/2035	9,266	8,075	4.545% due 12/28/2061	136,087	147,923
5.602% due 09/25/2035	4,786	4,748	5.145% due 12/28/2061	14,020	15,239
			5.545% due 12/28/2061	9,706	10,557
			6.345% due 12/28/2061	5,392	5,865

		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
6.500% due 12/28/2061	EUR	5,015	\$ 4,719	Ally Bank Auto Credit-Linked Notes (e)		
7.000% due 12/28/2061		34,512	18,617	4.970% due 09/15/2032	\$ 3,100	\$ 3,100
7.095% due 12/28/2061		4,313	4,693	5.117% due 09/15/2032	1,600	1,601
7.845% due 12/28/2061		2,696	2,934	5.215% due 09/15/2032	950	951
8.845% due 12/28/2061		4,852	5,279	Arbor Realty Commercial Real Estate Notes Ltd.		
Temple Quay No.1 PLC				6.654% due 05/15/2037	2,563	2,568
6.452% due 07/24/2085	GBP	42,046	54,181	AREIT LLC		
6.952% due 07/24/2085		15,904	20,587	6.893% due 08/17/2041	2,859	2,876
7.952% due 07/24/2085		14,681	19,052	Ascent Education Funding Trust		
Terwin Mortgage Trust				6.140% due 10/25/2050	2,925	2,953
6.232% due 03/25/2035	\$	2,943	2,938	Atlas Senior Loan Fund XV Ltd.		
Towd Point Mortgage Funding Granite 6 PLC				5.846% due 10/23/2032	12,900	12,951
5.878% due 07/20/2053	GBP	34,195	44,077	Auto Asset-Backed Securities Spanish Loans Fondo Titulizacion		
Towd Point Mortgage Trust				4.902% due 02/28/2032	EUR 849	917
3.750% due 03/25/2058	\$	1,902	1,877	Bain Capital Credit CLO Ltd.		
3.750% due 09/25/2062		79,907	75,151	5.857% due 07/19/2034	\$ 12,615	12,647
Tower Bridge Funding PLC				BlueMountain CLO XXII Ltd.		
6.053% due 01/20/2066	GBP	13,311	17,195	5.998% due 07/15/2031	2,539	2,544
Truman Capital Mortgage Loan Trust				BMW Canada Auto Trust		
5.372% due 03/25/2036	\$	157	157	4.844% due 07/20/2027	CAD 3,900	2,837
Verus Securitization Trust				5.025% due 04/20/2026	2,056	1,493
4.474% due 04/25/2067		26,269	26,062	BMW Vehicle Lease Trust		
5.811% due 05/25/2068		11,251	11,263	4.681% due 10/27/2025	\$ 44,700	44,707
5.999% due 02/25/2068		4,175	4,192	BPCRE Ltd.		
6.218% due 06/25/2069		7,757	7,818	7.159% due 01/16/2037	5,431	5,421
6.443% due 08/25/2068		5,858	5,907	7.859% due 01/16/2037	3,468	3,469
6.665% due 09/25/2068		15,810	15,971	8.559% due 01/16/2037	13,516	13,507
Visio Trust				Bridgecrest Lending Auto Securitization Trust		
6.598% due 10/25/2058		4,137	4,184	4.908% due 11/17/2025	15,400	15,402
Wachovia Mortgage Loan Trust				5.541% due 08/15/2025	3,176	3,177
5.542% due 10/25/2035		2,661	2,403	Capital Street Master Trust		
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust				0.000% due 10/16/2028	16,900	16,900
5.572% due 01/25/2045		322	302	Cardiff Auto Receivables Securitisation PLC		
5.767% due 08/25/2045		13,274	11,311	0.000% due 08/20/2031	GBP 3	2,719
Warwick Finance Residential Mortgages Number Three PLC				6.352% due 08/20/2031	6,823	8,805
0.000% due 12/21/2049	GBP	0	4,346	6.852% due 08/20/2031	7,375	9,517
5.912% due 12/21/2049		16,081	20,745	7.552% due 08/20/2031	4,938	6,378
6.630% due 12/21/2049		4,921	6,370	9.202% due 08/20/2031	5,263	6,865
7.130% due 12/21/2049		2,460	3,159	11.702% due 08/20/2031	9,437	12,528
7.630% due 12/21/2049		1,406	1,798	13.952% due 08/20/2031	12,349	14,637
8.130% due 12/21/2049		1,406	1,783	Carlyle Global Market Strategies CLO Ltd.		
Washington Mutual Mortgage Pass-Through Certificates WMALT Trust				5.929% due 07/27/2031	\$ 2,528	2,531
5.500% due 11/25/2035	\$	54	48	Carlyle U.S. CLO Ltd.		
5.911% due 10/25/2046		9,114	7,844	6.078% due 10/15/2035	19,200	19,261
Wells Fargo Commercial Mortgage Trust				Carmax Select Receivables Trust		
2.501% due 09/15/2031		15,000	14,293	5.617% due 07/15/2025	13,176	13,182
Wells Fargo Home Equity Asset-Backed Securities Trust				Carvana Auto Receivables Trust		
5.272% due 03/25/2037		472	468	5.210% due 06/10/2030	6,600	6,678
Wells Fargo Home Equity Trust Mortgage Pass-Through Certificates				5.330% due 07/10/2029	8,500	8,597
5.452% due 04/25/2034		2,914	2,862	5.630% due 11/10/2027	7,283	7,316
Wells Fargo Mortgage-Backed Securities Trust				5.710% due 07/10/2029	2,500	2,553
7.396% due 10/25/2036		114	101	6.090% due 11/10/2026	787	789
WSTN Trust				Castlelake Aircraft Securitization Trust		
6.297% due 07/05/2037		6,000	6,059	4.125% due 06/15/2043	547	516
Total Mortgage-Backed Securities (Cost \$4,363,522)			4,055,883	Centerline Logistics Corp.		
ASSET-BACKED SECURITIES 12.3%				9.250% due 12/15/2027	2,142	2,163
AGL CLO 6 Ltd.				9.750% due 12/15/2027	2,394	2,418
6.079% due 07/20/2034		3,000	3,007	Chase Auto Owner Trust		
ALESCO Preferred Funding XI Ltd.				5.495% due 07/25/2025	12,190	12,201
5.465% due 12/23/2036		5,000	4,213	5.568% due 06/25/2025	6,651	6,654
				CIFC Funding III Ltd.		
				6.058% due 07/15/2036	12,000	12,028
				6.093% due 10/22/2031	2,237	2,245
				Cologix Canadian Issuer LP		
				4.940% due 01/25/2052	CAD 1,800	1,298

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
CPS Auto Receivables Trust			Hyundai Auto Lease Securitization Trust		
5.380% due 01/18/2028	\$ 1,000	\$ 1,003	4.620% due 04/17/2028	\$ 10,000	\$ 10,010
6.040% due 07/16/2029	2,100	2,128	4.770% due 03/15/2027	5,900	5,910
6.130% due 09/15/2026	3,633	3,640	5.304% due 09/15/2025	9,175	9,185
Dell Equipment Finance Trust			Hyundai Auto Receivables Trust		
4.751% due 10/22/2025	34,600	34,613	4.750% due 10/15/2025	26,000	26,007
Dewolf Park CLO Ltd.			5.150% due 06/15/2027	32,800	32,922
5.838% due 10/15/2030	2,166	2,173	KKR CLO 18 Ltd.		
Diamond Infrastructure Funding LLC			5.834% due 07/18/2030	660	661
1.760% due 04/15/2049	900	834	LAD Auto Receivables Trust		
DLMT LLC			4.865% due 11/17/2025	13,300	13,304
5.353% due 08/20/2025	5,993	6,003	5.460% due 07/16/2029	1,100	1,113
Enterprise Fleet Financing LLC			5.610% due 08/15/2028	3,300	3,336
4.724% due 10/21/2025	45,400	45,412	5.700% due 03/15/2027	1,785	1,790
5.493% due 07/21/2025	25,280	25,345	LCM XVII LP		
Exeter Automobile Receivables Trust			6.048% due 10/15/2031	17,658	17,684
5.589% due 08/15/2025	5,625	5,627	LoanCore Issuer Ltd.		
FAB CBO BV			6.218% due 07/15/2036	1,421	1,419
4.367% due 08/20/2080	EUR 39	42	6.218% due 11/15/2038	8,794	8,768
Finance of America Structured Securities Trust			M&T Equipment Notes		
3.000% due 09/25/2061	\$ 13,947	13,504	5.385% due 08/18/2025	10,046	10,063
6.500% due 04/25/2073	4,918	4,942	Madison Park Funding XXIX Ltd.		
Ford Auto Securitization Trust II			5.812% due 10/18/2030	10,835	10,868
3.724% due 11/15/2028	CAD 4,300	3,084	Magnetite XV Ltd.		
3.843% due 09/15/2030	3,400	2,510	5.897% due 07/25/2031	13,360	13,386
3.945% due 10/15/2026	5,400	3,893	MAN Euro CLO DAC		
Galaxy Xxviii CLO Ltd.			4.929% due 10/15/2036	EUR 20,000	21,756
6.018% due 07/15/2031	\$ 4,174	4,187	METAL LLC		
Gateway Casinos & Entertainment Ltd.			4.581% due 10/15/2042	\$ 9,466	6,058
5.000% due 03/12/2038	CAD 7,891	5,261	MFJ LLC		
GLS Auto Receivables Issuer Trust			6.909% due 06/19/2037	21,913	21,947
4.750% due 07/17/2028 (e)	\$ 1,600	1,600	7.394% due 09/17/2037	8,765	8,792
4.760% due 10/15/2027 (e)	4,600	4,601	7.409% due 06/19/2037	8,236	8,241
4.857% due 11/17/2025 (e)	1,900	1,901	MMcapS Funding XVII Ltd.		
4.890% due 04/16/2029 (e)	5,300	5,301	5.627% due 12/01/2035	105	105
5.020% due 04/17/2028	1,800	1,804	Nassau Ltd.		
5.080% due 01/16/2029	3,000	3,008	6.068% due 07/15/2031	1,760	1,761
5.350% due 08/16/2027	5,400	5,414	National Collegiate Student Loan Trust		
5.478% due 08/15/2025	255	255	5.349% due 10/25/2033	396	394
GLS Auto Select Receivables Trust			Navient Private Education Loan Trust		
4.845% due 10/15/2025	12,500	12,500	5.818% due 11/15/2068	914	911
5.609% due 07/15/2025	1,522	1,523	7.068% due 12/15/2045	1,052	1,058
GM Financial Automobile Leasing Trust			NetNet Student Loan Trust		
4.745% due 10/20/2025	31,484	31,495	5.771% due 09/25/2065	1,406	1,405
GM Financial Consumer Automobile Receivables Trust			6.640% due 02/20/2041	4,664	4,738
4.470% due 02/16/2028	4,900	4,893	Nissan Auto Receivables Owner Trust		
4.737% due 10/16/2025	33,400	33,408	4.703% due 10/15/2025	22,600	22,607
GMF Canada Leasing Trust			Ocean Trails CLO 8		
4.827% due 08/20/2029	CAD 5,300	3,866	5.946% due 07/15/2034	11,800	11,846
4.883% due 12/21/2026	9,500	7,046	Octagon Loan Funding Ltd.		
Goldentree Loan Management U.S. CLO 6 Ltd.			6.543% due 11/18/2031	301	302
5.937% due 04/20/2035	\$ 1,700	1,702	Octane Receivables Trust		
Goodgreen			4.749% due 11/20/2025 (e)	15,500	15,500
3.930% due 10/15/2053	3,597	3,263	OZLM XVII Ltd.		
GoodLeap Sustainable Home Solutions Trust			5.767% due 07/20/2030	1,949	1,950
6.500% due 07/20/2055	799	810	Pagaya AI Debt Grantor Trust (e)		
GreatAmerica Leasing Receivables Funding LLC			5.750% due 06/15/2032	4,400	4,400
5.280% due 03/15/2027	3,800	3,825	5.992% due 06/15/2032	1,300	1,300
5.458% due 08/15/2025	7,148	7,165	Pagaya AI Debt Trust		
GreenSky Home Improvement Issuer Trust			7.179% due 04/15/2031	1,445	1,447
5.150% due 10/27/2059	1,000	998	7.600% due 12/16/2030	1,770	1,780
GreenSky Home Improvement Trust			7.625% due 04/15/2031	3,300	3,321
5.550% due 06/25/2059	500	507	Palmer Square European Loan Funding DAC		
5.880% due 06/25/2059	2,253	2,268	5.042% due 05/15/2033	EUR 7,383	8,045
Honda Auto Receivables Owner Trust			PenFed Auto Receivables Owner Trust		
4.330% due 05/15/2029	4,000	3,985	5.371% due 08/15/2025	\$ 16,270	16,284
4.560% due 03/15/2027	13,300	13,294			

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Porsche Innovative Lease Owner Trust			Westlake Automobile Receivables Trust		
4.766% due 10/20/2025	\$ 38,600	\$ 38,606	4.919% due 10/15/2025	\$ 43,550	\$ 43,562
5.316% due 08/20/2025	2,546	2,550	5.560% due 02/15/2028	3,900	3,938
Prestige Auto Receivables Trust			5.670% due 08/16/2027	8,600	8,612
4.720% due 02/15/2028	18,500	18,486	5.670% due 06/16/2025	4,028	4,031
5.182% due 09/15/2025	6,915	6,918	Total Asset-Backed Securities		1,431,090
Rad CLO 4 Ltd.			(Cost \$1,428,267)		
5.856% due 04/25/2032	7,868	7,892			
Rockford Tower Europe CLO DAC			SOVEREIGN ISSUES 7.5%		
4.468% due 04/24/2037	EUR 12,900	14,041	Argentina Government International Bond		
Romark WM-R Ltd.			0.750% due 07/09/2030	63,770	41,910
5.909% due 04/20/2031	\$ 3,868	3,874	1.000% due 07/09/2029	4,943	3,554
Santander Drive Auto Receivables Trust			3.500% due 07/09/2041	58,125	29,934
5.630% due 01/16/2029	10,500	10,645	4.125% due 07/09/2035	51,459	28,600
5.910% due 06/15/2027	9,400	9,438	4.125% due 07/09/2046	1,035	595
Sapphire Aviation Finance I Ltd.			5.000% due 01/09/2038	25,740	15,418
4.250% due 03/15/2040	5,199	5,083	Australia Government Bond		
Saranac CLO III Ltd.			1.750% due 06/21/2051	AUD 38,100	13,151
6.615% due 06/22/2030	4,928	4,945	Bank Gospodarstwa Krajowego		
SCCU Auto Receivables Trust			3.875% due 03/13/2035	EUR 3,000	3,252
5.660% due 07/15/2025	1,196	1,196	4.250% due 09/13/2044	3,300	3,562
SFS Auto Receivables Securitization Trust			4.375% due 03/13/2039	4,900	5,418
4.802% due 10/20/2025	10,400	10,403	5.750% due 07/09/2034	\$ 9,300	9,400
5.710% due 10/20/2027	8,964	9,004	6.250% due 07/09/2054	2,500	2,555
SMB Private Education Loan Trust			Chile Government International Bond		
0.000% due 02/16/2055	3	3,279	3.875% due 07/09/2031	EUR 10,300	11,362
3.940% due 02/16/2055	16,223	15,533	Israel Government Bond		
4.550% due 02/16/2055	7,867	7,531	1.750% due 08/31/2025	ILS 21,500	5,649
4.950% due 02/16/2055	2,185	2,094	Israel Government International Bond		
5.950% due 02/16/2055	3,140	3,035	3.800% due 05/13/2060	\$ 11,400	7,574
6.150% due 09/15/2053	11,058	11,488	5.000% due 10/30/2026	EUR 73,600	81,524
6.460% due 02/16/2055	16,223	16,334	Mexico Government International Bond		
6.660% due 09/15/2053	17,931	18,249	2.750% due 11/27/2031 (i)	MXN 1,493,352	63,858
6.930% due 09/15/2053	5,933	6,281	3.000% due 12/03/2026 (i)	124,570	5,841
7.540% due 09/15/2053	1,205	1,264	4.000% due 11/30/2028 (i)	717,331	34,320
8.870% due 09/15/2053	2,505	2,665	4.000% due 08/24/2034 (i)	66,955	3,014
Sound Point CLO XVIII Ltd.			7.500% due 06/03/2027	344,300	16,265
5.999% due 01/21/2031	2,100	2,103	7.750% due 05/29/2031	38,300	1,714
Sound Point Euro CLO IV Funding DAC			8.500% due 03/01/2029	233,800	11,083
4.284% due 01/15/2035	EUR 19,992	21,715	8.500% due 05/31/2029	150,300	7,117
Symphony CLO 39 Ltd.			Peru Government International Bond		
6.216% due 04/25/2034	\$ 24,800	24,879	5.350% due 08/12/2040	PEN 2,600	571
Tesla Auto Lease Trust			5.400% due 08/12/2034	20,162	4,833
4.827% due 10/20/2025	7,400	7,402	6.150% due 08/12/2032	112,964	29,509
Theorem Funding Trust			6.900% due 08/12/2037	33,795	8,823
6.060% due 12/15/2028	1,407	1,410	6.950% due 08/12/2031	102,250	28,269
Toyota Auto Receivables Owner Trust			7.300% due 08/12/2033	71,200	19,771
4.791% due 10/15/2025	54,800	54,814	7.600% due 08/12/2039	48,900	13,381
TRESTLES CLO V Ltd.			Poland Government International Bond		
6.049% due 10/20/2034	8,025	8,044	4.625% due 03/18/2029	\$ 2,100	2,101
Trinitas CLO VIII Ltd.			Romania Government International Bond		
5.979% due 07/20/2031	3,616	3,624	1.750% due 07/13/2030	EUR 12,200	11,292
Tropic CDO V Ltd.			2.875% due 04/13/2042	7,300	5,239
5.238% due 07/15/2036	10,076	9,572	5.125% due 09/24/2031	23,200	25,110
TRTX Issuer Ltd.			5.250% due 05/30/2032	10,300	11,168
6.431% due 02/15/2039	4,388	4,372	5.375% due 03/22/2031	6,440	7,096
TruPS Financials Note Securitization Ltd.			5.500% due 09/18/2028	6,500	7,373
6.035% due 03/30/2039	17,424	16,901	5.625% due 02/22/2036	2,840	3,023
6.645% due 09/20/2039	2,365	2,317	5.625% due 05/30/2037	13,200	13,952
Upstart Pass-Through Trust			6.375% due 09/18/2033	14,800	17,051
3.800% due 04/20/2030	6,369	6,277	Russia Government International Bond		
Upstart Securitization Trust			5.100% due 03/28/2035	\$ 3,200	0
5.500% due 06/20/2032	2,598	2,583	5.250% due 06/23/2047	82,400	0
Veros Auto Receivables Trust			5.625% due 04/04/2042	11,400	7,809
6.280% due 11/15/2027	1,961	1,973	5.875% due 09/16/2043	13,200	9,035
			7.500% due 03/31/2030	2,590	1,722

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
South Africa Government International Bond		
7.000% due 02/28/2031 ZAR	122,900	\$ 6,091
8.000% due 01/31/2030	63,100	3,381
8.500% due 01/31/2037	180,000	8,526
8.875% due 02/28/2035	182,800	9,265
9.000% due 01/31/2040	43,100	2,047
10.500% due 12/21/2026	1,567,500	92,269
Turkey Government International Bond		
4.250% due 03/13/2025 \$	17,980	17,938
5.250% due 03/13/2030	29,000	27,413
6.125% due 10/24/2028	10,100	10,145
7.625% due 04/26/2029	30,900	32,384
Turkiye Government Bond		
50.000% due 09/06/2028 TRY	54,700	1,558
52.191% due 05/17/2028	851,200	24,513
53.640% due 05/20/2026	5,400	159
53.640% due 08/19/2026	3,700	109
Ukraine Government International Bond		
0.000% due 02/01/2030 (j) \$	190	92
0.000% due 02/01/2034 (j)	711	263
0.000% due 02/01/2035 (j)	601	293
0.000% due 02/01/2036 (j)	500	243
1.750% due 02/01/2029	1,266	763
1.750% due 02/01/2034	1,214	573
1.750% due 02/01/2035	507	234
1.750% due 02/01/2036	494	224
Venezuela Government International Bond (f)		
6.000% due 12/09/2049	3,367	416
7.000% due 03/31/2038	1,883	262
7.650% due 04/21/2025	5,349	748
7.750% due 10/13/2029	1,200	156
8.250% due 10/13/2034	5,991	834
9.000% due 05/07/2049	3,161	449
9.250% due 09/15/2027	4,274	660
9.250% due 05/07/2028	6,512	973
11.750% due 10/21/2026	680	110
11.950% due 08/05/2031	6,000	942
Total Sovereign Issues (Cost \$967,483)		877,831
SHARES		
COMMON STOCKS 1.1%		
Amsurg Corp. (m)	1,095,323	59,678
Cairo Mezz PLC	847,444	417
Clear Channel Outdoor Holdings, Inc.	5,292,182	7,779
Constellation Oil Services Holding S.A. (m)	421,249	70
Corestate Capital Holding S.A. (m)	2,742,788	0
Dreamwell Ltd. (m)	56	0
Eurobank Ergasias Services & Holdings S.A.	1,489,122	3,075
iHeartMedia, Inc. Class A	1,246,745	2,469
iHeartMedia, Inc. Class B	967,427	1,724
Intelsat S.A. (m)	966,065	29,045
National Bank of Greece S.A.	102,570	802
Neiman Marcus Group Ltd. LLC (m)	151,112	19,846
SSB Manufacturing Co. (m)	56	0
UBS Group AG	26,741	817
WestMet Group Holdings LLC (m)	8,915	39
Westmoreland Mining Holdings LLC (m)	8,837	11
Windstream Holdings II LLC	226,019	5,560
Total Common Stocks (Cost \$196,429)		131,332

	SHARES	VALUE (000s)
COMMERCIAL REAL ESTATE EQUITY 0.2%		
Uniti Group, Inc.	81	\$ 412
VICI Properties, Inc.	760	24,153
Total Commercial Real Estate Equity (Cost \$6,088)		24,565
RESIDENTIAL AND COMMERCIAL REAL ESTATE LOANS 0.0%		
Project Alpha		
5.355% due 07/16/2025 (m) EUR	2,600	2,600
Total Residential And Commercial Real Estate Loans (Cost \$2,830)		2,600
WARRANTS 0.0%		
Intelsat S.A.		
02/17/2027	26	49
Windstream Services LLC		
10/25/2059 (e)	149	1,933
Total Warrants (Cost \$22,525)		1,982
PRINCIPAL AMOUNT (000s)		
SHORT-TERM INSTRUMENTS 3.5%		
COMMERCIAL PAPER 1.8%		
AES Corp.		
5.296% due 11/18/2024 (k) \$	3,700	3,690
AutoNation, Inc.		
5.235% due 11/04/2024 (k)	11,500	11,493
Bacardi-Martini BV (k)		
5.171% due 11/27/2024	3,800	3,785
5.176% due 12/05/2024	2,600	2,587
5.221% due 11/21/2024	3,500	3,490
5.261% due 11/14/2024	1,500	1,497
5.277% due 11/07/2024	8,900	8,891
Constellation Brands, Inc. (k)		
5.095% due 11/22/2024	1,000	997
5.121% due 11/05/2024	5,500	5,496
Crown Castle, Inc. (k)		
5.211% due 12/10/2024	37,800	37,587
5.220% due 12/03/2024	2,700	2,687
Global Payments, Inc.		
5.214% due 11/19/2024 (l)	6,100	6,082
Harley-Davidson Financial Services, Inc.		
5.287% due 12/05/2024 (k)	3,200	3,184
5.348% due 12/03/2024 (l)	3,000	2,986
5.351% due 11/18/2024 (k)	900	898
5.992% due 11/04/2024 (k)	1,300	1,299
Huntington Ingalls Industries, Inc.		
5.253% due 11/04/2024 (k)	3,750	3,748
5.283% due 11/05/2024 (l)	8,600	8,594
Jabil, Inc.		
5.325% due 11/07/2024 (l)	17,900	17,881
5.328% due 11/01/2024 (k)	7,400	7,399
Jones Lang LaSalle Finance BV		
5.020% due 11/20/2024 (k)	4,500	4,488
5.020% due 11/21/2024 (k)	4,900	4,886
5.030% due 11/07/2024 (k)	3,900	3,896
5.040% due 11/14/2024 (k)	2,800	2,795
5.043% due 11/08/2024 (l)	21,500	21,477
Reckitt Benckiser Treasury Services PLC (k)		
4.956% due 12/10/2024	7,900	7,856
4.958% due 12/13/2024	11,800	11,730
Southern California Edison Co. (k)		
5.001% due 01/06/2025	11,500	11,392
5.048% due 01/07/2025	3,700	3,665

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)		PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Targa Resources Corp. 5.060% due 11/14/2024 (k)	\$ 3,300	\$ 3,293	DnB Bank ASA		
		209,749	2.310% due 11/01/2024	SEK 503	\$ 47
			2.340% due 11/01/2024	EUR 1,058	1,148
			3.400% due 11/01/2024	AUD 2,698	1,767
			4.330% due 11/01/2024	\$ 227	227
REPURCHASE AGREEMENTS (n) 0.6%		71,739	HSBC Bank		
			2.250% due 11/01/2024	SGD 1	1
SHORT-TERM NOTES 0.0%			2.940% due 11/01/2024	HKD 37	5
Gateway Re Ltd.			HSBC Bank PLC		
16.695% due 12/23/2024 (k)	1,100	1,090	2.340% due 11/01/2024	EUR 1,792	1,946
TER Finance Jersey Ltd.			JPMorgan Chase Bank N.A.		
7.081% due 01/02/2025 (k)	4,000	3,956	4.330% due 11/01/2024	\$ 1,570	1,570
		5,046	MUFG Bank Ltd.		
			0.010% due 11/01/2024	/ 32,503	213
TIME DEPOSITS 0.2%			Royal Bank of Canada		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			4.330% due 11/01/2024	\$ 7	7
2.990% due 11/01/2024	NZD 286	170	Sumitomo Mitsui Banking Corp.		
3.400% due 11/01/2024	AUD 484	317	0.010% due 11/01/2024	/ 760,819	4,995
4.330% due 11/01/2024	\$ 60	60	2.340% due 11/01/2024	EUR 3,832	4,160
Bank of Nova Scotia			4.330% due 11/01/2024	\$ 625	625
2.850% due 11/01/2024	CAD 270	194	Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.		
4.330% due 11/01/2024	\$ 1	1	0.010% due 11/01/2024	/ 441,580	2,899
BNP Paribas Bank			2.340% due 11/01/2024	EUR 80	87
2.250% due 11/01/2024	SGD 1	1	4.330% due 11/01/2024	\$ 444	444
2.310% due 11/01/2024	SEK 3,666	343			23,728
2.940% due 11/01/2024	HKD 458	59	U.S. TREASURY BILLS 0.9%		
2.990% due 11/01/2024	NZD 176	105	4.568% due 01/16/2025 (l)(s)	94,070	93,186
3.490% due 11/01/2024	NOK 3,454	313	4.638% due 12/17/2024 (k)	5,257	5,226
6.440% due 11/01/2024	ZAR 8,453	478	4.688% due 12/03/2024 (k)	4,946	4,926
Brown Brothers Harriman & Co.					103,338
0.010% due 11/01/2024	/ 17,230	113	Total Short-Term Instruments		413,600
0.250% due 11/01/2024	CHF 1	1	(Cost \$413,749)		
2.020% due 11/01/2024	DKK 3	0	Total Investments in Securities (a) 157.4%	\$ 18,398,302	
2.310% due 11/01/2024	SEK 1	0	(Cost \$19,175,610)		
2.340% due 11/01/2024	EUR 1	1	Financial Derivative Instruments (p)(r) 0.3%		38,262
2.850% due 11/01/2024	CAD 327	234	(Cost or Premiums, net \$(19,851))		
4.330% due 11/01/2024	\$ 102	102	Other Assets and Liabilities, net (57.7%)		(6,745,686)
Citibank N.A.			Net Assets 100.0%		\$ 11,690,878
2.340% due 11/01/2024	EUR 45	49			
4.330% due 11/01/2024	\$ 646	646			
DBS Bank Ltd.					
4.330% due 11/01/2024	400	400			

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS:

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

- (a) The allocation of Total Investments by geographic region as of October 31, 2024 is 126.3% of Net Assets in the United States, 7.8% of Net Assets in the United Kingdom and other countries comprising of 23.3% of Net Assets in aggregate.
- (b) All or portion of this amount represent unfunded loan commitments. The interest rate for the unfunded portion will be determined at the time of funding. See Note 4, Securities and Other Investments, in the Notes to Financial Statements for more information regarding unfunded loan commitments.
- (c) Contingent convertible security.
- (d) Perpetual maturity; date shown, if applicable, represents next contractual call date.
- (e) When-Issued security.
- (f) Security is in default.
- (g) Payment in-kind security.
- (h) Security is an Interest Only ("IO") or IO Strip.
- (i) Principal amount of security is adjusted for inflation.
- (j) Security becomes interest bearing at a future date.
- (k) Coupon represents a yield to maturity.
- (l) Coupon represents a weighted average yield to maturity.

(m) RESTRICTED SECURITIES:

Issuer Description	Coupon	Maturity Date	Acquisition Date	Cost	Market Value	Market Value as Percentage of Net Assets
Amsurg Corp.	N/A	N/A	11/02/2023	\$ 37,379	\$ 59,678	0.51%
Constellation Oil Services Holding S.A.	N/A	N/A	06/10/2022	46	70	0.00%
Corestate Capital Holding S.A.	N/A	N/A	08/22/2023	0	0	0.00%
Deloitte LLP	5.250%	01/30/2030	10/30/2024	11,300	11,300	0.10%
Deloitte LLP	5.410%	01/30/2032	10/30/2024	11,100	11,100	0.09%
Deutsche Bank AG	2.129%	11/24/2026	01/11/2023	1,127	1,163	0.01%
Dreamwell Ltd.	N/A	N/A	04/24/2024	93	0	0.00%
Intelsat S.A.	N/A	N/A	08/02/2018	75,855	29,045	0.25%
Neiman Marcus Group Ltd. LLC	N/A	N/A	09/25/2020	4,866	19,846	0.17%
Prime Property Fund LLC	5.440%	09/30/2031	09/17/2024	12,400	12,214	0.10%
Project Alpha	5.355%	07/16/2025	10/16/2024	2,830	2,600	0.02%
SSB Manufacturing Co.	N/A	N/A	06/29/2023	93	0	0.00%
WestMet Group Holdings LLC	N/A	N/A	07/03/2023	59	39	0.00%
Westmoreland Mining Holdings LLC	N/A	N/A	03/26/2019	44	11	0.00%
Total Restricted Securities				\$ 157,192	\$ 147,066	1.25%

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

(n) REPURCHASE AGREEMENTS:

Counterparty	Lending Rate	Settlement Date	Maturity Date	Principal Amount	Collateralized By	Collateral Received, at Value	Repurchase Agreements, at Value	Repurchase Agreement Proceeds to be Received ⁽¹⁾
CEW	3.790%	10/31/2024	11/01/2024	CAD 100,000	Province of Ontario 4.650% due 06/02/2041			
					Province of Quebec 3.500% due 12/01/2045	\$ (73,618)	\$ 71,739	\$ 71,746
Total Repurchase Agreements						\$ (73,618)	\$ 71,739	\$ 71,746

REVERSE REPURCHASE AGREEMENTS:

Counterparty	Borrowing Rate(2)	Settlement Date	Maturity Date	Amount Borrowed(2)	Payable for Reverse Repurchase Agreements
BOS	4.500%	10/18/2024	11/12/2024	\$ (4,366)	\$ (4,373)
BOS	4.770%	10/24/2024	11/05/2024	(6,948)	(6,956)
BOS	4.770%	11/05/2024	11/06/2024	(5,856)	(5,856)
BOS	4.780%	10/18/2024	11/07/2024	(2,879)	(2,884)
BOS	4.780%	10/18/2024	11/12/2024	(1,100)	(1,102)
BOS	4.800%	10/18/2024	11/12/2024	(1,864)	(1,868)
BOS	4.800%	10/23/2024	11/12/2024	(2,130)	(2,133)
DEU	5.020%	10/24/2024	11/04/2024	(54,204)	(54,264)
DEU	5.020%	10/25/2024	11/01/2024	(58,089)	(58,146)
DEU	5.030%	10/24/2024	11/04/2024	(58,089)	(58,154)
JPS	4.800%	10/29/2024	11/05/2024	(13,479)	(13,485)
JPS	4.800%	11/05/2024	11/06/2024	(12,862)	(12,862)
JPS	4.800%	11/08/2024	11/12/2024	(7,717)	(7,717)
JPS	5.000%	10/28/2024	11/04/2024	(93,421)	(93,472)
Total Reverse Repurchase Agreements					\$ (323,272)

CERTAIN TRANSFERS ACCOUNTED FOR AS SECURED BORROWINGS

	Remaining Contractual Maturity of the Agreements				
	Overnight and Continuous	Up to 30 days	31-90 days	Greater Than 90 days	Total
Reverse Repurchase Agreements					
Non - U.S. Corporate Debt	\$ 0	\$ (25,193)	\$ 0	\$ 0	\$ (25,193)
U.S. Corporate Debt	0	(7,608)	0	0	(7,608)
U.S. Government Debt	(58,146)	(205,890)	0	0	(264,036)
Total Reverse Repurchase Agreements	\$ (58,146)	\$ (238,691)	\$ 0	\$ 0	\$ (296,837)
Total Borrowings	\$ (58,146)	\$ (238,691)	\$ 0	\$ 0	\$ (296,837)
Payable for Reverse Repurchase Agreements ⁽³⁾					\$ (296,837)

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of Borrowings and Other Financing Transactions and collateral pledged/(received) as of October 31, 2024:

(o) Securities with an aggregate market value of \$296,136 have been pledged as collateral under the terms of the following master agreements as of October 31, 2024.

Counterparty	Repurchase Agreement Proceeds to be Received	Payable for Reverse Repurchase Agreements	Payable for Sale-Buyback Transactions	Payable for Short Sales	Total Borrowings and Other Financing Transactions	Collateral Pledged/(Received)	Net Exposure ⁽⁴⁾
Global/Master Repurchase Agreement							
BOS	\$ 0	\$ (25,172)	\$ 0	\$ 0	\$ (25,172)	\$ 20,589	\$ (4,583)
CEW	71,746	0	0	0	71,746	(73,618)	(1,872)
DEU	0	(170,564)	0	0	(170,564)	169,658	(906)
JML	0	0	0	0	0	(271)	(271)
JPS	0	(127,536)	0	0	(127,536)	105,889	(21,647)
Total Borrowings and Other Financing Transactions	\$ 71,746	\$ (323,272)	\$ 0	\$ 0	\$ (251,526)		

(1) Includes accrued interest.

(2) The average amount of borrowings outstanding during the period ended October 31, 2024 was \$147,731 at a weighted average interest rate of 5.288%. Average borrowings may include sale-buyback transactions and reverse repurchase agreements, if held during the period.

(3) Unsettled reverse repurchase agreements liability of \$(26,435) is outstanding at period end.

(4) Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from borrowings and other financing transactions can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

(p) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED

PURCHASED OPTIONS:

OPTIONS ON EXCHANGE-TRADED FUTURES CONTRACTS

Description	Strike Price	Expiration Date	# of Contracts	Cost	Market Value
Put - U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	\$ 91.500	11/22/2024	797	\$ 7	\$ 1
Put - U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	92.000	11/22/2024	403	3	0
Total Purchased Options				\$ 10	\$ 1

WRITTEN OPTIONS:

FUTURE STYLE OPTIONS

Description		Strike Price	Expiration Date	# of Contracts	Premiums (Received)	Market Value
Call - Euro-Bund 10-Year Bond December Futures	EUR	134.500	11/22/2024	221	\$ (102)	\$ (53)
Call - Euro-Bund 10-Year Bond December Futures		135.000	11/22/2024	153	(106)	(27)
Put - Euro-Bund 10-Year Bond December Futures		131.500	11/22/2024	221	(112)	(211)
Put - Euro-Bund 10-Year Bond December Futures		132.000	11/22/2024	153	(96)	(186)
Total Written Options					\$ (416)	\$ (477)

FUTURES CONTRACTS:

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
					Asset	Liability
3-Month SOFR December Futures	Short	03/2025	1,201	\$ 1,459	\$ 0	\$ 0
3-Month SOFR December Futures	Short	03/2026	229	859	9	0
3-Month SOFR June Futures	Short	09/2025	1,272	1,777	64	0
3-Month SOFR March Futures	Short	06/2025	1,196	1,653	45	0
3-Month SOFR March Futures	Short	06/2026	215	780	11	0
3-Month SOFR September Futures	Short	12/2024	247	(50)	0	0
3-Month SOFR September Futures	Short	12/2025	175	680	6	0
Australia Government 10-Year Bond December Futures	Short	12/2024	694	2,481	156	0
Euro-Bobl 5-Year Note December Futures	Short	12/2024	232	194	30	0
Euro-Bund 10-Year Bond December Futures	Long	12/2024	146	(156)	0	(27)
U.S. Treasury 2-Year Note December Futures	Long	12/2024	131	(241)	0	(9)
U.S. Treasury 5-Year Note December Futures	Long	12/2024	4,648	(11,663)	0	(654)
U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	Long	12/2024	7,625	(29,344)	0	(1,787)
U.S. Treasury 20-Year Bond December Futures	Short	12/2024	1,471	9,977	138	0
U.S. Treasury Ultra 10-Year Note December Futures	Long	12/2024	3	(14)	0	(1)
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond December Futures	Long	12/2024	772	(6,175)	48	0
United Kingdom Treasury 10-Year Gilt December Futures	Long	12/2024	1,886	(16,295)	0	(2,134)
Total Futures Contracts				\$ (44,078)	\$ 507	\$ (4,612)

SWAP AGREEMENTS:

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION⁽¹⁾

Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Implied Credit Spread at October 31, 2024 ⁽²⁾	Notional Amount ⁽³⁾	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Airbus SE	1.000%	06/20/2028	0.339%	EUR 600	\$ 16	\$ 2	\$ 0	\$ 0
AT&T, Inc.	1.000%	12/20/2025	0.298%	\$ 200	2	(1)	0	0
AT&T, Inc.	1.000%	06/20/2028	0.488%	2,600	48	73	0	(1)
Boeing Co.	1.000%	12/20/2024	0.361%	4,300	9	48	0	0
Boeing Co.	1.000%	06/20/2025	0.422%	3,100	15	59	0	0
Boeing Co.	1.000%	12/20/2025	0.585%	3,100	18	30	34	0
Boeing Co.	1.000%	06/20/2026	0.699%	8,400	50	20	4	0
Ford Motor Credit Co. LLC	5.000%	12/20/2024	0.270%	5,500	68	(411)	0	0
Ford Motor Credit Co. LLC	5.000%	06/20/2025	0.300%	1,100	38	(11)	0	0
Ford Motor Credit Co. LLC	5.000%	12/20/2025	0.356%	8,400	484	157	0	(1)
Ford Motor Credit Co. LLC	5.000%	06/20/2026	0.559%	100	7	3	0	0
Ford Motor Credit Co. LLC	5.000%	06/20/2027	0.868%	100	11	6	0	0
Rolls-Royce PLC	1.000%	06/20/2025	0.154%	EUR 13,400	95	933	0	0
Rolls-Royce PLC	1.000%	06/20/2026	0.252%	3,800	54	360	0	0
Rolls-Royce PLC	1.000%	12/20/2026	0.279%	26,300	465	1,709	0	(2)
Verizon Communications, Inc.	1.000%	12/20/2024	0.191%	\$ 15,300	35	(11)	0	0
Verizon Communications, Inc.	1.000%	12/20/2026	0.358%	2,500	36	(20)	0	0
Verizon Communications, Inc.	1.000%	06/20/2028	0.479%	8,000	151	163	0	(2)
Verizon Communications, Inc.	1.000%	12/20/2028	0.513%	2,000	40	44	0	(1)
					\$ 1,642	\$ 3,153	\$ 38	\$ (7)

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CREDIT INDICES - SELL PROTECTION(1)

Index/Tranches	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount(3)	Market Value(4)	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
						Asset	Liability
CDX.EM-32 Index	1.000%	12/20/2024	\$ 8,670	\$ 12	\$ 377	\$ 0	\$ 0
CDX.EM-34 Index	1.000%	12/20/2025	46,828	25	1,715	0	(31)
CDX.EM-35 Index	1.000%	06/20/2026	92	0	3	0	0
CDX.EM-36 Index	1.000%	12/20/2026	94,208	158	4,359	0	(65)
CDX.EM-37 Index	1.000%	06/20/2027	1,372	(3)	110	0	(1)
CDX.EM-38 Index	1.000%	12/20/2027	11,900	(64)	945	0	(11)
CDX.EM-39 Index	1.000%	06/20/2028	1,700	(15)	102	0	(2)
CDX.EM-40 Index	1.000%	12/20/2028	29,000	(447)	911	0	(30)
CDX.EM-41 Index	1.000%	06/20/2029	11,800	(257)	194	0	(13)
CDX.EM-42 Index	1.000%	12/20/2029	21,600	(627)	8	0	(25)
CDX.HY-34 Index	5.000%	06/20/2025	2,992	97	(13)	0	(1)
CDX.HY-35 Index	5.000%	12/20/2025	960	48	(36)	0	(1)
CDX.HY-36 Index	5.000%	06/20/2026	57,696	3,677	(1,766)	0	(59)
CDX.HY-37 Index	5.000%	12/20/2026	12,672	960	253	0	(15)
CDX.HY-38 Index	5.000%	06/20/2027	2,784	209	223	0	(4)
CDX.HY-39 Index	5.000%	12/20/2027	3,395	263	301	0	(6)
CDX.HY-40 Index	5.000%	06/20/2028	294	24	16	0	(1)
CDX.HY-41 Index	5.000%	12/20/2028	297	24	6	0	(1)
CDX.HY-43 Index	5.000%	12/20/2029	125,600	9,345	204	0	(357)
CDX.IG-37 Index	1.000%	12/20/2026	300	5	(2)	0	0
CDX.IG-38 Index	1.000%	06/20/2027	1,000	19	11	0	0
CDX.IG-39 Index	1.000%	12/20/2027	400	8	3	0	0
CDX.IG-40 Index	1.000%	06/20/2028	2,600	59	21	0	(1)
CDX.IG-41 Index	1.000%	12/20/2028	2,500	59	20	0	(1)
CDX.IG-43 Index	1.000%	12/20/2029	408,500	9,138	(36)	0	(233)
iTraxx Europe Series 33 Index	1.000%	06/20/2025	EUR 16,540	127	(253)	0	(1)
				\$ 22,844	\$ 7,676	\$ 0	\$ (859)

[次へ](#)

INTEREST RATE SWAPS

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin		
							Asset	Liability	
Pay	3-Month FRA New Zealand Bank Bill	4.750%	06/19/2029	NZD	69,400	\$ 2,243	\$ 1,835	\$ 0	\$ (39)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.410%	07/31/2028	ZAR	37,200	51	51	0	(1)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.415%	07/31/2028		29,700	41	41	0	(1)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.420%	07/31/2028		111,200	155	155	0	(4)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.428%	07/31/2028		74,100	104	104	0	(3)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.426%	08/01/2028		44,900	63	63	0	(2)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.460%	08/01/2028		75,900	111	111	0	(3)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.460%	08/02/2028		76,900	113	113	0	(3)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.464%	08/02/2028		77,100	113	113	0	(3)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.550%	08/03/2028		82,900	135	135	0	(3)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.380%	08/04/2028		39,800	52	52	0	(2)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.410%	08/04/2028		96,000	132	132	0	(4)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.415%	08/04/2028		39,800	55	55	0	(2)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.421%	08/04/2028		40,700	57	57	0	(2)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.543%	08/04/2028		40,600	66	66	0	(2)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.360%	08/07/2028		76,600	99	99	0	(3)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.400%	08/07/2028		76,600	105	105	0	(3)
Pay	3-Month ZAR-SAJIBOR	8.410%	08/07/2028		22,600	31	31	0	(1)
Pay	6-Month Australian Bank Bill	3.250%	12/17/2024	AUD	39,200	(174)	(3,183)	0	0
Pay	6-Month Australian Bank Bill	4.250%	12/17/2024		41,400	(47)	(4,663)	0	0
Pay	6-Month Australian Bank Bill	3.500%	06/17/2025		38,850	(272)	(3,864)	0	(4)
Pay	6-Month Australian Bank Bill	2.750%	06/17/2026		3,870	(80)	(360)	0	(2)
Pay	6-Month Australian Bank Bill	3.000%	03/21/2027		313,890	(6,182)	(34,506)	0	(174)
Pay	6-Month Australian Bank Bill	4.000%	09/18/2029		243,600	(1,931)	(4,438)	0	(278)
Pay	6-Month Australian Bank Bill	4.500%	03/20/2034		94,500	(73)	280	0	(170)
Pay	6-Month Australian Bank Bill	4.500%	09/18/2034		31,400	(58)	(472)	0	(57)
Receive	6-Month EURIBOR	(0.395%)	12/30/2024	EUR	1,900	47	47	0	0
Receive	6-Month EURIBOR	(0.363%)	06/30/2025		3,500	135	135	1	0
Receive	6-Month EURIBOR	(0.329%)	12/30/2025		2,300	123	123	1	0
Receive	6-Month EURIBOR	(0.294%)	06/30/2026		1,100	70	70	1	0
Pay	6-Month EURIBOR	1.000%	05/13/2027		56,700	(2,924)	(2,924)	0	(48)
Pay	6-Month EURIBOR	3.370%	10/09/2028		21,800	873	873	0	(21)
Pay	6-Month EURIBOR	3.450%	10/20/2028		20,300	880	880	0	(20)
Receive	6-Month EURIBOR	3.270%	11/08/2028		20,700	(1,066)	(1,066)	20	0
Receive	6-Month EURIBOR	3.255%	11/22/2028		9,600	(490)	(490)	9	0
Receive	6-Month EURIBOR	3.179%	11/29/2028		10,200	(483)	(483)	10	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.920%	12/13/2028		22,800	(787)	(787)	21	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.880%	12/19/2028		18,800	(617)	(617)	18	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.950%	12/29/2028		12,000	(440)	(440)	11	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.760%	01/03/2029		13,100	(353)	(353)	12	0
Pay	6-Month EURIBOR	2.770%	04/16/2029		17,500	565	565	0	(15)
Pay	6-Month EURIBOR	2.860%	04/24/2029		26,000	976	976	0	(23)
Pay	6-Month EURIBOR	2.780%	05/02/2029		17,500	223	223	0	(16)
Pay	6-Month EURIBOR	2.827%	05/06/2029		35,200	537	537	0	(30)
Pay	6-Month EURIBOR	2.950%	06/12/2029		13,400	307	307	0	(11)
Receive	6-Month EURIBOR	2.818%	06/26/2029		16,900	(283)	(283)	14	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.700%	08/13/2029		25,000	(318)	(318)	0	(20)
Receive	6-Month EURIBOR	2.650%	08/14/2029		13,800	(140)	(140)	0	(11)
Receive	6-Month EURIBOR	2.300%	09/25/2029		36,700	212	212	0	(27)
Receive	6-Month EURIBOR	2.360%	10/07/2029		37,200	73	73	0	(27)
Receive	6-Month EURIBOR	(0.150%)	03/18/2030		123,000	17,720	14,159	69	0
Pay ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.500%	03/19/2030		635,100	5,700	594	421	0
Receive	6-Month EURIBOR	0.150%	06/17/2030		26,800	3,812	3,831	14	0
Pay	6-Month EURIBOR	2.000%	09/21/2032		194,130	(6,603)	(9,416)	0	(57)
Pay	6-Month EURIBOR	2.547%	03/09/2033		46,800	1,034	1,034	0	(11)

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Pay	6-Month EURIBOR	3.270%	08/21/2033	EUR 12,000	\$ 857	\$ 857	\$ 0	\$ (3)
Receive	6-Month EURIBOR	3.250%	11/06/2033	12,700	(1,099)	(1,099)	2	0
Receive	6-Month EURIBOR	3.148%	11/20/2033	12,300	(946)	(946)	2	0
Receive	6-Month EURIBOR	3.280%	11/22/2033	6,200	(558)	(558)	1	0
Receive	6-Month EURIBOR	3.305%	11/27/2033	12,700	(1,175)	(1,175)	2	0
Receive	6-Month EURIBOR	3.128%	12/04/2033	7,500	(567)	(567)	1	0
Receive	6-Month EURIBOR	3.063%	12/06/2033	10,100	(699)	(699)	2	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.990%	12/08/2033	13,400	(835)	(835)	2	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.970%	12/15/2033	16,300	(986)	(986)	3	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.890%	12/22/2033	15,000	(795)	(795)	2	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.910%	12/29/2033	10,000	(548)	(548)	1	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.650%	01/08/2034	16,200	(476)	(476)	2	0
Pay	6-Month EURIBOR	2.760%	03/04/2034	11,600	499	499	0	(1)
Pay	6-Month EURIBOR	2.750%	03/05/2034	11,900	498	498	0	(1)
Receive	6-Month EURIBOR	2.670%	04/03/2034	7,200	(255)	(255)	1	0
Pay	6-Month EURIBOR	2.770%	04/29/2034	11,300	523	523	0	(1)
Receive	6-Month EURIBOR	2.710%	08/06/2034	29,200	(650)	(650)	0	(1)
Receive	6-Month EURIBOR	2.680%	08/07/2034	22,000	(434)	(434)	1	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.580%	08/29/2034	25,500	(281)	(281)	2	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.390%	10/01/2034	25,300	149	149	3	0
Receive(5)	6-Month EURIBOR	2.500%	03/19/2035	185,000	(1,532)	1,384	49	0
Receive	6-Month EURIBOR	0.250%	03/18/2050	37,600	15,870	12,858	0	(285)
Receive(5)	6-Month EURIBOR	0.830%	12/09/2052	186,200	10,156	9,054	0	(900)
Receive(5)	6-Month EURIBOR	2.250%	03/19/2055	127,182	(2,587)	(2,799)	1,464	0
Pay	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.176%	04/27/2027	/ 3,890,000	(223)	(223)	0	(12)
Receive	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	(0.020%)	09/20/2028	67,650,000	11,796	10,210	226	0
Receive	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.000%	03/15/2029	75,360,000	14,770	14,026	263	0
Receive	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.700%	09/18/2029	22,520,000	(447)	(739)	81	0
Receive	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.400%	06/15/2032	3,814,400	707	718	4	0
Receive	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	1.000%	09/18/2034	11,590,000	(571)	(1,231)	1	0
Receive	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.500%	03/15/2042	1,855,000	1,654	1,065	0	(5)
Receive	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.711%	04/27/2042	945,000	642	642	0	(2)
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.157%	01/02/2025	BRL 4,400	(22)	(22)	0	0
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.177%	01/02/2025	2,900	(14)	(14)	0	0
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.367%	01/02/2025	3,600	(14)	(14)	0	0
Pay	BRL - CDI - Compounded	12.018%	01/02/2025	9,800	(12)	(12)	0	0
Pay	BRL - CDI - Compounded	12.098%	01/02/2025	16,300	(14)	(14)	0	0
Pay	BRL - CDI - Compounded	12.158%	01/02/2025	8,200	(5)	(5)	0	0
Pay	BRL - CDI - Compounded	12.163%	01/02/2025	8,000	(5)	(5)	0	0
Pay	BRL - CDI - Compounded	12.178%	01/02/2025	16,400	(9)	(9)	0	0
Pay	BRL - CDI - Compounded	9.874%	01/02/2026	76,500	(558)	(558)	0	(2)
Pay	BRL - CDI - Compounded	9.899%	01/02/2026	38,600	(278)	(278)	0	(1)
Pay	BRL - CDI - Compounded	9.939%	01/02/2026	58,200	(409)	(409)	0	(2)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.052%	01/02/2026	145,800	(976)	(976)	0	(5)

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.085%	01/02/2026	BRL	144,700	\$ (954)	\$ (954)	\$ 0 \$ (5)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.105%	01/02/2026		143,400	(942)	(942)	0 (5)
Pay	BRL - CDI - Compounded	9.998%	01/04/2027		107,700	(1,095)	(1,095)	0 (13)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.037%	01/04/2027		26,000	(259)	(259)	0 (3)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.041%	01/04/2027		118,400	(1,185)	(1,185)	0 (15)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.072%	01/04/2027		54,290	(442)	(442)	0 (7)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.090%	01/04/2027		223,400	(2,194)	(2,194)	0 (28)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.098%	01/04/2027		164,150	(1,319)	(1,319)	0 (21)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.138%	01/04/2027		55,600	(535)	(535)	0 (7)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.165%	01/04/2027		83,240	(648)	(648)	0 (11)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.170%	01/04/2027		138,900	(1,080)	(1,080)	0 (18)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.182%	01/04/2027		166,560	(1,286)	(1,286)	0 (22)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.183%	01/04/2027		82,940	(640)	(640)	0 (11)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.203%	01/04/2027		194,390	(1,487)	(1,487)	0 (25)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.210%	01/04/2027		28,000	(213)	(213)	0 (4)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.256%	01/04/2027		194,220	(1,448)	(1,448)	0 (25)
Pay	BRL - CDI - Compounded	10.328%	01/04/2027		145,470	(1,047)	(1,047)	0 (19)
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.250%	01/04/2027		5,300	(44)	(44)	0 (1)
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.275%	01/04/2027		2,700	(22)	(22)	0 0
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.290%	01/04/2027		2,700	(22)	(22)	0 0
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.731%	01/04/2027		1,400	(7)	(7)	0 0
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.746%	01/04/2027		5,900	(31)	(31)	0 (1)
Pay	BRL - CDI - Compounded	11.901%	01/04/2027		14,100	(60)	(60)	0 (2)
Pay	Canadian Overnight Repo Rate Average	3.750%	12/20/2025	CAD	160,300	557	3,282	0 (23)
Pay	IBMEXID	8.300%	06/16/2028	MXN	19,900	(41)	(24)	0 (2)
Pay	IBMEXID	8.512%	07/24/2028		224,800	(385)	(385)	0 (18)
Pay	IBMEXID	8.444%	07/25/2028		418,600	(762)	(762)	0 (34)
Pay	IBMEXID	8.556%	07/27/2028		635,400	(1,040)	(1,040)	0 (51)
Pay	IBMEXID	8.650%	07/28/2028		97,700	(145)	(89)	0 (8)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.088%	11/07/2024	\$	27,500	(609)	(609)	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.910%	11/14/2024		27,400	(654)	(654)	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	11/21/2024		54,600	(831)	(831)	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.650%	11/22/2024		54,500	(884)	(884)	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.650%	12/05/2024		55,600	(890)	(890)	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/11/2024		55,600	(829)	(829)	0 0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.500%	12/18/2024		62,500	23	2,726	0 0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.450%	12/20/2024		428,400	11,960	11,990	3 0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.350%	01/17/2025		214,000	6,054	6,031	0 (1)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.300%	03/16/2025		62,600	1,124	1,124	0 0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.300%	03/18/2025		62,600	1,115	1,115	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.688%	04/04/2025		29,800	(676)	(676)	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.690%	04/04/2025		14,800	(336)	(336)	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.697%	04/04/2025		59,600	(1,347)	(1,347)	0 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.781%	04/09/2025		38,800	(838)	(838)	0 0

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.721%	04/10/2025	\$ 29,400	\$ (652)	\$ (652)	\$ 0	\$ 0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.790%	04/10/2025	23,300	(500)	(500)	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.500%	05/22/2025	2,011,060	(6,195)	(367)	0	(59)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.900%	06/06/2025	1,156,360	1,621	(64)	0	(45)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.000%	06/20/2025	117,800	1,792	4,205	4	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.620%	07/24/2025	154,200	2,968	2,968	11	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.600%	01/16/2026	167,700	9,887	7,753	24	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.300%	01/17/2026	120,700	5,457	5,431	17	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	0.928%	05/06/2026	25,800	1,485	1,485	5	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	0.940%	06/08/2026	35,000	1,945	1,945	7	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	0.500%	06/16/2026	251,400	15,994	12,144	52	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.030%	06/17/2026	43,000	2,294	2,294	9	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.010%	06/24/2026	39,800	2,126	2,126	8	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.590%	07/23/2026	109,300	3,318	3,318	26	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.243%	08/07/2026	52,000	1,888	1,888	0	(13)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.250%	12/15/2026	3,300	204	275	1	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.740%	12/16/2026	15,800	789	789	5	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.380%	01/04/2027	37,200	(2,151)	(2,151)	0	(12)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.570%	01/11/2027	21,300	(1,130)	(1,130)	0	(7)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.570%	01/12/2027	13,400	(711)	383	0	(4)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.425%	01/18/2027	25,400	(1,430)	783	0	(8)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.443%	01/18/2027	27,300	(1,525)	(1,525)	0	(9)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.350%	01/20/2027	19,000	1,101	1,101	6	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.418%	01/20/2027	12,700	(715)	(715)	0	(4)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.550%	01/20/2027	84,500	(4,492)	(4,200)	0	(26)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.560%	02/05/2027	28,000	1,847	1,847	10	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.580%	02/16/2027	26,400	(1,714)	464	0	(9)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.450%	02/17/2027	62,000	4,215	4,215	20	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.700%	02/17/2027	248,100	(15,392)	(14,459)	0	(82)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.420%	02/24/2027	46,300	3,164	3,164	15	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.650%	02/24/2027	154,200	(9,692)	(9,135)	0	(52)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.620%	04/18/2027	26,900	(1,962)	(1,962)	0	(14)

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.783%	04/22/2027	\$ 20,100	\$ (1,367)	\$ (1,367)	\$ 0	\$ (10)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.788%	05/03/2027	20,600	(1,387)	(1,387)	0	(11)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.000%	06/15/2027	51,050	(4,461)	(3,611)	0	(21)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.000%	06/15/2027	68,850	6,015	3,720	43	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.850%	08/30/2027	24,600	(763)	(763)	0	(20)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.050%	09/07/2027	12,500	(312)	(312)	0	(10)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.955%	10/04/2027	25,100	(664)	(664)	0	(22)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/13/2027	25,200	420	420	25	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.500%	12/20/2027	259,700	(11,602)	(28,045)	0	(142)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.490%	01/09/2028	190,500	(8,464)	1,699	0	(102)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.800%	03/10/2028	38,100	(413)	(413)	0	(41)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.280%	03/24/2028	73,200	(6,851)	(6,851)	0	(43)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.235%	05/12/2028	13,100	1,314	1,314	8	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	0.500%	06/16/2028	366,282	(46,028)	9,733	0	(246)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.250%	06/21/2028	131,000	3,498	5,062	148	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.700%	07/21/2028	14,100	(644)	(644)	0	(16)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.675%	07/24/2028	14,400	(669)	(669)	0	(16)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.468%	07/27/2028	14,200	(765)	(765)	0	(16)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.800%	09/05/2028	67,400	(169)	(169)	0	(79)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.510%	11/30/2028	10,070	136	136	0	(12)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.515%	11/30/2028	15,210	203	203	0	(19)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.500%	12/15/2028	29,662	(2,936)	(3,605)	0	(26)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.500%	01/12/2029	14,850	1,453	1,453	13	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.700%	01/12/2029	54,000	(4,836)	625	0	(49)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.518%	01/20/2029	7,600	(736)	(736)	0	(7)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.630%	01/20/2029	10,600	(977)	(977)	0	(10)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.630%	01/26/2029	12,700	(1,166)	(1,166)	0	(12)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.618%	02/09/2029	4,800	(540)	(540)	0	(6)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.940%	02/22/2029	50,500	(192)	(192)	0	(65)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.970%	02/27/2029	17,100	(37)	(37)	0	(22)
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.300%	02/28/2029	43,830	813	871	0	(43)
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	02/28/2029	118,040	1,273	2,340	0	(116)

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.200%	03/02/2029	\$ 57,100	\$ 1,280	\$ 1,311	\$ 0	\$ (56)
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.100%	03/05/2029	51,800	1,360	1,476	0	(51)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	4.250%	03/20/2029	22,650	(262)	466	23	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.000%	06/15/2029	6,100	(816)	(651)	0	(6)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.000%	06/15/2029	97,910	13,075	8,707	125	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.750%	06/15/2029	59,920	(5,941)	(2,224)	0	(78)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.000%	06/19/2029	275,100	(11,146)	(42,863)	0	(288)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	06/20/2029	259,200	1,892	6,679	334	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.050%	09/08/2029	12,400	(438)	(438)	0	(17)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.100%	09/09/2029	12,400	(410)	(410)	0	(17)
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2029	457,200	66	7,929	617	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.750%	01/23/2030	14,000	1,473	1,473	17	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.870%	01/23/2030	14,000	1,389	1,389	17	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.470%	02/22/2030	39,200	(1,076)	(1,076)	0	(50)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.340%	02/23/2030	32,800	(1,133)	(1,133)	0	(42)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.610%	02/28/2030	14,100	1,746	1,746	17	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.525%	03/02/2030	14,000	(335)	(335)	0	(18)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.430%	03/17/2030	31,300	4,112	4,112	36	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.250%	06/17/2030	9,500	1,359	1,164	11	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.000%	06/21/2030	339,400	16,085	16,065	389	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	06/22/2030	98,200	(1,983)	(1,983)	0	(114)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	0.678%	07/29/2030	12,400	2,129	2,129	14	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	0.674%	08/05/2030	12,000	2,223	2,223	13	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.800%	08/22/2030	8,900	(11)	(11)	0	(10)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.000%	12/16/2030	7,588	1,279	1,226	9	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	12/20/2030	1,195,800	36,435	27,324	1,331	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	4.250%	03/20/2031	12,680	(256)	304	16	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.328%	04/30/2031	7,370	210	210	0	(9)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.431%	04/30/2031	12,390	273	273	0	(15)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	0.750%	06/16/2031	13,609	(2,666)	(1,414)	0	(15)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	0.750%	06/16/2031	335,400	65,564	38,997	370	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	06/20/2031	671,400	4,552	(3,432)	861	0

[次へ](#)

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.300%	06/30/2031	\$ 22,890	\$ 608	\$ 606	\$ 0	\$ (28)
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.350%	06/30/2031	58,100	1,377	1,580	0	(71)
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.300%	07/02/2031	164,600	4,370	5,950	0	(200)
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.100%	07/05/2031	33,200	1,265	1,281	0	(40)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.450%	07/16/2031	23,600	3,569	3,569	26	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.370%	07/19/2031	10,500	1,639	1,639	12	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.360%	07/20/2031	15,700	2,459	2,459	17	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.405%	09/07/2031	25,500	4,201	4,201	28	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.500%	10/05/2031	15,500	(2,439)	(2,439)	0	(17)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.535%	10/15/2031	15,400	(2,383)	(2,383)	0	(17)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.535%	10/22/2031	10,300	(1,590)	(1,590)	0	(11)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.545%	10/26/2031	10,300	(1,582)	(1,582)	0	(11)
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2031	363,770	(14)	4,635	492	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.735%	01/12/2032	10,100	(1,442)	(1,442)	0	(11)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.655%	01/24/2032	12,700	(1,874)	(1,874)	0	(14)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.768%	02/02/2032	9,600	(1,468)	(1,468)	0	(11)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.650%	02/08/2032	16,100	(2,591)	(2,591)	0	(19)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.000%	02/18/2032	23,000	(3,159)	(3,159)	0	(25)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.730%	02/24/2032	15,200	(2,342)	(2,342)	0	(18)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.765%	03/16/2032	5,300	(797)	(797)	0	(6)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.385%	06/08/2032	10,400	1,065	1,065	12	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.250%	06/15/2032	55,640	(10,103)	(1,018)	0	(59)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.250%	06/15/2032	45,970	8,323	6,567	48	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.750%	06/15/2032	78,300	(11,462)	(7,187)	0	(85)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.500%	06/21/2032	12,800	2,160	1,736	13	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.050%	09/06/2032	18,800	(973)	(973)	0	(20)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.610%	12/12/2032	10,100	264	264	10	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.350%	12/14/2032	5,000	232	232	5	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.400%	02/23/2033	31,600	(1,246)	(1,246)	0	(28)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.430%	02/27/2033	21,500	(794)	(794)	0	(19)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.370%	03/01/2033	20,800	(862)	(862)	0	(18)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.405%	03/01/2033	20,300	(786)	(786)	0	(18)

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.300%	03/06/2033	\$ 20,200	\$ (943)	\$ (943)	\$ 0	\$ (18)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.450%	03/07/2033	38,300	(1,339)	(1,339)	0	(34)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	05/22/2033	911,110	25,241	16,477	774	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.700%	06/06/2033	529,370	6,143	10,435	455	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.300%	06/14/2033	77,300	(3,252)	(3,252)	0	(64)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.000%	06/21/2033	230	(15)	(14)	0	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.000%	06/21/2033	366,140	23,741	22,209	296	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	06/21/2033	65,300	(1,721)	(1,721)	0	(55)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.650%	07/10/2033	37,000	(517)	(517)	0	(32)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	07/12/2033	31,800	(197)	(197)	0	(27)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.730%	08/03/2033	10,600	(71)	(71)	0	(9)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.735%	08/07/2033	12,100	(75)	(75)	0	(10)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.760%	08/23/2033	35,500	(127)	(127)	0	(31)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.800%	08/30/2033	17,800	(4)	(4)	0	(16)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.900%	08/30/2033	35,900	267	267	0	(32)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.030%	10/04/2033	33,900	633	633	0	(31)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.175%	10/10/2033	16,300	487	487	0	(15)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.150%	10/12/2033	16,300	458	458	0	(15)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.200%	10/18/2033	14,000	448	448	0	(13)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.220%	10/20/2033	16,400	551	551	0	(15)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.230%	10/23/2033	8,800	303	303	0	(8)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.255%	10/23/2033	8,800	320	320	0	(8)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.393%	10/25/2033	8,200	384	384	0	(8)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.450%	10/31/2033	10,200	439	439	0	(9)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.435%	11/01/2033	8,600	359	359	0	(8)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.450%	11/01/2033	16,900	727	727	0	(16)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	4.250%	11/22/2033	16,800	(446)	(446)	16	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	4.030%	12/15/2033	16,700	(142)	(142)	17	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.950%	12/19/2033	17,600	(32)	(32)	17	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	12/20/2033	35,610	(1,307)	435	0	(34)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	12/20/2033	131,800	4,926	2,448	141	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.842%	12/26/2033	8,900	64	64	9	0

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.854%	12/29/2033	\$ 16,600	\$ 100	\$ 100	\$ 17	\$ 0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	01/02/2034	8,300	122	122	8	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.810%	01/02/2034	8,300	80	80	8	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.684%	01/03/2034	8,300	169	169	8	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.648%	01/08/2034	16,700	386	386	17	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.670%	01/08/2034	18,000	382	382	18	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.594%	01/09/2034	16,800	467	467	17	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.600%	01/17/2034	19,400	523	523	20	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.735%	01/23/2034	8,700	(132)	(132)	0	(9)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.738%	01/23/2034	5,200	(78)	(78)	0	(5)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.655%	01/24/2034	9,800	(215)	(215)	0	(10)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.665%	01/24/2034	17,200	(363)	(363)	0	(18)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.685%	01/24/2034	17,300	(336)	(336)	0	(18)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.620%	01/31/2034	9,100	(224)	(224)	0	(9)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.725%	02/07/2034	8,300	(128)	(128)	0	(9)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.783%	02/07/2034	7,000	(73)	(73)	0	(7)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.860%	02/21/2034	33,800	(114)	(114)	0	(37)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.650%	03/05/2034	18,200	(377)	(377)	0	(20)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.700%	03/05/2034	9,400	(155)	(155)	0	(10)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.710%	03/05/2034	18,100	(282)	(282)	0	(20)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.900%	04/10/2034	16,800	33	33	0	(20)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.900%	04/15/2034	8,700	19	19	0	(10)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.950%	04/16/2034	18,000	116	116	0	(22)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.080%	04/17/2034	16,700	292	292	0	(20)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.085%	04/22/2034	16,700	303	303	0	(20)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.150%	04/22/2034	40,100	947	947	0	(49)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.078%	04/29/2034	17,400	310	310	0	(21)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.090%	04/30/2034	17,500	330	330	0	(22)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.130%	05/03/2034	16,300	364	364	0	(20)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	4.080%	06/05/2034	18,700	(363)	(363)	25	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	06/20/2034	74,070	(584)	1,494	0	(93)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.994%	07/02/2034	23,900	(317)	(317)	33	0

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Receive	Secured Overnight Financing Rate	4.060%	07/02/2034	\$ 16,800	\$ (316)	\$ (316)	\$ 23	\$ 0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.880%	07/10/2034	77,800	(313)	(313)	106	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.850%	08/05/2034	29,500	(77)	(77)	42	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.715%	08/07/2034	34,430	296	349	49	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.555%	08/28/2034	40,200	845	845	0	(58)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.565%	08/28/2034	20,900	422	422	0	(30)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.599%	08/28/2034	40,200	698	698	0	(58)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.605%	08/28/2034	16,100	271	271	0	(23)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.611%	08/28/2034	80,400	1,315	1,315	0	(116)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.643%	08/28/2034	40,200	550	550	0	(58)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.514%	09/04/2034	15,800	381	381	0	(23)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.525%	09/04/2034	19,400	451	451	0	(28)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.410%	09/05/2034	17,800	583	583	0	(26)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.240%	09/16/2034	8,900	413	413	0	(13)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.278%	09/16/2034	35,400	1,533	1,533	0	(51)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.385%	10/17/2034	19,000	(632)	(632)	29	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.395%	10/17/2034	40,700	(1,319)	(1,319)	61	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.400%	10/17/2034	16,400	(525)	(525)	25	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.446%	10/23/2034	20,000	(560)	(560)	30	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.495%	10/30/2034	31,000	(734)	(734)	48	0
Pay(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2034	1,560	(2)	(7)	0	(3)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.500%	06/20/2048	7,900	1,866	2,961	0	(3)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.910%	10/17/2049	11,400	3,883	3,888	0	(8)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.895%	10/18/2049	11,400	3,909	3,874	0	(9)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.368%	11/15/2049	3,710	234	234	2	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.464%	11/15/2049	4,900	232	232	3	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.527%	11/15/2049	2,030	75	75	1	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	2.000%	01/15/2050	8,800	2,840	3,034	0	(7)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.625%	01/16/2050	22,500	8,643	1,658	0	(18)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.750%	01/22/2050	47,500	17,250	15,493	0	(37)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.625%	02/03/2050	42,500	16,845	14,021	0	(34)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.875%	02/07/2050	2,700	959	939	0	(2)

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.500%	06/17/2050	\$ 1,200	\$ 493	\$ 615	\$ 0	\$ (1)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.215%	10/13/2050	14,900	(6,863)	(6,863)	13	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.144%	11/04/2050	9,000	(4,305)	(4,305)	8	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.250%	12/16/2050	128,700	58,693	45,515	0	(114)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.485%	01/13/2051	13,900	(5,758)	(5,758)	12	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.595%	01/13/2051	14,700	(5,818)	(5,818)	13	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.523%	01/19/2051	8,900	(3,626)	(3,626)	8	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.550%	01/21/2051	10,400	(4,188)	(4,188)	9	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.590%	02/09/2051	98,800	(40,317)	(40,317)	86	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.250%	06/16/2051	386,100	177,277	111,820	0	(455)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.945%	06/23/2051	22,200	7,570	7,570	0	(20)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.785%	08/12/2051	13,100	4,951	4,951	0	(12)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.815%	01/24/2052	2,500	(908)	(908)	2	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	1.867%	01/26/2052	2,500	(886)	(886)	2	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	1.750%	06/15/2052	96,100	33,227	24,167	0	(128)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.080%	02/23/2053	11,200	(1,343)	(1,343)	16	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.370%	07/12/2053	22,400	(1,326)	(1,326)	33	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.550%	07/21/2053	3,600	(736)	(736)	5	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	2.537%	07/24/2053	3,600	(743)	(743)	5	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.830%	10/12/2053	5,100	140	140	8	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.880%	10/16/2053	5,100	185	185	8	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.870%	10/17/2053	5,500	190	190	8	0
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.300%	11/15/2053	7,960	512	556	8	0
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.400%	11/15/2053	30,800	1,442	1,894	30	0
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.300%	12/02/2053	40,700	2,616	3,428	40	0
Receive(5)	Secured Overnight Financing Rate	3.200%	12/05/2053	13,700	1,120	1,267	14	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.555%	03/05/2054	7,400	(228)	(228)	11	0
Pay	Sterling Overnight Interbank Average Rate	4.000%	09/18/2029	GBP 699,600	(4,119)	(15,763)	0	(3,744)
Pay	Sterling Overnight Interbank Average Rate	4.320%	10/20/2033	7,300	210	211	0	(48)
Receive	Sterling Overnight Interbank Average Rate	3.700%	03/28/2034	7,300	310	309	46	0
Receive	Sterling Overnight Interbank Average Rate	3.750%	09/18/2034	72,700	2,185	3,340	468	0
Pay	Sterling Overnight Interbank Average Rate	1.096%	02/14/2052	5,500	(3,657)	(3,657)	0	(21)

INTEREST RATE SWAPS (Cont.)

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Variation Margin	
							Asset	Liability
Pay	Sterling Overnight Interbank Average Rate	1.060%	02/21/2052	GBP 2,500	\$ (1,680)	\$ (1,680)	\$ 0	\$ (10)
Pay	Sterling Overnight Interbank Average Rate	1.101%	02/21/2052	2,500	(1,658)	(1,658)	0	(10)
Pay	Sterling Overnight Interbank Average Rate	1.175%	02/28/2052	5,200	(3,360)	(3,360)	0	(20)
Receive	Sterling Overnight Interbank Average Rate	3.750%	09/18/2054	4,100	309	393	27	0
Receive	UK Retail Price Index	0.000%	09/15/2031	34,900	(5,393)	(5,214)	230	0
Receive	UK Retail Price Index	0.000%	10/15/2031	46,300	(6,309)	(6,249)	312	0
Receive	UK Retail Price Index	0.000%	11/15/2031	23,300	(2,782)	(2,530)	160	0
					\$ 396,021	\$ 251,260	\$ 11,957	\$ (11,927)
Total Swap Agreements					\$ 420,507	\$ 262,089	\$ 11,995	\$ (12,793)

[次へ](#)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED SUMMARY

The following is a summary of the market value and variation margin of Exchange-Traded or Centrally Cleared Financial Derivative Instruments as of October 31, 2024:

(q) Securities with an aggregate market value of \$307,261 and cash of \$21,714 have been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as of October 31, 2024. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

	Financial Derivative Assets				Financial Derivative Liabilities			
	Market Value	Variation Margin Asset			Market Value	Variation Margin Liability		
	Purchased Options	Futures	Swap Agreements	Total	Written Options	Futures	Swap Agreements	Total
Total Exchange-Traded or Centrally Cleared	\$ 1	\$ 507	\$ 11,995	\$ 12,503	\$ (477)	\$ (4,612)	\$ (12,793)	\$ (17,882)

- (1) If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- (2) Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues as of period end serve as indicators of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- (3) The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- (4) The prices and resulting values for credit default swap agreements serve as indicators of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood of an expected liability (or profit) for the credit derivative should the notional amount of the swap agreement be closed/sold as of the period end. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced underlying's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- (5) This instrument has a forward starting effective date. See Note 2, Securities Transactions and Investment Income, in the Notes to Financial Statements for Further information.

(r) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered		Currency to be Received		Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
						Asset	Liability
AZD	11/2024	NZD	48,699	\$	29,141	\$ 158	\$ 0
AZD	11/2024	\$	83,131	AUD	125,841	0	(705)
AZD	12/2024	AUD	125,841	\$	83,156	705	0
AZD	12/2024	CNH	17,047		2,404	5	0
AZD	12/2024	\$	29,146	NZD	48,699	0	(157)
BOA	11/2024	AUD	4,158	\$	2,766	42	0
BOA	11/2024	EUR	6,646		7,337	122	0
BOA	11/2024	GBP	16,274		21,530	608	0
BOA	11/2024	IDR	18,310,800		1,166	0	(1)
BOA	11/2024	\$	13,082	CNH	93,161	3	0
BOA	11/2024		284	CNY	2,007	0	(2)
BOA	11/2024		4,047	EUR	3,736	9	0
BOA	11/2024		10,838	GBP	8,309	0	(155)
BOA	11/2024		1,200	IDR	18,310,800	0	(33)
BOA	11/2024		12		187,859	0	0
BOA	11/2024		901	TRY	33,547	70	0
BOA	12/2024	CNH	92,985	\$	13,082	0	(3)
BOA	12/2024	PEN	3,340		880	0	(7)
BOA	12/2024	SGD	88		67	0	0
BOA	12/2024	\$	547	PLN	2,177	0	(5)
BOA	02/2025		4,733	MXN	86,382	0	(489)
BOA	05/2025		1,102	TRY	48,858	82	0
BPS	11/2024	CAD	13,001	\$	9,359	32	0
BPS	11/2024		100,010		71,891	145	0
BPS	11/2024	CNH	274,535		38,034	0	(526)
BPS	11/2024	EUR	742,701		830,953	24,639	0
BPS	11/2024	GBP	7,557		9,876	161	0
BPS	11/2024	IDR	640,401		41	0	0
BPS	11/2024	JPY	21,066,762		137,793	0	(526)
BPS	11/2024	KRW	11,159,263		8,171	70	0
BPS	11/2024		13,733,565		10,135	162	0
BPS	11/2024	NZD	541		340	18	0
BPS	11/2024	TWD	668,682		21,010	58	0
BPS	11/2024	\$	86,457	CAD	120,106	0	(295)
BPS	11/2024		13,160	CNH	93,546	0	(21)
BPS	11/2024		11,113	EUR	10,258	24	0
BPS	11/2024		649,027	GBP	499,641	0	(6,663)
BPS	11/2024		6,143	IDR	95,128,345	0	(89)
BPS	11/2024		4,350	PLN	16,678	0	(189)
BPS	11/2024		2,867	TRY	112,072	388	0
BPS	11/2024		14,613	TWD	467,923	49	0

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS (Cont.):

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealized Appreciation/(Depreciation)		
				Asset	Liability	
BPS	12/2024	CAD	120,001	\$ 86,457	\$ 292	\$ 0
BPS	12/2024	CNH	109,578	15,444	25	0
BPS	12/2024	GBP	499,641	649,001	6,669	0
BPS	12/2024	MXN	328,830	16,318	13	0
BPS	12/2024	PEN	3,878	1,022	0	(8)
BPS	12/2024	\$	13,576	INR 1,143,197	4	0
BPS	12/2024		137,793	JPY 20,990,736	524	0
BPS	12/2024		8,202	PLN 33,044	28	0
BPS	12/2024		5,426	21,600	0	(45)
BPS	12/2024		0	THB 7	0	0
BPS	12/2024	ZAR	9,914	\$ 559	0	0
BPS	01/2025	TWD	463,971	14,613	0	(46)
BPS	02/2025	MXN	894,803	44,179	277	0
BPS	05/2029	KWD	3,636	12,500	299	0
BPS	05/2029		1,155	3,970	95	0
BPS	07/2029		637	2,190	54	0
BRC	11/2024	AUD	3,365	2,262	58	0
BRC	11/2024	BRL	96,731	16,742	31	0
BRC	11/2024	CHF	56	66	2	0
BRC	11/2024	EUR	162,645	181,822	5,246	0
BRC	11/2024	GBP	70,988	92,054	789	0
BRC	11/2024	IDR	94,729,697	6,057	22	0
BRC	11/2024	KRW	2,616,328	1,910	10	0
BRC	11/2024	SEK	9,502	941	53	0
BRC	11/2024	TRY	303	8	0	(1)
BRC	11/2024		80,931	2,178	0	(177)
BRC	11/2024		168	5	0	0
BRC	11/2024	TWD	1,541	48	0	0
BRC	11/2024	\$	1,232	AUD 1,839	0	(27)
BRC	11/2024		17,543	BRL 96,731	0	(833)
BRC	11/2024		15	CHF 13	0	0
BRC	11/2024		4,805	GBP 3,702	0	(45)
BRC	11/2024		8,096	IDR 126,905,599	0	(11)
BRC	11/2024		9,693	NZD 15,341	0	(563)
BRC	11/2024		4	PLN 15	0	0
BRC	11/2024		3,272	TRY 129,100	479	0
BRC	11/2024		417	15,071	14	0
BRC	11/2024		6,741	246,017	263	0
BRC	11/2024		8,218	291,085	176	0
BRC	12/2024	CHF	13	\$ 15	0	0
BRC	12/2024	PEN	31,492	8,361	0	(1)
BRC	12/2024	TRY	122,844	3,274	0	(165)
BRC	12/2024	\$	3,714	JPY 563,718	0	0

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS (Cont.):

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
				Asset	Liability
BRC	12/2024	\$	3,084 PLN	12,192	\$ 0 \$ (46)
BRC	12/2024		6,045 TRY	228,753	427 0
BRC	12/2024		8,328	313,737	464 0
BRC	12/2024		5,390	202,376	234 0
BRC	12/2024	ZAR	590 \$	34	0 0
BRC	01/2025	PEN	5,382	1,442	14 0
BRC	01/2025	\$	6,057 IDR	95,011,342	0 (29)
BRC	01/2025		150 TRY	5,653	1 0
BRC	01/2025		7,216	272,222	208 0
BRC	01/2025		9,329	345,452	31 0
BRC	01/2025		11,725	441,788	26 0
BRC	01/2025		324	12,207	10 0
BRC	01/2025		6,961	262,439	180 0
BRC	02/2025		4,706 MXN	85,347	0 (517)
BRC	02/2025		1,733 TRY	70,099	124 0
BSS	11/2024	PEN	10,588 \$	2,837	24 0
BSS	11/2024		7,901	2,093	0 (6)
BSS	11/2024	\$	2,101 PEN	7,901	0 (2)
BSS	11/2024		3,424	12,855	0 (9)
BSS	12/2024	PEN	13,220 \$	3,484	0 (27)
BSS	02/2025		12,866	3,424	9 0
BSS	02/2025		20,097	5,347	12 0
BSS	04/2025		7,911	2,101	2 0
BSS	04/2025		7,807	2,075	3 0
BSS	04/2025		6,353	1,704	18 0
BSS	04/2025		5,394	1,430	0 (1)
BSS	06/2025		6,971	1,861	12 0
BSS	07/2025		12,154	3,273	51 0
CBK	11/2024	BRL	530,830	91,872	172 0
CBK	11/2024	CNH	211,031	29,365	0 (275)
CBK	11/2024	CNY	2,808	394	0 0
CBK	11/2024	EUR	48,767	54,238	1,294 0
CBK	11/2024	IDR	18,310,800	1,181	14 0
CBK	11/2024	KRW	34,520,840	25,951	924 0
CBK	11/2024		17,817,283	13,151	212 0
CBK	11/2024	PEN	2,265	607	5 0
CBK	11/2024		10,635	2,800	0 (25)
CBK	11/2024		6,614	1,766	10 0
CBK	11/2024		13,089	3,464	0 (12)
CBK	11/2024		9,280	2,465	0 0
CBK	11/2024	TWD	1,732,664	54,416	125 0
CBK	11/2024	\$	96,969 BRL	530,830	0 (5,268)
CBK	11/2024		1,397 CAD	1,924	0 (17)

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS (Cont.):

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
				Asset	Liability
CBK	11/2024	\$	13,317	CNH 94,899	\$ 12 \$ 0
CBK	11/2024		15	CNY 102	0 0
CBK	11/2024		1,054,696	EUR 976,339	5,267 0
CBK	11/2024		7,315	GBP 5,623	0 (86)
CBK	11/2024		2,170	IDR 34,044,344	0 (1)
CBK	11/2024		9,144	142,600,452	0 (68)
CBK	11/2024		1,166	18,310,800	1 0
CBK	11/2024		3,508	55,138,517	4 0
CBK	11/2024		14,618	KRW 20,030,389	0 (96)
CBK	11/2024		4,330	PEN 16,264	0 (10)
CBK	11/2024		21,799	TWD 697,134	45 0
CBK	12/2024	CNH	94,718	\$ 13,317	0 (11)
CBK	12/2024	COP	21,213,817	5,002	224 0
CBK	12/2024	EUR	965,947	1,044,665	0 (5,254)
CBK	12/2024	ILS	27,038	7,185	0 (52)
CBK	12/2024	MXN	252,823	13,002	482 0
CBK	12/2024	PEN	48,510	12,841	0 (39)
CBK	12/2024	SGD	931	705	0 0
CBK	12/2024	\$	394	CNY 2,797	0 0
CBK	12/2024		25,334	INR 2,133,910	14 0
CBK	12/2024		6,660	PLN 26,284	0 (112)
CBK	12/2024	ZAR	231,014	\$ 13,142	125 0
CBK	01/2025	KRW	19,955,628	14,618	94 0
CBK	01/2025	PEN	9,762	2,617	26 0
CBK	01/2025		16,273	4,330	10 0
CBK	01/2025		21,928	5,829	7 0
CBK	01/2025	TWD	691,351	21,799	0 (44)
CBK	01/2025	\$	4,496	MXN 81,891	0 (470)
CBK	02/2025	PEN	10,565	\$ 2,825	21 0
CBK	02/2025		8,544	2,256	0 (12)
CBK	03/2025		42,911	11,442	52 0
CBK	04/2025		6,075	1,633	21 0
CBK	07/2025		8,118	2,190	37 0
CBK	09/2025	ILS	21,375	5,734	0 (29)
DUB	11/2024	KRW	12,109,220	8,886	92 0
DUB	11/2024		9,235,574	6,783	78 0
DUB	11/2024	PEN	10,502	2,816	26 0
DUB	11/2024	\$	2,782	PEN 10,502	8 0
DUB	11/2024		5,384	PLN 20,653	0 (231)
DUB	11/2024		3,562	TRY 132,564	269 0
DUB	12/2024		5,075	PLN 20,257	0 (29)
DUB	12/2024		3,928	15,504	0 (66)
DUB	02/2025	MXN	34,028	\$ 1,880	210 0

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS (Cont.):

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
				Asset	Liability
DUB	02/2025	MXN	85,301	\$ 4,706	\$ 519
DUB	02/2025		85,287	4,699	518
DUB	02/2025	\$	4,699	MXN 85,482	0
DUB	02/2025		1,880	34,020	0
DUB	03/2025		1,862	TRY 88,642	401
FAR	11/2024		265,896	JPY 38,128,329	0
FAR	11/2024		22,741	NZD 36,175	0
GLM	11/2024	BRL	708,712	\$ 124,091	1,662
GLM	11/2024	IDR	65,582,240	4,190	12
GLM	11/2024	JPY	8,145,412	53,259	0
GLM	11/2024	MXN	91,561	4,582	32
GLM	11/2024	PEN	2,610	691	0
GLM	11/2024	TWD	32,597	1,015	0
GLM	11/2024	\$	122,870	BRL 708,712	0
GLM	11/2024		10,504	KRW 14,487,483	0
GLM	11/2024		696	PEN 2,610	0
GLM	12/2024		53,259	JPY 8,115,960	221
GLM	01/2025	KRW	14,433,390	\$ 10,504	0
GLM	01/2025	PEN	2,611	696	2
GLM	01/2025	\$	4,190	IDR 65,772,886	0
GLM	02/2025	MXN	405,161	\$ 19,900	15
GLM	02/2025	\$	124,091	BRL 716,901	0
GLM	04/2025	PEN	10,246	\$ 2,717	0
JPM	11/2024	CNH	16,976	2,401	17
JPM	11/2024	CNY	1,236	173	0
JPM	11/2024	IDR	276,780	18	0
JPM	11/2024	NOK	4,498	425	17
JPM	11/2024	TRY	36,360	982	0
JPM	11/2024		33,548	901	0
JPM	11/2024	TWD	220,997	6,801	0
JPM	11/2024	\$	274	CNY 1,933	0
JPM	11/2024		4,497	TRY 166,484	349
JPM	11/2024		2,908	106,527	199
JPM	11/2024		2,000	78,918	293
JPM	11/2024		4,240	157,171	330
JPM	11/2024		8,416	TRY 317,350	639
JPM	12/2024	MXN	36,548	\$ 1,869	59
JPM	12/2024	PEN	1,459	384	0
JPM	12/2024	\$	173	CNY 1,231	0
JPM	12/2024		18,305	INR 1,541,546	6
JPM	12/2024		3,401	PLN 13,562	0
JPM	12/2024		10,469	TRY 395,150	617
JPM	12/2024		8,870	334,692	540

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS (Cont.):

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered		Currency to be Received		Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
						Asset	Liability
JPM	12/2024	\$	8,897	TRY	335,405	\$ 582	\$ 0
JPM	12/2024		5,457		205,645	264	0
JPM	02/2025	TRY	57,839	\$	1,410	0	(119)
JPM	02/2025	\$	3,987	TRY	160,603	267	0
JPM	03/2025		1,616		78,317	385	0
JPM	05/2025	TRY	48,859	\$	1,102	0	(82)
JPM	05/2025	\$	766	TRY	33,522	48	0
JPM	05/2025		8,822		385,861	583	0
JPM	05/2025		1,889		83,970	146	0
JPM	05/2025		9,849		433,187	670	0
MBC	11/2024	AUD	4,004	\$	2,695	72	0
MBC	11/2024	CAD	128,200		95,491	3,522	0
MBC	11/2024	CNH	34,979		4,923	10	0
MBC	11/2024	EUR	27,754		30,967	836	0
MBC	11/2024	GBP	486,807		648,599	22,736	0
MBC	11/2024	KRW	29,846,322		22,168	501	0
MBC	11/2024		17,132,293		12,568	127	0
MBC	11/2024	NOK	178		17	1	0
MBC	11/2024	SGD	26,725		20,838	636	0
MBC	11/2024	TWD	355,379		11,093	0	(42)
MBC	11/2024	\$	11,477	CAD	15,866	0	(95)
MBC	11/2024		5,452	EUR	5,047	28	0
MBC	11/2024		82,033	GBP	63,189	0	(794)
MBC	11/2024		4,288	JPY	636,300	0	(110)
MBC	11/2024		262	NOK	2,866	0	(2)
MBC	11/2024		12,969	PLN	49,980	0	(499)
MBC	11/2024		6,984	SGD	9,080	0	(120)
MBC	12/2024	CAD	12,972	\$	9,349	35	0
MBC	12/2024	MXN	43,600		2,205	46	0
MBC	12/2024	NOK	2,866		262	2	0
MBC	12/2024	SGD	3,259		2,464	0	(3)
MBC	12/2024	\$	80,293	GBP	61,891	0	(727)
MBC	12/2024		6,580	INR	554,055	1	0
MBC	12/2024		827	PLN	3,319	0	0
MBC	12/2024		4,346		17,084	0	(90)
MBC	02/2025		4,731	MXN	85,811	0	(520)
MYI	11/2024	CNH	49,006	\$	6,927	44	0
MYI	11/2024	TWD	229,168		7,290	110	0
MYI	11/2024	\$	1,530	GBP	1,162	0	(36)
MYI	11/2024		3,926	IDR	61,758,389	7	0
MYI	12/2024	CNH	4,186	\$	589	0	0
MYI	12/2024	MXN	29,472		1,466	6	0
MYI	12/2024	\$	804	MXN	15,774	0	(23)

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS (Cont.):

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered		Currency to be Received		Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
						Asset	Liability
MYI	12/2024	ZAR	736,952	\$	41,749	\$ 224	\$ 0
MYI	01/2025	MXN	81,922		4,496	468	0
MYI	01/2025	PEN	11,542		3,074	10	0
MYI	02/2025	MXN	85,829		4,731	519	0
MYI	02/2025		86,401		4,733	488	0
RBC	11/2024	\$	1,311	CAD	1,807	0	(14)
RBC	12/2024	MXN	97,018	\$	4,883	78	0
RBC	12/2024	\$	2,886	JPY	437,970	0	0
SCX	11/2024	CNH	150,957	\$	20,840	0	(362)
SCX	11/2024	EUR	6,867		7,427	0	(28)
SCX	11/2024	NZD	2,276		1,364	9	0
SCX	11/2024	PEN	3,176		850	7	0
SCX	11/2024		23,947		6,367	6	0
SCX	11/2024	PLN	56,576		14,056	0	(59)
SCX	11/2024	TWD	181,902		5,662	0	(37)
SCX	11/2024	\$	69,742	CHF	60,467	186	0
SCX	11/2024		7,250	IDR	112,559,050	0	(86)
SCX	11/2024		12,581	SGD	16,624	0	(14)
SCX	12/2024	CHF	60,278	\$	69,742	0	(187)
SCX	12/2024	SGD	16,602		12,581	15	0
SCX	12/2024	THB	9,102		274	3	0
SCX	12/2024	\$	7,436	EUR	6,867	28	0
SCX	12/2024		38,875	INR	3,273,448	9	0
SCX	12/2024		2,836	JPY	430,496	0	0
SCX	12/2024		1,364	NZD	2,276	0	(9)
SCX	12/2024		14,056	PLN	56,633	57	0
SCX	03/2025	PEN	21,394	\$	5,727	50	0
SCX	04/2025		3,569		950	3	0
SOG	12/2024	PLN	26		7	0	0
SOG	12/2024	\$	7,180	PLN	28,783	0	(7)
SOG	12/2024		5,000		19,940	0	(33)
SSB	11/2024		1,104	CAD	1,506	0	(24)
SSB	12/2024	MXN	32,040	\$	1,672	85	0
SSB	04/2025	PEN	5,799		1,537	0	(2)
TOR	11/2024	AUD	116,153		79,721	3,641	0
TOR	11/2024	\$	4	NOK	40	0	0
TOR	11/2024		892	SEK	9,512	0	(3)
TOR	12/2024	NOK	40	\$	4	0	0
TOR	12/2024	SEK	9,498		892	3	0
UAG	11/2024	CHF	60,425		71,504	1,624	0
UAG	11/2024	JPY	8,113,631		52,965	0	(307)
UAG	11/2024	TWD	99,102		3,150	44	0
UAG	11/2024	\$	160	NOK	1,752	0	(1)

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS (Cont.):

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
				Asset	Liability
UAG	11/2024	\$	346 PLN	1,322	\$ 0 \$ (16)
UAG	11/2024		3,161 TRY	117,047	246 0
UAG	11/2024		770 TWD	24,299	0 (9)
UAG	12/2024	MXN	323 \$	16	1 0
UAG	12/2024	NOK	1,751	160	1 0
UAG	12/2024	\$	52,965 JPY	8,084,362	306 0
UAG	12/2024		4,303 PLN	16,919	0 (88)
UAG	12/2024	ZAR	728 \$	41	0 0
UAG	02/2025	\$	1,084 TRY	43,501	68 0
UAG	02/2025		1,410	57,511	111 0
UAG	02/2025		1,527	62,393	119 0
Total Forward Foreign Currency Contracts				\$ 101,226	\$ (49,345)

PURCHASED OPTIONS:

INTEREST RATE SWAPTIONS

Counterparty	Description	Floating Rate Index	Pay/Receive Floating Rate	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Cost	Market Value
GLM	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Pay	2.110%	07/26/2032	10,500	\$ 1,701	\$ 521
GLM	Put - OTC 30-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Receive	2.110%	07/26/2032	15,300	2,479	3,432
MYC	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Pay	2.400%	07/20/2027	12,100	1,597	348
MYC	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Pay	2.170%	07/19/2032	12,100	1,919	630
MYC	Put - OTC 30-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Receive	2.400%	07/20/2027	13,600	1,794	2,963
MYC	Put - OTC 30-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Receive	2.170%	07/19/2032	13,600	2,157	2,974
Total Purchased Options							\$ 11,647	\$ 10,868

WRITTEN OPTIONS:

INTEREST RATE SWAPTIONS

Counterparty	Description	Floating Rate Index	Pay/Receive Floating Rate	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premiums (Received)	Market Value
BOA	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	Receive	2.140%	11/01/2024	21,700	\$ (57)	\$ 0
BOA	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	Pay	2.410%	11/01/2024	21,700	(57)	(83)
BRC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	Receive	2.210%	11/04/2024	27,600	(77)	(1)
BRC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	Receive	2.260%	11/15/2024	18,600	(57)	(39)
BRC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	Receive	2.220%	11/18/2024	19,900	(59)	(33)
BRC	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	Pay	2.490%	11/04/2024	27,600	(77)	(41)
BRC	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	Pay	2.560%	11/15/2024	18,600	(57)	(56)
BRC	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	Pay	2.520%	11/18/2024	19,900	(59)	(84)
GLM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Receive	3.365%	11/18/2024	30,200	(125)	(52)
GLM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Receive	3.460%	11/22/2024	36,400	(169)	(121)
GLM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Receive	3.470%	11/25/2024	19,200	(87)	(69)
GLM	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Pay	3.865%	11/18/2024	30,200	(125)	(228)
GLM	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Pay	3.960%	11/22/2024	36,400	(169)	(205)
GLM	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Pay	3.970%	11/25/2024	19,200	(87)	(107)
MYC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Receive	3.366%	11/12/2024	41,700	(165)	(46)
MYC	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Pay	3.866%	11/12/2024	41,700	(165)	(264)
UAG	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Receive	3.542%	11/29/2024	17,600	(84)	(20)
UAG	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	Pay	4.042%	11/29/2024	17,600	(84)	(101)
							<u>\$ (1,760)</u>	<u>\$ (1,550)</u>

FOREIGN CURRENCY OPTIONS

Counterparty	Description	Strike Price	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premiums (Received)	Market Value
BOA	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	TRY 40.000	11/11/2024	4,700	\$ (46)	\$ (1)
BOA	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	51.500	05/07/2025	5,300	(150)	(92)
BOA	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	35.550	11/11/2024	4,700	(71)	(132)
BOA	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	40.500	05/07/2025	5,300	(214)	(235)
DUB	Call - OTC U.S. dollar versus Mexican peso	MXN 18.150	02/06/2025	11,765	(539)	(1,305)
DUB	Call - OTC U.S. dollar versus Mexican peso	18.100	02/11/2025	4,699	(214)	(534)
DUB	Call - OTC U.S. dollar versus Mexican peso	18.150	02/13/2025	11,748	(524)	(1,318)
MYI	Call - OTC U.S. dollar versus Mexican peso	18.230	01/29/2025	11,832	(567)	(1,251)
MYI	Call - OTC U.S. dollar versus Mexican peso	18.250	01/30/2025	11,832	(569)	(1,247)
MYI	Call - OTC U.S. dollar versus Mexican peso	18.150	02/10/2025	11,828	(532)	(1,317)
UAG	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	TRY 39.650	11/05/2024	17,100	(160)	0
UAG	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	44.150	01/31/2025	12,800	(220)	(107)
UAG	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	45.370	02/04/2025	4,300	(99)	(33)
UAG	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	46.150	02/06/2025	12,800	(232)	(93)
UAG	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	35.400	11/05/2024	17,100	(245)	(488)
UAG	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	36.600	01/31/2025	12,800	(210)	(216)
UAG	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	37.700	02/04/2025	4,300	(72)	(142)
UAG	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	37.550	02/06/2025	12,800	(319)	(383)
					\$ (4,983)	\$ (8,894)

OPTIONS ON SECURITIES

Counterparty	Description	Strike Price	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premiums (Received)	Market Value
SAL	Call - Fannie Mae**	\$ 98.969	12/05/2024	12,300	\$ (27)	\$ (23)
SAL	Put - Fannie Mae**	94.969	12/05/2024	12,300	(35)	(34)
					\$ (62)	\$ (57)

INTEREST RATE-CAPPED OPTIONS

Counterparty	Description	Exercise Index	Floating Rate Index	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premiums (Received)	Market Value
FAR	Call - OTC 2-Year Interest Rate Cap (2)	2.224	USD-SOFR-OIS Compound	08/08/2026	52,000	\$ (897)	\$ (1,938)
FAR	Put - OTC 2-Year Interest Rate Floor (2)	2.224	USD-SOFR-OIS Compound	08/08/2026	52,000	(897)	(65)
MYC	Call - OTC 1-Year Interest Rate Cap (2)	2.596	USD-SOFR-OIS Compound	07/23/2025	154,200	(1,350)	(1,948)
MYC	Put - OTC 1-Year Interest Rate Floor (2)	2.596	USD-SOFR-OIS Compound	07/23/2025	154,200	(1,351)	(24)
MYC	Call - OTC 2-Year Interest Rate Cap (2)	2.550	USD-SOFR-OIS Compound	07/23/2026	109,300	(1,933)	(2,773)
MYC	Put - OTC 2-Year Interest Rate Floor (2)	2.550	USD-SOFR-OIS Compound	07/23/2026	109,300	(1,933)	(186)
						\$ (8,361)	\$ (6,934)
Total Written Options						\$ (15,166)	\$ (17,435)

SWAP AGREEMENTS:

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION(3)

Counterparty	Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Implied Credit Spread at October 31, 2024(4)	Notional Amount(5)	Premiums Paid/(Received)	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	Swap Agreements, at Value	
								Asset	Liability
BOA	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.521%	\$ 6,040	\$ (671)	\$ 682	\$ 11	\$ 0
BPS	Colombia Government International Bond	1.000%	06/20/2027	1.205%	3,400	(163)	150	0	(13)
BPS	Colombia Government International Bond	1.000%	12/20/2027	1.350%	700	(62)	56	0	(6)
BPS	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.521%	480	(34)	35	1	0
BPS	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2025	0.657%	400	(69)	70	1	0
BRC	Colombia Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.993%	4,800	(221)	227	6	0
BRC	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.521%	25,910	(3,201)	3,248	47	0
CBK	Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.311%	21,800	(376)	423	47	0
CBK	Colombia Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.300%	4,300	17	(8)	9	0
CBK	Colombia Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.993%	5,900	(275)	282	7	0
CBK	Colombia Government International Bond	1.000%	06/20/2027	1.205%	1,500	(54)	48	0	(6)
CBK	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.521%	1,400	(146)	148	2	0
DUB	South Africa Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.809%	400	(18)	20	2	0
DUB	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.521%	1,700	(196)	199	3	0
GST	Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.311%	16,700	(260)	295	35	0
GST	Colombia Government International Bond	1.000%	06/20/2027	1.205%	4,200	(156)	140	0	(16)
GST	Colombia Government International Bond	1.000%	12/20/2027	1.350%	1,900	(169)	152	0	(17)
GST	Equinix, Inc.	5.000%	06/20/2027	0.887%	3,800	531	(121)	410	0
GST	Indonesia Government International Bond	1.000%	12/20/2029	0.697%	1,900	27	2	29	0
GST	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.521%	12,000	(1,342)	1,364	22	0
JPM	Colombia Government International Bond	1.000%	06/20/2027	1.205%	400	(15)	14	0	(1)
MBC	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.521%	1,300	(142)	144	2	0
MYC	Colombia Government International Bond	1.000%	06/20/2027	1.205%	4,500	(162)	144	0	(18)
MYC	Colombia Government International Bond	1.000%	12/20/2027	1.350%	5,200	(464)	417	0	(47)
MYC	South Africa Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.809%	13,600	(600)	669	69	0
MYC	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.521%	900	(101)	103	2	0
						\$ (8,322)	\$ 8,903	\$ 705	\$ (124)

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CREDIT INDICES - SELL PROTECTION(3)

Counterparty	Index/Tranches	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount(5)	Premiums Paid/ (Received)	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Swap Agreements, at Value(6)	
							Asset	Liability
BOA	ABX.HE.AAA-06 Index	0.110%	05/25/2046	\$ 5,954	\$ (1,155)	\$ 676	\$ 0	\$ (479)
BOA	CMBX.AAA-6 Index	0.500%	05/11/2063	5	0	0	0	0
DUB	CMBX.AAA-9 Index	0.500%	09/17/2058	12,197	(420)	419	0	(1)
DUB	CMBX.AAA-10 Index	0.500%	11/17/2059	66,100	(300)	256	0	(44)
GST	CMBX.AAA-6 Index	0.500%	05/11/2063	8	0	0	0	0
GST	CMBX.AAA-11 Index	0.500%	11/18/2054	18,100	(95)	68	0	(27)
GST	CMBX.AAA-15 Index	0.500%	11/18/2064	6,600	(56)	(21)	0	(77)
JPS	CMBX.AAA-9 Index	0.500%	09/17/2058	4,165	(171)	171	0	0
JPS	CMBX.AAA-10 Index	0.500%	11/17/2059	5,400	(101)	98	0	(3)
JPS	CMBX.AAA-11 Index	0.500%	11/18/2054	28,300	(224)	181	0	(43)
MEI	CMBX.AAA-6 Index	0.500%	05/11/2063	2	0	0	0	0
MEI	CMBX.AAA-8 Index	0.500%	10/17/2057	2,663	(139)	139	0	0
MEI	CMBX.AAA-9 Index	0.500%	09/17/2058	15,469	(655)	655	0	0
MYC	ABX.HE.AAA-06 Index	0.110%	05/25/2046	6	(1)	1	0	0
MYC	CMBX.AAA-6 Index	0.500%	05/11/2063	3	0	0	0	0
MYC	CMBX.AAA-9 Index	0.500%	09/17/2058	10,412	(514)	514	0	0
MYC	CMBX.AAA-10 Index	0.500%	11/17/2059	63,200	(1,929)	1,887	0	(42)
MYC	CMBX.AAA-11 Index	0.500%	11/18/2054	60,700	(516)	425	0	(91)
MYC	CMBX.AAA-13 Index	0.500%	12/16/2072	30,300	(12)	(155)	0	(167)
MYC	CMBX.AAA-15 Index	0.500%	11/18/2064	13,200	(112)	(43)	0	(155)
SAL	CMBX.AAA-6 Index	0.500%	05/11/2063	6	0	0	0	0
SAL	CMBX.AAA-9 Index	0.500%	09/17/2058	12,594	(4)	4	0	0
SAL	CMBX.AAA-11 Index	0.500%	11/18/2054	345,100	(1,611)	1,089	0	(522)
SAL	CMBX.AAA-12 Index	0.500%	08/17/2061	17,500	(4)	(51)	0	(55)
UAG	CMBX.AAA-8 Index	0.500%	10/17/2057	263	(16)	16	0	0
					\$ (8,035)	\$ 6,329	\$ 0	\$ (1,706)

TOTAL RETURN SWAPS

Counterparty	Pay/Receive Total Return on Reference Entity	Reference Entity	# of Shares or Units	Floating Rate	Notional Amount	Maturity Date	Premiums Paid/ (Received)	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Swap Agreements, at Value	
									Asset	Liability
BPS	Receive	iBoxx USD Liquid Leveraged Loans Total Return Index	N/A	Secured Overnight Financing Rate Index	\$ 5,300	12/20/2024	\$ 10	\$ (77)	\$ 0	\$ (67)
JPM	Receive	iBoxx USD Liquid Leveraged Loans Total Return Index	N/A	Secured Overnight Financing Rate Index	29,000	12/20/2024	152	(348)	0	(196)
MYC	Receive	iBoxx USD Liquid Leveraged Loans Total Return Index	N/A	Secured Overnight Financing Rate Index	\$ 29,400	12/20/2024	269	(554)	0	(285)
							\$ 431	\$ (979)	\$ 0	\$ (548)
Total Swap Agreements							\$ (15,926)	\$ 14,253	\$ 705	\$ (2,378)

[次へ](#)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of OTC financial derivative instruments and collateral pledged/(received) as of October 31, 2024:

(s) Securities with an aggregate market value of \$1,513 and cash of \$31,965 have been pledged as collateral for financial derivative instruments as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. master agreements as of October 31, 2024.

Counterparty	Financial Derivative Assets				Financial Derivative Liabilities				Net Market Value of OTC Derivatives	Collateral Pledged/(Received)	Net Exposure(7)
	Forward Foreign Currency Contracts	Purchased Options	Swap Agreements	Total Over the Counter	Forward Foreign Currency Contracts	Written Options	Swap Agreements	Total Over the Counter			
AZD	\$ 868	\$ 0	\$ 0	\$ 868	\$ (862)	\$ 0	\$ 0	\$ (862)	\$ 6	\$ (30)	\$ (24)
BOA	936	0	11	947	(695)	(543)	(479)	(1,717)	(770)	802	32
BPS	34,026	0	2	34,028	(8,408)	0	(86)	(8,494)	25,534	(25,280)	254
BRC	8,862	0	53	8,915	(2,415)	(254)	0	(2,669)	6,246	(5,610)	636
BSS	131	0	0	131	(45)	0	0	(45)	86	0	86
CBK	9,198	0	65	9,263	(11,881)	0	(6)	(11,887)	(2,624)	2,263	(361)
DUB	2,121	0	5	2,126	(1,045)	(3,157)	(45)	(4,247)	(2,121)	2,201	80
FAR	0	0	0	0	(16,766)	(2,003)	0	(18,769)	(18,769)	20,060	1,291
GLM	1,944	3,953	0	5,897	(2,381)	(782)	0	(3,163)	2,734	(130)	2,604
GST	0	0	496	496	0	0	(137)	(137)	359	(300)	59
JPM	6,011	0	0	6,011	(500)	0	(197)	(697)	5,314	(5,110)	204
JPS	0	0	0	0	0	0	(46)	(46)	(46)	70	24
MBC	28,553	0	2	28,555	(3,002)	0	0	(3,002)	25,553	(20,020)	5,533
MEI	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
MYC	0	6,915	71	6,986	0	(5,241)	(805)	(6,046)	940	5,220	6,160
MYI	1,876	0	0	1,876	(59)	(3,815)	0	(3,874)	(1,998)	1,910	(88)
RBC	78	0	0	78	(14)	0	0	(14)	64	0	64
SAL	0	0	0	0	0	(57)	(577)	(634)	(634)	432	(202)
SCX	373	0	0	373	(782)	0	0	(782)	(409)	520	111
SOG	0	0	0	0	(40)	0	0	(40)	(40)	0	(40)
SSB	85	0	0	85	(26)	0	0	(26)	59	0	59
TOR	3,644	0	0	3,644	(3)	0	0	(3)	3,641	(3,280)	361
UAG	2,520	0	0	2,520	(421)	(1,583)	0	(2,004)	516	(640)	(124)
Total Over the Counter	\$101,226	\$ 10,868	\$ 705	\$112,799	\$(49,345)	\$(17,435)	\$(2,378)	\$(69,158)			

** Option on when-issued security.

(1) Notional amount represents the number of contracts.

(2) The underlying instrument has a forward starting effective date. See Note 2, Securities Transactions and Investment Income, in the Notes to Financial Statements for further information.

(3) If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.

(4) Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues as of period end serve as indicators of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

- (5) The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- (6) The prices and resulting values for credit default swap agreements serve as indicators of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood of an expected liability (or profit) for the credit derivative should the notional amount of the swap agreement be closed/sold as of the period end. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced underlying's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- (7) Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from OTC financial derivative instruments can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

FAIR VALUE OF FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS
--

The following is a summary of the fair valuation of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure. See Note 7, Principal and Other Risks, in the Notes to Financial Statements on risks of the Fund.

Fair Values of Financial Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as of October 31, 2024:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments							
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total		
Financial Derivative Instruments - Assets								
Exchange-traded or centrally cleared								
Purchased Options	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1	\$ 1		
Futures	0	0	0	0	507	507		
Swap Agreements	0	38	0	0	11,957	11,995		
	\$ 0	\$ 38	\$ 0	\$ 0	\$ 12,465	\$ 12,503		
Over the counter								
Forward Foreign Currency Contracts	0	\$ 0	\$ 0	\$ 101,226	\$ 0	\$ 101,226		
Purchased Options	0	0	0	0	10,868	10,868		
Swap Agreements	0	705	0	0	0	705		
	\$ 0	\$ 705	\$ 0	\$ 101,226	\$ 10,868	\$ 112,799		
	\$ 0	\$ 743	\$ 0	\$ 101,226	\$ 23,333	\$ 125,302		
Financial Derivative Instruments - Liabilities								
Exchange-traded or centrally cleared								
Written Options	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (477)	\$ (477)		
Futures	0	0	0	0	(4,612)	(4,612)		
Swap Agreements	0	(866)	0	0	(11,927)	(12,793)		
	\$ 0	\$ (866)	\$ 0	\$ 0	\$ (17,016)	\$ (17,882)		
Over the counter								
Forward Foreign Currency Contracts	0	\$ 0	\$ 0	\$ (49,345)	\$ 0	\$ (49,345)		
Written Options	0	0	0	(8,894)	(8,541)	(17,435)		
Swap Agreements	0	(1,830)	0	0	(548)	(2,378)		
	\$ 0	\$ (1,830)	\$ 0	\$ (58,239)	\$ (9,089)	\$ (69,158)		
	\$ 0	\$ (2,696)	\$ 0	\$ (58,239)	\$ (26,105)	\$ (87,040)		

The Effect of Financial Derivative Instruments on the Statements of Operations for the period ended October 31, 2024:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments						
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts		Total
Net Realized Gain (Loss) on Financial Derivative Instruments							
Exchange-traded or centrally cleared							
Written Options	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 7,613	\$	7,613
Futures	0	0	0	0	26,275		26,275
Swap Agreements	0	35,780	0	0	(57,618)		(21,838)
	\$ 0	\$ 35,780	\$ 0	\$ 0	\$ (23,730)	\$	12,050
Over the counter							
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (70,970)	\$ 0	\$	(70,970)
Purchased Options	0	0	0	0	(6,723)		(6,723)
Written Options	0	0	0	0	37,817		37,817
Swap Agreements	0	8,694	0	0	(280)		8,414
	\$ 0	\$ 8,694	\$ 0	\$ (70,970)	\$ 30,814	\$	(31,462)
	\$ 0	\$ 44,474	\$ 0	\$ (70,970)	\$ 7,084	\$	(19,412)
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation) on Financial Derivative Instruments							
Exchange-traded or centrally cleared							
Purchased Options	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (9)	\$	(9)
Written Options	0	0	0	0	(1,146)		(1,146)
Futures	0	0	0	0	(49,380)		(49,380)
Swap Agreements	0	7,973	0	0	(52,370)		(44,397)
	\$ 0	\$ 7,973	\$ 0	\$ 0	\$ (102,905)	\$	(94,932)
Over the counter							
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 46,327	\$ 0	\$	46,327
Purchased Options	0	0	0	0	(3,322)		(3,322)
Written Options	0	0	0	(3,911)	5,639		1,728
Swap Agreements	0	6,323	0	0	(979)		5,344
	\$ 0	\$ 6,323	\$ 0	\$ 42,416	\$ 1,338	\$	50,077
	\$ 0	\$ 14,296	\$ 0	\$ 42,416	\$ (101,567)	\$	(44,855)

FAIR VALUE MEASUREMENTS

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of October 31, 2024 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2024
Investments in Securities, at Value				
Bank Loan Obligations	\$ 0	\$ 306,806	\$ 64,795	\$ 371,601
Corporate Bonds & Notes				
Banking & Finance	0	999,264	26,657	1,025,921
Industrials	0	461,683	0	461,683
Utilities	0	530,071	0	530,071
Convertible Bonds & Notes	0	40,733	0	40,733
Municipal Bonds & Notes	0	3,482	0	3,482
U.S. Government Agencies	0	7,401,848	0	7,401,848
U.S. Treasury Obligations	0	1,624,080	0	1,624,080
Mortgage-Backed Securities	0	3,910,262	145,621	4,055,883
Asset-Backed Securities	0	1,398,350	32,740	1,431,090
Sovereign Issues	0	877,831	0	877,831
Common Stocks	10,665	4,694	115,973	131,332
Commercial Real Estate Equity	24,565	0	0	24,565
Residential and Commercial Real Estate Loans	0	0	2,600	2,600
Warrants	0	0	1,982	1,982
Short-Term Instruments	0	409,644	3,956	413,600
Total Investments	\$ 35,230	\$ 17,968,748	\$ 394,324	\$ 18,398,302
Financial Derivative Instruments - Assets				
Exchange-traded or centrally cleared	186	12,317	0	12,503
Over the counter	0	112,799	0	112,799
	\$ 186	\$ 125,116	\$ 0	\$ 125,302
Financial Derivative Instruments - Liabilities				
Exchange-traded or centrally cleared	(2,638)	(15,244)	0	(17,882)
Over the counter	0	(68,679)	(479)	(69,158)
	\$ (2,638)	\$ (83,923)	\$ (479)	\$ (87,040)
Totals	\$ 32,778	\$ 18,009,941	\$ 393,845	\$ 18,436,564

The following is a summary of purchases, issuances, and transfers of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Fund during the period ended October 31, 2024, as applicable:

Category and Sub-category	Net Purchases	Issuances	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3
Investments in Securities, at Value				
Bank Loan Obligations	\$ 27,118	\$ 0	\$ 0	\$ (147)
Corporate Bonds & Notes				
Banking & Finance	20,800	0	0	0
Mortgage-Backed Securities	145,698	0	0	(1,376)
Asset-Backed Securities	24,325	0	0	(37,282)
Common Stocks	37,472	0	0	0
Residential and Commercial Real Estate Loans	2,600	0	0	0
Warrants	1,933	0	0	0
Short-Term Instruments	3,771	0	0	0
	\$ 263,717	\$ 0	\$ 0	\$ (38,805)

The following is a summary of significant unobservable inputs used in the fair valuations of assets and liabilities categorized within Level 3 of the fair value hierarchy:

Category and Sub-category	Ending Balance at 10/31/2024	Valuation Technique	Unobservable Inputs	Input Value(s) (% Unless Noted Otherwise)
Investments in Securities, at Value				
Bank Loan Obligations	\$ 27,118	Comparable Companies	EBITDA Multiple	X 15.00
	37,677	Discounted Cash Flow	Discount Rate	7.61-11.11
Corporate Bonds & Notes				
Banking & Finance	0	Expected Recovery	Recovery Rate	0.00
	8,400	Recent Transaction	Purchase Price	100.00
	18,257	Discounted Cash Flow	Discount Rate	6.09-7.26
Mortgage-Backed Securities	7,930	Discounted Cash Flow	Discount Rate	6.76-9.04
	137,691	Proxy pricing	Base Price	26.97-127.50
Asset-Backed Securities	2,719	Proxy pricing	Base Price	78,756.78
	13,121	Discounted Cash Flow	Discount Rate	6.18-13.00
	16,900	Recent Transaction	Purchase Price	100.00
Sovereign Issues	0	Other Valuation Techniques (1)	-	-
Common Stocks	0	Expected Recovery	Price	EUR 0.00
	0	Other Valuation Techniques (1)	-	-
	50	Indicative Market Quotation	Broker Quote	\$ 1.25-4.38
	1,724	Reference instrument	Stock Price w/ Liquidity Discount	10.00
	19,846	Comparable Companies / Discounted Cash Flow	Revenue multiple, EBITDA multiple/ Discount Rate	X/X/% 0.64, 7.69/10.00
	94,353	Comparable Companies	EBITDA Multiple	X 4.57-15.00

Category and Sub-category	Ending Balance at 10/31/2024	Valuation Technique	Unobservable Inputs	Input Value(s) (% Unless Noted Otherwise)
Residential and Commercial Real Estate Loans	\$ 2,600	Recent Transaction	Purchase Price	100.00
Warrants	49	Option Pricing Model	Volatility	32.50
	1,933	Recent Transaction	Purchase Price	\$ 13.00
Short-Term Instruments	3,956	Discounted Cash Flow	Discount Rate	6.50
Financial Derivative Instruments - Liabilities				
Liabilities				
Over the counter	(479)	Indicative Market Quotation	Broker Quote	\$ 92.00
Totals	<u>\$ 393,845</u>			

(1) Includes valuation techniques not defined in the Notes to Financial Statements as securities valued using such techniques are not considered significant to the Fund.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

() 米ドルファンド

(2025年2月末日現在)

資産総額	131,308,809.94米ドル	19,652,990千円
負債総額	388,345.59米ドル	58,124千円
純資産総額 (-)	130,920,464.35米ドル	19,594,866千円
発行済口数	米ドル建て 毎月分配型	3,418,867口
	米ドル建て 年1回分配型	8,794,971口
1口当たり純資産価格	米ドル建て 毎月分配型	9.77米ドル(1,462円)
	米ドル建て 年1回分配型	11.09米ドル(1,660円)

() 豪ドルファンド

(2025年2月末日現在)

資産総額	34,848,838.64豪ドル	3,248,957千円
負債総額	217,458.93豪ドル	20,274千円
純資産総額 (-)	34,631,379.71豪ドル	3,228,684千円
発行済口数	豪ドル建て 毎月分配型	1,179,432口
	豪ドル建て 年1回分配型	2,265,185口
1口当たり純資産価格	豪ドル建て 毎月分配型	9.63豪ドル(898円)
	豪ドル建て 年1回分配型	10.27豪ドル(957円)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証券の規定により要求される場合、管理会社の書面による請求があった場合、（全受益者の集会の場合）はその受益証券1口当たり純資産価格の合計が全ファンドの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有するとして登録されている受益者による書面による請求があった場合、（いずれかのファンドの受益者の集会の場合）は）関連するファンドの受益証券口数の10分の1以上となる受益証券を保有するとして登録されている受益者による書面による請求があった場合、または（ファンドの受益証券クラスまたはシリーズの受益者の集会の場合）は）関連するクラスまたはシリーズの受益証券口数の10分の1以上となる受益証券を保有するとして登録されている受益者による書面による請求があった場合、かかる通知に記載される時期および場所において、全受益者、ファンドの受益者またはファンドの受益証券クラスもしくはシリーズ（場合によります。）の受益者の集会を招集するものとします。信託証券別紙1の規定が当該集会に適用されるものとします。

受益者集会が必要または適切であると受託会社が判断する場合、集会は、トラスト、ファンドまたはファンドの関連するクラスもしくはシリーズの受益者に10日以上前までの通知を送付することにより招集されるものとします。通知には、集会の日時、場所および当該集会で提案される決議の条件を明記するものとします。受益者集会の基準日は、受託会社が決定するものとし、通知に明記される集会の日付から10暦日以上前とします。いずれかの受益者についての偶発事故による通知漏れまたは不受領は、いずれの集会の議事をも無効にするものではありません。管理会社および受託会社の授權された代表者は、集会に出席し、集会において発言する権利を有するものとします。

受益者集会の定足数は、受益者が1名のみである場合（この場合、受益者集会の定足数は1名とします。）を除き、（全受益者の集会の場合）はその受益証券1口当たり純資産価格の合計が全ファンドの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する、（いずれかのファンドの受益者の集会の場合）は）関連するファンドの受益証券口数の10分の1以上となる受益証券を保有する、または（ファンドの受益証券クラスまたはシリーズの受益者の集会の場合）は）関連するクラスまたはシリーズの受益証券口数の10分の1以上を合計で保有する受益者2名以上とします。

受益者集会において議決に付された議案は、書面投票により決せられるものとし、決議がファンド決議（信託証券に定義されます。）または受益者決議（場合によります。）の必要過半数によって可決された場合、投票結果は、受益者集会の決議とみなされます。

集会の通知を受領し、かかる集会に参加し、投票する権限を有する当該時点の受益者の必要過半数により署名された（法人の場合は、適法に授權された代理人により署名された）（一または複数の副本による）書面による決議（受益者決議またはファンド決議を含みます。）は、適法に招集および開催がなされた受益者集会において決議が可決された場合と同様に有効かつ効力を生じるものとします。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

いかなる受益証券も、管理会社および受託会社の事前の書面同意を得ることなく譲渡することができません。

信託証書に定める譲渡制限に従い、受益者は、書面による証書により、自らが保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、まず、当該時点において有効な、関連するもしくは適用ある法域の法律の規定、政府その他の要件もしくは規制、もしくは管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社の方針を遵守するために管理会社もしくは受託会社（またはいずれかの委託先）が要求する情報、または管理会社もしくは受託会社（またはいずれかの委託先）が要求するその他の情報を提供するものとします。また、当該譲渡の実行について管理会社および受託会社の事前の書面による同意が得られているものとします。さらに、譲受人は、管理会社、受託会社または管理事務代行会社に対し、（ ）受益証券が関連する適格投資家に譲渡されること、ならびに（ ）管理会社、受託会社および／または管理事務代行会社（またはその委託先）が自らの裁量により要求するその他の事項に関して、書面により表明を行うことが要求されます。

すべての譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはそれらの代理人により署名されるものとします。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ、譲受人の氏名が受益者として受益者名簿に記入されるまで、引き続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡の対象である受益証券に対する権利を有するものとみなされます。当該譲渡は、管理会社、受託会社（またはいずれかの委託先）が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで登録されません。

なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項ありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2025年2月末日現在）

管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約7,780万円）です。

最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（2）管理会社の機構（2025年2月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。

管理会社は、通常決議により、いかなる者をも取締役役に任命することができ、また、同様の方法により取締役を解任し、同様の方法により代わりの取締役を任命することができます。

管理会社の業務は、取締役会により運営されるものとします（不在、病気その他の理由により取締役会議に出席できない見込みの取締役は、本人に代わる取締役代理を任命することができます。）。取締役会は、1名以上10名以下の者（取締役代理を除きます。）で構成されるものとします。

取締役会は、取締役が適切と考える方法で、管理会社の業務運営を随時規定することができます。

取締役会は、随時、取締役会が適切と考える任期および報酬（給与もしくは手数料または利益配分によるかこれらの組み合わせによるかを問いません。）で、取締役全体（取締役代理を除きます。）の中から1名以上を代表取締役に任命することができます。

取締役会は、適切と考える場合にはいつでも管理会社の株主総会を招集することができ、かつ、招集請求書の提出日において管理会社の株主総会における議決権を有し、当該提出日時点の管理会社の払込済み資本の10分の1以上を保有する管理会社の株主による招集請求がなされた場合に、管理会社の株主総会を招集するものとします。

年次株主総会は、取締役会が指定する日時および場所において開催されるものとし、取締役会が日時および場所を定めない場合、毎年12月の第2水曜日の午前10時から登記上事務所において開催されるものとします。

投資運用の意思決定は、投資顧問会社である野村アセットマネジメントに委託されています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメントにファンドの投資運用業務を委託しています。

管理会社は、2025年1月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約5,189億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	12	3,053,788,581.70 米ドル
		3	38,215,913,796 円
		9	95,020,823.02 豪ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2025年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝155.60円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2024年３月31日現在

（単位：ユーロ）

		2024年 3 月31日		2023年 3 月31日	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連会社株式	5	600,000	93,360	600,000	93,360
長期保有目的投資有価証券	5	13,951	2,171	12,873	2,003
		613,951	95,531	612,873	95,363
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1 年以内に期限到来	7	1,792,921	278,979	1,741,153	270,923
銀行預金および手許現金	9	4,135,394	643,467	3,930,034	611,513
		5,928,315	922,446	5,671,187	882,437
前払金		108,830	16,934	-	-
資産合計		6,651,096	1,034,911	6,284,060	977,800
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込済資本	3	500,000	77,800	500,000	77,800
繰越損益	4	3,873,425	602,705	3,530,003	549,268
当期損益		321,048	49,955	343,422	53,436
		4,694,473	730,460	4,373,425	680,505
債務					
買掛金					
a) 1 年以内に期限到来	7	161,473	25,125	125,822	19,578
関連会社に対する債務					
a) 1 年以内に期限到来	7 , 9	1,795,150	279,325	1,784,813	277,717
		1,956,623	304,451	1,910,635	297,295
資本、準備金および負債合計		6,651,096	1,034,911	6,284,060	977,800

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2024年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2024年３月31日終了年度		2023年３月31日終了年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 から 5 . 総損益	10	370,054	57,580	394,954	61,455
10 . 固定資産の一部を構成する その他の投資および貸付からの収益					
b) a) に含まれないその他の収益		258	40	118	18
13 . 金融資産および流動資産として保有 される投資有価証券に係る評価額調整	5	357	56	(858)	(134)
14 . 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	-	-	(7,612)	(1,184)
b) その他の利息および類似の費用	11	(49,621)	(7,721)	(43,180)	(6,719)
16 . 税引後損益		321,048	49,955	343,422	53,436
18 . 当期損益		321,048	49,955	343,422	53,436

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2024年3月31日現在

（単位：ユーロ）

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて免税会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登録上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登録上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および管理サービスを提供し、それによって受託および管理報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 払込済資本

発行済みで全額払込済みの株主資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越損益

	(ユーロ)
2022年3月31日現在残高	3,187,125
前期損益	342,878
2023年3月31日現在残高	3,530,003
2023年3月31日現在残高	3,530,003
前期損益	343,422
2024年3月31日現在残高	3,873,425

5. 金融資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2024年3月31日現在の監査済純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	3,206,301

長期保有目的投資有価証券

長期保有目的投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
取得原価：		
期首現在	14,106	16,070
期中の取得	921	571
期中の売却	(157)	(2,535)
期末現在	14,870	14,106
価格調整：		
期首現在	(1,233)	(507)
当期価格調整	314	(726)
期末現在	(919)	(1,233)
為替の影響		
期首現在	-	(161)
当期価格調整	-	161
期末現在	-	-
期末の正味価値	13,951	12,873
期末の市場価値	15,347	14,518

6．租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2034年1月6日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはそのような税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7．債権および債務

債権

2024年3月31日現在、売掛金残高は、投資信託委託手数料および管理運用業務報酬からの未収金で構成されている。

債務

2024年3月31日現在、債務は、監査費用およびその他の保証業務費用161,473ユーロ（2023年3月31日：125,822ユーロ）、2015年と2016年に当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された2つの契約に代わる2024年3月に効力を生じた契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬142,150ユーロ（2023年3月31日：179,813ユーロ）で、また、2014年3月31日付で当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬1,653,000ユーロ（2023年3月31日：1,605,000ユーロ）で構成される。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.により提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

8．従業員

当社は、2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9．関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（ルクセンブルグにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらは、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2024年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に開設した当座勘定に係る借入利息の支払はなかった（2023年3月31日に終了した年度：7,612ユーロ）。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

さらに当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより報酬を請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10．総損益

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、以下のとおり分析される。

	2024年3月31日 (ユーロ)	2023年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	7,357,376	7,816,970
その他の外部費用	(6,987,322)	(7,422,016)
	370,054	394,954

2024年3月31日に終了した年度において、その他の外部費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払年間報酬6,210,000ユーロ（2023年3月31日に終了した年度：6,575,000ユーロ）およびその他の報酬の総額777,322ユーロ（2023年3月31日に終了した年度：847,016ユーロ）で構成されている。

11．その他の利息および類似費用

2024年3月31日に終了した年度において、当社はスポットの為替取引に係る純損失49,621ユーロ（2023年3月31日に終了した年度：純損失43,180ユーロ）を計上した。

12．運用資産

当社が受益者として保有するものではないが、投資運用責任を有する資産については、貸借対照表には含まれていない。
2024年3月31日現在における当該資産残高は約39,579百万ユーロ（2023年3月31日：35,952百万ユーロ）である。

13．後発事象

2024年3月31日より後に、2024年3月31日現在の年次財務書類に調整または追加の開示を必要とする事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance sheet as at March 31, 2024
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2024	March 31, 2023
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	13,951	12,873
		<u>613,951</u>	<u>612,873</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	7	1,792,921	1,741,153
Cash at bank and in hand	9	4,135,394	3,930,034
		<u>5,928,315</u>	<u>5,671,187</u>
PREPAYMENTS		108,830	---
TOTAL (ASSETS)		<u>6,651,096</u>	<u>6,284,060</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Results brought forward	4	3,873,425	3,530,003
Results for the financial year		321,048	343,422
		<u>4,694,473</u>	<u>4,373,425</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	161,473	125,822
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	1,795,150	1,784,813
		<u>1,956,623</u>	<u>1,910,635</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>6,651,096</u>	<u>6,284,060</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and loss account
for the year ended March 31, 2024
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2024	March 31, 2023
1. to 5. Gross results	10	370,054	394,954
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income not included under a)		258	118
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	357	(858)
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	—	(7,612)
b) other interest and similar expenses	11	(49,621)	(43,180)
16. Results after taxation		321,048	343,422
18. Results for the financial year		<u>321,048</u>	<u>343,422</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements
As at March 31, 2024
(expressed in Euro)

Note 1 – General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A.,

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-13-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 – Summary of significant accounting policiesBasis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)

As at March 31, 2024

(expressed in Euro)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 – Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Results brought forward

	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2022	3,187,125
Previous year's results	<u>342,878</u>
Balance as at March 31, 2023	<u>3,530,003</u>
Balance as at March 31, 2023	3,530,003
Previous year's results	<u>343,422</u>
Balance as at March 31, 2024	<u>3,873,425</u>

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2024
(expressed in Euro)

Note 5 – Financial assets

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Audited Net Equity March 31, 2024 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	3,206,301

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	2024 EUR	2023 EUR
Acquisition cost		
at the beginning of the year	14,106	16,070
acquisitions during the year	921	571
disposals during the year	(157)	(2,535)
at the end of the year	14,870	14,106
Value adjustments		
at the beginning of the year	(1,233)	(507)
value adjustments for the year	314	(726)
at the end of the year	(919)	(1,233)
Foreign exchange impact		
at the beginning of the year	---	(161)
value adjustments for the year	---	161
at the end of the year	---	---
Net value at the end of the year	13,951	12,873
Market value at the end of the year	15,347	14,518

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2024
(expressed in Euro)**Note 6 – Taxation**

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Debtors and CreditorsDebtors:

As at March 31, 2024, the trade debtor balance consists of commissions and fees receivable from investment funds for trust and management services.

Creditors:

As at March 31, 2024, they consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 161,473 (March 31, 2023: EUR 125,822) fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 142,150 (March 31, 2023: EUR 179,813) following an agreement signed between the two entities effective March 2024 and replacing two agreements originally signed in 2015 and 2016, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 1,653,000 (March 31, 2023: EUR 1,605,000) following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

Note 8 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2024 and March 31, 2023.

Note 9 – Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2024, the Company paid no debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (March 31, 2023: paid EUR 7,612). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)

As at March 31, 2024

(expressed in Euro)

Note 10 – Gross results

For the years ended March 31, 2024 and 2023, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2024 EUR	March 31, 2023 EUR
Management fees	7,357,376	7,816,970
Other external charges	(6,987,322)	(7,422,016)
	<u>370,054</u>	<u>394,954</u>

For the year ended March 31, 2024, the Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 6,210,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2023: EUR 6,575,000) and other fees for a total amount of EUR 777,322 (March 31, 2023: EUR 847,016).

Note 11 – Other interest and similar expenses

For the year ended March 31, 2024, the Company incurred a net loss on spot foreign exchange transactions for an amount of EUR 49,621 (March 31, 2023: net loss for EUR 43,180).

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 39,579 million as at March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 35,952 million).

Note 13 – Subsequent events

No events have occurred subsequent to March 31, 2024 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts as of March 31, 2024.

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】**（１）定款の変更**

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当ありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

資本金の額

2025年2月末日現在、50,000米ドル(約748万円)です。

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)の条項に従い、正当に設立され、有効に存続し信託事業を行うライセンスを付与された信託会社です。また、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、ミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターのライセンスも付与されています。受託会社は、世界各地の個人および機関の両方に対して信託サービスを提供しています。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

資本金の額

2025年2月末日現在、資本金の額は、187,117,965.90米ドル(約280億595万円)です。

事業の内容

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立されました。同社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事しています。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

資本金の額

2025年4月1日現在、171億8,035万円です。

事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である投資顧問会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

(4) ピムコジャパンリミテッド(「副投資顧問会社」)

資本金の額

2025年2月末日現在、13,411,674.44米ドル(約20億733万円)です。

事業の内容

副投資顧問会社は、1971年に米国で設立されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)のグループ会社であり、債券投資管理の分野を専門としています。副投資顧問会社は、日本の金融庁の規制を受けています。

(5) 野村證券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

資本金の額

2025年2月末日現在、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

ファンドに関する受託業務を行います。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

ファンドに関する投資顧問業務を行います。

（４）ピムコジャパンリミテッド（「副投資顧問会社」）

ファンドに関する副投資顧問業務を行います。

（５）野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

日本におけるファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取次業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、野村アセットマネジメント株式会社および野村證券株式会社の最終的な親会社は、野村ホールディングス株式会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
- (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
- (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

- (a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- (b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファ

ンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

４．投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

５．投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべ

てと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（改正済）（以下「BOTA」という。）において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服しないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。

- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の出引額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際により直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらす、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。
- 6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、B O T Aに基づく義務を遵守しなければならない。
7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（C I M A）による規制と監督
- 7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までにC I M Aにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
- (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマナー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグラントコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法（改正済）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売さ

れ、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
 - (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
 - (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間中、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年4月30日	有価証券報告書（第4期）
2024年4月30日	有価証券届出書
2024年7月31日	半期報告書（第5期中）
2024年7月31日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

【別紙】

定義

「決算日」	各年の10月31日または（受託会社の絶対的な裁量により）受託会社により随時書面により指定されるその他の日をいいます。
「管理事務代行会社」	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、または受託会社がファンドに関する管理事務代行会社として随時任命するその他の者、企業もしくは会社をいいます。
「管理事務代行契約」	ファンドに関する受託会社と管理事務代行会社との管理事務代行契約をいいます。
「AEOI」	（ ）1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法律、規定または指針、ならびに類似の金融口座情報報告および/または源泉徴収税制度の実施を図る、その他の法域で制定されたその他の類似の法律、規定もしくは指針 （ ）税務における金融口座情報の自動的交換に関する経済協力開発機構（OECD）基準 - 共通報告基準および関連指針 （ ）上記（ ）および（ ）に記載される法律、規定、指針または基準を遵守、促進、補足または実施するために締結された、ケイマン諸島（またはケイマン諸島政府機関）とその他の法域（該当する法域の政府機関を含みます。）との間の政府間協定、条約、規定、指針、基準その他契約、ならびに （ ）前項に概説される事項を実施するケイマン諸島の法律、規定または指針 をいいます。
「監査人」	プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島、またはトラストおよび/もしくは関連するファンド（該当する方）について受託会社が随時監査人として任命する者、企業または会社をいいます。
「代行協会員」	受益証券の募集に関して管理会社の日本における代行協会員としての資格における野村證券株式会社または随時任命されるその他の者をいいます。
「代行協会員契約」	管理会社と代行協会員間のファンドに関する代行協会員契約をいいます。
「豪ドル建て 年1回分配型」	豪ドル建て受益証券のうち「豪ドル建て 年1回分配型」として指定されたものをいいます。

「豪ドル建て 毎月分配型」	豪ドル建て受益証券のうち「豪ドル建て 毎月分配型」として指定されたものをいいます。
「ケイマン諸島」	イギリスの海外領土であるケイマン諸島をいいます。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。
「ファンド営業日」	米ドルファンドについては、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所の営業日であり、かつ、日本の証券会社の営業日である日（毎年12月24日を除きます。）、ならびに受託会社または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。 豪ドルファンドについては、ルクセンブルグ、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所の営業日であり、かつ、日本の証券会社の営業日である日（毎年12月24日を除きます。）、ならびに受託会社または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「委託契約」	管理会社と受託会社間の2019年9月13日付の契約（随時修正または補足されます。）をいいます。
「英文目論見書補遺」	トラストの英文目論見書を補足する英文目論見書補遺をいいます。
「保管会社」	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、または受託会社がファンドに関する保管会社として管理会社と協議の上で随時任命するその他の者、企業もしくは会社をいいます。
「保管契約」	ファンドに関する受託会社と保管会社との間の保管契約をいいます。
「分配金落ち日」	関連する分配基準日の翌ファンド営業日および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「分配基準日」	（ ）米ドル建て 年1回分配型および豪ドル建て 年1回分配型に関して、毎年10月9日（ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、その直前のファンド営業日）および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で当該受益証券クラスに関して随時決定するその他の日および（ ）米ドル建て 毎月分配型および豪ドル建て毎月分配型に関して、毎月9暦日目（ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、その直前のファンド営業日）および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で当該受益証券クラスに関して随時決定するその他の日をいいます。

「分配支払日」	関連する分配基準日（同日を含みます。）から5ファンド営業日目および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「販売会社」または「日本における販売会社」	野村證券株式会社、またはファンドの日本における販売会社として管理会社により随時任命されるその他の機関をいいます。
「公租公課」	各ファンドに関して、印紙その他の税、税金、政府関連手数料（外国通貨の取得、保有または処分に関連する手数料を含みます。）、ブローカレッジ、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、ならびにトラストおよび／または当該ファンドの信託財産の組成、関連するファンドの信託財産の増額、関連するファンドの受益証券の創設、発行、販売もしくは買戻し、関連するファンドについて本投資対象の購入、販売もしくは取得に関連する、または受益証券もしくは当該税金および手数料が支払われるべき取引もしくは売買に関する、その他の公租公課をいいますが、関連するファンドの受益証券の発行および買戻しに関して、取次業者に対して支払われる手数料（もしあれば）は含まれません。
「適格投資家」	（ ）米国の市民もしくは居住者、（ ）米国の州、領域、連邦もしくは属領で設立されたかもしくは存続するパートナーシップ、または米国、もしくは米国の州、領域、連邦もしくは属領の法に基づいて設立されたかもしくはそれらにおいて存続する法人、信託もしくはその他の団体、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」といいます。）のレギュレーションSに定義される「米国人」、1974年米国従業員退職所得保障法（改正済）における意味の「従業員給付制度の投資者」（以下それぞれを「米国人」といいます。）、米国人が執行者もしくは管理者である財団、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者またはケイマン諸島に居住する者もしくは法人（ケイマン諸島で設立もしくは組成された免除会社もしくは非居住会社または者を除きます。）、（ ）欧州連合の市民または居住者、（ ）上記（ ）、（ ）、（ ）または（ ）に記載される者または法人の保管人、名義人または受託者、または、（ ）ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の者の、いずれにも該当しない者、会社または法人をいいます。
「費用」	トラストおよびいずれのファンドについて、すべての公租公課、ならびに関連するファンドの信託財産の収益または資本に対して請求されるすべての手数料、報酬、費用、料金、経費、利息およびその他の債務をいい、信託証書で特定される項目を含みますが、これらに限られません。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）をいいます。
「外国通貨」	基準通貨以外の通貨をいいます。

「金融庁」	日本の金融庁をいいます。
「基準通貨」	米ドルファンドについては、米ドルファンドの表示通貨である米ドルをいいます。豪ドルファンドについては、豪ドルファンドの表示通貨である豪ドルをいいます。
「当初払込日」	2019年11月18日をいいます。
「投資対象ファンド」	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される意味を有します。
「投資対象ファンド受益証券」	ピムコ パミューダ インカム ファンドAのNN（USD）クラス受益証券およびピムコ パミューダ インカム ファンドDのNN（AUD）クラス受益証券をいいます。
「投資ガイドライン」	管理会社がファンドの資産を投資する際に遵守する、本書に定める投資目的、投資方針および投資制限をいいます。
「投資顧問会社」	野村アセットマネジメント株式会社、またはファンドの投資顧問会社として管理会社により随時任命されるその他の者、企業もしくは会社をいいます。
「投資顧問契約」	投資顧問会社によるファンドの投資顧問サービスの提供に関する管理会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約（随時変更されます。）をいいます。
「副投資顧問会社」	ピムコジャパンリミテッド、または投資顧問会社がファンドの副投資顧問会社として随時任命するその他の者、企業もしくは会社をいいます。
「副投資顧問契約」	副投資顧問会社によるファンドの副投資顧問サービスの提供に関する投資顧問会社と副投資顧問会社との間の副投資顧問契約（随時変更されます。）をいいます。
「投信法」	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、改正済）をいいます。

「本投資対象」	いずれかの者、団体（法人格の有無を問いません。）、投資信託、信託、世界のいずれかの国、州もしくは領域の政府もしくは機関が発行する持分、株式、パートナーシップ持分、債券、社債、社債券、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、株式オプションもしくはストック・オプション、先物取引、通貨スワップもしくは金利スワップ、レボ取引、譲渡性預金、為替手形、約束手形またはあらゆる種類の有価証券、上記の者に対するローン（またはローン・パーティシペーション）、ミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権（全額払込済み、一部払込済み、または未払いのいずれであるかを問いません。）をいい、また、本書において記載される、または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいいます。
「関東財務局」	日本の財務省関東財務局をいいます。
「管理会社」	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、または信託証書の規定に従ってトラストに関する管理会社として任命されるその他の者もしくは機関をいいます。
「マネージド・ファンド」	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド、コーポレーション、または類似のオープン・エンド型の投資法人もしくはその他類似のオープン・エンド型の投資ビークルをいいます。
「マスター・ファンド」	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される意味を有します。
「マスター・ファンド管理会社」	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーをいいます。
「マスター・ファンド投資主」	マスター・ファンドの投資証券の保有者をいいます。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）をいいます。
「純資産価額」	各ファンドについて、信託証書および本書に従い計算される、当該ファンドの信託財産のうちのすべての本投資対象、現金およびその他のすべての資産から、当該ファンドの信託財産から適切に支払われるまたは払い戻されるすべての負債を控除した価額をいいます。

「受益証券１口当たり純資産価格」

各ファンド（または文脈上要求される場合は、それらのクラスもしくはシリーズ）の受益証券について、当該ファンド（または当該ファンドの特定のクラスもしくはシリーズの受益証券については、ファンドの純資産価額のうち関連するクラスもしくはシリーズの受益証券に適切に帰属させることのできる部分）の純資産価額を、当該ファンド（または、該当する場合はファンドの受益証券の関連するクラスもしくはシリーズ）の計算時点における発行済受益証券口数で除したものをいいます。

「英文目論見書」

英文目論見書をいいます。

「基準日」

（ ）受益者集会については、受託会社が決定する日で、通知において指定された集会日より少なくとも10日前の日、および、（ ）受益者の分配を受領する権利を決定する目的においては、分配基準日、または別途受託会社が決定する日をいいます。

「買戻日」

各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

「買戻通知」

管理会社またはその適式に任命された委託先が随時承認する様式の買戻通知をいいます。

「買戻価格」

「第一部 ファンド情報、第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続等、（１）海外における買戻し手続等」の項に記載される意味を有します。

「受益者名簿」

信託証書の条件に従い、受託会社またはその正当に任命された委託先により保管される受益者の名簿をいいます。

「申込契約」

管理会社が受託会社と協議の上で承認する様式の申込契約をいいます。

「ファンド」

信託証書および信託証書補遺に従って設立されたトラストのシリーズ・トラストであるPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）およびPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）をいいます。

「ファンド決議」	あるファンドに関して、（ a ）当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数（または当該ファンドの関連する英文目論見書補遺において規定されるその他の基準となる割合）の、決議に対して議決権を有する保有者により署名され、書面で行われた決議、または、（ b ）信託証書を遵守する当該ファンドの受益者集会において、当該受益者集会の基準日時点の保有者で当該集会に本人が出席もしくは代理人により出席し、議決権を有し、当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数（または当該ファンドの関連する英文目論見書補遺において規定されるその他の基準となる割合）の保有者により可決された決議をいいます。
「申込日」	各ファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「信託証書補遺」	2019年9月13日付のファンドに関する受託会社と管理会社との間の信託証書の補遺をいいます。
「トラスト」	信託証書によって設立されるノムラ・ケイマン・トラストとして知られるアンブレラ型のユニット・トラストをいいます。
「信託証書」	トラストに関して受託会社と管理会社の間で締結される、随時修正または補足される2019年9月13日付の基本信託証書をいいます。
「信託財産」	各ファンドについて、その信託時に、受託会社により保有される当初金額の100米ドル（または関連する信託証書補遺において指定されるその他の金額および通貨）ならびに （ a ）当該ファンドの受益証券の発行による手取金、および （ b ）信託証書において記載される、受託会社によりまたは受託会社のために、当該ファンドの信託時に保有されるまたは保有されるとみなされる現金、その他の財産および資産のすべてをいいます。 また、本用語が総称して使用される場合、「信託財産」は、すべてのファンドをまとめて参照した信託財産をいいます。
「受託会社」	エムユーエフジー・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド、または信託証書の条項に従い受託会社として任命されるその他の者もしくは機関をいいます。
「信託法」	随時改正または補足される、ケイマン諸島の信託法（改正済）をいいます。
「アンブレラ・トラスト」	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される意味を有します。

「受益証券販売・買戻契約」	管理会社と日本における販売会社間のファンドに関する受益証券販売・買戻契約をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その各州、コロンビア特別区ならびにアメリカ合衆国の領域および属領をいいます。
「米ドル建て 年1回分配型」	米ドル建て受益証券のうち「米ドル建て 年1回分配型」として指定されたものをいいます。
「米ドル建て 毎月分配型」	米ドル建て受益証券のうち「米ドル建て 毎月分配型」として指定されたものをいいます。
「受益証券」	ファンドの信託財産に係る同等かつ不可分の受益権（受益証券の端数を含みます。）をいい、また、文脈上要求される場合は、いずれかの受益証券クラスの受益証券をいいます。
「受益者」	該当する時点に登録されている受益証券の保有者をいい、受益証券の保有者として共同で登録される者すべてを含みます。
「受益者決議」	以下のいずれかを意味します。 （a）トラストが「規制ミューチュアル・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法において定義されます。）である場合、（ ）すべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数により書面にて同意される決議（この場合、各受益者はすべてのファンドの受益証券の純資産価額の合計に対する当該受益者の保有分の割合に応じて計算された議決権を有します。）、または、（ ）該当する集会の基準日におけるすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数の保有者によって、本人または代理人が出席した受益者集会（信託証書の規定に従って招集され、開催されます。）を通過した決議（以下「純資産価額の計算による決議」といいます。）、または、 （b）上記以外のすべての場合、（ ）信託証書第37.4条のみの目的上、トラストの「投資者」（ミューチュアル・ファンド法において定義します。）の数の過半数により書面にて合意される決議、および、（ ）その他の目的上、純資産価額の計算による決議のいずれかをいいます。
「評価日」	各ファンド営業日および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
「評価時点」	各評価日におけるファンドの本投資対象が取引される最終の関連する市場の営業時間終了時点および／または受託会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の時点をいいます。

独立監査人の監査報告書

PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）の受託会社としてのエムユーエフジー・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ケイマン・トラストのシリーズ・トラストであるPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）（以下「ファンド」という。）の2023年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2023年10月31日現在の純資産計算書
- ・2023年10月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の補足情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのエムユーエフジー・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2024年2月16日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of PIMCO Income Strategy Fund (USD)

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of PIMCO Income Strategy Fund (USD) (a series-trust of Nomura Cayman Trust) (the Fund) as at October 31, 2023, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at October 31, 2023;
- the statement of investments and other net assets as at October 31, 2023;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

February 16, 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）の受託会社としてのエムユーエフジー・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ケイマン・トラストのシリーズ・トラストであるPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）（以下「ファンド」という。）の2023年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2023年10月31日現在の純資産計算書
- ・2023年10月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の補足情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのエムユーエフジー・ファンド・サービズ（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2024年2月16日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of PIMCO Income Strategy Fund (AUD) (a series-trust of Nomura Cayman Trust) (the Fund) as at October 31, 2023, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at October 31, 2023;
- the statement of investments and other assets as at October 31, 2023;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

February 16, 2024

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の監査報告書

PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）の受託会社としてのエムユーエフジー・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ケイマン・トラストのシリーズ・トラストであるPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（米ドル）（以下「ファンド」という。）の2024年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2024年10月31日現在の純資産計算書
- ・2024年10月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の補足情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのエムユーエフジー・ファンド・サービズ（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年2月14日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of PIMCO Income Strategy Fund (USD)

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of PIMCO Income Strategy Fund (USD) (a series-trust of Nomura Cayman Trust) (the Series Trust) as at October 31, 2024, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at October 31, 2024;
- the statement of investments and other net assets as at October 31, 2024;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

February 14, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

PIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）の受託会社としてのエムユーエフジー・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ケイマン・トラストのシリーズ・トラストであるPIMCOインカム・ストラテジー・ファンド（豪ドル）（以下「ファンド」という。）の2024年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2024年10月31日現在の純資産計算書
- ・2024年10月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の補足情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのエムユーエフジー・ファンド・サービズ（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年2月14日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of PIMCO Income Strategy Fund (AUD)

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of PIMCO Income Strategy Fund (AUD) (a series-trust of Nomura Cayman Trust) (the Series Trust) as at October 31, 2024, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at October 31, 2024;
- the statement of investments and other assets as at October 31, 2024;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for MUFG Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

February 14, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

財務諸表の監査報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の情報を含む財務書類に対する注記で構成される、財務諸表について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務諸表は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の財務実績についてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下、「I E S B A 規程」という。）に従って貴社から独立した立場にあり、我々はI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務諸表に対する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務諸表の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が貴社の清算または運営の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

当報告書は、取締役会のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で述べることが求められている事項を取締役に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務、当報告書、または我々が形成する意見に関して、貴社および取締役会以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高い水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務諸表における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容について、また、財務諸表が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は取締役会に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

グランド・ケイマン、ケイマン諸島

2024年6月27日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2024, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and the Board of Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

Grand Cayman, Cayman Islands

June 27, 2024

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。